

地方分権に関する基本問題についての 調査研究会報告書

(座長：堀場 勇夫)

平成28年3月

一般財団法人 自治総合センター

はしがき

第1次・第2次地方分権改革では、国と地方の関係を対等・協力の関係に変えるという理念の下、国の制度改革の結果として地方の自主自立性が高まるなど、地方分権の基盤が構築されてきた。

地方公共団体に対する義務付け・枠付け等の見直しについては、平成25年6月に「第3次一括法」が成立し、国から地方への事務・権限の移譲等についても、平成26年5月に「第4次一括法」が成立した。また、平成26年から導入された「提案募集方式」における地方公共団体等からの提案等を踏まえ、事務・権限の移譲や義務づけ・枠付けの見直し等を推進するための「第5次一括法」が平成27年6月に成立した。

さらに、平成27年12月には、「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定され、事務・権限の移譲や義務づけ・枠付けの見直し等を推進するための法律案が検討されているところである。

このような地方分権に関する種々の改革の進展や課題を視野に入れながら、地方分権に関する基本問題について先進的かつ実践的な調査研究を実施するため、平成16年度に本研究会を設置し、検討を重ねてきた。平成27年度においては4回の研究会を開催しており、本報告書は、その成果をとりまとめたところである。

本報告書が、我が国の地方税財政を考える上での一助となれば幸いである。

なお、本研究会は、一般財団法人全国市町村振興協会と一般財団法人自治総合センターが共同で実施したものである。

平成28年3月

一般財団法人	全国市町村振興協会
理事長	山 野 岳 義
一般財団法人	自治総合センター
理事長	若 林 清 造

地方分権に関する基本問題についての調査研究会

委員名簿

座長	堀場 勇夫	青山学院大学経済学部教授
座長代理	中井 英雄	大阪経済法科大学経済学部教授
	赤井 伸郎	大阪大学大学院国際公共政策研究科教授
	木村 俊介	一橋大学大学院法学研究科教授
	國崎 稔	愛知大学経済学部教授
	齊藤 慎	大阪学院大学経済学部教授
	佐藤 主光	一橋大学国際・公共政策研究部教授
	中里 透	上智大学経済学部准教授
	西川 雅史	青山学院大学経済学部教授
	橋本 恭之	関西大学経済学部教授
	花井 清人	成城大学経済学部教授
	林 正義	東京大学大学院経済学研究科教授
	笠松 拓史	北海道大学公共政策大学院教授
	福重 元嗣	大阪大学大学院経済学研究科教授
	藤本 正樹	近畿大学経済学部准教授
	御船 洋	中央大学商学部教授
	望月 正光	関東学院大学経済学部教授

目 次

第 1 章 平成27年度調査報告

- 出生率の動向と少子化対策の方向性 1
- ふるさと納税制度の検証 26
- 地方スーパーマーケットの参入退出と買い物弱者対策について
ー行くべきか、来るべきか、それとも作るべきかー . . . 53
- 資本化仮説を用いた市町村合併の効果の検証 79

第 2 章 参考資料

- 公営企業の経営改革の取組について 121
- 地域おこし協力隊の活用促進について 142
- 平成 2 8 年度地方財政対策の概要について 153

第 1 章

平成27年度調査報告

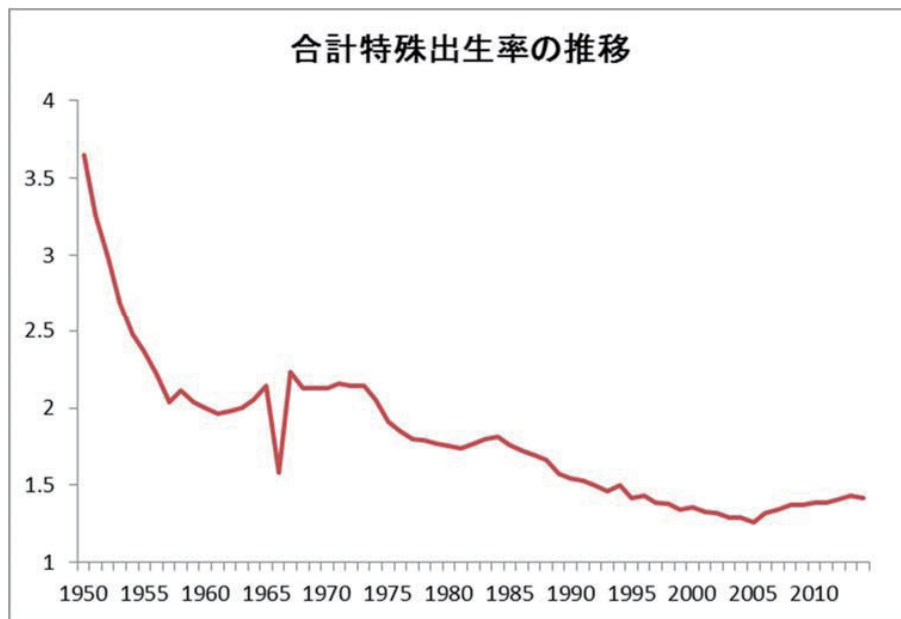
出生率の動向と少子化対策の方向性

中里透
(上智大学)

少子化と人口減少をめぐる 最近の動向

- 合計特殊出生率 1.42(2014年)
出生数 100.4万人(2014年)
- 出生率は人口置換水準(2.07)を大幅に下回る水準
- 出生数は第二次ベビーブームのピーク時の水準
(209.2万人(1973年))の半分以下
- 少子化をめぐる議論
 - ・女性就業(男女共同参画・「女性の活躍」との関連
 - ・地方創生(人口減少・「地方消滅」との関連

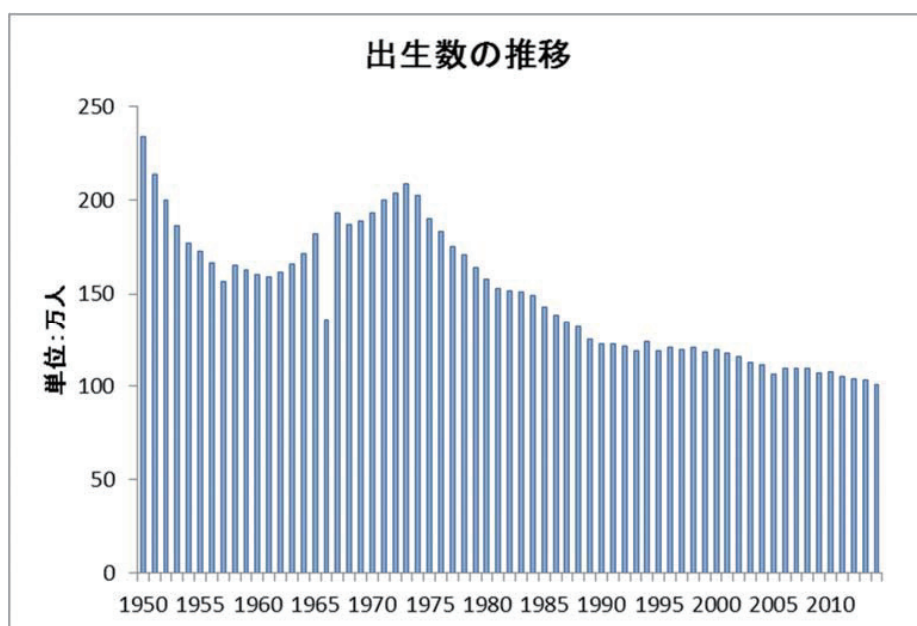
少子化と人口減少をめぐる 最近の動向



(資料出所)「人口動態統計」(厚生労働省)

3

少子化と人口減少をめぐる 最近の動向



(資料出所)「人口動態統計」(厚生労働省)

4

少子化と人口減少をめぐる 最近の動向

- 少子化危機突破タスクフォース(内閣府)
「『少子化危機突破』のための提案」(2013年5月28日とりまとめ)
- 産業競争力会議雇用・人材分科会(内閣官房)
「成長戦略としての女性の活躍推進について」
(2014年3月19日・経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議提出資料)
- 日本創成会議「ストップ少子化・地方元気戦略」(2014年5月8日公表)
- 経済財政諮問会議「選択する未来」委員会(内閣府)
「未来への選択」(2014年11月とりまとめ)
- まち・ひと・しごと創生本部(内閣官房)
「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」(2014年12月とりまとめ)
- 「少子化社会対策大綱」(2015年3月20日閣議決定)
- 子ども・子育て支援新制度スタート(2015年4月)

5

少子化と人口減少をめぐる最近の動向 「人口減少」「地方創生」と少子化対策

- 日本創成会議「ストップ少子化・地方元気戦略」
(2014年5月8日公表)

- ・現時点の「希望出生率」としては、合計特殊出生率(出生率)1.8の水準が想定される。これを踏まえ、10年後の2025年を目処に「出生率＝1.8を実現すること」を基本目標とする。
- ・人口過密の大都市では、住居や子育て環境等から出生率が低いのが一般的であり、少子化対策の視点からも地方から大都市への「人の流れ」を変える必要がある。

6

少子化と人口減少をめぐる最近の動向 「人口減少」「地方創生」と少子化対策

○まち・ひと・しごと創生本部（内閣官房）

「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（2014年12月とりまとめ）

- ・若い世代の結婚・子育ての希望が実現するならば、我が国の出生率は1.8程度の水準まで向上することが見込まれる。
- ・我が国においてまず目指すべきは、若い世代の結婚・子育ての希望の実現に取り組み、出生率の向上を図ることである。
- ・仮に、2030～2040年頃に出生率が人口置換水準まで回復するならば、2060年に総人口1億人程度を確保し、その後2090年頃には人口が定常状態になることが見込まれる。

7

少子化と人口減少をめぐる 過去の経緯

○人口政策確立要綱（1941年1月22日閣議決定）

第二、目標

右ノ趣旨ニ基キ我国ノ人口政策ハ内地人人口ニ就キテハ
左ノ目標ヲ達成スルコトヲ旨トシ差当リ昭和三十五年総人口
一億ヲ目標トス、外地人人口ニ就キテハ別途之ヲ定ム
（中略）

8

少子化と人口減少をめぐる 過去の経緯

○人口政策確立要綱(1941年1月22日閣議決定)

第五、資質増強ノ方策

資質ノ増強ハ国防及勤労ニ必要ナル精神的及肉体的ノ素質
ノ増強ヲ目標トシテ計画ス

(イ)国土計画ノ遂行ニヨリ人口ノ構成及分布ノ合理化ヲ

図ルコト、特ニ大都市ヲ疎開シ人口ノ分散ヲ図ルコト

之ガ為工場、学校等ハ極力之ヲ地方ニ分散セシムル如ク

措置スルモノトス

(以下略)

9

本稿における分析の視点

○都道府県別データを利用して、出生率の低下を

もたらしめている経済的・社会的要因を分析

・人口動態(未婚率の上昇・結婚年齢の上昇)

・女性の社会進出(就業率の上昇)

・出産・育児のコスト(賃金率の上昇)

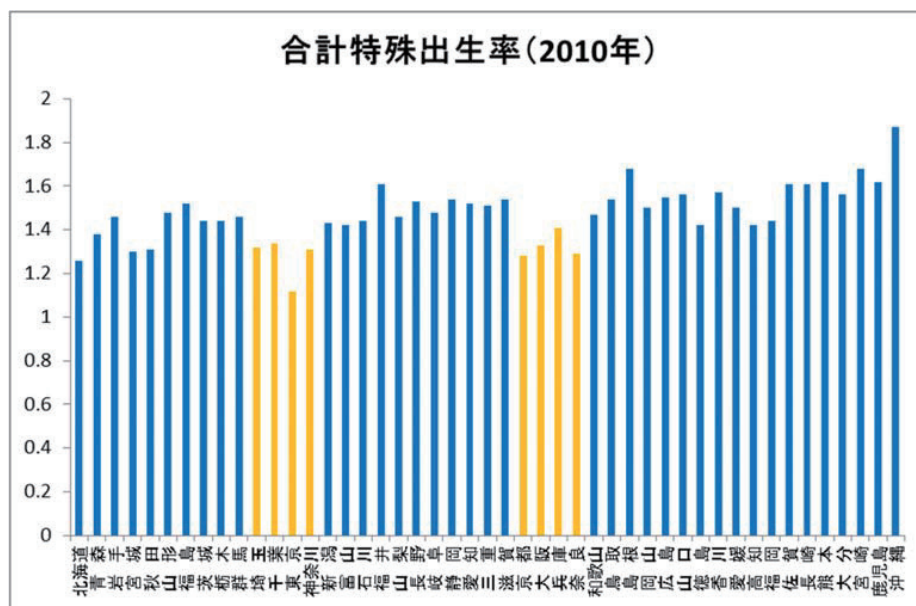
・経済力(所得水準の低下)

・都市化・産業構造の変化

(都市人口の増加・農業人口の減少)

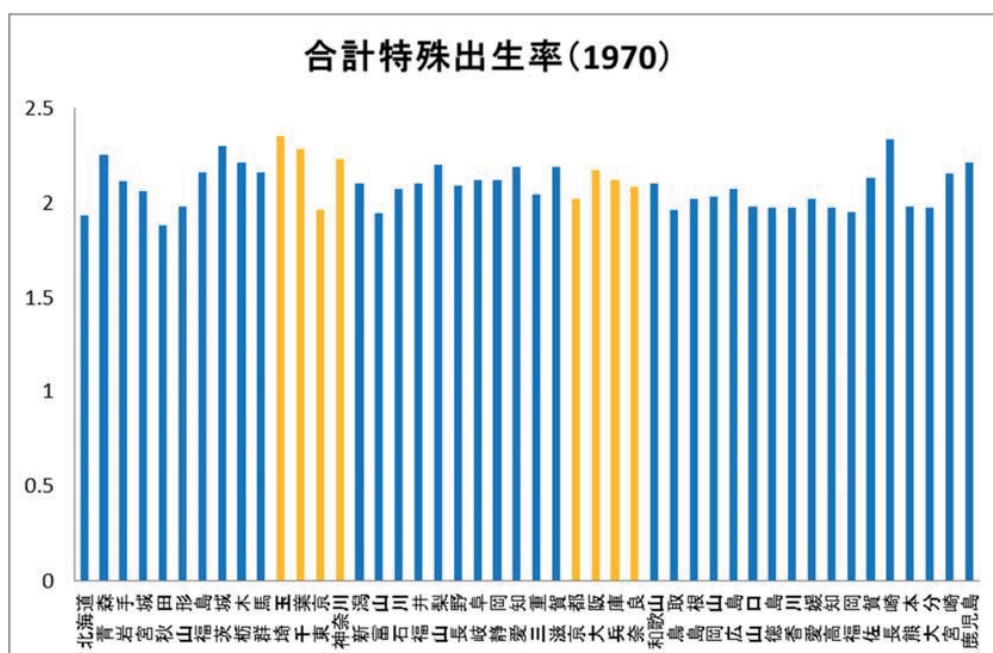
10

少子化の動向 出生率の地域動向(2010年)



11

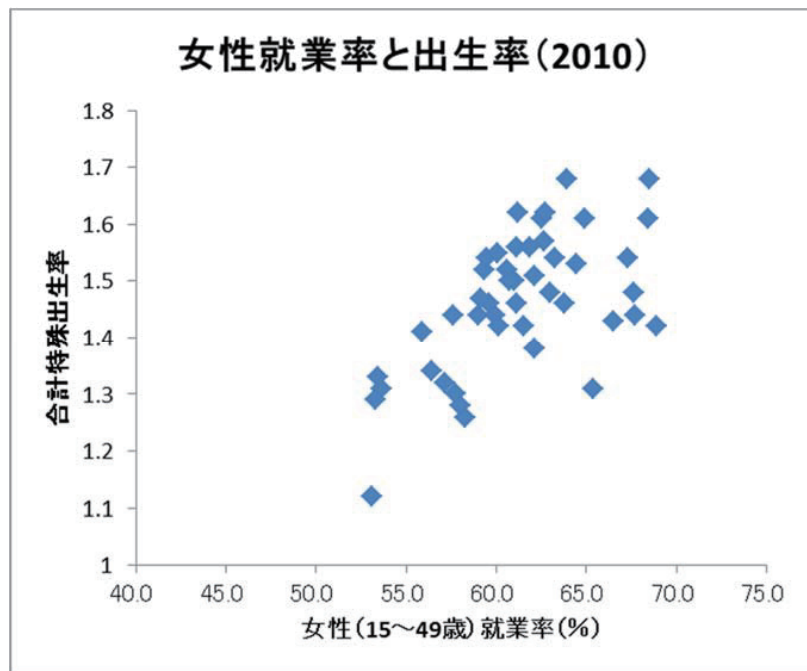
少子化の動向 出生率の地域動向(1970年)



12

少子化の動向

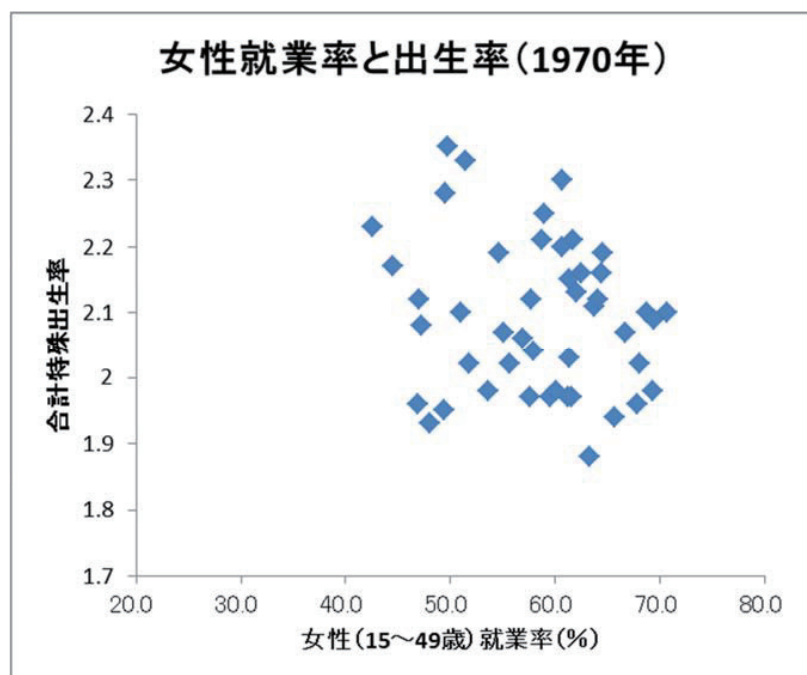
女性の就業率と出生率の関係(2010年)



13

少子化の動向

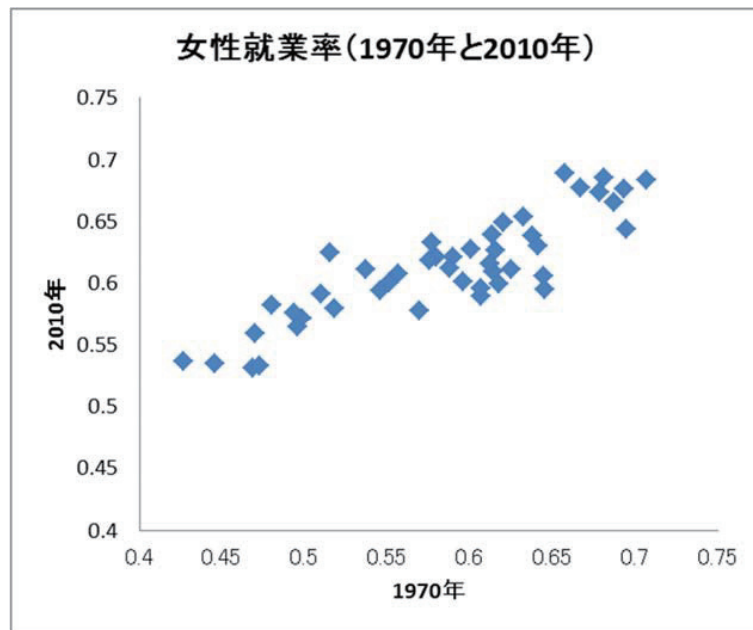
女性の就業率と出生率の関係(1970年)



14

少子化の動向

女性の就業率と出生率の関係



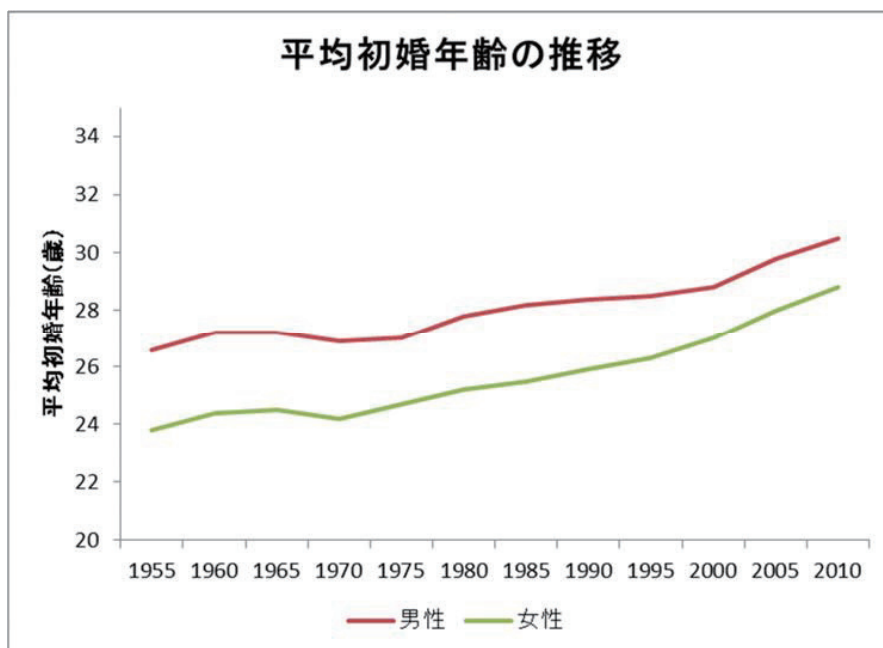
15

出生率はなぜ低下したか？

出生率の決定要因

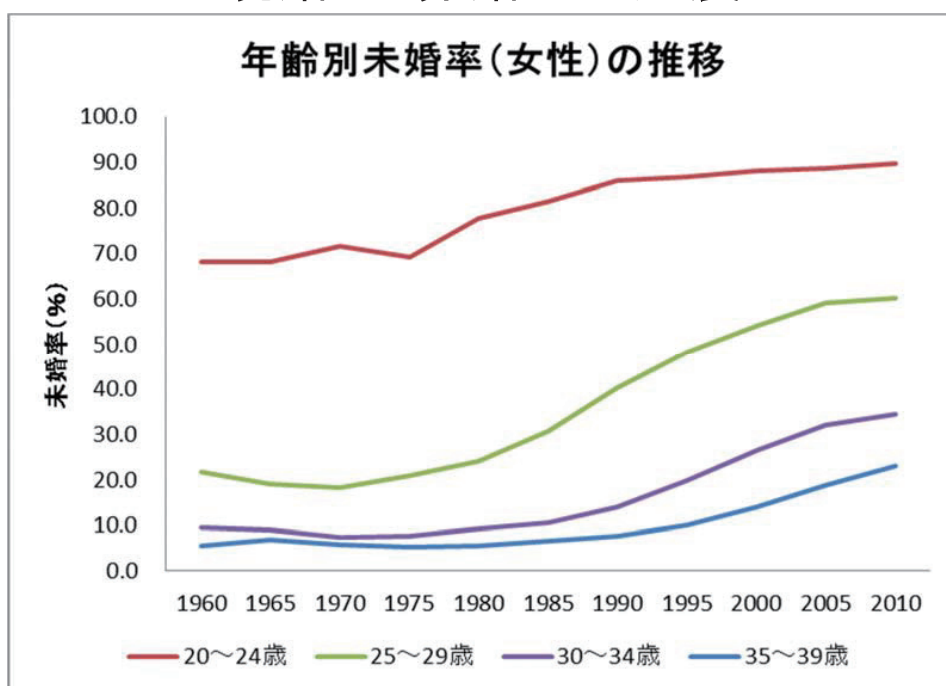
- 有配偶率(晩婚化・非婚化)
 - 結婚のコスト[女性の賃金]
 - 就業機会(結婚と仕事の選択)[女性の就業率]
 - 経済力[男性の所得]
- 有配偶出生率(晩産化・少産化・無子化)
 - 結婚年齢[平均初婚年齢]
 - 就業機会(出産・子育てと仕事の選択)[女性の就業率]
 - 出産・子育てのコスト[女性の賃金]
 - 経済力[男性の所得]
- その他の経済的・社会的要因

出生率はなぜ低下したか？ 晩婚化・非婚化の進展



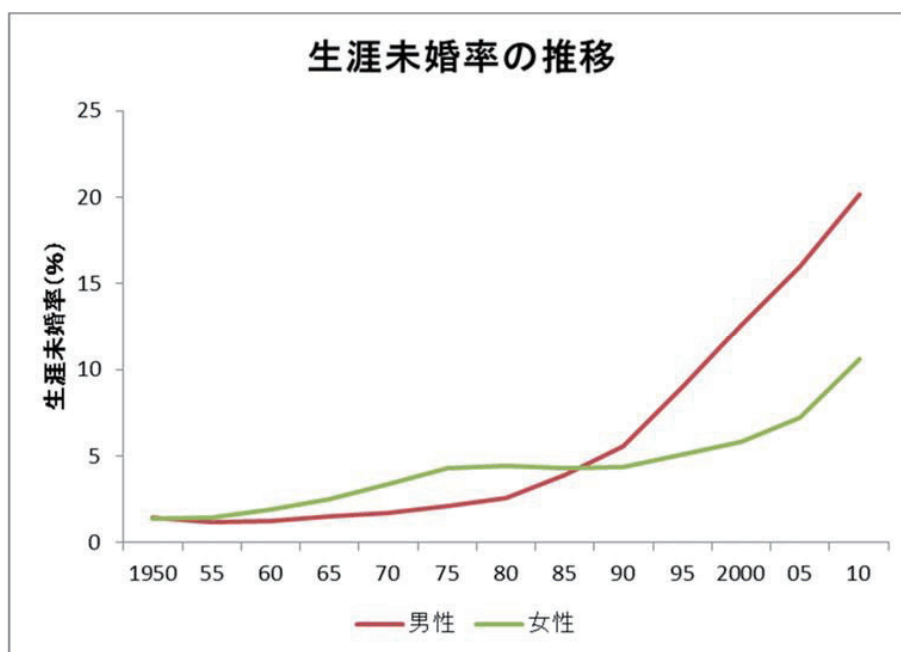
17

出生率はなぜ低下したか？ 晩婚化・非婚化の進展



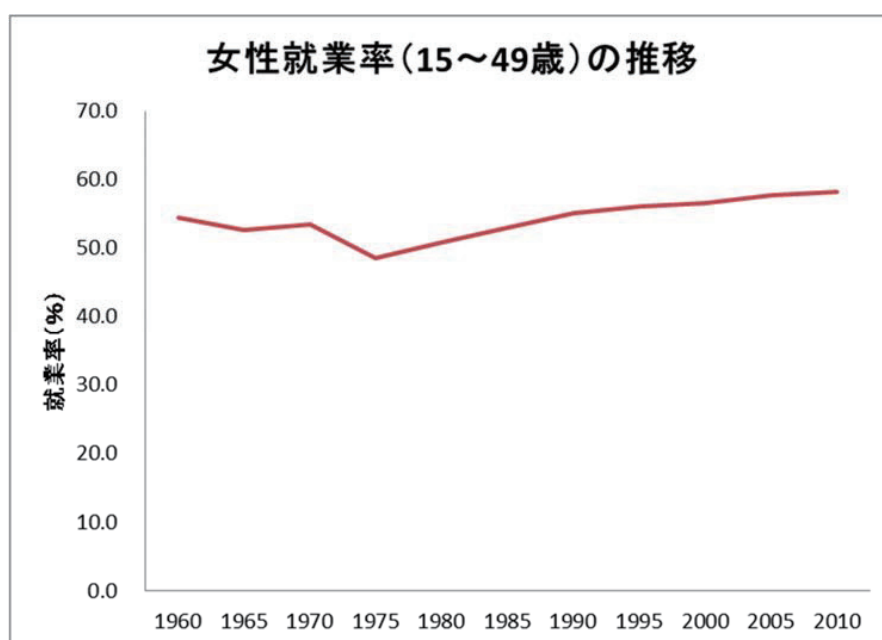
18

出生率はなぜ低下したか？ 晩婚化・非婚化の進展



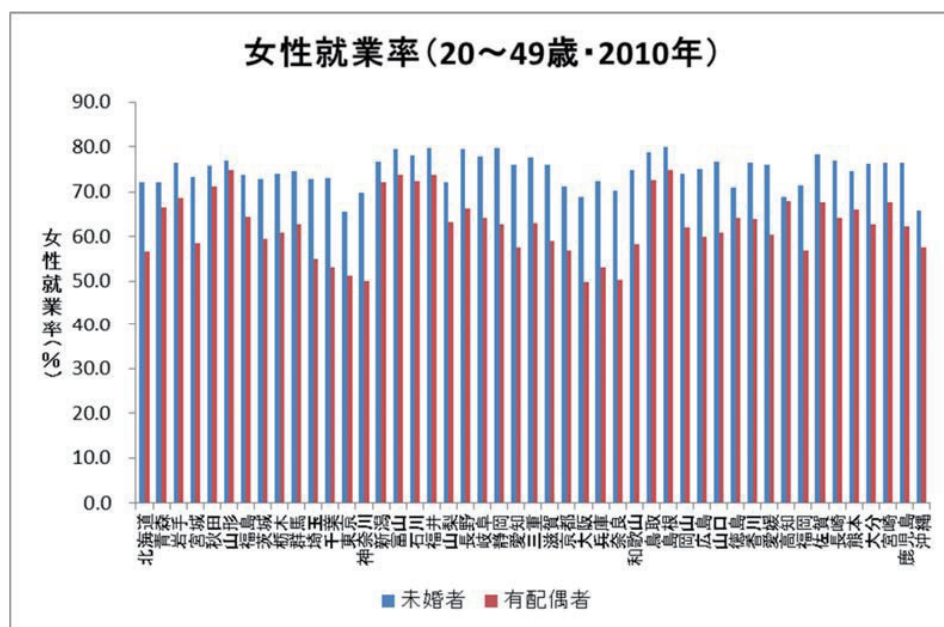
19

出生率はなぜ低下したか？ 女性就業率の動向



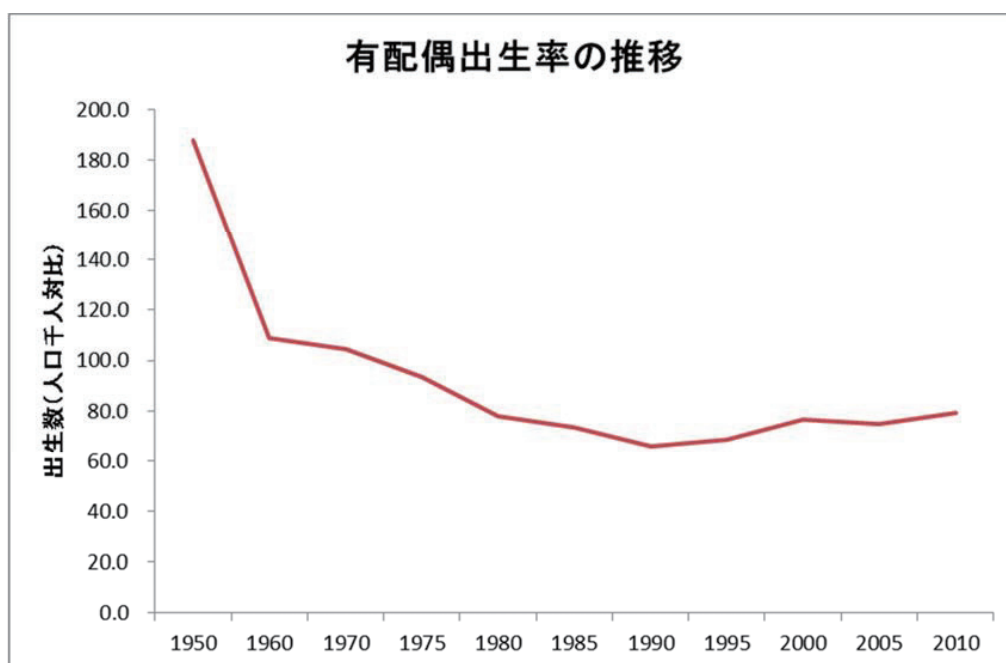
20

出生率はなぜ低下したか？ 女性就業率の動向



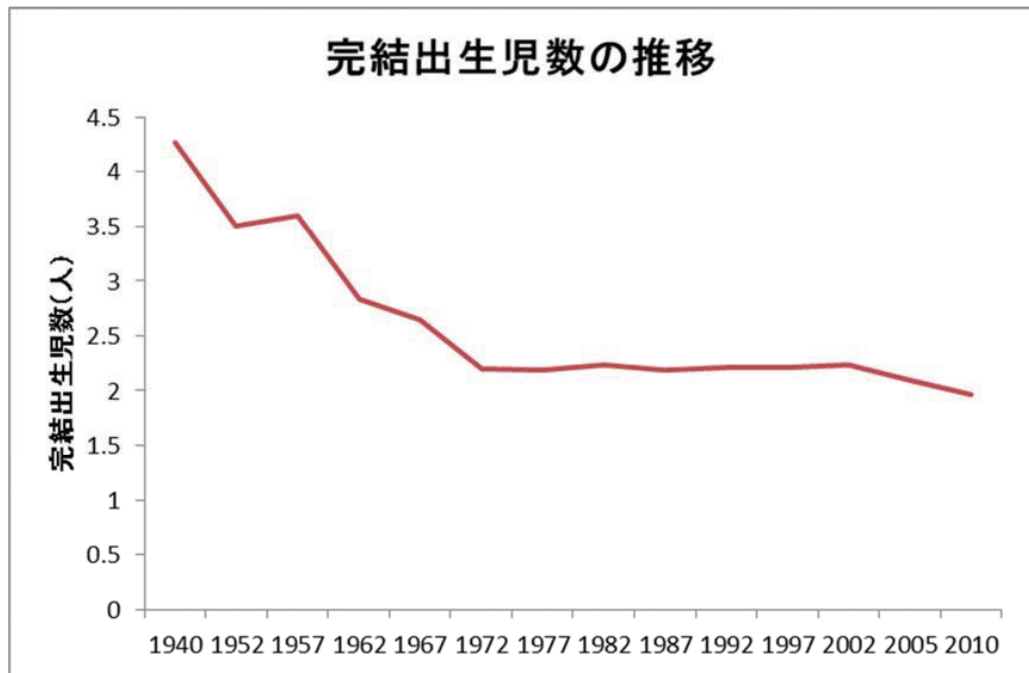
21

出生率はなぜ低下したか？ 有配偶出生率の推移



22

出生率はなぜ低下したか？ 完結出生児数の推移



23

先行研究の概要 Hashimoto(1974)

対象期間: 1960年

対象地域: 46都道府県

被説明変数: 完結出生力

推定方法: クロスセクションデータを利用してOLS推定

主な推定結果:

不就学の女性の比率が低いほど、女性の収入が多いほど、
女性の労働力率が高いほど、出生率が低くなる
("the cost-of-time hypothesis"が成立する)

24

先行研究の概要 小椋・ディークル(1992)

対象期間:1970年-85年(70・75・80・85の各年)

対象地域:46都道府県

被説明変数:5歳階級別(20～24歳、25～29歳、30～34歳)
の平均出生率

推定方法:5年前のデータとの階差(差分)をとった説明変数・
被説明変数をもとにプールドデータによりOLS推定

主な推定結果:高学歴化や20代の女性の結婚率の低下は、
出生率の低下をもたらす。
25～29歳と30～34歳の女性については、
賃金の上昇が出生率の低下につながっている

25

先行研究の概要 米谷(1995)

対象期間:1970年-92年(70・80・92の各年)

対象地域:47都道府県

被説明変数:合計特殊出生率(70年については46都道府県)

推定方法:各年ごとのクロスセクションデータをもとにOLS推定

主な推定結果:80年と92年については、賃金の上昇、
高学歴化、教育費の負担増が出生率を
低下させる要因となっている。

26

先行研究の概要 堤(2011)

対象期間:1970年-2005年

(1970・75・80・85・90・95・2000・05の各年)

対象地域:47都道府県

被説明変数:完結出生力・完結有配偶出生力

推定方法:コーホートデータを作成し、各コーホートごとの
クロスセクションデータをもとにOLS推定

主な推定結果:生涯未婚率の上昇が出生率の低下を
もたらしめている。

女性の失業率・就業率の高さがともに
出生率を引き上げる方向に働いている。

27

先行研究の概要 近藤(2014)

対象期間:1985年-2010年(85・90・95・2000・05・10の各年)

対象地域:47都道府県

被説明変数:合計特殊出生率

推定方法:各時点(年)と各都道府県の固有效果を考慮に
入れて、パネルデータをもとに推定

主な推定結果:失業率が高いほど出生率が低くなるが、
両者の関係の強さは対象とする期間に
よってばらつきがある。

28

出生率の決定要因(再掲)

- 有配偶率(晩婚化・非婚化)
 - 結婚のコスト[女性の賃金]
 - 就業機会(結婚と仕事の選択)[女性の就業率]
 - 経済力[男性の所得]
- 有配偶出生率(晩産化・少産化・無子化)
 - 結婚年齢[平均初婚年齢]
 - 就業機会(出産・子育てと仕事の選択)[女性の就業率]
 - 出産・子育てのコスト[女性の賃金]
 - 経済力[男性の所得]
- その他の経済的・社会的要因

推定方法 推定式の定式化

$$CFR_i = \alpha + \beta X_i + \gamma Z_i + \delta D_i + \varepsilon_i$$

CFR_i : 完結出生力(各都道府県のあるコーホートに属する女性が20~39歳の間に出産した子供の数)

X_i : 各都道府県のあるコーホートに属する女性の人口動態に関する変数(未婚率・平均結婚年齢)のベクトル

Z_i : 各都道府県のあるコーホートに属する男性・女性の出産・育児に関する経済的要因を表す変数のベクトル(女性就業率・女性賃金率・男性所得など)

D_i : 東京ダミー・沖縄ダミー

推定方法 対象期間・対象地域

○対象期間: 1985年～2010年

(2000年・05年・10年にそれぞれ35～39歳となるコーホート)

2000年に35～39歳となるコーホート: 1961～65年生まれ

2005年に35～39歳となるコーホート: 1966～70年生まれ

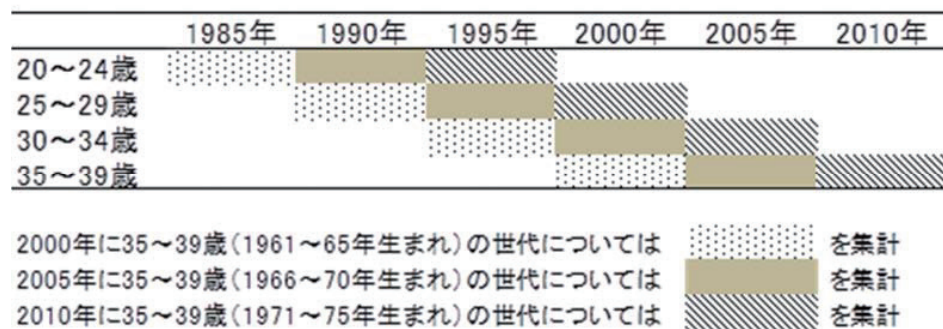
2010年に35～39歳となるコーホート: 1971～75年生まれ

○対象地域: 47都道府県

31

推定方法 コーホートデータの作成方法

○推定に利用する説明変数・被説明変数のデータは
下記の要領にしたがってコーホートごとに集計



32

推定方法

推定に使用する変数(データ)

○被説明変数: 完結出生力(コーホート出生率)

各コーホートに属する女性が20～39歳までの間に産んだ子供の数(出生数)を当該コーホートの女性総数で除したもの(出生率)を20～39歳までの期間について累計。

○説明変数

- ・生涯未婚率(35～39歳の時点における未婚率)
- ・平均結婚年齢
- ・女性就業率
- ・女性賃金率
- ・男女所得比

(資料出所)「国勢調査」(総務省)・「人口動態統計」(厚生労働省)

「賃金構造基本調査」(厚生労働省)・「消費者物価指数」(総務省)

33

推定方法

推定に使用するデータの記述統計

2000年に35～39歳となるコーホート

	観測値数	平均	標準偏差	最小値	最大値
完結出生力	47	1.742	0.151	1.215	2.016
生涯未婚率	47	0.124	0.025	0.078	0.220
平均結婚年齢	47	25.295	0.334	24.693	26.389
女性就業率	47	0.621	0.060	0.500	0.767
女性賃金率	47	1.060	0.133	0.848	1.441
男女所得比	47	1.308	0.043	1.209	1.395

2005年に35～39歳となるコーホート

	観測値数	平均	標準偏差	最小値	最大値
完結出生力	47	1.537	0.132	1.088	1.790
生涯未婚率	47	0.173	0.023	0.123	0.238
平均結婚年齢	47	25.745	0.323	25.167	26.881
女性就業率	47	0.645	0.050	0.546	0.764
女性賃金率	47	1.136	0.124	0.923	1.510
男女所得比	47	1.282	0.033	1.211	1.347

2010年に35～39歳となるコーホート

	観測値数	平均	標準偏差	最小値	最大値
完結出生力	47	1.428	0.117	1.045	1.727
生涯未婚率	47	0.213	0.025	0.165	0.287
平均結婚年齢	47	26.169	0.373	25.470	27.419
女性就業率	47	0.659	0.046	0.577	0.755
女性賃金率	47	1.189	0.109	0.988	1.543
男女所得比	47	1.229	0.030	1.155	1.284

34

基本モデルの推定結果

図表5 クロスセクション・データによる推定結果

図表6 3つのコーホートのデータを統合した場合の推定結果

35

被説明変数: 完結出生力									
推定方法: OLS									
	2000年に35～39歳となるコーホート			2005年に35～39歳となるコーホート			2010年に35～39歳となるコーホート		
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
定数項	1.425 (0.858)	1.346 (1.416)	3.048** (1.187)	2.060** (0.996)	2.032 (1.497)	3.123** (1.375)	2.480** (0.946)	3.064*** (1.100)	3.213*** (1.028)
生涯未婚率	-2.870*** (0.523)	-1.906*** (0.588)	-3.279*** (0.550)	-2.184*** (0.491)	-1.309** (0.610)	-2.727*** (0.689)	-1.802*** (0.500)	-1.450*** (0.530)	-2.415*** (0.615)
平均結婚年齢	0.0402 (0.0372)	-0.0203 (0.0448)	0.0244 (0.0370)	0.00430 (0.0424)	-0.0604 (0.0425)	0.00279 (0.0423)	-0.0185 (0.0394)	-0.0688** (0.0324)	0.00429 (0.0410)
女性就業率	0.416 (0.255)	1.172*** (0.259)	0.490* (0.250)	0.481 (0.308)	1.147*** (0.251)	0.422 (0.311)	0.400 (0.355)	0.907*** (0.267)	0.163 (0.376)
女性賃金率	-0.572*** (0.130)		-0.732*** (0.151)	-0.502*** (0.152)		-0.620*** (0.185)	-0.381** (0.186)		-0.566** (0.215)
男女所得比		0.319 (0.436)	-0.802* (0.419)		0.423 (0.487)	-0.592 (0.530)		-0.105 (0.371)	-0.668 (0.406)
東京ダミー	-0.0643 (0.0906)	-0.265*** (0.0940)	-0.0240 (0.0902)	-0.105 (0.0845)	-0.227** (0.0871)	-0.0651 (0.0915)	-0.0651 (0.0793)	-0.139* (0.0793)	-0.0155 (0.0876)
沖縄ダミー	0.332*** (0.0673)	0.382*** (0.0812)	0.343*** (0.0655)	0.276*** (0.0679)	0.353*** (0.0718)	0.252*** (0.0708)	0.311*** (0.0718)	0.381*** (0.0679)	0.233*** (0.0848)
観測値数	47	47	47	47	47	47	47	47	47
自由度調整済決定係数	0.852	0.783	0.861	0.791	0.739	0.792	0.754	0.729	0.764

(注1) 推定値の下にあるカッコ内の計数は推定値の標準誤差である。

(注2) ***は1%有意水準で有意、**は5%有意水準で有意、*は10%有意水準で有意。

36

被説明変数:完結出生力
推定方法:OLS

	(1)	(2)	(3)
定数項	1.931*** (0.491)	2.115*** (0.655)	2.537*** (0.578)
生涯未婚率	-2.246*** (0.276)	-1.472*** (0.307)	-2.561*** (0.318)
平均結婚年齢	0.0148 (0.0211)	-0.0486** (0.0208)	0.0182 (0.0210)
女性就業率	0.426** (0.165)	1.132*** (0.134)	0.393** (0.165)
女性賃金率	-0.521*** (0.0839)		-0.611*** (0.0953)
男女所得比		0.256 (0.211)	-0.411* (0.212)
東京ダミー	-0.0822* (0.0483)	-0.222*** (0.0486)	-0.0558 (0.0497)
沖縄ダミー	0.294*** (0.0379)	0.377*** (0.0401)	0.279*** (0.0383)
2005年35～39歳ダミー	-0.0738*** (0.0219)	-0.133*** (0.0223)	-0.0632*** (0.0223)
2010年35～39歳ダミー	-0.0765** (0.0347)	-0.164*** (0.0357)	-0.0711** (0.0344)
観測値数	141	141	141
自由度調整済み決定係数	0.905	0.878	0.906

(注1)推定値の下にあるカッコ内の計数は推定値の標準誤差である。

(注2)***は1%有意水準で有意、**は5%有意水準で有意、*は10%有意水準で有意。

37

推定結果のまとめ 基本モデル

- 生涯未婚率と女性賃金率は出生率に有意なマイナスの影響をもたらしている。
- ⇒出産・育児に伴うコスト(機会費用)が出生率の低下をもたらしていることが示唆される。
- 平均結婚年齢は出生率に対して有意な説明力をもたない。
- 女性就業率は出生率に対して有意な影響力をもたない。
(場合によってはプラスの影響が認められることもある)。
- ⇒晩婚化や女性の社会進出(就業率の上昇)が出生率の低下をもたらすという効果は確認されない。
- 沖縄県については出生率を高めている地域固有の要因があることがうかがわれる。

38

子育て支援策等を考慮した拡張 追加する説明変数(データ)

○潜在的保育所定員率

各都道府県における保育所の定員数を当該都道府県の20～39歳の女性人口で除した値を「潜在的保育所定員率」と定義(宇南山(2011))。

(資料出所)

保育所定員数:「社会福祉施設等調査」(厚生労働省)

女性人口:「国勢調査」(総務省)

○人口集中地区(DID)人口比率

(資料出所)「国勢調査」(総務省)

○第一次産業就業者比率

(資料出所)「国勢調査」(総務省)

39

推定方法 推定に使用するデータの記述統計

2000年に35～39歳となるコーホート

	観察数	平均	標準偏差	最小値	最大値
潜在的保育所定員率	47	0.145	0.051	0.054	0.271
DID人口比率	47	0.488	0.186	0.243	0.977
第一次産業就業者比率	47	0.099	0.050	0.005	0.193

2005年に35～39歳となるコーホート

	観察数	平均	標準偏差	最小値	最大値
潜在的保育所定員率	47	0.148	0.052	0.055	0.268
DID人口比率	47	0.500	0.187	0.245	0.979
第一次産業就業者比率	47	0.084	0.043	0.005	0.165

2010年に35～39歳となるコーホート

	観察数	平均	標準偏差	最小値	最大値
潜在的保育所定員率	47	0.153	0.052	0.060	0.265
DID人口比率	47	0.508	0.187	0.247	0.980
第一次産業就業者比率	47	0.073	0.038	0.004	0.144

40

拡張モデルの推定結果

図表8 クロスセクション・データによる推定結果

図表9 3つのコーホートのデータを統合した場合の推定結果

41

被説明変数: 完結出生力 推定方法: OLS									
	子育て支援策(潜在的保育所定員率)			都市化(DID人口比率)			産業構造(第一次産業就業者比率)		
	2000年に 35～39歳となる コーホート (1)	2005年に 35～39歳となる コーホート (2)	2010年に 35～39歳となる コーホート (3)	2000年に 35～39歳となる コーホート (4)	2005年に 35～39歳となる コーホート (5)	2010年に 35～39歳となる コーホート (6)	2000年に 35～39歳となる コーホート (7)	2005年に 35～39歳となる コーホート (8)	2010年に 35～39歳となる コーホート (9)
定数項	3.175*** (1.126)	3.551*** (1.155)	3.710*** (0.866)	3.071*** (1.094)	3.092*** (1.133)	3.087*** (0.890)	2.893** (1.154)	2.922** (1.247)	2.845** (1.079)
生涯未婚率	-3.361*** (0.435)	-2.941*** (0.551)	-2.508*** (0.454)	-2.843*** (0.531)	-2.176*** (0.626)	-1.901*** (0.563)	-3.404*** (0.434)	-3.138*** (0.560)	-2.540*** (0.494)
平均結婚年齢	0.0238 (0.0368)	-0.00354 (0.0406)	-0.00887 (0.0381)	0.0138 (0.0363)	-0.00483 (0.0392)	-0.00209 (0.0394)	0.0202 (0.0369)	0.00836 (0.0414)	0.0136 (0.0421)
女性就業率	0.419* (0.230)	0.131 (0.290)	-0.275 (0.326)	0.439** (0.214)	0.293 (0.259)	0.103 (0.299)	0.463** (0.218)	0.279 (0.272)	0.0980 (0.312)
女性賃金率	-0.746*** (0.126)	-0.628*** (0.156)	-0.484*** (0.172)	-0.588*** (0.159)	-0.426** (0.181)	-0.387* (0.203)	-0.612*** (0.204)	-0.501** (0.196)	-0.505** (0.207)
男女所得比	-0.851** (0.408)	-0.663 (0.475)	-0.695* (0.352)	-0.698* (0.402)	-0.511 (0.465)	-0.593 (0.369)	-0.700 (0.429)	-0.567 (0.490)	-0.590 (0.400)
潜在的保育所定員率	0.124 (0.211)	0.398* (0.229)	0.596** (0.227)						
DID人口比率				-0.144 (0.0882)	-0.222** (0.0891)	-0.166* (0.0880)			
第一次産業就業者比率							0.308 (0.347)	0.610 (0.397)	0.343 (0.436)
沖縄ダミー	0.344*** (0.0652)	0.245*** (0.0665)	0.227*** (0.0725)	0.358*** (0.0640)	0.290*** (0.0672)	0.275*** (0.0795)	0.364*** (0.0693)	0.283*** (0.0726)	0.252*** (0.0843)
観測値数	47	47	47	47	47	47	47	47	47
自由度調整済み決定係数	0.862	0.805	0.799	0.870	0.819	0.784	0.863	0.802	0.768

(注1) 推定値の下にあるカッコ内の計数は推定値の標準誤差である。

(注2) ***は1%有意水準で有意、**は5%有意水準で有意、*は10%有意水準で有意。

42

被説明変数：完結出生力
推定方法：OLS

	潜在的保育所 定員率を含めた 推定式	DID人口比率 を含めた推定式	第一次産業 就業者比率 を含めた推定式
定数項	2.779*** (0.523)	2.577*** (0.514)	2.365*** (0.555)
生涯未婚率	-2.732*** (0.260)	-2.156*** (0.309)	-2.852*** (0.262)
平均結婚年齢	0.0163 (0.0206)	0.0110 (0.0202)	0.0184 (0.0206)
女性就業率	0.173 (0.153)	0.279** (0.139)	0.288** (0.142)
女性賃金率	-0.632*** (0.0818)	-0.469*** (0.0979)	-0.495*** (0.110)
男女所得比	-0.453** (0.201)	-0.340* (0.200)	-0.339 (0.210)
潜在的保育所定員率	0.282** (0.126)		
DID人口比率		-0.173*** (0.0509)	
第一次産業就業者比率			0.483** (0.212)
沖縄ダミー	0.272*** (0.0369)	0.307*** (0.0376)	0.308*** (0.0404)
2005年35～39歳ダミー	-0.0494*** (0.0177)	-0.0838*** (0.0201)	-0.0463*** (0.0176)
2010年35～39歳ダミー	-0.0491* (0.0264)	-0.106*** (0.0310)	-0.0382 (0.0266)
観測値数	141	141	141
自由度調整決定係数	0.909	0.913	0.909

(注1) 推定値の下にあるカッコ内の計数は推定値の標準誤差である。

(注2) ***は1%有意水準で有意、**は5%有意水準で有意、*は10%有意水準で有意。

43

推定結果のまとめ 拡張モデル

- 潜在的保育所定員率は、2010年に35～39歳となったコーホート(1971年～75年生まれ)については、出生率に有意なプラスの影響をもたらしている。
- DID人口比率は、2005年に35～39歳となったコーホート(1966年～70年生まれ)については、出生率に有意なマイナスの影響をもたらしている。
- コーホートごとに推定を行った場合、第一次産業就業者比率は出生率に対して有意な説明力をもたない。

44

推定結果のまとめ 政策的インプリケーション

○出生率の低下の要因としては非婚化（生涯未婚率の上昇）が大きな要因と考えられる。

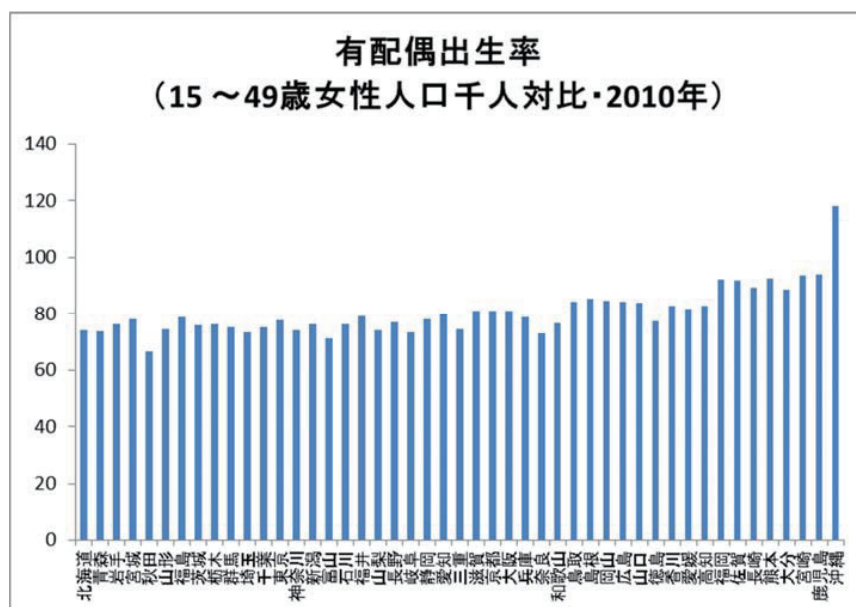
⇒子育て支援策の充実と併せて、結婚がしやすくなるような環境整備を通じて有配偶率の上昇を促す取り組みが重要。

○都市への人口集中が出生率を低下させる可能性については有意な影響が安定的に確認されているわけではない。

⇒「地方分散」を図ることによって出生率が上昇するとは必ずしも言えない（引き続き精査が必要）。

45

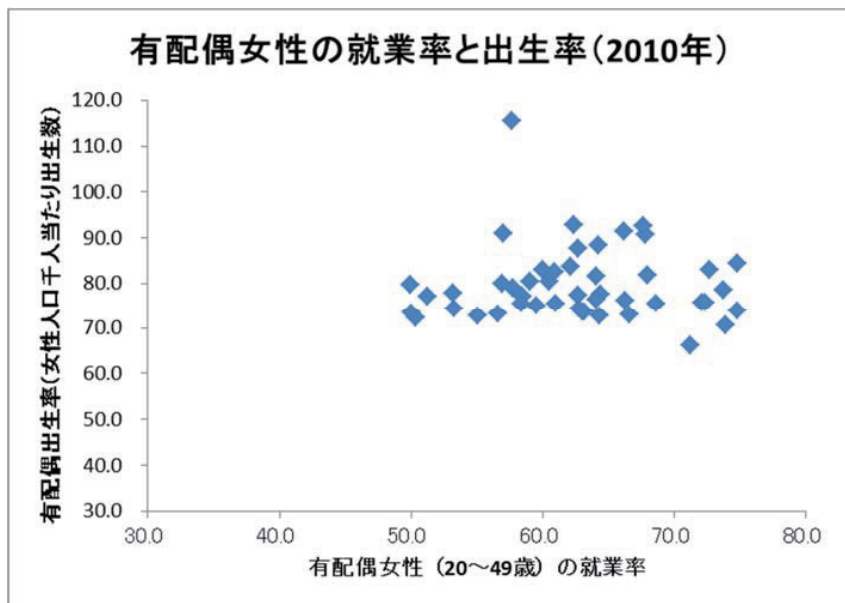
推定結果の解釈 就業率と出生率



（資料出所）「人口動態統計」（厚生労働省）

46

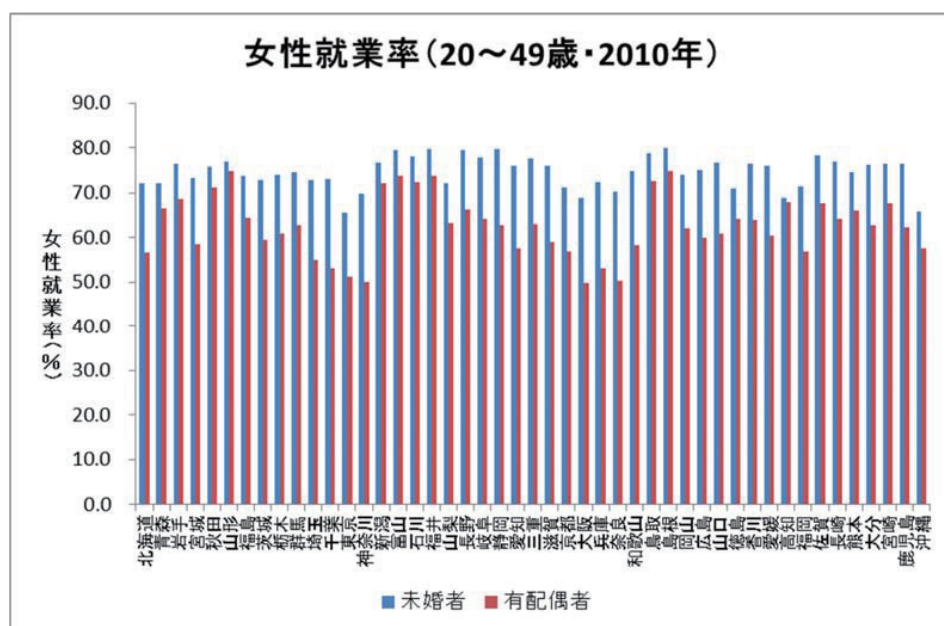
推定結果の解釈 就業率と出生率



(資料出所)「人口動態統計」(厚生労働省)・「国勢調査」(総務省)

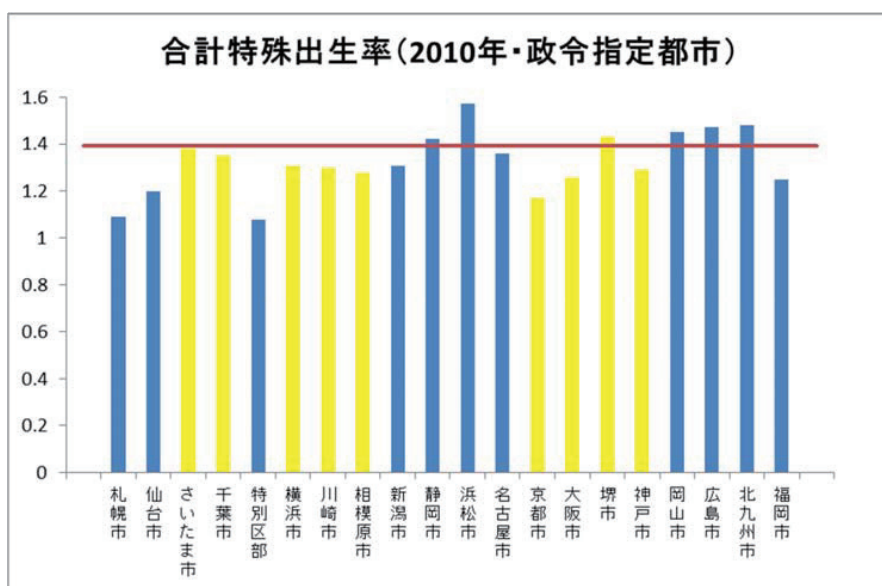
47

推定結果の解釈 就業率と出生率



48

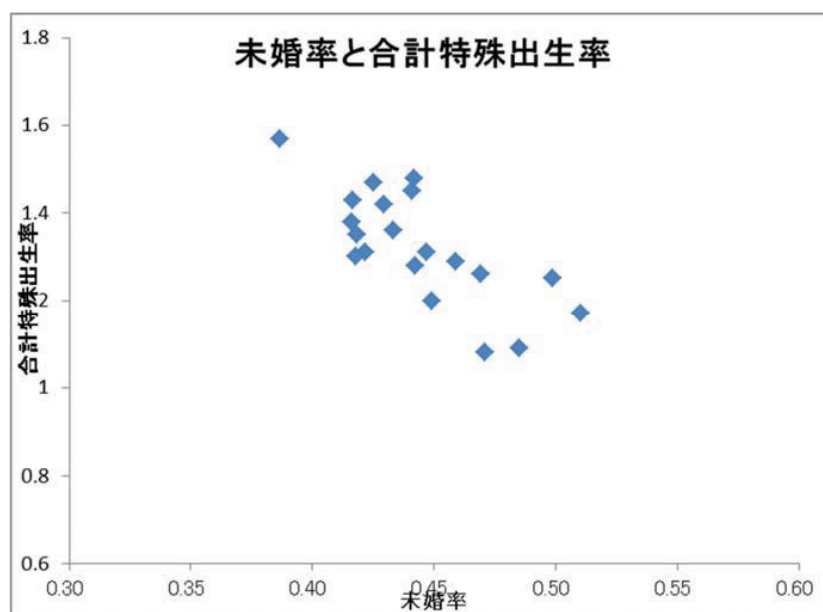
推定結果の解釈 人口集中と出生率



(資料出所)「人口動態統計」(厚生労働省)

49

推定結果の解釈 人口集中と出生率



(資料出所)「国勢調査」(総務省)・「人口動態統計」(厚生労働省)

50

ふるさと納税制度 の検証

関西大学経済学部教授
橋本恭之

2015年9月7日(月)総務省財政課
第2回地方分権に関する基本問題についての調査研究会

総務省の通達

(平成27年1月23日付事務連絡)

- ・ ① 地方団体に対する寄附金に係る寄附金税額控除(ふるさと納税)について、以下の措置を講ずることとしていること。
- ・ 返礼品(特産品)送付について、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応の要請
- ・ (ア) 当該寄附金が経済的利益の無償の供与であることを踏まえ、寄附の募集に際し、当該返礼品(特産品)の送付が対価の提供との誤解を招きかねないような表示により寄附の募集をする行為(下記)については、自粛していただきたいこと。

「返礼品の価格」や「返礼品の価格の割合」(寄附額の何%相当など)の表示

- ・ (イ) ふるさと納税は、経済的利益の無償の供与である寄附金を活用して豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進を推進することにつき、通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される仕組みであることを踏まえ、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品(特産品)を送付する行為(下記)については、自粛していただきたいこと。

換金性の高いプリペイドカード等
高額又は寄附額に対し返礼割合の高い返礼品

目的

ふるさと納税制度が地方財政に与える影響、寄付者に対する影響をみたうえで、ふるさと納税制度の問題点を指摘し、その改善策を提示

ふるさと納税制度の仕組み 平成26年度

ふるさと納税の控除額の計算について

ふるさと納税による控除の概要

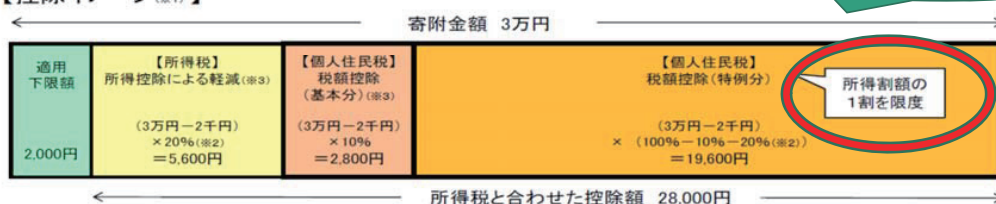
都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税）のうち2千円を超える部分については、一定の上限まで、原則として次のとおり所得税・個人住民税から全額控除される。

- ① 所得税・・・（寄附金－2千円）を所得控除（所得控除額×所得税率（0～40%（※））が軽減）
 - ② 個人住民税（基本分）・・・（寄附金－2千円）×10%を税額控除
 - ③ 個人住民税（特例分）・・・（寄附金－2千円）×（100%－10%（基本分）－所得税率（0～40%（※）））
- ①、②により控除できなかった寄附金額を、③により全額控除（所得割額の1割を限度）

（※）平成26年度から平成50年度については、復興特別所得税を加算した率とする。

平成27年度より所得割額の2割に拡充

【控除イメージ（※1）】



※1 年収700万円の給与所得者（夫婦子なしの場合、所得税の限界税率は20%）が、地方団体に対し3万円の寄附をした場合のもの。
※2 所得税の限界税率であり、年収により0～40%の間で変動する。なお、平成26年度から平成50年度については、復興特別所得税を加算した率とする。
※3 対象となる寄附金額は、所得税は総所得金額の40%が限度であり、個人住民税（基本分）は総所得金額の30%が限度。

出所：総務省http://www.soumu.go.jp/main_content/000254924.pdf

ふるさと納税における給与収入と 自己負担額の関係(2014年税制)

給与収入	独身者世帯		夫婦子ども2人世帯	
	5万円寄付	2万円寄付	5万円寄付	2万円寄付
300	30,150	4,650	33,700	8,200
400	23,750	2,000	27,300	2,000
500	14,350	2,000	17,650	2,000
600	7,350	2,000	10,650	2,000
607	2,070	2,000	10,170	2,000
608	2,000	2,000	10,100	2,000
657	2,000	2,000	6,670	2,000
658	2,000	2,000	2,000	2,000
700	2,000	2,000	2,000	2,000

出所: http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html 控除額計算シミュレーションより作成。

寄附金税制の概要

認定 NPO 法人 への 寄附	国税: 所得 控除方式	寄付金額－2千円＝寄付金控除額 寄付金限度額は所得の40%
	国税: 税額 控除方式	(寄付金額－2千円) × 40%＝寄付金特別控除額 寄付金限度額は所得の40%
	地方税	(寄附金(※1)－2千円) × 10% (※1) 総所得金額等の30%を限度
ふる さと 納 税	国税	寄付金額－2千円＝寄付金控除額 寄付金限度額は所得の40%
	地方税	・基本控除＝(寄付金額－2千円) × 10% ・特例控除＝(寄付金額－2千円) × (90%－所得税の限界税率)

2015年度税制改正

- 特例控除額の控除限度額を、個人住民税所得割額の2割（現行：1割）に引き上げ
- 「ふるさと納税ワンストップ特例制度」

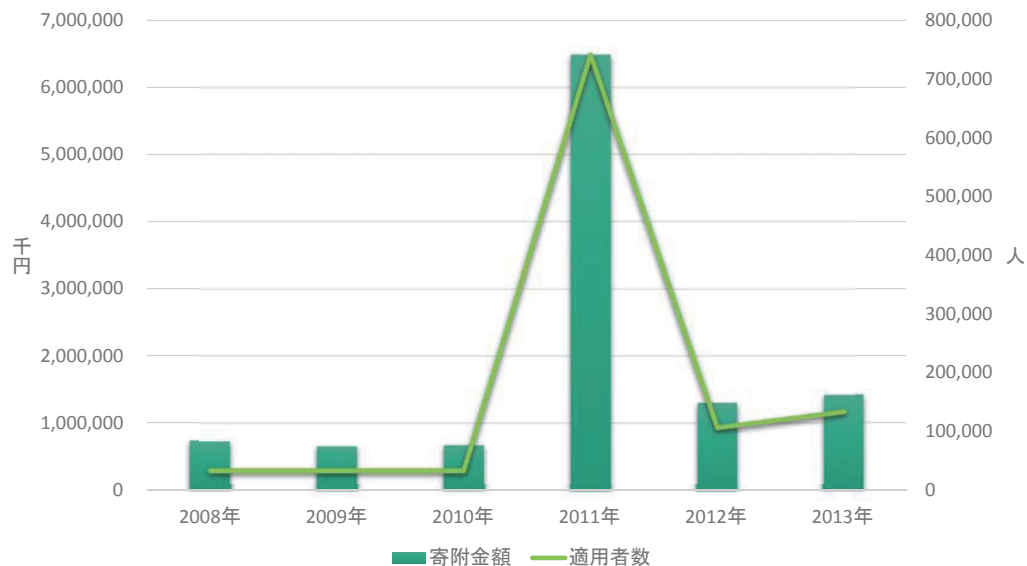
ワンストップ納税制度

- ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受ける方は、所得税からの控除は発生せず、ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う住民税の減額という形で控除が行われます。

出所：

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/topics/20150401.html#block02（閲覧日2015年8月13日）引用。

ふるさと納税の現状



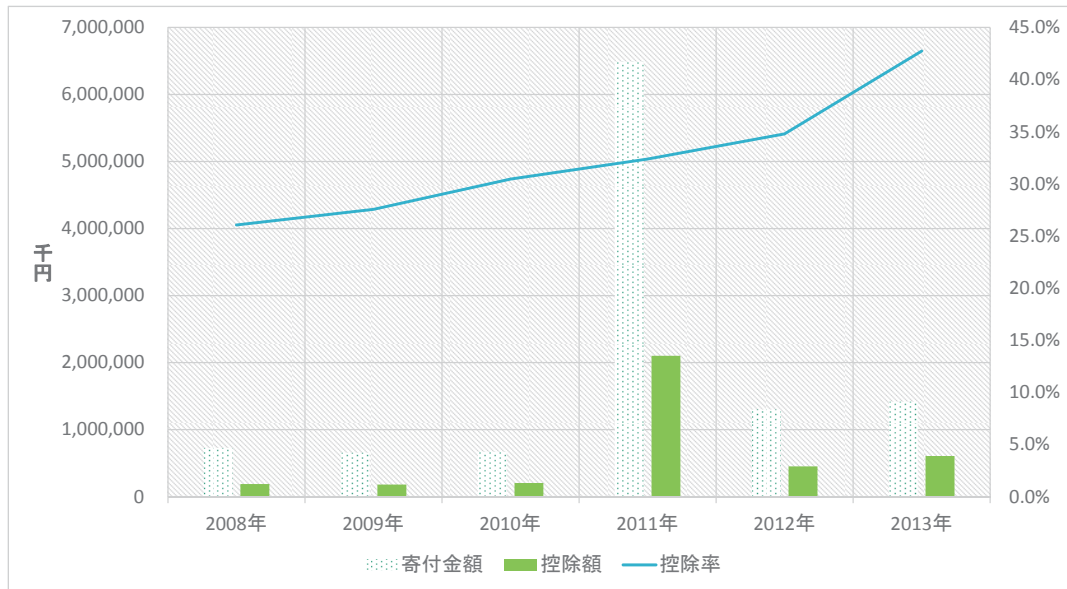
出所：総務省『寄附金税額控除に関する調（都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税））』各年版より作成。

ふるさと納税の現状

	2009年	2010年	2011年	2012年
寄附金額（自治体アンケート）	68	105	138	96
寄附金申告分	73	66	67	649
寄附金を把握している団体数	1,699	1,725	1,736	1,729

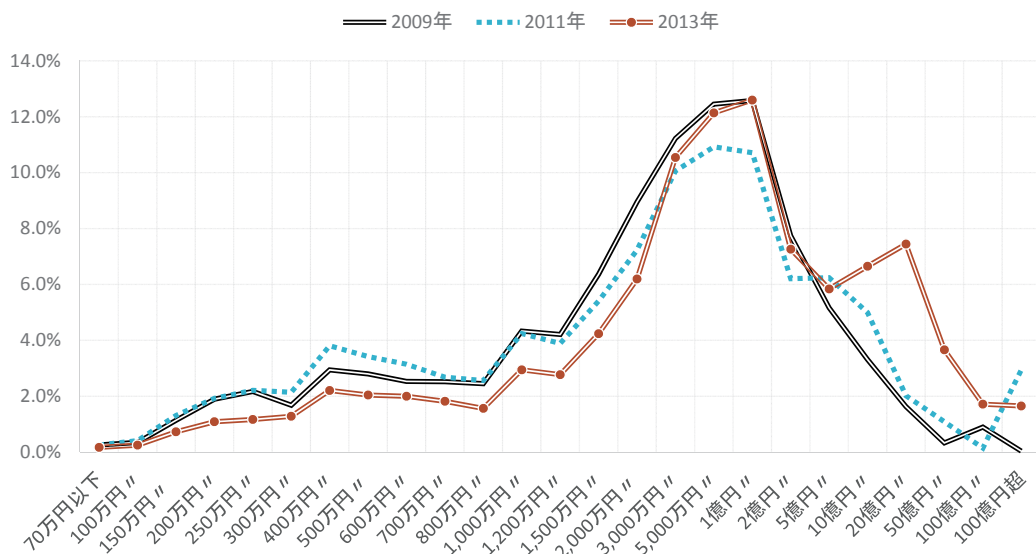
出所：総務省自治税務局「ふるさと納税に関する調査結果」2013年9月13日、総務省「寄附金税額控除に関する調（都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税））」各年版より作成。

寄附金と控除率（地方税）の推移



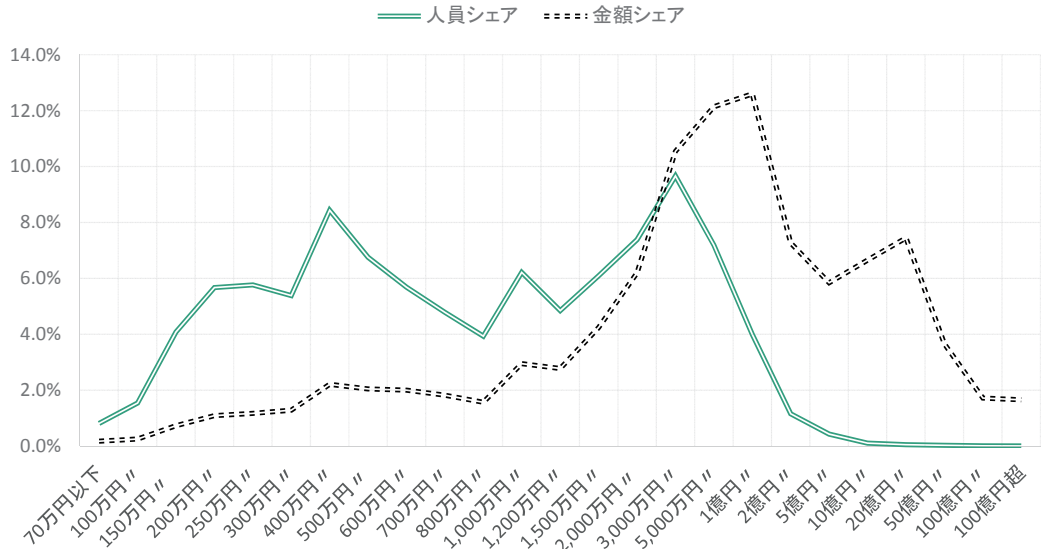
出所：総務省『寄附金税額控除に関する調（都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税））』各年版より作成。

寄附金額シェアの推移



出所：国税庁『税務統計からみた申告所得税の実態』各年版より作成。

合計所得階級別の寄附状況(2013年度)



出所: 国税庁『税務統計からみた申告所得税の実態(2013年度)』より作成。

所得税における税収ロス の推計

合計所得階級	人員	課税所得	一人あたり課税所得	限界税率	寄附金額シェア	寄付人員シェア	寄附金総額	ふるさと納税人員	所得控除	所得税の税収ロス
	人	百万円	万円				万円	人	万円	万円
70万円以下	183,582	7,983	4	5%	0.2%	0.8%	2,447	1,085	2,444	122
100万円 "	294,152	75,762	26	5%	0.3%	1.5%	3,583	2,063	3,578	179
150万円 "	701,552	327,704	47	5%	0.7%	4.1%	10,354	5,469	10,343	517
200万円 "	774,198	596,077	77	5%	1.1%	5.7%	15,466	7,594	15,451	773
250万円 "	676,694	755,816	112	5%	1.2%	5.8%	16,602	7,723	16,586	829
300万円 "	535,574	804,024	150	5%	1.3%	5.4%	18,218	7,210	18,204	910
400万円 "	746,245	1,574,843	211	10%	2.2%	8.4%	31,325	11,296	31,302	3,130
500万円 "	494,307	1,470,567	298	10%	2.0%	6.8%	29,010	9,044	28,991	2,899
600万円 "	348,474	1,345,008	386	20%	2.0%	5.7%	28,398	7,614	28,383	5,677
700万円 "	257,968	1,224,348	475	20%	1.8%	4.8%	25,820	6,405	25,807	5,161
800万円 "	188,853	1,073,464	568	20%	1.6%	3.9%	22,238	5,267	22,227	4,445
1,000万円 "	251,369	1,772,323	705	23%	2.9%	6.2%	41,810	8,323	41,794	9,613
1,200万円 "	164,249	1,480,704	901	23%	2.8%	4.8%	39,364	6,484	39,351	9,051
1,500万円 "	165,904	1,886,784	1,137	33%	4.2%	6.1%	60,160	8,161	60,144	19,847
2,000万円 "	166,651	2,520,484	1,512	33%	6.2%	7.4%	87,902	9,890	87,883	29,001
3,000万円 "	136,718	3,005,200	2,198	40%	10.5%	9.7%	149,591	12,943	149,566	59,826
5,000万円 "	83,064	2,956,480	3,559	40%	12.1%	7.2%	172,222	9,629	172,203	68,881
1億円 "	41,435	2,683,414	6,476	40%	12.6%	4.0%	178,732	5,349	178,721	71,489
2億円 "	11,168	1,464,989	13,118	40%	7.3%	1.2%	103,063	1,549	103,059	41,224
5億円 "	3,698	1,076,491	29,110	40%	5.8%	0.4%	82,878	575	82,877	33,151
10億円 "	860	587,492	68,313	40%	6.7%	0.1%	94,368	141	94,368	37,747
20億円 "	324	442,093	136,448	40%	7.4%	0.0%	105,640	63	105,640	42,256
50億円 "	174	526,332	302,490	40%	3.7%	0.0%	51,946	37	51,946	20,779
100億円 "	39	258,922	663,903	40%	1.7%	0.0%	24,379	12	24,378	9,751
100億円超	18	503,927	2,799,594	40%	1.7%	0.0%	23,461	5	23,461	9,384
計	6,227,270	30,421,233			100.0%	100.0%	1,418,935	133,928	1,418,710	486,643

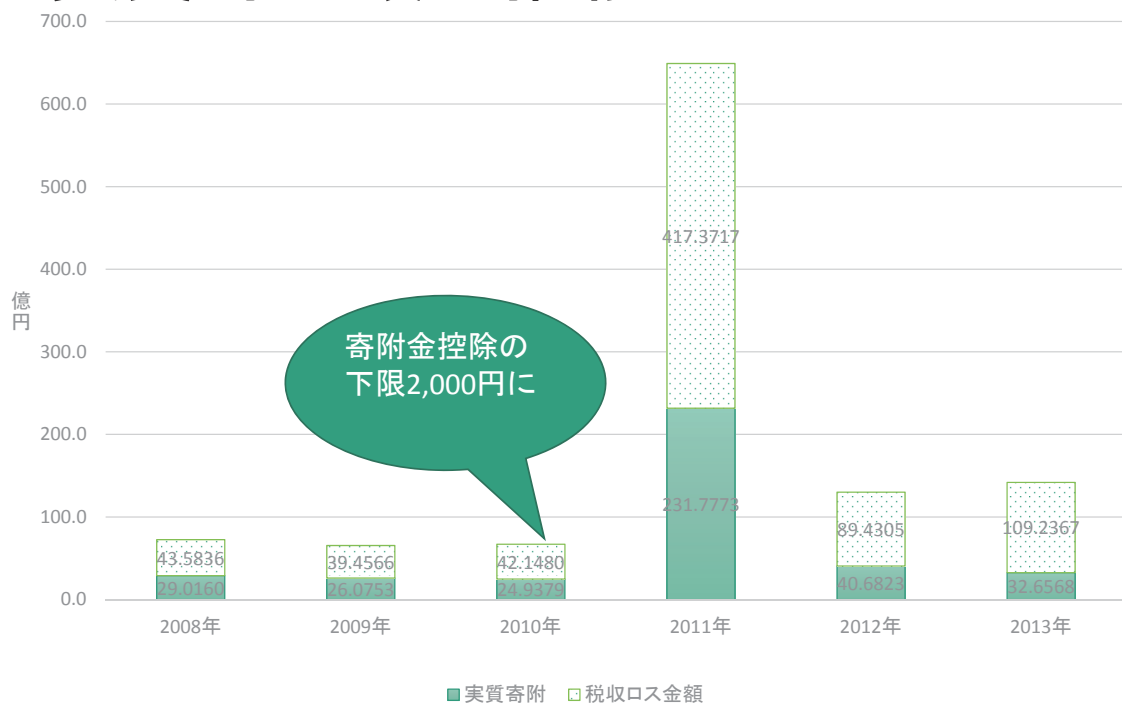
出所: 国税庁『税務統計からみた申告所得税の実態(2013年度)』、総務省『平成26年度寄附金税額控除に関する調(都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税))』より作成。

税収ロス比率の推移

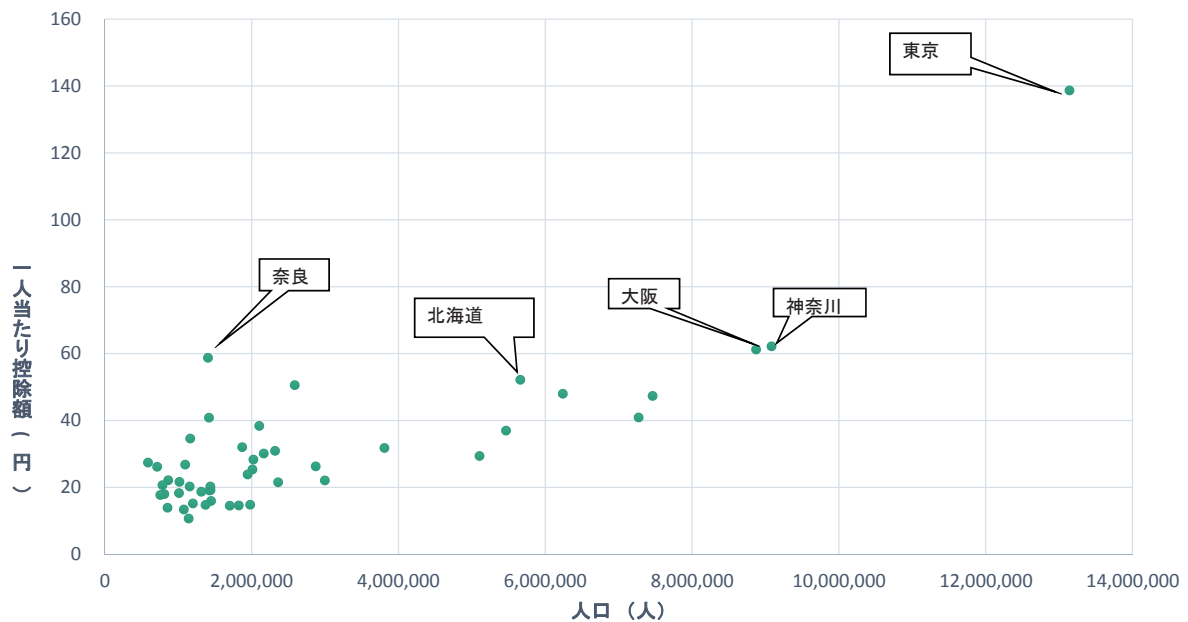
	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
所得税税収ロス比率	34.2%	32.9%	32.6%	32.4%	34.3%	34.3%
住民税税収ロス比率	26.1%	27.6%	30.5%	32.4%	34.8%	42.7%
税収ロス比率	60.2%	60.4%	63.0%	64.8%	69.1%	77.0%

出所：国税庁『税務統計からみた申告所得税の実態(2013年度)』、総務省『平成26年度寄附金税額控除に関する調(都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税))』より作成。

実質寄附額の推移

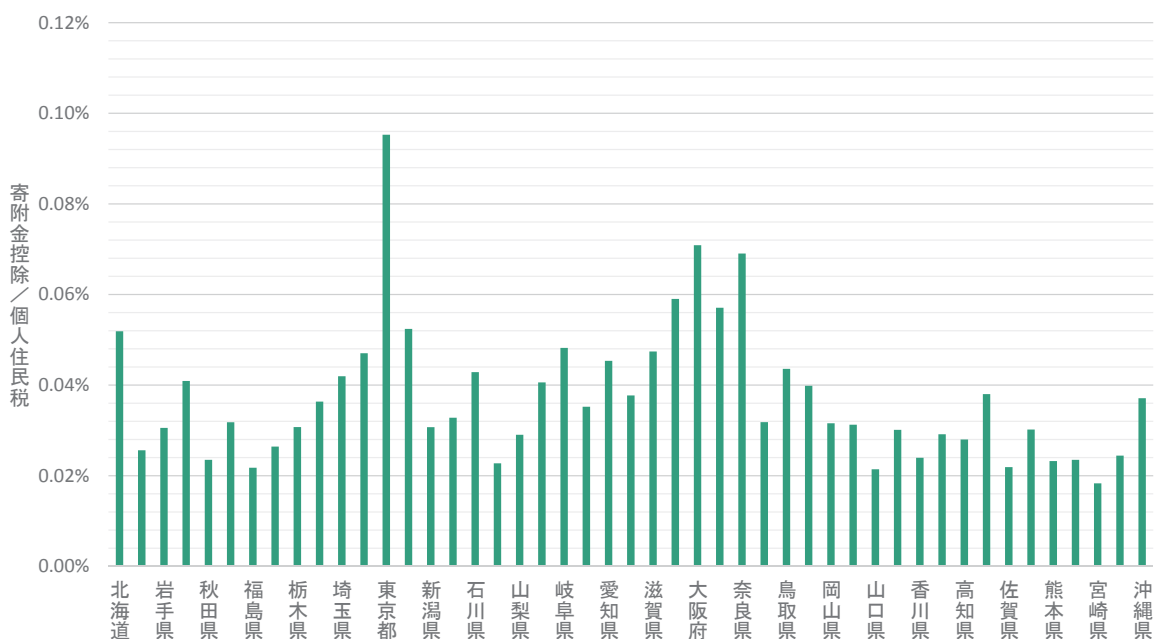


人口と地方税税収ロスの関係



出所：総務省『平成26年度寄附金税額控除に関する調（都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税））』、総務省統計局『住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（2013年）』、http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html（閲覧日2015年1月13日）より作成。

寄附金控除／個人住民税税収



出所：総務省『平成26年度寄附金税額控除に関する調（都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税））』、総務省『平成27年度地方税に関する参考係数資料』より作成。

一人当たり個人住民税の変動係数

ふるさと納税前 0.2164

ふるさと納税後 0.2162

ふるさと納税寄附金上位10市町村 2013年度

自治体	財政力指数	ふるさと納税(流出)				ふるさと納税(流入)	ふるさと応援寄附(流入)	実質ロス(千円)
		人数(人)	寄附金額(千円)	控除額(千円)	控除額／個人住民税	金額(千円)	金額(千円)	
横浜市	0.96	6,719	593,630	173,011	0.05%	-	145,882	-102,629
港区	1.26	1,057	532,755	187,143	0.34%	100	100	187,043
世田谷区	0.54	2,624	398,574	112,149	0.11%	-	46,029	-17,991
大阪市	0.9	3,650	325,907	94,596	0.04%	187,930	187,930	-164,281
名古屋市	0.98	3,485	323,173	94,145	0.04%	287,473	456,029	-432,493
新宿区	0.63	1,104	253,559	65,741	0.19%	30,818	39,369	-22,934
福岡市	0.85	1,595	248,994	45,629	0.04%	34,000	31,960	-20,553
渋谷区	0.95	823	237,992	76,475	0.20%	1,385	-	17,734
広島市	0.81	1,257	217,886	26,383	0.03%	15,624	36,362	-29,766
杉並区	0.61	1,221	191,626	36,595	0.07%	19,563	51,092	-41,943

出所：ふるさと納税(流出)は平成26年度寄附金税額控除に関する調(都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)、ふるさと納税(流入)、ふるさと応援寄附(流入)は自治体HPおよび電話調査による。

実質ロスの推計方法

- $(\text{寄附金控除額} \times 25\%) - \text{寄附金額}$
＝実質ロス

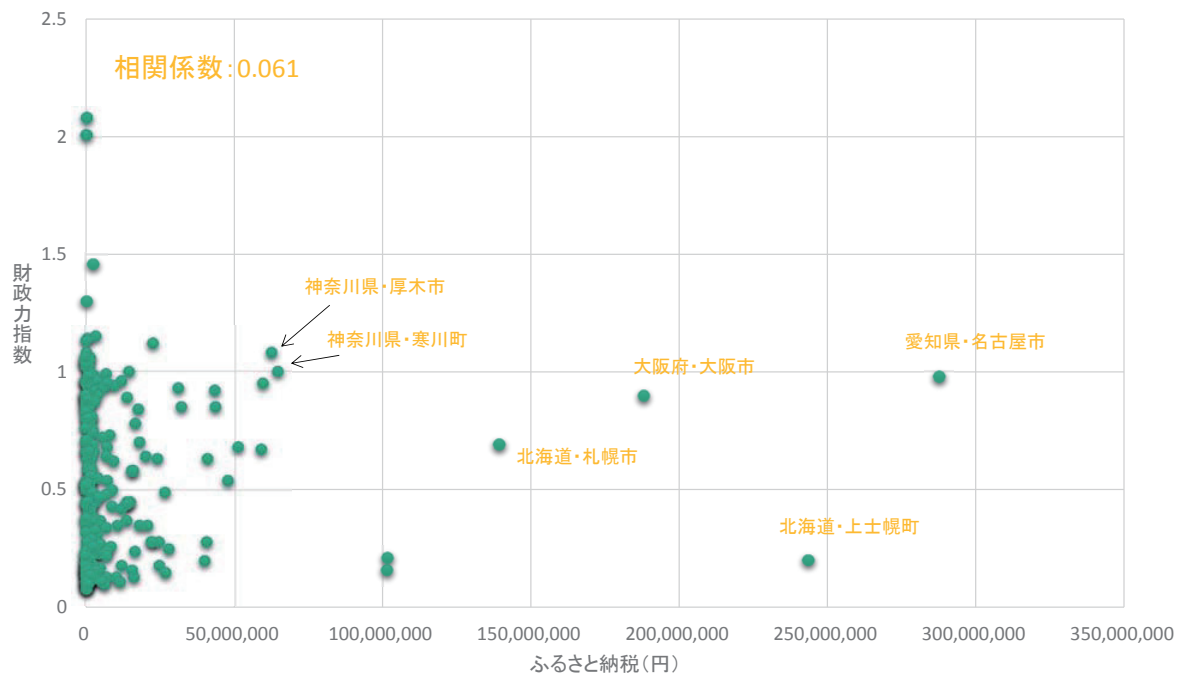
ふるさと納税による税収減のうち75%は基準財政収入に算入

(特別区は、特別区財政調整交付金の基準財政収入に算入)

ふるさと納税の市町村別状況

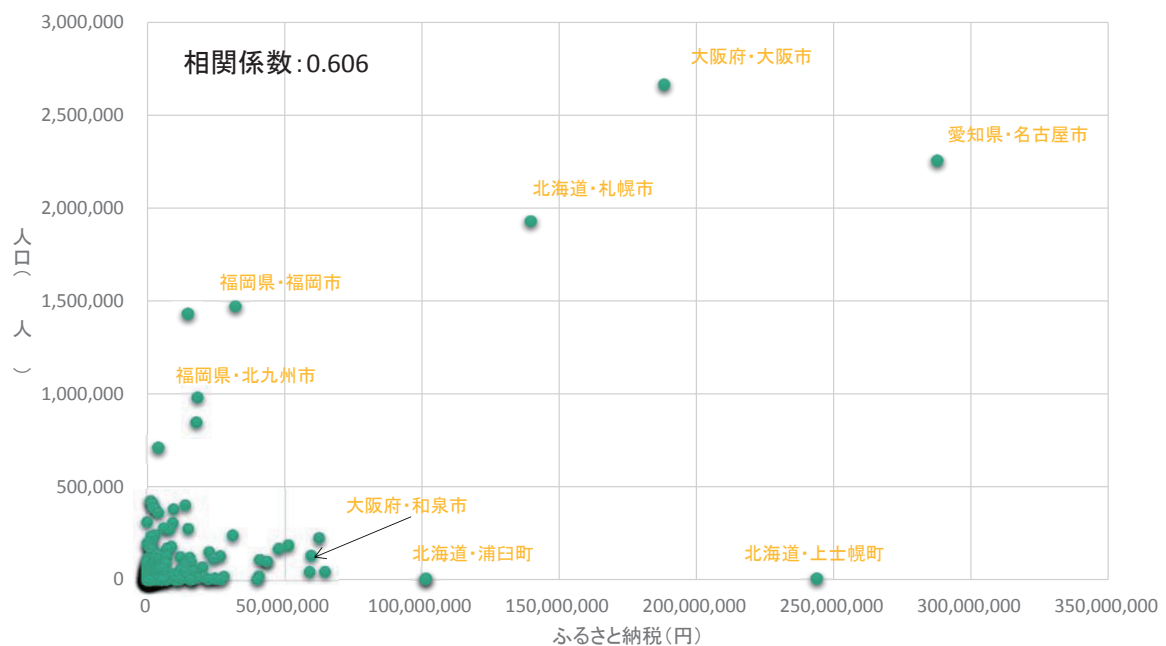
- 北海道、神奈川県、愛知県、大阪府、福岡県下の市町村について調査
- ふるさと納税(個人分)、ふるさと応援寄附(企業分を含む)

納税と財政力指数



出所: 財政力指数は『市町村決算カード』ふるさと納税額は、自治体HPとメール・電話調査より作成。

ふるさと納税と人口 (2013年度)



出所: 人口は『市町村決算カード』ふるさと納税額は、自治体HPとメール・電話調査より作成。

ふるさと納税額ゼロの自治体 2013年度

自治体	財政力指数	人口(人)
北海道 泊村	2.01	1,825
神奈川県 清川村	1.06	3,138
愛知県 大口町	1.05	22,913
愛知県 豊山町	1.04	15,139
神奈川県 葉山町	0.90	33,635
愛知県 大治町	0.83	30,942
神奈川県 二宮町	0.76	29,707
大阪府 太子町	0.52	14,162
福岡県 桂川町	0.36	14,087
北海道 知内町	0.24	4,880
北海道 鹿追町	0.23	5,654
福岡県 添田町	0.19	10,898

出所：人口は『市町村決算カード』ふるさと納税額は、自治体HPとメール調査より作成。

ふるさと納税上位団体への累積比率

	上位5団体	上位10団体
北海道	50%	62%
神奈川県	88%	95%
愛知県	88%	94%
大阪府	67%	87%
福岡県	60%	79%

大阪府下市町村の状況2013年度

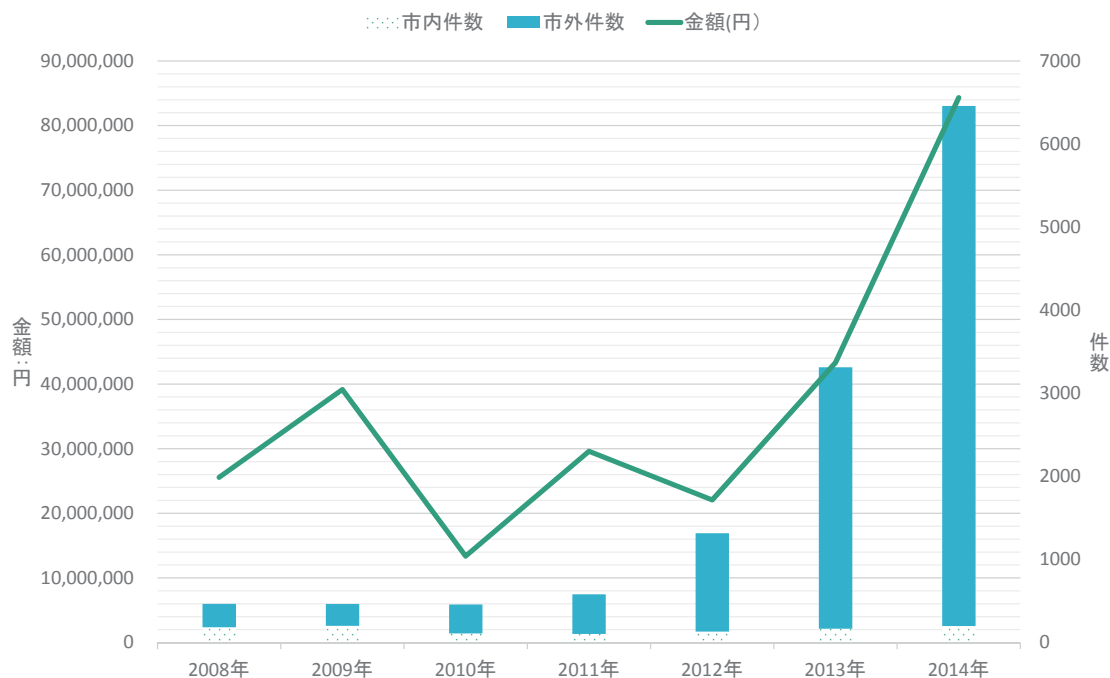
地域名	返礼品		ふるさと納税特典概要(2015年3月自治体HP調査)	ふるさと応援寄附	
	財政力 指数	2013	2014	件数	金額(円)
大阪市	0.90	×	×	1万円以上の寄附で記念メダル、博物館等招待券、石垣公開施設に記念芳名板を設置、先行内覧会に特別招待。市長感謝状の送付。	2,773 187,930,000
箕面市	0.95	○	○	1万円以上の寄附に箕面特選ふるさとセット(もみじの天ぷら、地ビール等)	188 89,311,719
堺市	0.84	○	○	1万円以上の寄附で粗品(手ぬぐい、鉢等)、10万円以上で和菓子セット、包丁等、100万円以上の市外居住者の寄附にはカタログギフト	507 71,884,761
和泉市	0.68	○	○	1万円以上の寄附に特産品(ネックレス等)	119 51,280,597
池田市	0.85	○	○	1万円以上の寄附で5000円相当特産品(日本酒等)、送料は業者負担	3,739 47,470,084
泉佐野市	0.92	○	○	寄附金額の半額相当の特産品送付。5000円以上でタオルセット等、1万円以上で米10kg、ピーチポイント5000円相当等、2万円以上で牛タン700g等、3万円以上で牛タン1kg等、5万円以上でピーチポイント25000円相当等、10万円以上でピーチポイント50000円相当等、20万円、30万円、50万円、100万円で半額相当ダイアペンダント等。送料も市が負担。(平成25年度は1万円以上のご寄附に対して3,000円相当、3万円以上のご寄附に対して7,000円相当)	1,989 46,049,000
河内長野市	0.63	○	○	1万円以上の寄附に寄附金額の半額相当の特産品送付。2500円相当(米2.5kg等)、5000円相当商品(米5kg等)を組み合わせで選択。	1,929 42,845,475
高槻市	0.77	×	×		35 36,035,717
豊中市	0.89	×	×		209 33,612,580
富田林市	0.63	○	○	1万円以上の寄附で米6kg等	35 23,940,000

出所：各自治体ホームページ、総務省『市町村決算カード』総務省「平成26年度寄附金税額控除に関する調」より作成。

池田市のヒヤリング (2015年6月10日)

- ・人口 102,964 人
- ・財政力指数 0.85
 - 1998年決算時は経常収支比率ワースト2位
 - 1995-2011年の倉田市長時代に財政健全化
- ・主な企業 ダイハツ工業

池田市のふるさと納税の推移



出所：池田市提供資料より作成。

平成25年度寄附金額分布

金額(円)	件数
～9,999	83
10,000	3,104
10,001～50,000	176
50,001～100,000	33
100,001～200,000	6
250,000	1
400,000	1
450,000	1
1,000,000	2
1,500,000	1

出所：池田市提供資料。

寄附の使い途

指定事業	H26年度		H25年度	
	件数	%	件数	%
①市民安全の充実	441	6.7	213	5.7
②消防の充実	115	1.7	53	1.4
③地域コミュニティの推進	67	1	38	1
④公益活動の促進	38	0.6	21	0.6
⑤商工、農林及び園芸の振興	152	2.3	62	1.7
⑥観光の振興	323	4.9	187	5
⑦文化の振興	172	2.6	106	2.8
⑧環境の保全及び改善	306	4.6	226	6.1
⑨保健福祉の充実	328	5	183	4.9
⑩子育て支援の充実	1,356	20.5	573	15.3
⑪公共施設の充実	64	1	26	0.7
⑫教育の充実	297	4.5	190	5.1
⑬スポーツの振興	107	1.6	61	1.6
⑭1市内小中学校の耐震化	101	1.5	96	2.6
2五月山動物園の整備およびイベント等	162	2.5	73	2
3ヤエザクラ並木の整備	183	2.8	61	1.6
⑮寄付金に係る事業を指定しない	2,389	36.2	1,570	42
合計	6,601	100	3,739	100

出所：池田市提供資料。

池田市の返礼品

寄付謝礼品		H26		H25	
		申込件数	%	申込件数	%
1	清酒「春園治」	81	1.2	95	2.8
2	ピリケンさんグッズセット	4	0.1	7	0.2
3	「ふくまる」くんグッズ詰め合わせ	3	0.1	1	0.0
4	池田の梅酒「水月」3本セット	12	0.2	—	—
5	池田の梅酒「水月」6本セット	26	0.4	—	—
6	ダイハツクッキー＆煎餅、カレー、ミニカーセット	43	0.7	37	1.1
7	池田 おたなKAIWAI コーヒー＆焼き菓子セット	60	0.9	38	1.1
8	赤ちゃん足型彫刻フォトフレームお仕立て券	20	0.3	12	0.4
9	日清食品インスタントラーメン詰め合わせ	5,300	81	2,682	78.7
10	不死王閣 昼食＋入浴セット(ソフトドリンク付)	115	1.8	38	1.1
11	不死王閣 ギフト券(5000円分)	49	0.7	46	1.3
12	不死王閣 なにわの女将の牛すじカレー	70	1.1	—	—
13	不死王閣 温泉みすと＆なにわの女将の牛すじカレー	5	0.1	—	—
14	とよす樹 創作あられ八撰袋「お八つ」	75	1.1	93	2.7
15	とよす樹 お八つ、ほうろく、豆しおセット	76	1.2	—	—
16	片山造園株式会社 アレンジメント(A)横幅タイプ	17	0.3	2	0.1
17	片山造園株式会社 アレンジメント(B)高さタイプ	5	0.1	10	0.3
18	片山造園株式会社 鉢植え	57	0.9	46	1.3
19	喫茶「バーラー池田」ふれあいチケット	24	0.4	28	0.8
20	青谷ようこそ館 ギフトセット	16	0.2	11	0.3
21	青谷町産 20世紀なし	184	2.8	55	1.6
22	青谷町産 贈答用草姫イチゴ	92	1.4	69	2.0
23	青谷町産 びわAセット	43	0.7	—	—
24	青谷町産 びわBセット	48	0.7	—	—
*	炭せっけん	—	—	3	0.1
*	ご結婚記念ガラスフレーム	—	—	3	0.1
	辞退	8	0.1	8	0.2
	対象外	108	1.7	124	3.6
合計		6,541	100	3,408	100

出所：池田市提供資料。

池田市の返礼品

- ・市内市外を問わず、1万円以上の寄附に返礼品（企業、団体を除く）
- ・年に1回のみ送付
- ・クレジットカード利用可
- ・池田市ホームページからの申し込み
[ふるさとチョイス](#)は無料プラン

返礼品の送付について

- 初年度は企業を訪問
- ・市の負担は5,000円（送料は事業者が負担）
- ・市で発注、発送リストを作成、業者に依頼
- ・平成25年度返礼品決算額1,506万5,000 円
実質還元率 31.7%

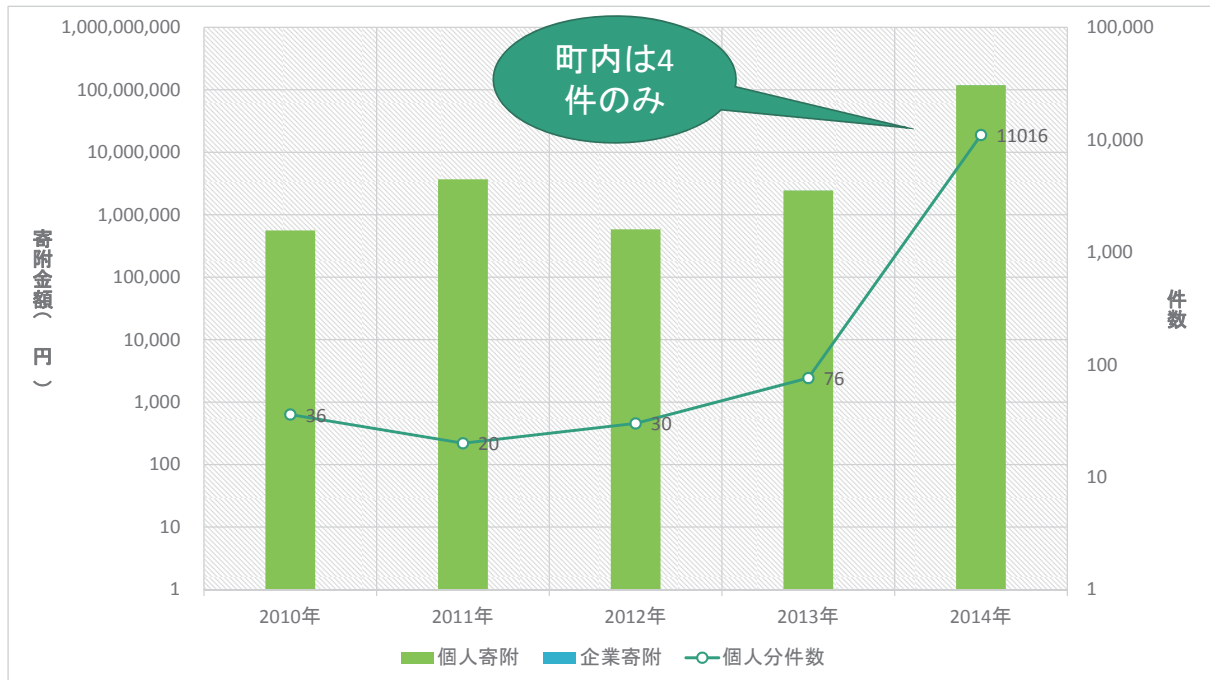
ふるさと納税急増の理由

- 魅力ある返礼品を提供
- H26年度から雑誌媒体からの掲載依頼が増加

増毛町のヒヤリング(2015年8月5日)

- 人口4,718人(2015年7月末)
札幌市内よりJRで約3時間
- 財政力指数 0.13 (2013年度)
- 個人町民税 1億4,428万円(2014年予算)
- 主な産業: 農業、漁業、水産加工業、酒造業
- 主な特産品: サクラambo、リンゴ、甘えび、タコ、ウニ、アワビ、スモークサーモン、数の子など

頑張れ増毛応援寄附



出所: 増毛町提供資料より作成。

平成26年度寄附金額分布

金額(円)	人数	構成比
5,000	5	0.1%
10,000	8,862	91.9%
10,100	2	0.0%
12,000	3	0.0%
15,000	12	0.1%
16,000	1	0.0%
20,000	219	2.3%
30,000	267	2.8%
40,000	13	0.1%
45,000	1	0.0%
50,000	195	2.0%
60,000	5	0.1%
70,000	1	0.0%
80,000	1	0.0%
90,000	1	0.0%
100,000	56	0.6%
130,000	1	0.0%
150,000	1	0.0%
190,000	1	0.0%
300,000	1	0.0%

出所: 増毛町提供資料より作成。

増毛町の返礼品2014年度

特典	件数	構成比
いくら	2,249	21.5%
たらこ・明太子	1,818	17.4%
甘えび・ボタンえび	1,247	11.9%
数の子	945	9.0%
さくらんぼ	602	5.8%
新巻鮭姿切り身	467	4.5%
りんご	377	3.6%
ホタテセット	317	3.0%
珍味セット	297	2.8%
柔らか煮セット	288	2.8%
国 稀	232	2.2%
ぶどう	213	2.0%
燗製セット	200	1.9%
シードル	177	1.7%
米(ななつぼし)	171	1.6%
ラーメン	148	1.4%
洋梨	125	1.2%
果樹詰合せ	120	1.1%
ニシン製品	113	1.1%
いくら・数の子セット	77	0.7%
ジュース	77	0.7%
ブルーン	67	0.6%
ハチミツ	53	0.5%
たこ・いくら・塩辛	49	0.5%
その他海産物	32	0.3%

出所：増毛町提供資料より作成。

増毛町の返礼品

- 返礼品の送付は2011年より
- 2013年までは、大まかに4種類。海産物・水産加工品、果樹、地酒（国稀・ワイン）、その他（お米や果樹ジュース）
- 2014年 最終的に41種類に拡充

増毛町の返礼品2014年度

1万円(Aコース)	36種類
3万円コース(Bコース)	3種類
5万円コース(Cコース)	2種類

①1万円以上のご寄附の方	Aコースより1つお選びください。
②3万円以上のご寄附の方	Aコースより2つお選びいただくか
(どちらかお選びください)	Bコースより1つお選びください。
③5万円以上のご寄附の方	Aコースより3つお選びいただくか
(どれかをお選びください)	A・Bコースより1つずつお選びいただくか
	Cコースより1つお選びください。
④10万円以上のご寄附の方	Aコースより5つお選びいただくか
	Aコースより3つ・Bコースより1つお選びいただくか
	A・B・Cコースより1つずつお選びください。

増毛町の返礼品2014年度

① 1万円以上3万円未満の寄附	3,000円(送料込)
② 3万円以上5万円未満の寄附	5,000円(送料込)
③ 5万円以上10万円未満の寄附	7,000円(送料込)
④ 10万円以上100万円未満	10,000円(送料込)
⑤ 100万円以上	20,000円(送料込)

返礼品の実質還元率^{2014年度}

- 返礼品送付直接経費
3,523万2,147円
- ふるさと納税
1億1,851万2,200円
- 実質還元率 29.7%

寄附の使い途

事業名	件数	金額
地場資源を活用した観光振興と歴史・文化継承に関する事業	693	5,712,000
次世代を担う子どもたちの育成に関する事業	1,933	17,586,000
医療、保険、福祉、介護に関する事業	951	7,905,000
地場産業の振興に関する事業	806	6,840,000
環境保全に関する事業	743	6,601,000
指定事業なし	5,901	74,068,200
計	11,027	118,712,200

町内寄附4件
のうち3件

ふるさと納税急増の要因：広報活動

掲載依頼

- ①ふるさとチョイス(無料プラン) ②わが街ふるさと納税 ③ふるさと納税 特産品 情報局

ふるさと納税急増の要因：ふるさとチョイス有料プランへ切り替え

- H26年9月よりふるさとチョイス(有料プラン)



- Yahoo!公金支払い連携お申込フォーム
月額 3,750円(税別)/年 45,000円
- Yahoo!公金支払い クレジット決済手数料
基本料金 月額1,500円(税別)/年 18,000円
+) 決済された寄附

ふるさと納税急増の要因：メディア掲載

雑誌	TV
①ダイヤモンド・ザイ7月号(ダイヤモンド社)	①どさんこワイド(札幌テレビ)北海道
②ふるさと納税ガイドブック(KADOKAWA)	②「林修の今でしょ！講座」(テレビ朝日)
③初心者にもわかるふるさと納税(メディアックス)	③「スッキリ!!」(日本テレビ)
④ふるさと納税を極める!(アスペクト)	④「ゴゴスマ」(CBCテレビ)愛知県
⑤「LDK」(晋遊舎)	⑤「金スマ」(TBS)
⑥「オントナ」(北海道新聞折込)	
⑦ダイヤモンド・ザイ10月号(ダイヤモンド社)	
⑧一冊丸ごとふるさと納税攻略本(プレジデント社)	
⑨「ふるさと納税」完全ガイド(マキノ出版)	
⑩『家計のプロ直伝！「ふるさと納税」新活用術」(マキノ出版)	
⑪女性セブン(小学館)	
⑫ふるさと納税完全ガイド(晋遊舎)	
⑬田舎暮らしの本(宝島社)	
⑭今すぐ始める ふるさと納税(廣済堂)	
⑮別冊宝島 ふるさと納税完全ランキング2015春夏号(宝島社)	
⑯ふるさと納税ガイド(宝島社)	
⑰ふるさと納税完全ガイド(洋泉社)	

ふるさと納税研究会報告書

平成19年5月 総務大臣の問題提起

「地方のふるさとで生まれ、教育を受け、育ち、進学や就職を機に都会に出て、そこで納税する。その結果、都会の地方団体は税収を得るが、彼らを育んだ「ふるさと」の地方団体には税収はない、そこで、今は都会に住んでいても、自分を育ててくれた「ふるさと」に、自分の意思でいくらかでも納税できる制度があっても良いのではないか」

総務省『ふるさと納税研究会報告書』平成19年10月、p.1引用

3つの大きな意義

- 納税者の選択

「自分の意思で納税先を選択するとき、納税の大切さを自覚する貴重な機会となる。」

- ふるさとの大切さ

「自分が応援する地域に貢献したいという真摯な思いを実現することが可能となり、それが豊かで環境にやさしい地方を育てることにもつながっていく」

- 自治意識の変化

「情報提供の自治体間競争が刺激される」

ふるさとの概念

- 「納税者がどこを「ふるさと」と考えるか、その意思を尊重することが「ふるさと納税」の思想上、より重要との見地に立ち、納税者が選択するところを「ふるさと」と認める広い観点をとることとした。」

寄付金控除の割合の設定

- 「「ふるさと」に対する寄付を行うことによって、納税者の「税」と「寄付」を合わせた負担は原則として増加させるべきではない」

ふるさと納税制度の問題点

- 寄附税制の効率性
- 高額所得者への補助金政策
- 情報公開が不十分
- 小規模団体が不利

返礼品の規制は必要か？

- 返礼品送付は、特産品のアピールにつながっていることは事実
→姉妹都市の農産物を送付することはどのように評価すべきか？
- 換金性の高い返礼品だけが問題なのか
→DMMマネーは駄目で、ピーチポイント付与はOK？
- 1万円、5万円、10万円、100万円と寄附金額に応じて返礼品を送付することは問題か？
→100カ所に1万円ずつ寄附するのと100万円を1カ所に寄附をするのは、寄付者にとってもたらずメリットは同じ

ふるさと納税制度の改善策

1. 地方税について設定されている特例部分の段階的廃止を検討すべき
2. 個人分についての寄附件数、寄附金額、返礼品の直接経費、受け入れた寄附金の支出先等の情報公開
3. 小規模団体の制度活用促進には、総務省のふるさと納税ポータルの一層の充実が必要（2015年9月現在事例紹介は6カ所のみ）

地方スーパーマーケットの参入退出 と買い物弱者対策について

-行くべきか、来るべきか、それとも作るべきか -

愛知大学 國崎 稔
第3回基本問題研究会
2015年11月19日

1

1. 報告内容

- 小規模地域におけるスーパーマーケットの参入条件を実証的に示す。
- 市場規模と企業参入条件から、将来の買い物困難度を提示する。
- 買い物弱者対策と地域特性のマッチング

2

2. 背景

- 我が国では、600万人以上の買い物弱者がいるといわれている（経済産業省）
- 人口減少期が進むほどこの現象は深刻になる。
- 特に、非都市圏では急激な人口減少に直面している。
- スーパーマーケット数の減少は、隣接地域では深刻な社会問題となっている。

3

分析方法

- (1) 寡占市場の企業数と市場規模についての理論分析
- (2) 順序付プロビット分析による小規模寡占市場の参入・退出行動に関する実証分析
- (3) 長期人口データに基づく、スーパーマーケット数の推定と買い物困難度の提示

4

3. 実証分析の結果

- 隣接地域における参入可能な人口規模は、非隣接地域よりも大きい。
- 隣接地域は競争的である。
- 非隣接地域は非競争的である。
- 長期的買い物困難度は、今後10年で急激に上昇する。

5

4. スーパーマーケット市場の特徴

- (1) 日常買回り品を中心に供給。
- (2) 商圈距離は日常性により広くない。
- (3) 都市圏と非都市圏では購買行動が異なる。
自家消費の大きさによって店舗規模が変化する。
- (4) 都市圏では商圈距離は狭く、非都市圏ではより広くなる。

6

〔表 1〕 スーパーマーケットの規模

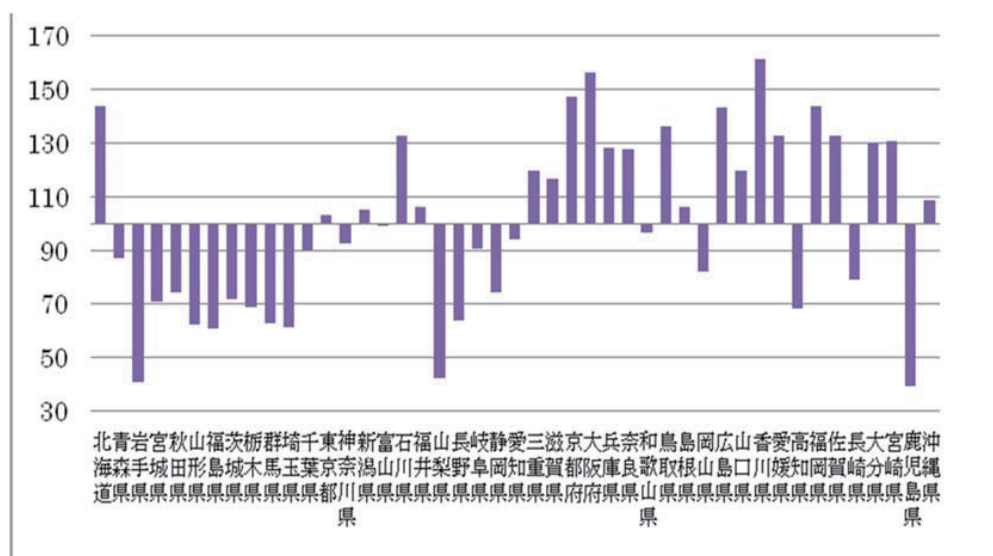
	売場面積 (㎡)	従業員数 (人)	売場面積 当売上 (千円/㎡)	従業員数 当売上 (人/㎡)
全国平均	5402.6	94.1	572.6	57.6
三大都市圏	5445.5	116.3	792.9	46.8
その他府県	5026.1	80.4	465.2	62.5
政令市	7376.6	143.6	904.6	51.4

(「平成26年商業統計」より作成)

注)三大都市圏とは、東京都・埼玉県・神奈川県・愛知県・大阪府・京都府・兵庫県である。

7

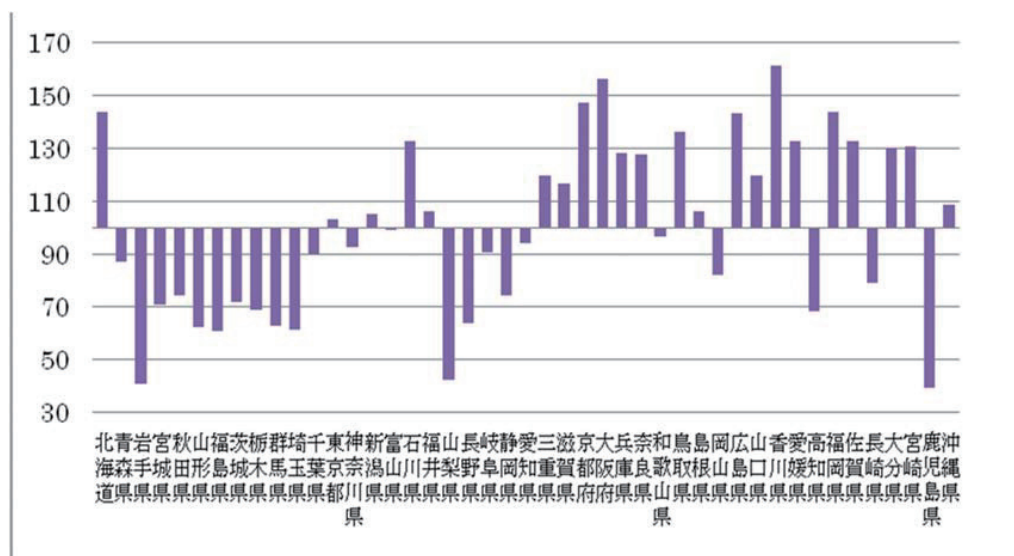
〔図 1〕 都道府県別売場面積
(全国平均＝100)



(「平成26年商業統計」より作成)

8

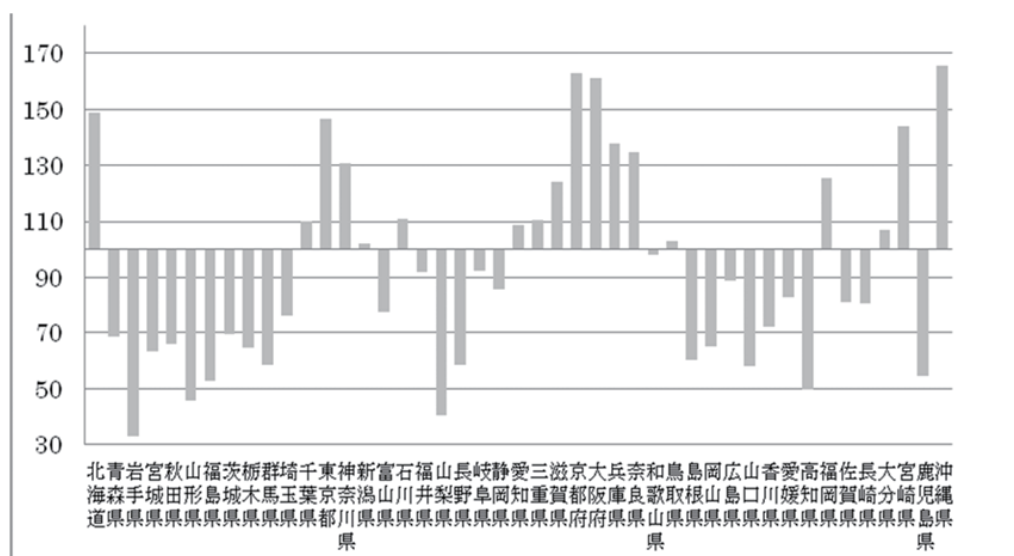
〔図 2〕 都道府県別面積当たり売上高
(全国平均＝100)



(「平成26年商業統計」より作成)

9

〔図 3〕 都道府県別従業員数
(全国平均＝100)



(「平成26年商業統計」より作成)

10

[表 2] 店舗立地の集中度係数

	集中度		集中度		集中度		集中度
北海道	0.1713	東京都 *	0.1450	滋賀県	0.1154	香川県	0.1426
青森県	0.1293	神奈川県*	0.0749	京都府 *	0.1247	愛媛県	0.0803
岩手県	0.1674	新潟県	0.1140	大阪府 *	0.0648	高知県	0.1565
宮城県	0.1981	富山県	0.0975	兵庫県 *	0.1538	福岡県	0.1184
秋田県	0.1168	石川県	0.1804	奈良県	0.1456	佐賀県	0.1801
山形県	0.2226	福井県	0.1560	和歌山県	0.2105	長崎県	0.1725
福島県	0.1910	山梨県	0.1863	鳥取県	0.1728	熊本県	0.2224
茨城県	0.1323	長野県	0.1448	島根県	0.1891	大分県	0.1235
栃木県	0.1015	岐阜県	0.1660	岡山県	0.1167	宮崎県	0.1450
群馬県	0.0982	静岡県	0.1117	広島県	0.0881	鹿児島県	0.3275
埼玉県*	0.1091	愛知県 *	0.1035	山口県	0.0866	沖縄県	0.1548
千葉県	0.1162	三重県	0.1370	徳島県	0.1552		

注)* 印は三大都市圏である。

11

5. 都市圏と非都市圏の比較

- (1) 都市圏は大型店舗が中心。非都市圏の売場面積は相対的に小さい。販売品目の範囲と販売量を反映している。
- (2) 面積当たり売上高は都市圏ほど高い。店舗規模・地価・賃金水準を反映している。
- (3) 都市圏ほど均等に立地している。人口密度が高いために、商圈が接近している。
- (4) 非都市圏ほど店舗立地に偏在がみられる。

12

ここまでのまとめ(1)

都市圏 ⇒ 店舗規模が大きい
面積当たり売上が高い

- (1) 設備投資等の固定費が高い
- (2) 競合企業との競争が高い

⇒ 市場規模が大きくなければ参入困難

13

ここまでのまとめ(2)

- 非都市圏

店舗規模は相対的に小さい。
面積当たり売上高も低い。

- (1) 固定費用は大きくない。
- (2) 競合企業との競争も強くない。

⇒ 市場規模が小さくても参入可能。

14

6. 空間的寡占モデル

前提

- 空間的にセグメントされた市場を想定。
- クールノー・ナッシュ型の寡占市場を想定。
- 企業は非負の予想利潤であれば市場に参入する。
- 地域の家計は同質である。(線形の需要関数を仮定)
- 企業の財生産技術は同質である。(線形の費用関数を仮定)
- 越境購入はできない。

15

家計行動

代表的家計の需要関数

$$d = \alpha - \beta P$$

家計の財需要量: d , 価格: P

市場全体の需要関数: Q , 市場規模(人口規模): S

$$Q = dS = (\alpha - \beta P)S$$

逆需要関数

$$P = a - b \left(\frac{Q}{S} \right), \quad a = \frac{\alpha}{\beta}, b = \frac{1}{\beta}$$

16

企業行動

利潤関数

$$\pi = Pq - c(q) = Pq - cq - F$$

個別生産量: q , 費用関数: $c(q) = cq + F$

市場条件

$$Q = nq$$

n : 企業数

一階条件

$$P - \frac{bq}{S} - c = 0$$

均衡生産量

$$q = \frac{(a-c)S}{b(n+1)}$$

17

企業数の決定

簡単化のため企業数は連続的であるとする。

利潤関数

$$\pi(n, S) = v(n)S - F$$

$$\frac{\partial v}{\partial n} < 0$$

ゼロ利潤条件より企業数が決定。

企業数は市場規模と生産技術に依存している。

$$n = n(S, F)$$

$$\frac{\partial n}{\partial S} > 0, \frac{\partial n}{\partial F} < 0$$

18

市場規模と企業数(離散型)

利潤関数

$$\pi(n, S) = \frac{(a - c)^2 S}{b(n + 1)^2} - F$$

$$n = 1 \quad \pi(1) = \frac{(a - c)^2 S}{4b} - F$$

$$n = 2 \quad \pi(2) = \frac{(a - c)^2 S}{9b} - F$$

$$n = 3 \quad \pi(3) = \frac{(a - c)^2 S}{16b} - F$$

19

人口規模と参入境界値

各企業数が参入可能な市場規模

ゼロ利潤となるような参入境界値 S_i (人口規模)

$$n = 1 \quad \frac{(a - c)^2 S_1}{4b} - F = 0$$

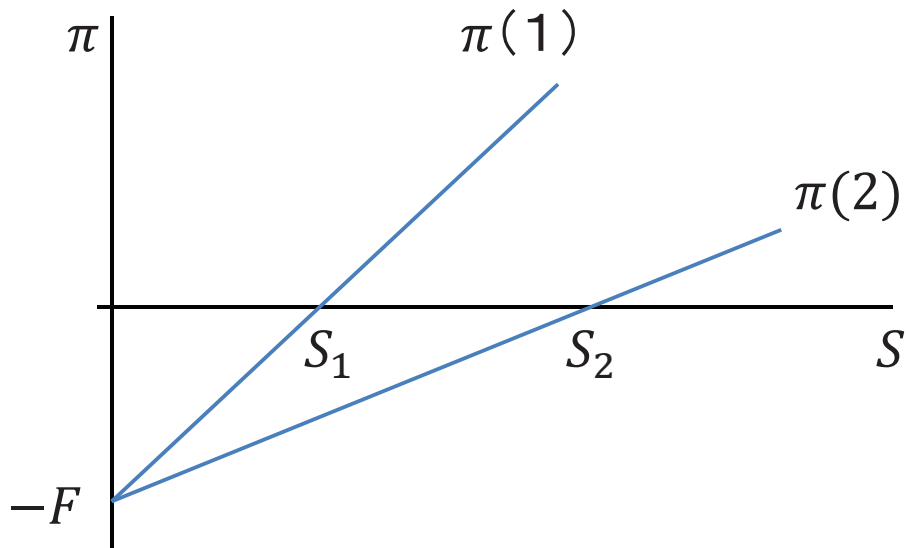
$$n = 2 \quad \frac{(a - c)^2 S_2}{9b} - F = 0$$

$$n = 3 \quad \frac{(a - c)^2 S_3}{16b} - F = 0$$

$$S_1 < S_2 < S_3$$

20

企業参入の図解



21

参入境界値の特性

$$\frac{S_2}{S_1} = 2.25, \quad \frac{S_3}{S_2} = 1.77 \dots$$

参入境界値比率は、企業数の増加により1に収束する。

1企業当たり参入境界値 $\hat{S}_n = \frac{S_n}{n}$

$$\hat{S}_1 = S_1 = \frac{4bF}{(a-c)^2}, \hat{S}_2 = \frac{S_2}{2} = \frac{9bF}{2(a-c)^2}, \hat{S}_3 = \frac{S_3}{3} = \frac{16bF}{3(a-c)^2}$$

$$\frac{\hat{S}_2}{\hat{S}_1} = 1.125, \quad \frac{\hat{S}_3}{\hat{S}_2} = 1.1185 \dots$$

1企業当たり参入境界値比率も1に収束する。

22

参入境界値の解釈

*参入境界値比率

企業の参入障壁の高さを示している。
企業が競争的であれば、新規参入により減少する。
企業が完全結託していれば、常に企業数に等しい。

*企業当たり境界値比率

企業間の競争状態を示している。
企業が競争的であれば急速に減少する。
企業が完全結託していれば、常に1に等しい。

23

7. 実証モデル

特徴

- (1) 順序付プロビット分析による参入境界値の推定。
- (2) 市場規模(人口規模)による参入企業数の決定。
- (3) 人口2万人以下の小規模市場(717自治体)を分析対象にする。
- (4) 隣接地域への越境消費の可能性を考慮する。
人口5万人以上の都市と隣接している自治体を隣接地域,
隣接していない地域を非隣接地域とする。
- (5) ここでは、スーパーマーケット数を,
0, 1, 2, 3以上, の4段階で順序付ける。

24

実証モデル:設定

利潤関数は直接推定できないので、次のような順序付プロビットモデルを推定する。

潜在変数 μ_i を同時推定することで参入境界値を計算する。

$$y^* = \beta_1 POP + \beta_2 BR + \beta_3 CR + \beta_4 ER \\ + \beta_5 FR + \beta_6 Y + \beta_7 LP + \beta_8 D_N + \varepsilon$$

$$y = 0, \quad \mu_1 > y^*$$

$$y = 1, \quad \mu_2 > y^* \geq \mu_1$$

$$y = 2, \quad \mu_3 > y^* \geq \mu_2$$

$$y = 3, \quad y^* \geq \mu_3$$

25

実証モデル:説明変数

POP:市町村人口(千人)

BR :特殊出生率

CR :年少人口比率

ER :高齢人口比率

FR :農地面積比率

Y :課税所得

LP :商業地地価

D_N :5万人以上都市隣接自治体ダミー

(隣接地域: $D_N = 1$, 非隣接地域: $D_N = 0$)

26

説明変数の意味と予想される符号

<i>POP</i>	: 市場規模	プラス
<i>BR</i>	: 買い回り品需要	プラス
<i>CR</i>	: 買い回り品需要	プラス
<i>ER</i>	: 地元消費が大	プラス
<i>FR</i>	: 商圈密度	マイナス
<i>Y</i>	: 所得効果	プラス
<i>LP</i>	: 人口密度・固定費等	プラス or マイナス
<i>D_N</i>	: 5万人以上隣接自治体ダミー	マイナス

27

[表 3] 対象自治体の人口分布

人口規模	市町村数		市町村数
0-2000	57	10001-12000	64
2001-4000	102	12001-14000	51
4001-6000	100	14001-16000	62
6001-8000	100	16001-18000	52
8001-10000	78	18001-20000	51

注)但し、沖縄本島以外の離島の市町村は除外する。

28

[表 4] 対象自治体人口と
スーパーマーケット数

人口規模	0	1	2	3	4以上
0-2000	47	6	4	0	0
2001-4000	49	38	10	5	0
4001-6000	21	45	16	11	7
6001-8000	21	34	27	10	8
8001-10000	7	29	14	14	14
10001-12000	3	19	14	17	12
12001-14000	0	9	18	9	15
14001-16000	0	8	17	23	14
16001-18000	0	2	14	12	24
18001-20000	0	4	6	15	24

29

[表 5] 変数の記述統計

		平均	標準偏差	中央値
人口(千人)	POP	9.0276	5.4007	7.990
高齢者率	ER	0.3273	0.0672	0.322
出生率	BR	1.4933	0.1832	1.48
年少人口比率	CR	0.1558	0.0336	0.1546
農地比率	FR	0.1433	0.1452	0.0947
所得(千円)	Y	2546.84	300.16	2509.58
地価(千円)	LP	26.73	20.30	22.00

30

[表 6] 推定結果(隣接ダミーなし)

	(1)	(2)	(3)	(4)
変数	係数	係数	係数	係数
POP	0.1753 *** (0.0117)	0.1740 *** (0.0114)	0.1749 *** (0.0113)	0.1684 *** (0.0111)
BR	1.9257 *** (0.2735)	1.8662 *** (0.2510)	1.8403 *** (0.2476)	
CR	-0.5710 (2.0243)			4.5254 ** (1.8791)
ER	3.0416 *** (3.0416)	3.0185 *** (0.8297)	2.7827 *** (0.7422)	3.5461 *** (1.0266)
FR	0.2229 (0.3437)	0.2180 (0.3429)		
Y	0.0001 (0.0002)			
LP	0.0062 ** (0.0027)	0.0065 ** (0.0027)	0.0061 ** (0.0026)	0.0047 * (0.0026)
Log likelihood	-766.6317	-766.8595	-767.0618	-792.4616
μ_1	4.6245 *** (0.9414)	4.3492 *** (0.5646)	4.1996 *** (0.5129)	2.3686 *** (0.6063)
μ_2	5.7330 *** (0.9469)	5.4580 *** (0.5735)	5.3075 *** (0.5221)	3.4308 *** (0.6111)
μ_3	6.4748 *** (0.9520)	6.1993 *** (0.5814)	6.0491 *** (0.5309)	4.1333 *** (0.6161)

注) ()内は標準誤差, ***は1%有意, **は5%有意, *は10%有意

31

[表 7] 推定結果(隣接ダミーあり)

	(5)	(6)	(7)	(8)
変数	係数	係数	係数	係数
POP	0.1815 *** (0.0119)	0.1811 *** (0.0117)	0.1820 *** (0.0116)	0.1760 *** (0.0114)
BR	1.8694 *** (0.2751)	1.8451 *** (0.2522)	1.8180 *** (0.2487)	
CR	-0.2472 (2.0288)			4.7532 ** (1.8830)
ER	2.7277 ** (1.1599)	2.7269 *** (0.8381)	2.4826 *** (0.7513)	3.3243 *** (1.0326)
FR	0.2278 (0.3439)	0.2255 (0.3430)		
Y	0.0000 (0.0002)			
LP	0.0067 ** (0.0027)	0.0068 ** (0.0027)	0.0064 ** (0.0026)	0.0051 ** (0.0026)
D_N	-0.3360 *** (0.0980)	-0.3390 ** (0.0973)	-0.3386 *** (0.0973)	-0.3668 *** (0.0963)
Log likelihood	-760.7101	-760.744	-978.4018	-785.1440
μ_1	4.1520 *** (0.9539)	4.0507 *** (0.5732)	3.8954 *** (0.5221)	2.1458 *** (0.6152)
μ_2	5.2753 *** (0.9588)	5.1743 *** (0.5817)	5.0180 *** (0.5307)	3.2235 *** (0.6152)
μ_3	6.0218 *** (0.9637)	5.9206 *** (0.5893)	5.7646 *** (0.5392)	3.9326 *** (0.6202)

注) ()内は標準誤差, ***は1%有意, **は5%有意, *は10%有意

32

8. 推定結果の解釈

- (1) 推定値は概ね有意な結果が得られた。
ただし、農地比率と課税所得は有意ではない。
- (2) 推定値の符号条件は予想された結果となった。
すなわち、人口、出生率、年少人口比率、高齢人口比率は、スーパーマーケット立地に関して正の効果を持っている。
- (3) 商業地地価に関しては、所得効果あるいは商圈密度の高さを表している。
- (4) 隣接地域ダミーの係数は、越境消費を示している。
- (5) 各段階の潜在変数の推定値は、順序通りに有意な結果であった。

33

参入境界値の推定

• 潜在変数

$$\mu_i = \beta_1 POP + \beta_2 BR + \beta_3 CR + \beta_4 ER \\ + \beta_5 FR + \beta_6 Y + \beta_7 LP + \beta_8 D_N$$

市町村人口と隣接ダミー以外の変数に各平均値を代入して、隣接地域 ($D_N = 0$) と非隣接地域 ($D_N = 1$) ごとに、境界値人口を計算した。

34

[表 8] 参入境界値: s_i

		(5)	(6)	(7)	(8)
$D_N = 1$	S1	2,941	2,931	2,961	3,116
	S2	9,130	9,137	9,129	9,238
	S3	12,242	11,387	13,231	13,266
$D_N = 0$	S1	1,089	1,059	1,106	1,032
	S2	7,278	7,265	7,268	7,154
	S3	11,391	11,387	11,371	11,183

35

[表 9] 店舗当たり参入境界値: $\hat{s}_i$

		(5)	(6)	(7)	(8)
$D_N = 1$	$\hat{s}_1$	2,941	2,931	2,961	3,116
	$\hat{s}_2$	4,565	4,568	4,564	4,619
	$\hat{s}_3$	4,414	4,419	4,410	4,422
$D_N = 0$	$\hat{s}_1$	1,089	1,059	1,106	1,032
	$\hat{s}_2$	3,639	3,632	3,634	3,577
	$\hat{s}_3$	3,797	3,795	3,790	3,727

36

9. 参入境界値の解釈

(1) 第一段階の参入境界値 S_1

隣接地域の参入障壁規模は小さい。(1032～1106人)

非隣接地域の参入障壁規模は大きい。(2931～3116人)

これは越境消費による隣接地域との競合の有無によると考えられる。

(2) 第二段階の参入境界値 S_2

隣接地域の参入障壁規模は大きい(7154～7278人)

非隣接地域の参入障壁規模はさらに大きい(9129～9238人)

(3) 第三段階の参入境界値 S_3

どちらの地域も、約4000人増加している。

37

参入境界値比率[推定式(8)より]

(1) 隣接地域は、 $\frac{S_2}{S_1} = 6.932$ $\frac{S_3}{S_2} = 1.563$

非隣接地域は、 $\frac{S_2}{S_1} = 2.965$ $\frac{S_3}{S_2} = 1.436$

隣接地域の相対的参入障壁は、非隣接地域よりも高い。

(2) 企業当たり参入境界値比率

隣接地域 $\frac{\hat{S}_2}{\hat{S}_1} = 3.466$ $\frac{\hat{S}_3}{\hat{S}_2} = 1.042$

非隣接地域 $\frac{\hat{S}_2}{\hat{S}_1} = 1.482$ $\frac{\hat{S}_3}{\hat{S}_2} = 0.957$

隣接地域は相対的に非競争的である。ただし、両地域とも第3企業の参入により競争的になる。

38

10. 人口減少期の 参入・退出シミュレーション

対象市町村の長期人口推計に基づいて、2025年・2040年でのスーパーマーケット数を推計し、その分布と買い物困難度と示す。

推計方法

推定式(8)に基づいて各年度の人口等から推定値 y^* を計算し、各段階の潜在変数推定値と比較する。

将来の計算値が潜在変数値を下回れば、企業は退出すると考える。

なお、将来人口は平成24年社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(中位推計)を利用した。

39

[表 10] 長期的スーパーマーケット数と地域数

	0	1	2	3	4以上	スーパー総数
2014	137	183	133	108	112	1,348
	<90>	<119>	<90>	<79>	<73>	<441>
2025	147	234	137	69	86	1,159
(14年比)	(+10)	(+51)	(+4)	(-39)	(-26)	
	<90>	<140>	<94>	<48>	<50>	<422>
2040	154	277	122	49	72	1,028
(25年比)	(+7)	(+43)	(-15)	(-20)	(-14)	
	<79>	<156>	<84>	<31>	<39>	<389>

注) <>内は $D_N=1$ の市町村数。

40

[表 11] 買い物困難度と集中度係数

	人口比率					平均スーパー密度 (千人)	集中度 係数
	0	1	2	3	4以上		
2014	0.0878	0.2192	0.2251	0.2158	0.2520	0.2205	0.2479
2025	0.0907	0.2721	0.2649	0.1642	0.2081	0.2284	0.3727
2040	0.0899	0.3220	0.2694	0.1373	0.1813	0.2539	0.3665
人口実数(千人)							
	0	1	2	3	4以上	合計	
2014	537.1	1340.4	1376.4	1319.5	1540.8	6114.3	
2025	460.9	1381.9	1345.4	833.9	1057.1	5079.2	
2040	364.5	1304.9	1092.1	556.7	735.0	4053.1	

41

買い物困難度の傾向

スーパーマーケット総数の減少

店舗数ゼロとひとつの地域が増加する。

3以上の店舗立地地域が減少する。

店舗立地の偏在が大きくなる。

非隣接地域での店舗数減少は、買い物弱者を多く発生させる可能性がある。

以上のことから、ほとんどの地域において買い物困難度は悪化する。特に2025年までの変化は急激である。

42

ゼロ・一店舗地帯

ゼロ店舗地帯(53.7万人)

- ・ 非隣接地域＝条件不利地域 47地域
- ・ 隣接地域 90地域

一店舗地帯(134万人)

- ・ 非隣接地域 64地域
- ・ 隣接地域 119地域

43

自治体規模

地域交通；行く 移動販売；来る 店舗支援；作る

小規模町村(5千人以下)

- ・ 隣接地域 ⇒ 定住自立圏・連携中枢都市圏の
圏域内
- ・ 非隣接地域 ⇒ 条件不利地域

- ・ 中規模以上町村(一万人以上)

将来には買い物困難度が高まる。

隣接・非隣接地域間で差が大きくなる。

44

地域規模と買い物弱者対策

- 小規模地域
- 隣接地域 行く・来る
- 非隣接地域 来る

- 中規模地域
- 隣接地域 行く・来る
- 非隣接地域 来る・作る

- 隣接地域の中心市 行く・来る・作る

45

現行の買い物弱者対策

- 地域交通・店舗支援・移動販売等のハード型対策に重点
かゆいところまで届くにはコストがかかる。

ソフト型対策への期待

地域需要の識別と対応

過疎債(ソフト事業)、地域おこし協力隊活動
コスパフォの高い地域住民・人材活用。

46

地方自治体の買い物弱者支援制度

分野	市町村の事業数 (都道府県の事業数)
交通	282(8)
移動販売・宅配 サービス	185(10)
店舗支援	82(17)

経済産業省

「平成27年度地方公共団体における買物弱者支援関連制度一覧」

47

対策の要件

作る: 店舗支援

小規模地域では、長期的に継続困難。

中規模地域は市場が形成されるので商圈確保できれば、店舗は存在できる。

行く: 地域交通

すべての地域で複合サービスを保障するための必要条件。

ただし、非隣接地域では、距離制約から日常的移動は困難。

来る: 行けなく、作れない地域の最後の手段

ただし、市場が小さければ、民間移動型サービスは入れない。

集約的販売形態あるいは、低コスト型サービスの開発が必要。

48

いくつかの例

過疎債：移動サービス支援

過疎自立再生対策：集落共同購入方式

地域おこし協力隊：佐賀県方式

秋田県：お互い様スーパー事業

結論

費用をかけずにより便利に暮らす術は地元
に聞こう。

49

道の駅からの生中継で、買い物弱者をサポート

過疎化・高齢化が進んで近くに商店がなくなり、
日常的な買い物が困難な人たちのために
買い物支援サービス『井戸端スクリーン商店 idosk』が
今年10月、唐津市厳木町でスタートしました。
仕掛人は、『地域おこし協力隊』事業の隊員募集で
昨年10月に東京から移り住んだ和田翔（わだしょう）さん。
道の駅の商品をインターネットで生中継し、
利用者の注文を聞いて、届けるサービスを考案。
だれもが買い物を楽しめる環境づくりを進めています。

買い物だけでなく、だれもが集える交流の場に

『井戸端スクリーン商店 idosk』の初回オープンでは、15人が商品を購入。76
歳の女性は「普段は公共のバスや電車で買い物に行っていますが、ここなら家から
近く交通費もかからない。地域の人たちとも会えるし、商品が届くまでのお
しゃべりも楽しみ」と、にっこり。また、注文した商品を受け取った81歳の女性
は、「新鮮さも画面で見た通りで良かった。届くまでの時間がもう少し短くなれ
ばねえ」と感想を語ります。

「お客さんは来ないかもしれない。商品は売れないかもしれないと心配もし
た」と和田さん。予想に反した盛況ぶりに、「時間や在庫の問題など、今後の課
題も見えた。良い意味での失敗もあり成功です。今後は、本当の『井戸端』のよ
うに、そこに行けば誰かがいるという、世代に関係なく利用できる交流の場にな
れば」と、次のステップを見据えています。山間のまちに生まれた新しい買い物
スタイルの今後は楽しみです。

佐賀県ホームページから引用

50

羽後町に買い物支援スーパー 1号店 県、来春開設へ

秋田県が過疎地の買い物支援策として検討してきた「お互いさまスーパー」の開設地に、羽後町の仙道地区が初めて決まった。地区唯一の食料品店「仙道てんぽ」をリニューアルし、来年3月の開店を目指す。地区内20集落でつくる仙道地区振興会が経営に参画し、地区全体で店を支えていく方針だ。

スーパーの開店は県による地方創生事業の一環で、店舗の開設費を最大800万円まで助成する。

仙道地区は人口約1100人、400世帯が暮らす山あいの集落。「仙道てんぽ」は2003年のJAこまち仙道支所購買部の廃止を受け、住民有志が経営を受け継いだ。売上額は初年度の約2600万円から減少傾向が続く。

※写真クリックで拡大表示します



県の「お互いさまスーパー」としてリニューアルする仙道地区の食料品店「仙道てんぽ」=9月24日

出所:さきがけ on the Web (秋田魁新報)

51

11. まとめ

- ・ 隣接地域における参入可能な人口規模は、非隣接地域よりも大きい。
- ・ 隣接地域は競争的である。
- ・ 非隣接地域は非競争的である。
- ・ 店舗数0,あるいは1の地域が増加する。
- ・ 長期的買い物困難度は、今後10年で急激に上昇する。
- ・ 隣接地域と非隣接地域に応じて、個別の買い物弱者対策が必要である。
- ・ 隣接地域の中心市の衰退は、基幹サービスの存立要件を脅かす。

52

資本化仮説を用いた市町村合併 の効果の検証

林 正義
東京大学

1

地方財政と資本化仮説

2

地価と地代

- 毎期の同一の地代: R
- 割引率: δ
- 地価=土地1単位から将来にわたって得られる地代の現在価値:

$$A = \frac{R}{1+\delta} + \frac{R}{(1+\delta)^2} + \frac{R}{(1+\delta)^3} + \dots$$

$$A/(1+\delta) = \frac{R}{(1+\delta)^2} + \frac{R}{(1+\delta)^3} + \dots$$

- $A - \frac{A}{(1+\delta)} = \frac{R}{1+\delta} \rightarrow \delta A = R \rightarrow A = \frac{R}{\delta}$

3

モデル: 仮定 (1)

- 地域内部の均一性: モデルの単純化
- 地主および資本家の不在: 全ての住民は土地を借りており, 資本所得も有しない. 土地の所有者や資本の所有者は厚生判断の対象としない
-
- 土地 = 住宅サービス (Wildasin 1980, 1984, 金本 1983, 1999) .
- 消費者選好の同質性. 異質な選好を前提にしても主要な結果は保持 (Arnott and Stiglitz 1979, Wildasin 1980, 1984)

4

モデル: 仮定 (2)

- **開放地域:** 消費者は効用水準が最も高くなるように居住地域を選択。ゼロの移動費用→同質性の仮定による論理的要請で、異質個人の場合は全ての移動費用が排除される訳ではない。
- **小地域:** 特定の地域の変化は移住均衡で決定される効用水準に影響を与えない。
- **可塑性 (malleability):** 建造物は瞬時に解体・建築され、土地も瞬時に需要に応じて分割・結合され販売。

5

消費者

- 個人の効用関数

$$U = U(x, h; z, a)$$

- x : 消費額
- h : 土地サービス (土地面積)
- z : 公共サービス
- a : 環境要因 (アメニティ)

- 個人の予算制約

$$x + Rh = W - T$$

- R : 地代 → 消費 x と土地サービスとの相対価格
- W : 賃金 → 個人は非弾力に1単位の労働を供給
- T : 税 (定額税) → $y = W - T$ → 税引所得

6

主体的均衡

- 最適化問題

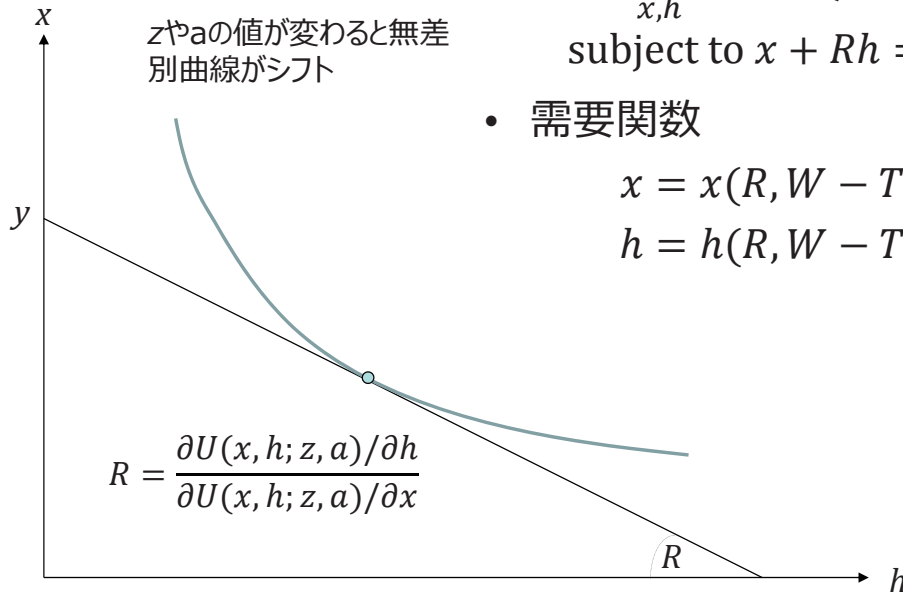
$$\max_{x,h} U = U(x, h; z, a)$$

$$\text{subject to } x + Rh = W - T$$

- 需要関数

$$x = x(R, W - T; z, a)$$

$$h = h(R, W - T; z, a)$$



7

間接効用関数

- 間接効用: 主体的均衡点でもたらされる効用水準

$$V(R, y; z, a) \equiv U(x(R, y; z, a), h(R, y; z, a), z, a)$$

- ロアの恒等式(Roy's identity)

$$h = - \frac{\partial V / \partial R}{\partial V / \partial y}$$

- 公共財の限界代替率

$$\frac{\partial V / \partial z}{\partial V / \partial y} = \frac{\partial U / \partial z}{\partial U / \partial x}$$

8

準備

- 1階の条件

$$R = \frac{\partial U / \partial h}{\partial U / \partial x}$$

- 需要関数を代入した予算制約

$$x(R, y, z) + R \cdot h(R, y, z) = y$$

- R で偏微分

$$\frac{\partial x(R, y, z)}{\partial R} + R \cdot \frac{\partial h(R, y, z)}{\partial R} + h(R, y, z) = 0$$

- y で偏微分

$$\frac{\partial x(R, y, z)}{\partial y} + R \cdot \frac{\partial h(R, y, z)}{\partial y} = 1$$

- z で偏微分

$$\frac{\partial x(R, y, z)}{\partial z} + R \cdot \frac{\partial h(R, y, z)}{\partial z} = 0$$

9

□アの恒等式: $h = -\frac{\partial V / \partial R}{\partial V / \partial y}$

- $\frac{\partial V}{\partial R} = \frac{\partial U(x(R, y; z), h(R, y; z), z)}{\partial R}$

$$\begin{aligned} &= \frac{\partial U}{\partial x} \cdot \frac{\partial x}{\partial R} + \frac{\partial U}{\partial h} \cdot \frac{\partial h}{\partial R} = \frac{\partial U}{\partial x} \cdot \left(\frac{\partial x}{\partial R} + \frac{\partial U / \partial h}{\partial U / \partial x} \cdot \frac{\partial h}{\partial R} \right) = \frac{\partial U}{\partial x} \cdot \left(\frac{\partial x}{\partial R} + R \cdot \frac{\partial h}{\partial R} \right) = \frac{\partial U}{\partial x} \cdot (-h) \\ &= -\frac{\partial U}{\partial x} \cdot h \end{aligned}$$

- $\frac{\partial V}{\partial y} = \frac{\partial U(x(R, y; z), h(R, y; z), z)}{\partial y}$

$$= \frac{\partial U}{\partial x} \cdot \frac{\partial x}{\partial y} + \frac{\partial U}{\partial h} \cdot \frac{\partial h}{\partial y} = \frac{\partial U}{\partial x} \cdot \left(\frac{\partial x}{\partial y} + \frac{\partial U / \partial h}{\partial U / \partial x} \cdot \frac{\partial h}{\partial y} \right) = \frac{\partial U}{\partial x} \cdot \left(\frac{\partial x}{\partial y} + R \cdot \frac{\partial h}{\partial y} \right) = \frac{\partial U}{\partial x} \cdot (1) = \frac{\partial U}{\partial x}$$

- $-\frac{\partial V / \partial R}{\partial V / \partial y} = \frac{\frac{\partial U}{\partial x} \cdot h}{\frac{\partial U}{\partial x}} = h$

10

地方公共財の限界代替率

$$\begin{aligned}
 \bullet \quad \frac{\partial V}{\partial z} &= \frac{\partial U(x(R,y;z),h(R,y;z),z)}{\partial z} \\
 &= \frac{\partial U}{\partial x} \cdot \frac{\partial x}{\partial z} + \frac{\partial U}{\partial h} \cdot \frac{\partial h}{\partial z} + \frac{\partial U}{\partial z} \\
 &= \frac{\partial U}{\partial x} \cdot \left(\frac{\partial x}{\partial z} + R \cdot \frac{\partial h}{\partial z} \right) + \frac{\partial U}{\partial z} = \frac{\partial U}{\partial x} \cdot (0) + \frac{\partial U}{\partial z} \\
 &= \frac{\partial U}{\partial z} \\
 \bullet \quad \frac{\partial V/\partial z}{\partial V/\partial y} &= \frac{\partial U/\partial z}{\partial U/\partial x} \equiv MRS_{zx}
 \end{aligned}$$

11

移住均衡 (migration equilibrium)

- 移住均衡
 - 地域間の人口移動が止まった状態
 - どこに居住しても同じ効用 $\bar{U}$ = **均衡効用** が得られる

$$V(R, \underbrace{W - T}_y; z, a) = \bar{U}$$

- 小地域の仮定
 - 各地域は十分小さいため、特定の地域の変数が変化しても均衡効用 $\bar{U}$ に影響を与えない。
- 開放地域の仮定
 - 人々は自由に地方間を移動できる。

12

企業

- 代表的企業の生産関数

$$Y = F(n, h_f, k; z, a)$$

- n_f : 労働投入量 / h_f : 企業が用いる土地
- k : 民間資本 / z : 公共サービス / a : 環境要因（アメニティ）

- 利潤

$$F(n_f, h_f, k; z, a) - W \cdot n_f - R \cdot h_f - \rho \cdot k$$

- ρ : 資本の利用者コスト（外生）
- 財価格は1と仮定

13

利潤関数

- 企業の最適化問題

$$\max_{n_f, h_f, k} F(n_f, h_f, k; z, a) - W \cdot n_f - R \cdot h_f - \rho \cdot k$$

- 一階の条件

$$\frac{\partial F(n_f, h_f, k; z, a)}{\partial n_f} = W, \frac{\partial F(n_f, h_f, k; z, a)}{\partial h_f} = R, \frac{\partial F(n_f, h_f, k; z, a)}{\partial k} = \rho.$$

- 要素需要関数

$$n_f = n_f(W, R, \rho, z, a), h_f = h_f(W, R, \rho, z, a), k = k(W, R, \rho, z, a)$$

- 利潤関数: 主體的均衡点でもたらされる利潤水準

$$\begin{aligned} \pi(W, R, \rho, z, a) \equiv & F(n_f(W, R, \rho, z, a), h_f(W, R, \rho, z, a), k(W, R, \rho, z, a); z, a) \\ & - W \cdot n_f(W, R, \rho, z, a) - R \cdot h_f(W, R, \rho, z, a) - \rho \cdot k(W, R, \rho, z, a) \end{aligned}$$

14

ホテリングの補題

$$\begin{aligned}
 \bullet \quad \frac{\partial \pi}{\partial W} &= \frac{\partial F(n_f(W, R, \rho, z, a), h_f(W, R, \rho, z, a), k(W, R, \rho, z, a); z, a) - W \cdot n_f(W, R, \rho, z, a) - R \cdot h_f(W, R, \rho, z, a) - \rho \cdot k(W, R, \rho, z, a)}{\partial W} \\
 &= \frac{\partial F}{\partial n_f} \cdot \frac{\partial n_f}{\partial W} + \frac{\partial F}{\partial h_f} \cdot \frac{\partial h_f}{\partial W} + \frac{\partial F}{\partial k} \cdot \frac{\partial k}{\partial W} - n_f - W \cdot \frac{\partial n_f}{\partial W} - R \cdot \frac{\partial h_f}{\partial W} - \rho \cdot \frac{\partial k}{\partial W} \\
 &= \left(\frac{\partial F}{\partial n_f} - W \right) \cdot \frac{\partial n_f}{\partial W} + \left(\frac{\partial F}{\partial h_f} - R \right) \cdot \frac{\partial h_f}{\partial W} + \left(\frac{\partial F}{\partial k} - \rho \right) \cdot \frac{\partial k}{\partial W} - n_f \\
 &= (0) \cdot \frac{\partial n_f}{\partial W} + (0) \cdot \frac{\partial h_f}{\partial W} + (0) \cdot \frac{\partial k}{\partial W} - n_f = -n_f \\
 \\
 \bullet \quad \frac{\partial \pi}{\partial R} &= \frac{\partial F(n_f(W, R, \rho, z, a), h_f(W, R, \rho, z, a), k(W, R, \rho, z, a); z, a) - W \cdot n_f(W, R, \rho, z, a) - R \cdot h_f(W, R, \rho, z, a) - \rho \cdot k(W, R, \rho, z, a)}{\partial R} \\
 &= \frac{\partial F}{\partial n_f} \cdot \frac{\partial n_f}{\partial R} + \frac{\partial F}{\partial h_f} \cdot \frac{\partial h_f}{\partial R} + \frac{\partial F}{\partial k} \cdot \frac{\partial k}{\partial R} - h_f - W \cdot \frac{\partial n_f}{\partial R} - R \cdot \frac{\partial h_f}{\partial R} - \rho \cdot \frac{\partial k}{\partial R} \\
 &= \left(\frac{\partial F}{\partial n_f} - W \right) \cdot \frac{\partial n_f}{\partial R} + \left(\frac{\partial F}{\partial h_f} - R \right) \cdot \frac{\partial h_f}{\partial R} + \left(\frac{\partial F}{\partial k} - \rho \right) \cdot \frac{\partial k}{\partial R} - h_f \\
 &= (0) \cdot \frac{\partial n_f}{\partial R} + (0) \cdot \frac{\partial h_f}{\partial R} + (0) \cdot \frac{\partial k}{\partial R} - h_f = -h_f
 \end{aligned}$$

15

立地均衡 (location equilibrium)

- 立地均衡
 - 地域間の企業移動が止まり, 企業立地が定まった状態
 - どこに立地しても同じ利潤 π =**均衡利潤**が得られる
$$\pi(W, R, \rho, z, a) = \bar{\pi}$$
- 小地域の仮定
 - 各地域は十分小さいため, 特定の地域の変数が変化しても均衡利潤 π に影響を与えない.
- 開放地域の仮定
 - 企業は自由に地方間を移動できる.

16

地方政府

- 地方公共サービスの生産

$$c = c(z, n)$$

– z : 限界費用: $\frac{\partial c}{\partial z} > 0$

– n : 地域人口 $\rightarrow$ 混雑効果: $\frac{\partial c}{\partial n} > 0$

- 均衡予算

$$c(z, n) = n \cdot T$$

17

均衡条件

- 移住均衡

$$V(R, W - T; z, a) = \bar{U}$$

- 立地均衡

$$\pi(W, R, \rho, z, a) = \bar{\pi}$$

- 予算均衡

$$c(z, n) = n \cdot T$$

- 域内労働市場

$$n = n_f$$

- 域内土地市場

$$H = n \cdot h + h_f$$

18

誘導型

- 移住均衡: $V(R, W - c(z, n)/n; z, a) = \bar{U}$
- 立地均衡: $\pi(W, R, \rho, z, a) = \bar{\pi}$
- 地代関数: $R = R(z, a, \rho, n, \bar{U}, \bar{\pi})$
- 賃金関数: $W = W(z, a, \rho, n, \bar{U}, \bar{\pi})$

19

移住均衡

- 移住均衡:

$$V(R, \underbrace{W - T}_y; z, a) = \bar{U}$$

これを全微分すると（小地域の仮定より $d\bar{U} = 0$ ）。

$$\frac{\partial V}{\partial R} dR + \frac{\partial V}{\partial y} dW - \frac{\partial V}{\partial y} dT + \frac{\partial V}{\partial z} dz + \frac{\partial V}{\partial a} da = 0$$

- $\frac{\partial V/\partial R}{\partial V/\partial y} dR + dW - dT + \frac{\partial V/\partial z}{\partial V/\partial y} dz + \frac{\partial V/\partial a}{\partial V/\partial y} da = 0$
- $hdR = dW - dT + MRS_{zx} dz + MRS_{ax} da \leftarrow \frac{\partial V/\partial R}{\partial V/\partial y} = -h, \frac{\partial V/\partial z}{\partial V/\partial y} = MRS_{zx}$

$$nhdR = nMRS_{zx} dz + \underbrace{+ ndW}_{\text{企業からの効果}} + \underbrace{- ndT}_{\text{地方政府部門からの効果}} + nMRS_{ax} da$$

20

立地均衡

- 立地均衡:

$$\pi(W, R, \rho, z, a) = \bar{\pi}$$

これを全微分すると（小地域の仮定より $d\bar{\pi} = 0$, ρ は固定）.

$$\frac{\partial \pi}{\partial R} dR + \frac{\partial \pi}{\partial W} dW + \frac{\partial \pi}{\partial z} dz + \frac{\partial \pi}{\partial a} da = 0$$

- シェファードの補題: $\frac{\partial \pi}{\partial R} = -h_f, \frac{\partial \pi}{\partial W} = -n_f$
- 労働市場均衡: $n = n_f \Rightarrow \frac{\partial \pi}{\partial W} = -n$
- $-h_f \cdot dR - n_f \cdot dW + \frac{\partial \pi}{\partial z} \cdot dz + \frac{\partial \pi}{\partial a} \cdot da = 0$

$$n \cdot dW = -h_f \cdot dR + \frac{\partial \pi}{\partial z} \cdot dz + \frac{\partial \pi}{\partial a} \cdot da$$

21

地方政府の予算制約

- 地方政府の予算制約

$$c(z, n) = nT$$

- これを全微分すると

$$\frac{\partial c}{\partial z} \cdot dz + \frac{\partial c}{\partial n} \cdot dn = n \cdot dT + T \cdot dn$$

↓

$$-n \cdot dT = \frac{\partial c}{\partial z} \cdot dz + \left(\frac{\partial c}{\partial n} - T \right) \cdot dn$$

22

- $nh \cdot dR = nMRS_{zx} + n \cdot dW - ndT + nMRS_{ax} \cdot da$
- $nh \cdot dR =$
 $nMRS_{zx} + \left(-h_f \cdot dR + \frac{\partial \pi}{\partial z} \cdot dz + \frac{\partial \pi}{\partial a} \cdot da\right) +$
 $\left(\frac{\partial c}{\partial z} \cdot dz + \left(\frac{\partial c}{\partial n} - T\right) \cdot dn + \frac{\partial c}{\partial g} \cdot dg\right) + nMRS_{ax} \cdot da$
- $(nh + h_f) \cdot dR = \left(nMRS_{zx} + \frac{\partial \pi}{\partial z} - \frac{\partial c}{\partial z}\right) \cdot dz - \left(\frac{\partial c}{\partial n} - T\right) \cdot dn + \left(nMRS_{ax} + \frac{\partial \pi}{\partial a}\right) \cdot da$

土地市場均衡： $H = nh + h_f$

$$H \cdot dR = \left(nMRS_{zx} + \frac{\partial \pi}{\partial z} - \frac{\partial c}{\partial z}\right) \cdot dz + \left(nMRS_{ax} + \frac{\partial \pi}{\partial a}\right) \cdot da - \left(\frac{\partial c}{\partial n} - T\right) \cdot dn$$

23

公共サービスの地代への効果

- 地代関数

$$R = R(z, a, \rho, n, \bar{U}, \bar{\pi})$$

- 公共サービスの効果 ($dz \neq 0, da=0, dn=0$)

$$H \cdot \frac{\partial R}{\partial z} = nMRS_{zx} + \frac{\partial \pi}{\partial z} - \frac{\partial c}{\partial z}$$

- 人口変化を考慮した効果 ($dz \neq 0, da = 0, dn \neq 0$)

$$\begin{aligned} H \cdot \frac{dR}{dz} &= \left(nMRS_{zx} + \frac{\partial \pi}{\partial z} - \frac{\partial c}{\partial z}\right) - \left(\frac{\partial c}{\partial n} - T\right) \cdot \frac{dn}{dz} \\ &= H \cdot \frac{\partial R}{\partial z} - \left(\frac{\partial c}{\partial n} - T\right) \cdot \frac{dn}{dz} \end{aligned}$$

24

$$H \frac{dR}{dz} = nMRS_{zx} + \frac{\partial \pi}{\partial z} - \frac{\partial c}{\partial z} - \left(\frac{\partial c}{\partial n} - T \right) \frac{dn}{dz}$$

- H : 土地の総量 $H = n$ 人の同質の個人が各々 h の土地を消費
- dR/dz : 公共サービス z が1単位変化したときの地代の変化量
- HdR/dz : 土地供給量が固定されているから、公共財1単位の変化による総地代 (HR) の変化量
- $nMRS_{zx}$: 公共サービスが増加することによる社会的限界便益（住民の便益の総計）
- $\frac{\partial \pi}{\partial z}$: 公共サービスが増加することによる企業の限界利潤増
- $\frac{\partial c}{\partial z}$: 公共サービスの限界費用
- $\left(\frac{\partial c}{\partial n} - T \right) \cdot \frac{dn}{dz}$: 公共サービスの間接的限界費用～公共財の増加によって人口が増える場合の混雑効果(費用)から税收(便益)を引いた純費用。

25

アメニティの地代への効果

- 地代関数

$$R = R(z, a, \rho, n, \bar{U}, \bar{\pi})$$

- アメニティの効果 ($dz = 0, da \neq 0, dn = 0$)

$$H \cdot \frac{\partial R}{\partial a} = nMRS_{ax} + \frac{\partial \pi}{\partial a}$$

- 人口変化を考慮した効果 ($dz \neq 0, da = 0, dn \neq 0$)

$$\begin{aligned} H \cdot \frac{dR}{da} &= \left(nMRS_{ax} + \frac{\partial \pi}{\partial a} \right) - \left(\frac{\partial c}{\partial n} - T \right) \cdot \frac{dn}{da} \\ &= H \cdot \frac{\partial R}{\partial a} - \left(\frac{\partial c}{\partial n} - T \right) \cdot \frac{dn}{da} \end{aligned}$$

26

$$H \cdot \frac{dR}{da} = \left(nMRS_{ax} + \frac{\partial \pi}{\partial a} \right) - \left(\frac{\partial c}{\partial n} - T \right) \cdot \frac{dn}{da}$$

- H : 土地の総量 $H = n$ 人の同質の個人が各々 h の土地を消費
- dR/da : アメニティ a が 1 単位変化したときの地代の変化量
- HdR/da : 土地供給量が固定されているから, アメニティ a 1 単位の変化による総地代 (HR) の変化量
- $nMRS_{ax}$: アメニティ a が増加することによる社会的限界便益 (住民の便益の総計)
- $\frac{\partial \pi}{\partial a}$: アメニティ a が増加することによる企業の限界利潤増
- $\left(\frac{\partial c}{\partial n} - T \right) \cdot \frac{dn}{dz}$: 公共サービスの間接的限界費用 ~ アメニティ a の増加によって人口が増える場合の混雑効果 (費用) から 税収 (便益) を引いた純費用.

27

モデル 2 : 可塑性が存在しない場合

28

可塑性が存在しない場合

- 可塑性 (malleability): 土地の分割・結合や建造物の解体・建築に時間調整を必要としないこと.
- 短期的には可塑性は低く, 居住スペースの調整が困難であろうから, 人口変化(dn)は小規模かもしれない.
- 可塑性が全く無い場合:

$$dn = 0$$

29

消費者

- 個人の効用関数

$$U = U(x, h; z, a)$$

- x : 消費額
- h : 住居の質 (固定) ← 可塑性が無い場合短期的には変えることができない.
- z : 公共サービス
- a : 環境要因 (アメニティ)

- 個人の予算制約

$$x + Rh = W - T$$

- R : 地代
- W : 賃金 → 個人は非弾力に1単位の労働を供給
- T : 税 (定額税) → $y = W - T$ → 税引所得

30

移住均衡 (migration equilibrium)

- 移住均衡

- 地域間の人口移動が止まった状態
- どこに居住しても同じ効用 $\bar{U}$ = **均衡効用** が得られる

$$U(\underbrace{W - Rh - T}_x, h; z, a) = \bar{U}$$

- 小地域の仮定

31

均衡条件

- 移住均衡

$$U(W - T - Rh, h; z, a) = \bar{U}$$

- 立地均衡

$$\pi(W, R, \rho, z, a) = \bar{\pi}$$

- 予算均衡

$$c(z, n) = n \cdot T$$

- 域内労働市場

$$n = n_f$$

- 域内土地市場

$$H = n \cdot h + h_f$$

32

誘導型

- 移住均衡:

$$U(W - c(z, n)/n - Rh, h; z, a) = \bar{U}$$

- 立地均衡:

$$\pi(W, R, \rho, z, a) = \bar{\pi}$$

- 地代関数: $R = R(z, a, \rho, n, h, \bar{U}, \bar{\pi})$

- 賃金関数: $W = W(z, a, \rho, n, h, \bar{U}, \bar{\pi})$

33

- 移住均衡:

$$U(\underbrace{W - Rh - T}_x, h; z, a) = \bar{U}$$

- これを全微分すると（小地域の仮定より $d\bar{U} = 0$; 可塑性がないという仮定より $dh = 0$,
）

$$\frac{\partial U}{\partial x} dW - \frac{\partial U}{\partial x} h dR - \frac{\partial U}{\partial x} dT + \frac{\partial U}{\partial z} dz + \frac{\partial U}{\partial a} da = 0$$

$$dW - h dR - dT + \frac{\partial U / \partial z}{\partial U / \partial x} dz + \frac{\partial U / \partial a}{\partial U / \partial x} da = 0$$

$$n h dR = n MRS_{zx} dz \underbrace{+ ndW}_{\text{企業からの効果}} \underbrace{- ndT}_{\text{地方政府部門からの効果}} + n MRS_{ax} da$$

- 既述の表現と同一の表現

34

非可塑性と地方政府の予算制約

- 地方政府の予算制約

$$c(z, n) = nT$$

- これを可塑性がない ($dn = 0$) という仮定の下, 全微分すると

$$\frac{\partial c}{\partial z} \cdot dz = n \cdot dT$$

⇓

$$n \cdot dT = \frac{\partial c}{\partial z} \cdot dz$$

35

- $nh \cdot dR = nMRS_{zx} + n \cdot dW - ndT + nMRS_{ax} \cdot da$
- $nh \cdot dR = nMRS_{zx} + \left(-h_f \cdot dR + \frac{\partial \pi}{\partial z} \cdot dz + \frac{\partial \pi}{\partial a} \cdot da \right) + \frac{\partial c}{\partial z} \cdot dz + nMRS_{ax} \cdot da$
- $(nh + h_f) \cdot dR = \left(nMRS_{zx} + \frac{\partial \pi}{\partial z} - \frac{\partial c}{\partial z} \right) \cdot dz + \left(nMRS_{ax} + \frac{\partial \pi}{\partial a} \right) \cdot da$
土地市場均衡: $H = nh + h_f$

$$H \cdot dR = \left(nMRS_{zx} + \frac{\partial \pi}{\partial z} - \frac{\partial c}{\partial z} \right) \cdot dz + \left(nMRS_{ax} + \frac{\partial \pi}{\partial a} \right) \cdot da$$

36

地代への効果

- 地代関数

$$R = R(z, a, \rho, \textcolor{red}{h}, n, \bar{U}, \bar{\pi})$$

- 公共サービスの効果

$$H \cdot \frac{\partial R}{\partial z} = nMRS_{zx} + \frac{\partial \pi}{\partial z} - \frac{\partial c}{\partial z}$$

- アメニティの効果

$$H \cdot \frac{\partial R}{\partial a} = nMRS_{ax} + \frac{\partial \pi}{\partial a}$$

37

税

38

固定資産税 1

- 固定資産税率(比例): τ
- 毎期の同一の地代: R ; 割引率: δ
- 地価=土地1単位から将来にわたって得られる税引き後地代の現在価値:

$$A = \frac{R - \tau A}{1 + \delta} + \frac{R - \tau A}{(1 + \delta)^2} + \frac{R - \tau A}{(1 + \delta)^3} + \dots$$

$$\frac{A}{1 + \delta} = \frac{R - \tau A}{(1 + \delta)^2} + \frac{R - \tau A}{(1 + \delta)^3} + \dots$$

$$A - \frac{A}{(1 + \delta)} = \frac{R - \tau A}{1 + \delta} \rightarrow (1 + \delta)A - A = R - \tau A \rightarrow$$

$$A = \frac{R}{\delta + \tau}$$

- 固定資産税額（土地1単位当たり）：

$$\tau A = \frac{\tau}{\delta + \tau} R = mR, \quad m \equiv \frac{\tau}{\delta + \tau}$$

39

固定資産税2

- 不在地主に固定資産税率を課す場合
 - 土地供給が固定されている場合，借家人には転嫁できない。
 - したがって，消費者の課税はゼロ
 - 公共サービスの効果をみる場合でも，予算制約の効果は考慮しなくても良い（アメニティの場合と同じ）
- 各住民が借家人ではなく家屋土地を所有している場合
 - 本来は多期間の最適化問題として設定する必要
 - 家屋土地の選択が外生（可塑性がない場合と同一）とし，かつ每期短期的に意思決定しているとする，既述の可塑性がないケースと同一の結果。
- 各個人の予算制約

$$x + Rh = W - T \rightarrow T = \frac{\tau}{\delta + \tau} Rh = mRh$$

$$x + (1 + m)Rh = W$$

40

固定資産税3

- 移住均衡

$$U(W - (1 + m)Rh, h; z, a) = \bar{U}$$

- 予算均衡（企業には課税しない）

$$c(z, n, g) = n \cdot mRh$$

$$mRh = c(z, n, g)/n$$

- 代入

$$\begin{aligned} U(W - (1 + m)Rh, h; z, a) &= U(W - Rh - mRh, h; z, a) \\ &= U(W - Rh - c(z, n)/n, h; z, a) = \bar{U} \end{aligned}$$

- 均衡条件は変化しない.

41

誘導型

- 移住均衡:

$$U(W - c(z, n)/n - Rh, h; z, a) = \bar{U}$$

- 立地均衡:

$$\pi(W, R, \rho, z, a) = \bar{\pi}$$

- 地代関数: $R = R(z, a, \rho, n, h, \bar{U}, \bar{\pi})$

- 賃金関数: $W = W(z, a, \rho, n, h, \bar{U}, \bar{\pi})$

42

モデル3: 異なったタイプの個人を想定する場合

43

異なった個人

- 個人の効用関数

$$U_k = U(x_k, h_k; z, a)$$

- 個人の予算制約

$$x_k + R_k h_k = W_k - T_k$$

- 移住均衡

$$U(\underbrace{W_k - R_k h_k - T_k}_x, h_k; z, a) = \bar{U}_k, k = 1, \dots, K$$

- 企業の利潤

$$\pi(W_1, \dots, W_K, R_f, \rho, z, a) \equiv \min_{n_1, \dots, n_K, h_f} \left\{ F(n_1, \dots, n_K, h_f, k; z, a) - \sum_{k=1}^K W_k \cdot n_k - R_f \cdot h_f - \rho \cdot k \right\}$$

- 企業の立地均衡

$$\pi(W_1, \dots, W_K, R_f, \rho, z, a) \equiv \bar{\pi}$$

- 政府の予算制約

$$c(z, \underbrace{\sum_k n_k}_n) = \sum_{k=1}^K n_k \cdot T_k$$

44

均衡条件

- 移住均衡

$$U(W_k - R_k h_k - T_k, h_k; z, a) = \bar{U}_k, k = 1, \dots, K$$

- 立地均衡

$$\pi(W_1, \dots, W_K, R_f, \rho, z, a) \equiv \bar{\pi}$$

- 予算均衡

$$c\left(z, \sum_{k=1}^K n_k\right) = \sum_{k=1}^K n_k \cdot T_k$$

- 域内土地市場

$$H = \sum_{k=1}^K n_k \cdot h_k + h_f$$

45

- 移住均衡を全微分（小地域の仮定より $d\bar{U} = 0$; 可塑性がないという仮定より $dh = 0, dn = 0$ ）

$$n_k h_k dR_k = n_k MRS_{zx}^k dz + n_k dW_k - n_k dT_k + n_k MRS_{zx}^k da$$

$$\sum_{k=1}^K n_k \cdot h_k \cdot dR_k = \sum_{k=1}^K n_k MRS_{zx}^k \cdot dz + \left(\sum_{k=1}^K n_k \cdot dW_k \right) - \left(\sum_{k=1}^K n_k \cdot dT_k \right) + \sum_{k=1}^K n_k MRS_{zx}^k da$$

- 立地均衡を全微分

$$-h_f \cdot dR_f - \sum_{k=1}^K n_k \cdot dW_k + \frac{\partial \pi}{\partial z} \cdot dz + \frac{\partial \pi}{\partial a} \cdot da = 0 \rightarrow \sum_{k=1}^K n_k \cdot dW_k = \frac{\partial \pi}{\partial z} \cdot dz + \frac{\partial \pi}{\partial a} \cdot da - h_f \cdot dR_f$$

- 政府予算制約を全微分

$$\sum_{k=1}^K n_k \cdot dT_k = \frac{\partial c}{\partial z} \cdot dz$$

46

地代への効果

- 立地均衡と政府予算の結果を移住均衡の結果に代入

$$\sum_{k=1}^K n_k \cdot h_k \cdot dR_k = \sum_{k=1}^K n_k MRS_{zx}^k \cdot dz + \left(\frac{\partial \pi}{\partial z} \cdot dz + \frac{\partial \pi}{\partial a} \cdot da - h_f \cdot dR_f \right) - \frac{\partial c}{\partial z} \cdot dz + \sum_{k=1}^K n_k MRS_{ax}^k da$$

- 移住均衡を全微分

$$\sum_{k=1}^K n_k \cdot h_k \cdot dR_k + h_f \cdot dR_f = \left(\sum_{k=1}^K n_k MRS_{zx}^k + \frac{\partial \pi}{\partial z} - \frac{\partial c}{\partial z} \right) \cdot dz + \left(\sum_{k=1}^K n_k MRS_{ax}^k + \frac{\partial \pi}{\partial a} \right) \cdot da$$

47

実証分析の紹介: 先行研究

48

地代回帰

- 回帰式(地代回帰モデル)

$$R = a + b \cdot z + c' M + \text{error}$$

- 被説明変数: 地代(土地評価額) R を
- 説明変数: z 関心の対象となる変数(公共サービス等), M は統制変数
- z の係数 b : 地代勾←この係数を推定. 経済学的意味を考える.
- 地代勾配の解釈は理論的前提によって異なる.

49

地代回帰モデルの3つの流れ

- オーツ型: Oates, W.E., 1969. The effects of property taxes and local public spending on property values: An empirical study of tax capitalization and the Tiebout hypothesis. *Journal of Political Economy* 77(6), 957-971.
- ブルックナー型: Brueckner, J.K., 1982. A test for allocative efficiency in the local public sector. *Journal of Public Economics* 19, 311-331.
- ロバック型: Roback, J., 1982. Wages, rents, and the quality of life. *Journal of Political Economy* 90(6), 1257-78.

50

オーツ型の地代回帰

- 地代回帰分析の嚆矢(続く論文多数)
- 地代勾配の解釈のための理論モデルは提示されていない。
- 地代回帰式における，地方税や地方歳出などにかかる係数をもって，当該変数が固定資産価値(地代)に「資本化」する程度を検証。

51

推定結果

$$\begin{aligned} V = & -21 - 3.6 \log T + 3.2 \log E - 1.4 \log M + 1.7R \\ & (2.4) \quad (4.1) \quad (2.1) \quad (4.8) \quad (4.1) \\ & + .05N + 1.5Y + .3P \\ & (3.9) \quad (8.9) \quad (3.6) \end{aligned}$$

Sample

- 53 residential municipalities in northeastern New Jersey, all located within the New York metropolitan region.

Variables

- V = median home value in thousands of dollars (1960)
- T = the effective percentage tax rate (simple average of effective rates over the years 1956-60)
- E = annual current expenditures per pupil in dollars (1960-61)
- M = the linear distance in miles of the community from midtown Manhattan
- R = median number of rooms per owner-occupied house (1960);
- N = percentage of houses built since 1950 (1960)
- Y = median family income in thousands of dollars (1959)
- P = percentage of families in the community with an annual income of less than \$3,000 (1959)

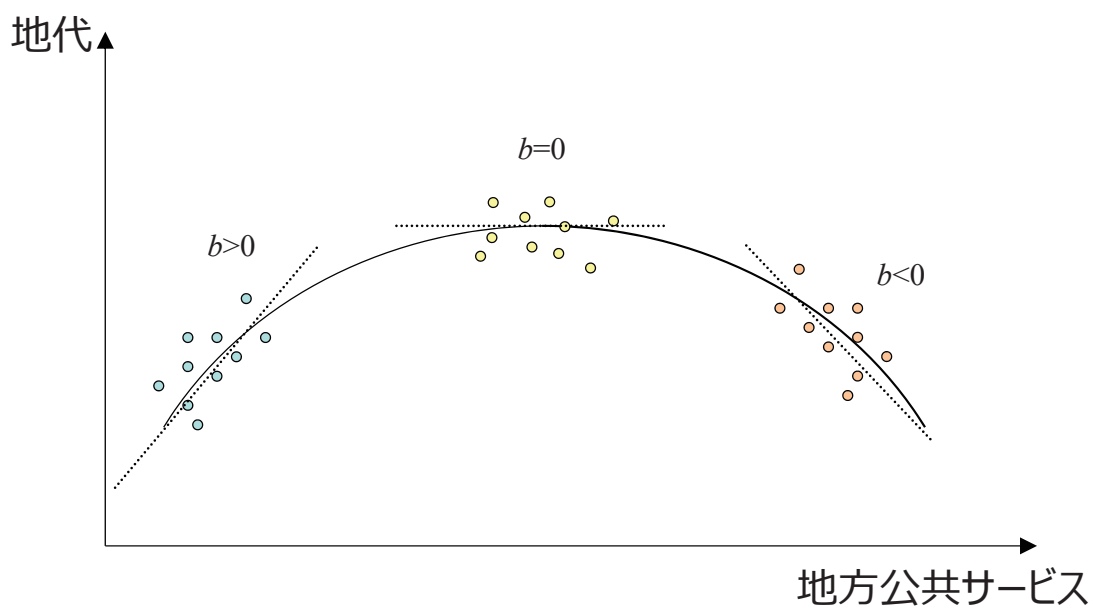
52

ブルックナー型の地代回帰

- 地方公共サービスの生産は費用を伴う。地代に反映される地方公共サービスの便益は当該費用を除いたネットの便益であることを示す。
- 地代回帰モデルは地代関数の線形近似と理解され、その地代勾配 b は限界純便益として解釈される。
- 「地代の最大化＝地方公共サービスの最適供給」という命題に基づいて、地代勾配を解釈。
 - $b = 0 \Rightarrow x$ の水準は最適
 - $b > 0 \Rightarrow x$ の水準は過小
 - $b < 0 \Rightarrow x$ の水準は過大

53

図. ブルックナー型の地代回帰
地代関数の線型近似



54

推定結果

Constant	EDEX	MUEX	EX	HUNITS	BATHS	MFGEMP	YMED	IGREV	LOCD
5.44E05 ^b (2.28)	2.17E01 (1.19)	-0.92E00 (-0.19)	—	1.50E01 ^c (2.01)	1.43E04 ^b (2.23)	2.68E01 (0.49)	-6.66E01 ^b (-2.26)	-1.95E01 (-1.88)	-7.22E04 (-1.05)
5.48E05 (1.68)	—	—	2.23E00 (0.42)	1.95E01 ^b (2.28)	1.76E04 ^b (2.27)	7.15E00 (1.41)	-6.69E01 (-1.66)	-1.00E01 (-1.28)	-6.33E04 (-0.67)

^at-ratios in parentheses.

^bCoefficient significantly different from zero at 5 percent level.

^cCoefficient significantly different from zero at 6 percent level.

Sample

- 54 Massachusetts communities with school districts enrolling at least 5,000 pupils in 1976.

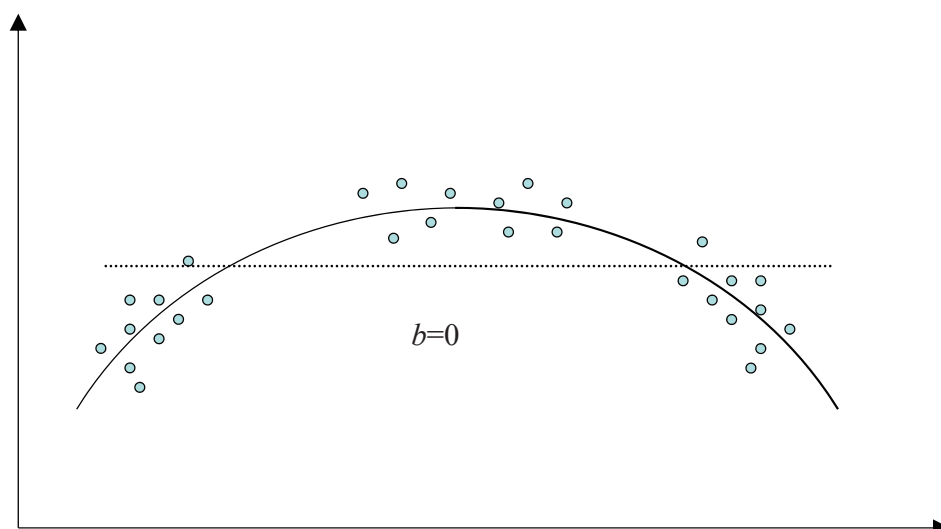
Dependent variable: 1976 aggregate property value

Explanatory variables

- EDEX: 1976 community education expenditures
- MUEX: 1976 non-education municipal expenditures
- EX: EDX + MUEX
- HUNITS: Housing stock, the number of housing units in 1970
- BATHS: Percentage of 1970 housing units with more than one bathroom
- MFGEMP: Manufacturing employment
- YMED: Community median income for 1970
- IGREV: Total intergovernmental revenue received by the community in 1976
- LOCD: Dummy for non-Boston area (Boston and its seven innermost suburbs)

55

図. 水準が同一グループ内で異なるケース



56

ロバック型の地代回帰

- Robach (1982) による地代回帰によるアメニティ (地域環境要因) の評価方法を援用.
- 地方財政の諸変数を地域環境要因とみなす.
- アメニティ a の変化と R (地代) の変化を関連. 公共部門は明示的に考えない.

57

モデル: 消費者

- 移住均衡:

$$V(R, W - T, a) = \bar{U}$$

$$\frac{\partial V}{\partial R} dR + \frac{\partial V}{\partial y} dW + \frac{\partial V}{\partial a} da = 0 \Rightarrow \frac{\partial V / \partial R}{\partial V / \partial y} dR + dW + \frac{\partial V / \partial a}{\partial V / \partial y} da = 0$$

$$\Rightarrow -h dR + dW + \frac{\partial V / \partial a}{\partial V / \partial y} da = 0$$

$$nh \frac{dR}{da} = n \frac{\partial V / \partial a}{\partial V / \partial y} + n \frac{dW}{da}$$

$$\frac{\partial V / \partial a}{\partial V / \partial y} = h \frac{dR}{da} - \frac{dW}{da}$$

58

モデル: 企業

- 生産関数: $Y = F(h^f, n, a)$, 2生産要素: 土地 h^f , 労働 n
- 費用関数

$$C(R, M, X; a) \Leftarrow \min_{h^f, n} R \cdot h^f + W \cdot n \quad \text{subject to } F(h^f, n; a) = X$$

- 生産関数の一次同次: $\Rightarrow C(R, W, X; a) = c(R, W; a) \cdot X$
- 利潤最大化(X の価格を1と仮定)

$$\max_X X - c(R, W; a) \cdot X \Rightarrow 1 - c(R, W; a) = 0$$

$\Downarrow$

$$1 = c(R, W; a)$$

59

モデル: 企業

- 均衡条件 $c(R, W; a) = 1$ を全微分

$$\frac{\partial c}{\partial R} dR + \frac{\partial c}{\partial W} dW + \frac{\partial c}{\partial a} da = 0 \Leftrightarrow \frac{dW}{da} = \frac{\partial c / \partial R}{\partial c / \partial W} \frac{dR}{da} + \frac{\partial c / \partial a}{\partial c / \partial W}$$

- ホテリングの補題

$$C(R, W, X; a) = c(R, W; a) \cdot X$$

$$\frac{\partial C(R, W, X; a)}{\partial R} = \frac{\partial c(R, W, X; a)}{\partial R} \cdot X = h_f \Leftrightarrow \frac{\partial c(R, W, X; a)}{\partial R} = \frac{h_f}{X}$$

$$\frac{\partial C(R, W, X; a)}{\partial W} = \frac{\partial c(R, W, X; a)}{\partial W} \cdot X = n \Leftrightarrow \frac{\partial c(R, W, X; a)}{\partial W} = \frac{n}{X}$$

- 上記より

$$\frac{dW}{da} = \frac{\partial c / \partial R}{\partial c / \partial W} \frac{dR}{da} + \frac{\partial c / \partial a}{\partial c / \partial W} da = \frac{h_f}{n} \frac{dR}{da} + \frac{X}{n} \frac{\partial c}{\partial a} da \Leftrightarrow n \frac{dW}{da} = h_f \frac{dR}{da} + X \frac{\partial c}{\partial a} da$$

60

モデル: 地域内均衡と誘導型

- 2つの式を R と M について解く

$$\left. \begin{aligned} V(R, W - T; a) &= \bar{U} \\ c(R, W; a) &= 1 \\ y &= W - T \end{aligned} \right\} \Rightarrow \begin{cases} R = R(a, \bar{U}) \Rightarrow \frac{dR}{da} \\ W = W(a, \bar{U}) \Rightarrow \frac{dW}{da} \\ dy = dW \text{ (if } dT = 0) \end{cases}$$

- 上記の誘導型としての地代関数 $R(a)$ と賃金関数 $M(a)$ を推定して偏導関数($dR/da = \partial R/\partial a$, $dW/da = \partial W/\partial a$)を得て, 以下の式に代入する.

$$\frac{\partial V/\partial a}{\partial V/\partial y} = h \frac{dR}{da} - \frac{dy}{da} = h \frac{dR}{da} - \frac{dW}{da}$$

- ここでも地代関数のみから住民と企業の便益を表現可能.

$$nh \frac{dR}{da} = n \frac{\partial V/\partial a}{\partial V/\partial y} + n \frac{dW}{da} = n \frac{\partial V/\partial a}{\partial V/\partial y} + h_f \frac{dR}{da} + X \frac{\partial c}{\partial a} da \Rightarrow (nh + h_f) \frac{dR}{da} = n \frac{\partial V/\partial a}{\partial V/\partial y} + X \frac{\partial c}{\partial a} da$$

61

AMENITIES

- TCRIME 73: Total crime rate
- PART 73: Particulate level
- UR 73: Local unemployment rate
- POP73: Population size
- GROW6070 the population growth rate
- DENSSMSA: Population density
- HDD: Heating degree days
- TOTSNOW: Total snowfall
- CLOUSDY: Number of cloudy days
- CLEAR: The number of clear days

62

COEFFICIENTS OF CITY CHARACTERISTICS FROM
LOG EARNINGS REGRESSIONS IN 98 CITIES

	1	2	3	4
TCRIME 73	$.94 \times 10^{-5}$ (2.58)	$.44 \times 10^{-5}$ (1.17)	$.74 \times 10^{-5}$ (1.93)	$.86 \times 10^{-5}$ (2.21)
UR 73	$.36 \times 10^{-2}$ (1.29)	$.12 \times 10^{-2}$ (.43)	$.32 \times 10^{-2}$ (1.14)	$.27 \times 10^{-2}$ (.97)
PART 73	$.24 \times 10^{-3}$ (1.55)	$.13 \times 10^{-3}$ (.86)	$.37 \times 10^{-3}$ (2.33)	$.34 \times 10^{-3}$ (2.15)
POP 73	$.16 \times 10^{-7}$ (7.97)	$.15 \times 10^{-7}$ (7.74)	$.16 \times 10^{-7}$ (8.04)	$.16 \times 10^{-7}$ (8.11)
DENSSMSA	$.81 \times 10^{-6}$ (.29)	$.24 \times 10^{-5}$ (.86)	$.20 \times 10^{-5}$ (.73)	$.38 \times 10^{-5}$ (1.40)
GROW 6070	$.21 \times 10^{-2}$ (7.84)	$.14 \times 10^{-2}$ (5.66)	$.15 \times 10^{-2}$ (6.06)	$.17 \times 10^{-2}$ (6.47)
HDD	$.20 \times 10^{-4}$ (8.48)			
TOTSNOW		$.72 \times 10^{-3}$ (3.54)		
CLEAR			$-.64 \times 10^{-2}$ (-4.80)	
CLOUDY				$.72 \times 10^{-2}$ (5.21)
R^2	.4980	.4955	.4960	.4962
F -ratio	424.2	420.0	420.8	421.1
$N = 12,001$				

REGRESSIONS OF THE LOG OF AVERAGE RESIDENTIAL SITE
PRICE PER SQUARE FOOT ON CITY CHARACTERISTICS

	1	2	3	4
TCRIME 73	2.5×10^{-5} (.65)	1.5×10^{-5} (.38)	-4.5×10^{-7} (-.01)	7.0×10^{-6} (.16)
UR 73	8.9×10^{-2} (3.45)	8.8×10^{-2} (3.35)	9.2×10^{-2} (3.53)	9.1×10^{-2} (3.52)
PART 73	2.2×10^{-4} (.15)	1.1×10^{-4} (.08)	-3.8×10^{-5} (-.02)	1.4×10^{-4} (.09)
POP 73	6.8×10^{-8} (1.80)	6.9×10^{-8} (1.78)	6.8×10^{-8} (1.76)	6.8×10^{-8} (1.76)
DENSSMSA	1.9×10^{-4} (3.02)	2.0×10^{-4} (3.12)	2.0×10^{-4} (3.17)	2.0×10^{-4} (3.18)
GROW 6070	1.1×10^{-2} (4.34)	1.0×10^{-2} (4.11)	9.9×10^{-3} (4.03)	1.0×10^{-2} (4.00)
HDD	3.5×10^{-5} (1.44)			
TOTSNOW		1.3×10^{-3} (.69)		
CLEAR			1.2×10^{-4} (.09)	
CLOUDY				3.2×10^{-4} (.21)
INTERCEPT	-1.73 (-5.92)	-1.54 (-5.99)	-1.44 (-6.51)	-1.53 (-3.32)
R^2	.5741	.5650	.5623	.5625
F -ratio	14.44	13.92	13.77	13.78

SOURCE.—Data are from U.S. Department of Housing and Urban Development 1973. $N = 83$.

IMPLICIT PRICES OF AMENITIES COMPUTED FROM TABLES 1 AND 3

	1	2	3	4
TCRIME 73 (crimes/100 population)	\$-9.25	\$.90	\$ -8.05	\$ -9.15
UR 73 (fraction unemployed)	-5.55	20.65	-.70	5.00
PART 73 (micrograms/cubic meter)	-2.50	-1.40	-4.00	-3.70
POP 73 (10,000 persons)	-1.50	-1.40	-1.50	-1.50
DENSSMSA (100 persons/square mile)	6.30	4.90	5.35	3.35
GROW 6070 (percentage change in population)	-1.85	-11.95	-13.05	-15.2
HDD (1° F colder for one day)	-.20			
TOTSNOW (inches)		-7.30		
CLEAR (days)			69.55	
CLOUDY (days)				-78.25

NOTE.—Measurement units of amenities shown under variable name. Each entry is computed using eq. (5) in the text and evaluated at mean annual earnings. $p_i^* = [k_i(d \log r/ds) - (d \log w/ds)]w$. Average annual earnings = \$10,868. Average budget share of land = .035. Negative numbers indicate disamenities, while positive numbers indicate amenities.

資本化仮説を用いた市町村合併の 評価

市町村合併の効果

- 費用関数: パラメータ ϕ 合併によって変化する費用関数に影響を与える要因

$$c\left(z, \sum_{k=1}^K n_k, \phi\right)$$

- 予算制約

$$c\left(z, \sum_{k=1}^K n_k, \phi\right) = \sum_{k=1}^K n_k \cdot T_k + G + B$$

- G: 財政移転; B: 地方債

- 全微分し, ϕ で割ると

$$\frac{\partial c}{\partial z} \cdot \frac{dz}{d\phi} + \frac{\partial c}{\partial n} \cdot \frac{dn}{d\phi} + \frac{\partial c}{\partial \phi} = \sum_{k=1}^K n_k \cdot \frac{dT_k}{d\phi} + \sum_{k=1}^K T_k \cdot \frac{dn_k}{d\phi} + \frac{dG}{d\phi} + \frac{dB}{d\phi}$$

67

筆ごとの地価への効果

- 移住均衡

$$U(W_k - T_k - R_k h_k, h_k; z, a) = \bar{U}_k, k = 1, \dots, K$$

$$R_k = f(W_k - T_k, h_k, z, a, \bar{U}_k)$$

- 全微分

$$h_k dR_k = MRS_{zx}^k dz + dW_k - dT_k + MRS_{ax}^k da$$

- 合併の効果

$$h_k \frac{dR_k}{d\phi} = MRS_{zx}^k \frac{dz}{d\phi} + \frac{dW_k}{d\phi} - \frac{dT_k}{d\phi} + MRS_{ax}^k \frac{da}{d\phi}$$

68

データ

- 2001～2010年の筆単位の地価公示価格を利用
- 筆単位のデータを市町村単位のデータ（市町村人口，年齢構成別人口比率，財政データ）および都道府県単位のデータ（各種社会資本額，都道府県人口）に接続.
- 筆単位の要因（公示価格のデータとして掲載されていたもの. 下，コントロール変数参照）
- ほか，年度×都道府県で作成した，47×9年の固定効果（423個のダミー）

69

データ: 公示価格

Variable	N	mean	sd	Min	Max
2001	18,482	203,664	575,532	2,500	25,000,000
2002	18,497	187,929	524,620	2,450	21,500,000
2003	18,503	173,660	476,357	2,450	17,600,000
2004	18,394	160,911	424,621	2,400	14,700,000
2005	17,749	152,647	409,087	2,400	16,000,000
2006	17,168	155,809	458,491	2,350	19,000,000
2007	16,772	170,412	581,592	2,300	25,300,000
2008	16,378	179,375	655,793	2,250	30,000,000
2009	15,964	165,706	560,299	2,200	25,000,000

70

推定モデル

$$\begin{aligned}
 & \ln(\text{地価公示価格}_{it}) \\
 &= \sum_k \beta_k \cdot \text{筆}i \text{が属する市町村が}t\text{年に合併}(k\text{回目})\text{した場合}t\text{年以降}1\text{となる変数}_{it} \\
 &+ \sum_k \sum_s \delta_{k,s} \cdot \text{第}k\text{番目の合併から}s\text{年目に}1\text{となる変数}_{it} \\
 &+ \sum_q \theta_q \cdot \text{市町村単位の財政変数}_{q,it} + \sum_l \mu_l \cdot \text{市町村単位の地域特性}_{l,it} \\
 &+ \sum_b \varphi_b \cdot \text{筆単位の統制変数}_{b,it} \\
 &+ \sum_j \sum_t \gamma_j \cdot \text{都道府県}(j)\text{ダミー} \times \text{年}(t)\text{ダミー}_{it} + c_i + \tau_t + \epsilon_{it}
 \end{aligned}$$

71

コントロール変数

固定効果	年（←年ダミー）, 筆（←級内推定）
形状区分	ほぼ正方形, ほぼ台形, ほぼ長方形, 正方形, 台形, 長方形, 不整形, 間口, 奥行
利用区分	建物等の敷地, 雑木林地, 山林, 田, 畑, 用材・雑木林地, 用林林地, その他
構造	B, RC, S, SRC, W, 地上階数, 地下階数
前面道路の種類	区間道路, 区道, 県道, 国道, 市道, 私道, 村道, 町道, 都道, 道道, 道路, 府道, (駅前広場)
前面道路の方位	西, 東, 南, 南西, 南東, 北, 北西, 北東
側道方位	西, 東, 南, 南西, 南東, 北, 北西, 北東
側道	三方路, 四方路, 側道, 背面道
法規制用途	準防火, 防火, 都市計画, 準都計, 調区, 都計外

72

合併地域に属する筆の数

		Obs	Mean	Std. Dev.	Min	Max
1回目	1年後	175,522	2.6071%	0.159	0.000	1.000
	2年後	175,522	2.2442%	0.148	0.000	1.000
	3年後	175,522	2.1297%	0.144	0.000	1.000
	4年後	175,522	1.5537%	0.124	0.000	1.000
	5年後	175,522	0.3350%	0.058	0.000	1.000
	6年後	175,522	0.1100%	0.033	0.000	1.000
	7年度	175,522	0.0234%	0.015	0.000	1.000
	8年後	175,522	0.0057%	0.008	0.000	1.000
2回目	1年後	175,522	0.5327%	0.073	0.000	1.000
	2年後	175,522	0.3891%	0.062	0.000	1.000
	3年後	175,522	0.3054%	0.055	0.000	1.000
	4年後	175,522	0.1384%	0.037	0.000	1.000
	5年後	175,522	0.0177%	0.013	0.000	1.000
	6年後	175,522	0.0000%	0.000	0.000	0.000
	7年度	175,522	0.0000%	0.000	0.000	0.000
	8年後	175,522	0.0000%	0.000	0.000	0.000
3回目	1年後	175,522	0.0997%	0.032	0.000	1.000
	2年後	175,522	0.0422%	0.021	0.000	1.000
	3年後	175,522	0.0416%	0.020	0.000	1.000
	4年後	175,522	0.0182%	0.014	0.000	1.000
	5年後	175,522	0.0000%	0.000	0.000	0.000
	6年後	175,522	0.0000%	0.000	0.000	0.000
	7年度	175,522	0.0000%	0.000	0.000	0.000
	8年後	175,522	0.0000%	0.000	0.000	0.000

73

用途区分

住居系	第一種低層住居専用地域	低層住宅の良好な住環境を守るための地域。(床面積の合計が)50m ² までの住居を兼ねた一定条件の店舗や、小規模な公共施設、小中学校、診療所等が建設可。
	第二種低層住居専用地域	主に低層住宅の良好な住環境を守るための地域。150m ² までの一定条件の店舗等が建設可。
	第一種中高層住居専用地域	中高層住宅の良好な住環境を守るための地域。500m ² までの一定条件の店舗等や中規模な公共施設、病院・大学等も建設可。
	第二種中高層住居専用地域	主に中高層住宅の良好な住環境を守るための地域。1500m ² までの一定条件の店舗や事務所等も建設可。
	第一種住居地域	住居の環境を保護するための地域。3000m ² までの一定条件の店舗・事務所・ホテル等、環境影響の小さい工場が建設可。
	第二種住居地域	主に住居の環境を保護するための地域。10000m ² までの一定条件の店舗・事務所・ホテル・パチンコ屋・カラオケボックス等や、環境影響の小さいごく小規模な工場が建設可。
	準住居地域	道路の沿道等において、自動車関連施設等と住居が調和した環境を保護するための地域。10000m ² までの一定条件の店舗・事務所・ホテル・パチンコ屋・カラオケボックス等や、小規模の映画館、車庫・倉庫、環境影響の小さいごく小規模な工場も建設可。
商業系	近隣商業地域	近隣住民が日用品の買物をする店舗等、業務の利便増進を図る地域。殆どの商業施設・事務所他、住宅・店舗・ホテル・パチンコ屋・カラオケボックス、映画館、車庫・倉庫、小規模工場も建設可。延べ床面積規制が無く、場合によっては中規模以上の建築物も可。
	商業地域	主に商業等の業務利便の増進を図る地域。近隣商業地域の建設物の他、広義の風俗営業や性風俗関連特殊営業関係施設も建設可。延べ床面積規制が無く、容積率限度も相当高いため、高層ビル群も建設可。
工業系	準工業地域	主に軽工業工場等、環境悪化の恐れのない工場の利便を図る地域。住宅や商店も建設可。危険性・環境悪化のおそれ大きい花火工場や石油コンビナート等は建設不可。
	工業地域	主に工業業務の利便の増進を図る地域。原則、どのような工場でも建設可。住宅・店舗は建設可だが、学校・病院・ホテル等は建設不可。
	工業専用地域	工業業務の利便の増進を図る地域。原則、どのような工場でも建設可。住宅・物品販売店舗・飲食店・学校・病院・ホテル、福祉施設等は建設不可。石油コンビナート、製鉄所、花火工場等の危険性が大きい工場はこの地域に建設。

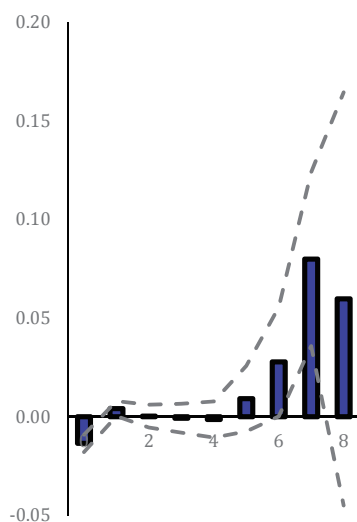
74

	全地域			住居地域			商業地域			工業地域		
	Coef.	S.E.		Coef.	S.E.		Coef.	S.E.		Coef.	S.E.	
合併(1回目)	-0.014	(0.002)	***	-0.012	(0.002)	***	-0.015	(0.005)	**	-0.015	(0.006)	**
1年後	0.004	(0.002)	**	0.002	(0.002)		0.005	(0.004)		0.006	(0.005)	
2年後	0.000	(0.003)		-0.002	(0.003)		0.002	(0.006)		0.009	(0.007)	
3年後	-0.001	(0.004)		-0.003	(0.004)		0.000	(0.008)		0.008	(0.009)	
4年後	-0.001	(0.005)		-0.002	(0.005)		-0.004	(0.011)		-0.003	(0.013)	
5年後	0.009	(0.008)		0.014	(0.010)		-0.005	(0.017)		0.015	(0.026)	
6年後	0.028	(0.014)	**	0.033	(0.016)	**	-0.019	(0.032)		0.067	(0.026)	**
7年後	0.080	(0.022)	***	0.098	(0.023)	***	-0.010	(0.060)		0.064	(0.026)	**
8年後	0.060	(0.053)		0.124	(0.017)	***	-0.123	(0.026)	***	0.051	(0.025)	**
合併(2回目)	-0.039	(0.006)	***	-0.037	(0.008)	***	-0.031	(0.013)	**	-0.062	(0.014)	***
1年後	-0.002	(0.005)		-0.004	(0.006)		0.016	(0.010)		-0.019	(0.012)	
2年後	-0.015	(0.008)	*	-0.009	(0.009)		-0.011	(0.016)		-0.006	(0.027)	
3年後	-0.049	(0.014)	***	-0.046	(0.017)	***	-0.036	(0.025)		-0.054	(0.030)	*
4年後	-0.087	(0.024)	***	-0.080	(0.030)	***	-0.081	(0.042)	**	-0.077	(0.031)	**
合併(3回目)	0.087	(0.051)	*	0.055	(0.028)	*	0.244	(0.141)	*	-0.045	(0.033)	
1年後	-0.025	(0.053)		0.025	(0.028)		-0.186	(0.138)		0.017	(0.021)	
2年後	0.021	(0.068)		0.054	(0.042)		-0.107	(0.155)		0.012	(0.041)	
3年後	0.064	(0.072)		0.083	(0.051)		-0.056	(0.163)		0.089	(0.060)	
税収(自然対数)	0.148	(0.027)	***	0.160	(0.030)	***	0.081	(0.061)		0.035	(0.073)	
料金等(自然対数)	0.002	(0.039)		0.053	(0.042)		0.092	(0.083)		-0.070	(0.109)	
財政移転(自然対数)	0.024	(0.024)		0.019	(0.025)		-0.075	(0.059)		0.052	(0.072)	
地方債(自然対数)	-0.017	(0.004)	***	-0.024	(0.004)	***	-0.018	(0.006)	***	-0.023	(0.012)	**
地方債残高(自然対数)	-0.047	(0.007)	***	-0.025	(0.007)	***	-0.040	(0.014)	***	-0.017	(0.026)	
人口(自然対数)	-0.043	(0.023)	*	-0.112	(0.025)	***	-0.013	(0.054)		0.063	(0.056)	
若年者比率(<15歳)	2.028	(0.285)	***	1.955	(0.339)	***	2.440	(0.542)	***	3.974	(0.764)	***
高齢者比率(≥65歳)	-1.881	(0.151)	***	-1.402	(0.161)	***	-2.775	(0.342)	***	0.329	(0.504)	
標本規模: NT	104,934			70,320			23,524			11,090		
筆数: N	15,105			10,184			3,421			1,580		
T: Average [min, max]	6.9	[1, 9]		6.9	[1, 9]		6.9	[1, 9]		7.0	[1, 9]	
R ² : within, bet., total	0.726	0.537	0.525	0.728	0.442	0.430	0.796	0.515	0.511	0.792	0.441	0.444

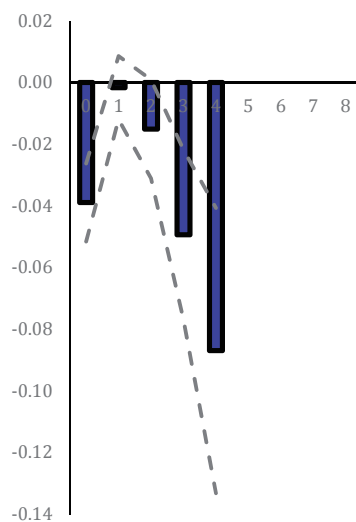
75

全地域

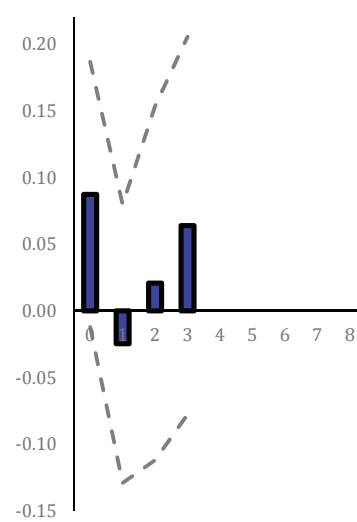
1回目



2回目



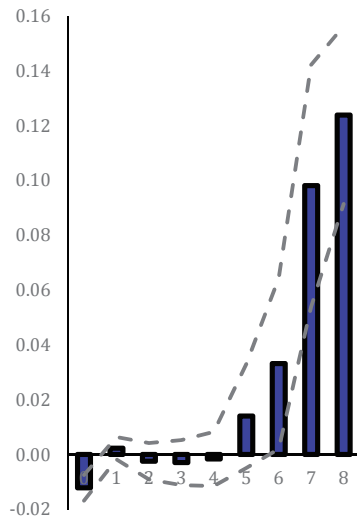
3回目



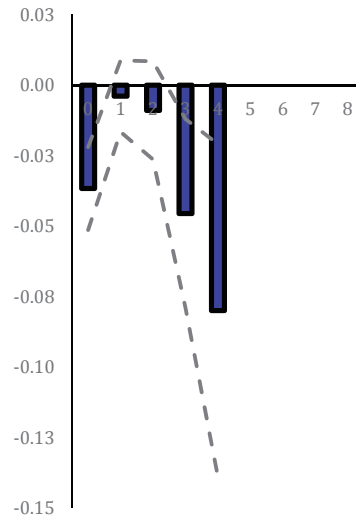
76

住居地域

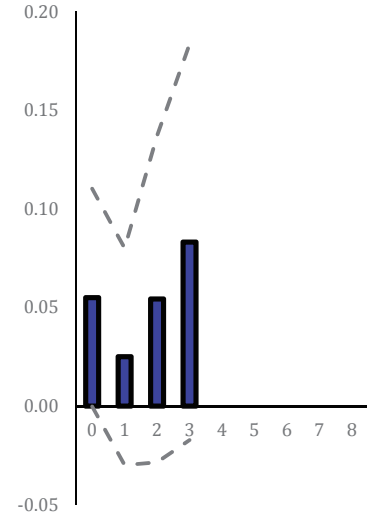
1回目



2回目



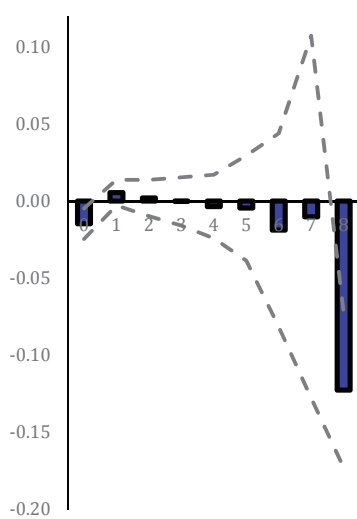
3回目



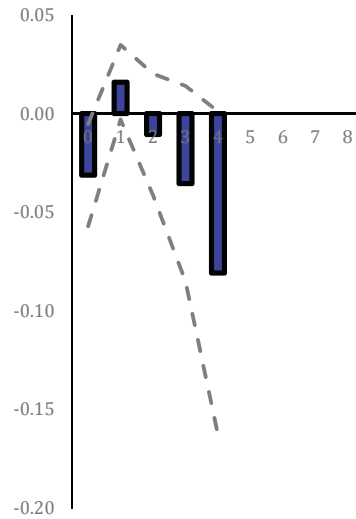
77

商業地域

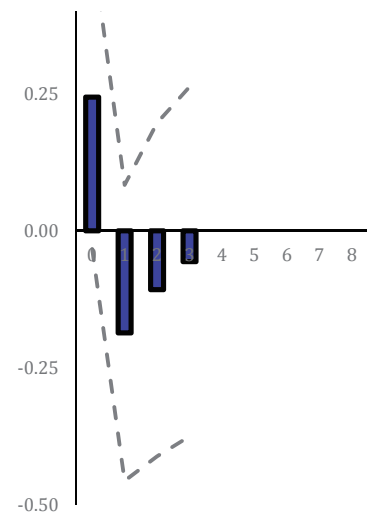
1回目



2回目



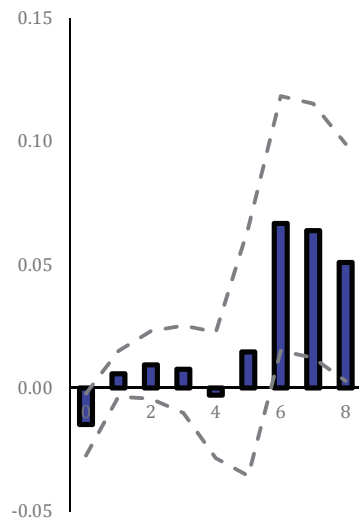
3回目



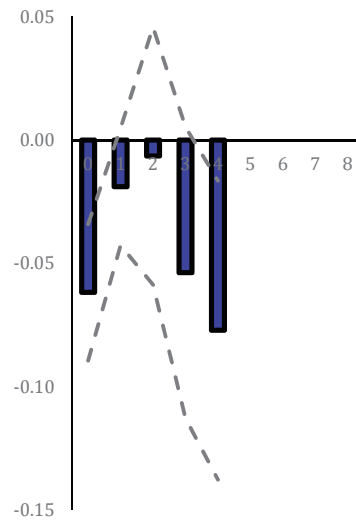
78

工業地域

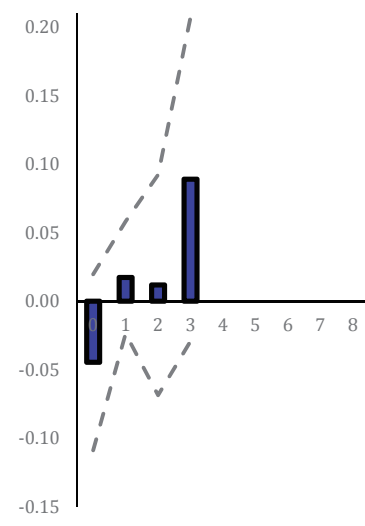
1回目



2回目



3回目



第 2 章

参 考 資 料

地方分権に関する基本問題についての調査研究会

公営企業の経営改革の取組について

平成27年 9月 7日
総務省自治財政局公営企業課
理事官 藤原 俊之

【目次】

- 1. 地方公営企業の現状と課題 …… p 2
- 2. 公営企業の改革に係る政府、総務省の対応 …… p13
- 3. 公営企業会計の適用拡大 …… p21
- 4. 経営戦略の策定 …… p32

1. 地方公営企業の現状と課題

- 地方公営企業の概要
- 地方公営企業の経営状況
- 今後の更新投資等の見通し

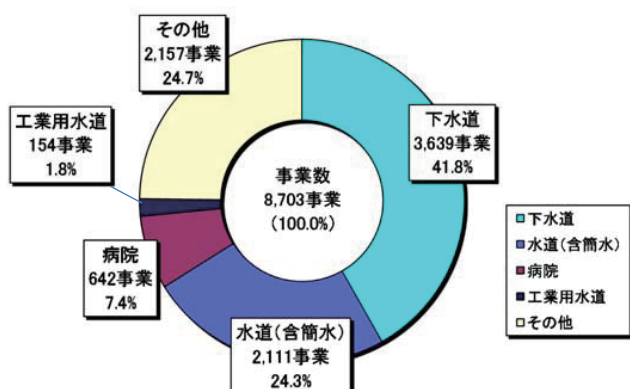
2

地方公営企業の事業数

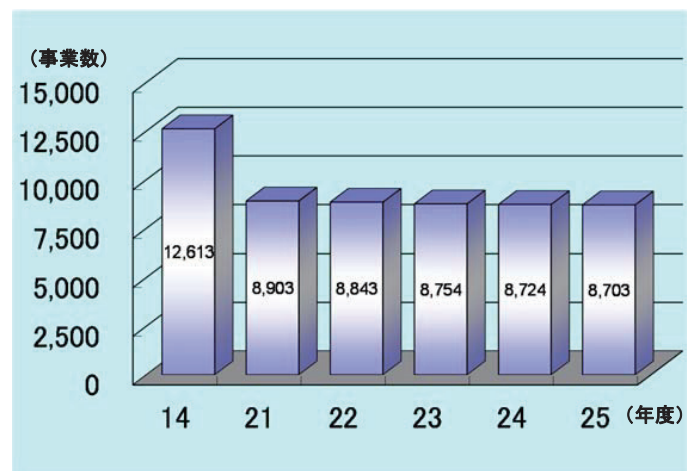
事業数は、平成25年度末現在8,703事業で、事業別にみると、下水道事業が最も多く、次いで水道事業、病院事業となっている。

平成14年度をピークに、市町村合併や経営の見直し等により、毎年減少しており、5年前の平成21年度の事業数との比較では、200事業、2.2%減少となっている。

地方公営企業の事業数の状況（平成25年度末）



地方公営企業の事業数の推移



3

地方公営企業の経営状況(事業別総収支)

公営企業全体の総収支は、5,081億円で、前年度に比べ150億円、2.9%減少しているが、平成13年度から13年連続で黒字となっている。

事業別総収支額は、水道事業が最も多く、次いで下水道事業、交通事業、工業用水道事業となっている。

全体の経営状況(事業別総収支額)

(単位：億円、%)

事業	区分 年度	法適用企業			法非適用企業			合 計			
		24 (A)	25 (B)	増減額 (B) - (A)	24 (C)	25 (D)	増減額 (D) - (C)	24 (E)	25 (F)	増減額 (F) - (E)	増減率 (F - E) / (E)
水道(含簡水)		2,316	2,466	151	56	52	△ 5	2,372	2,518	146	6.2
工業用水道		223	274	51	-	-	-	223	274	51	22.9
交 通		504	769	264	1	2	0	506	770	265	52.3
電 気		67	119	53	21	39	18	88	158	71	80.3
ガ ス		52	20	△ 33	-	-	-	52	20	△ 33	△ 62.3
病 院		42	△ 429	△ 472	-	-	-	42	△ 429	△ 472	△ 1,111.8
下 水 道		670	829	159	594	576	△ 18	1,264	1,405	141	11.2
そ の 他		500	111	△ 389	184	254	70	684	365	△ 319	△ 46.6
合 計		4,374	4,159	△ 215	857	923	66	5,231	5,081	△ 150	△ 2.9

(注) 総収支額は、法適用企業にあっては純損益、法非適用企業にあっては実質収支であり、他会計繰入金等を含む。

4

地方公営企業の経営状況

また、黒字事業は7,625事業(事業数全体の88.3%)で、前年度に比べ95事業の減少となっている。一方、赤字事業は1,014事業(同11.7%)で、前年度に比べ74事業の増加となっている。

全体の経営状況

(単位：事業、億円)

区分	年度	24 (A)			25 (B)			増減額 (B) - (A)		
		法適用	法非適用	合計	法適用	法非適用	合計	法適用	法非適用	合計
黒字事業数		2,172 (72.8%)	5,548 (97.7%)	7,720 (89.1%)	2,135 (70.7%)	5,490 (97.7%)	7,625 (88.3%)	△ 37	△ 58	△ 95
黒字額		5,702	1,371	7,074	5,987	1,357	7,343	285	△ 15	270
赤字事業数		810 (27.2%)	130 (2.3%)	940 (10.9%)	885 (29.3%)	129 (2.3%)	1,014 (11.7%)	75	△ 1	74
赤字額		1,328	515	1,843	1,828	434	2,262	500	△ 81	420
総事業数		2,982	5,678	8,660	3,020	5,619	8,639	38	△ 59	△ 21
収支		4,374	857	5,231	4,159	923	5,081	△ 215	66	△ 150

(注) 1. 事業数は、決算対象事業数(建設中のものを除く。)であり、年度末事業数とは一致しない。

2. 黒字額、赤字額は、法適用企業にあっては純損益、法非適用企業にあっては実質収支であり、他会計繰入金等を含む。

3. ()は、総事業数(建設中のものを除く。)に対する割合。

5

地方公営企業の料金収入の状況

全体の料金収入は、8兆9,414億円で、前年度に比べ141億円、0.2%増加している。
 なお、過去5年間の推移をみると、平成21年度の料金収入と比較して112億円、0.1%減少となっている。

事業別では、下水道事業を除く法適用事業では料金収入が収益の中心となっているが、下水道事業では半分を下回り、その他事業も7割程度となっている。

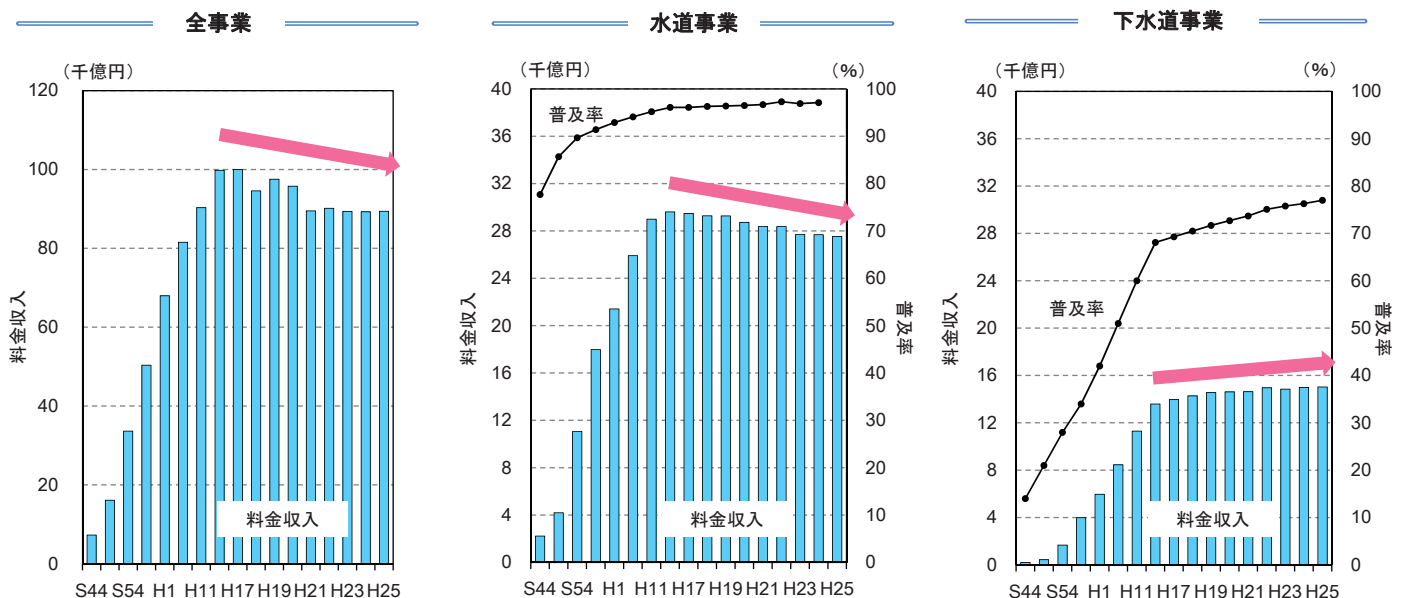
区分 事業	法適用企業			法非適用企業			合 計			
	24 (A)	25 (B)	増減額 (B) - (A)	24 (C)	25 (D)	増減額 (D) - (C)	24 (E)	25 (F)	増減額 (F) - (E)	増減率 (F - E) / (E)
水道（含簡水）	27,065 (91.2%)	26,927 (90.6%)	△ 138	627 (71.4%)	611 (70.6%)	△ 15	27,691 (90.6%)	27,538 (90.1%)	△ 153	△ 0.6
工業用水道	1,293 (89.0%)	1,271 (87.6%)	△ 22	-	-	-	1,293 (89.0%)	1,271 (87.6%)	△ 22	△ 1.7
交 通	6,486 (85.5%)	6,609 (85.6%)	123	38 (43.7%)	40 (46.3%)	2	6,524 (85.0%)	6,649 (85.2%)	125	1.9
電 気	661 (92.3%)	704 (93.0%)	43	64 (91.7%)	91 (94.8%)	27	724 (92.2%)	795 (93.2%)	71	9.7
ガ ス	920 (90.8%)	956 (92.7%)	36	-	-	-	920 (90.8%)	956 (92.7%)	36	3.9
病 院	32,087 (81.4%)	32,205 (81.4%)	119	-	-	-	32,087 (81.4%)	32,205 (81.4%)	119	0.4
下 水 道	9,094 (53.4%)	9,400 (53.3%)	306	5,895 (42.5%)	5,694 (42.0%)	△ 200	14,989 (48.5%)	15,095 (48.4%)	106	0.7
そ の 他	2,178 (71.4%)	1,925 (71.0%)	△ 253	2,867 (69.0%)	2,980 (69.2%)	112	5,045 (70.0%)	4,905 (69.9%)	△ 140	△ 2.8
合 計	79,783 (79.8%)	79,998 (79.6%)	215	9,491 (49.8%)	9,417 (49.8%)	△ 74	89,273 (75.0%)	89,414 (74.9%)	141	0.2

(注) () 内の数値は、総収益に占める料金収入比率である。

6

地方公営企業の料金収入の推移

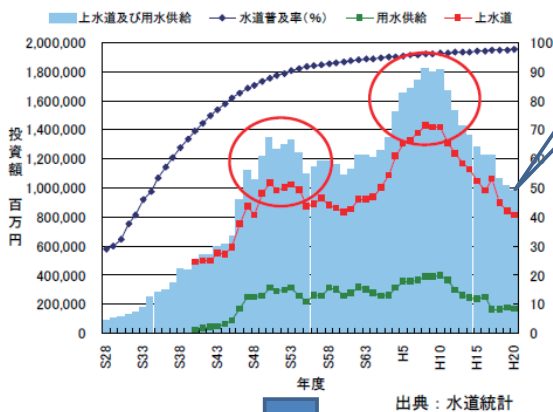
- 水道事業の料金収入は有収水量の減少により減少傾向にある。
- 普及段階にある下水道事業は微増しているが、今後は水道事業と同様に減少に転じることが想定される。
- 料金の取扱いの検討に際しては、有収水量の減少を前提とする必要があるのではないか。



7

水道事業の更新投資の推計

水道への投資額の推移(平成20年価格)



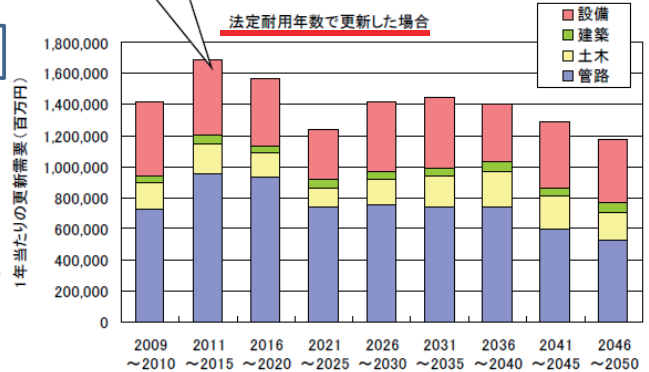
H21投資額
9,800億円

平成20年度末資産額 46.7兆円

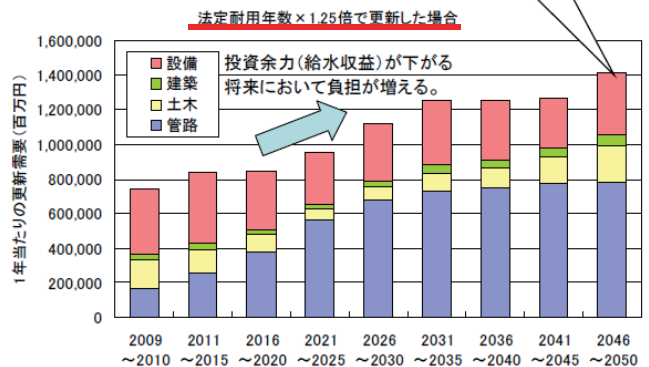
【更新の現状】※日本水道協会調べ

	H21	H22	H23	H24	H25
水道管の更新率(%)	0.87	0.79	0.77	0.77	0.79
法定耐用年数を 超えた水道管(%)	7.1	7.8	8.5	9.5	10.5

16,894億円/年



14,143億円/年

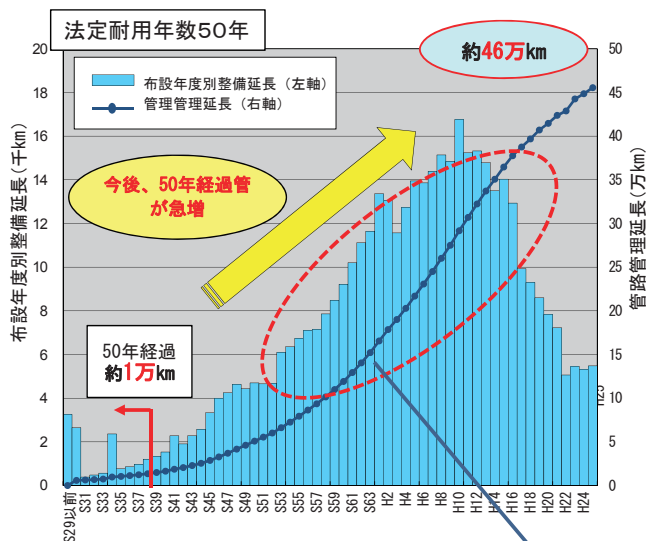


10

下水道ストックの現状

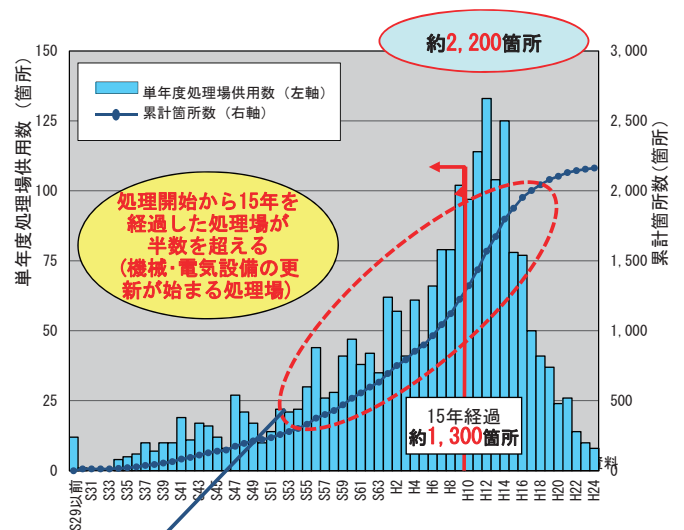
- 管路延長は約46万km、処理場数は約2,200箇所など下水道ストックが増大。
- 下水道施設は、常時稼働しているため、年数とともに老朽化が着実に進行。
- 今後、改築需要のピークを迎える。

■ 管路施設の年度別管理延長(H25末現在)



投資時期に偏在
が見られる

■ 処理場の年度別供用箇所数(H24末現在)



出典：国土交通省資料

11

震災対策に取り組む団体の事例

1 水管橋の地震・津波対策

- ・耐震性のない水管橋の横過トンネル化



2 管路の耐震化・老朽化対策

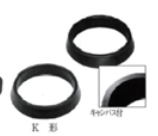
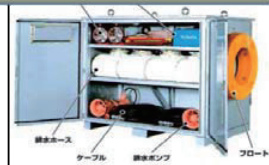
- ・老朽化対策とあわせた管路の耐震化
- ・老朽管路の総合評価と優先度の決定
- ・耐蝕、被覆による管路の長寿命化



3 工業用水給水のバックアップ対策

- ・給水ルートが2重化とループ化
- ・他管理者の管路との接続給水
- ・緊急給水設備の整備

- ・災害時支援協定の締結
- ・工業用水被災時の復旧訓練
- ・工業用水管路の復旧資材の備蓄



12

2. 公営企業の改革に係る政府及び総務省の対応

- 公営企業の改革に係る政府の対応
- 公営企業の改革に係る総務省の対応

13

地域経済再生と財政健全化の両立に向けて(公営企業等関係部分抜粋)

地方行政サービス改革①(地方自治体の業務改革)

○行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進(民間委託・指定管理者制度等の活用)、自治体情報システムのクラウド化の拡大、PPP/PFIの拡大、公営企業・第三セクター等の経営健全化などの業務改革を推進

○公営企業・第三セクター等の経営健全化

- ・公営企業について、経営戦略の策定を促進するとともに、指標を活用した的確な経営状況の把握、見える化を推進。また、事業の広域化や統合、PPP/PFIや民間委託等の民間資金・ノウハウの活用等の地域の実情に応じた積極的な取組を推進
- ・第三セクター等について、指針(H26.8策定)を踏まえた経営健全化を推進するとともに、優良事例の横展開を図る

地方行政サービス改革②(地方自治体の財政マネジメントの強化(地方財政の見える化の推進))

○地方自治体の財政マネジメントの強化やそれを通じた歳出の効率化のため、公共施設等総合管理計画の策定、地方公会計の整備、公営企業会計の適用拡大など、地方財政の見える化を推進

○公営企業会計の適用拡大の推進等

- ・平成27年度から31年度までの5年間で、下水道事業及び簡易水道事業を「重点事業」と位置づけ、公営企業会計の適用に取り組むよう全地方自治体に要請(H27.1.27)
- ・公営企業会計の導入により、公営企業の経営、資産等を正確に把握することが可能となり、より計画的な経営基盤・財政マネジメントを強化

地方税財政の改革②(地方交付税の改革)

○地方交付税制度の財源保障機能を適切に働かせ、住民生活の安心・安全を確保しつつ、歳出の効率化、地域の活性化、経営資源の有効活用などを推進する観点から、以下のような地方交付税の改革に取り組む

⑤ 経営資源の有効活用に取り組む地方自治体を地方交付税で支援

- ・経営戦略を策定し、経営の効率化に取り組む公営企業を重点的に支援
 - (例1) ・病院事業について、新公立病院改革プラン(公立病院における経営戦略)を策定し、再編・ネットワーク化に取り組む地方自治体に対し、交付税措置を重点化(H27)
 - (例2) ・水道事業について、経営戦略を策定し、広域化のための施設及びシステムの統合・共同化等に取り組む地方自治体に対し、交付税措置の重点化(H28～)を検討
 - (例3) ・下水道事業の高資本費対策に係る交付税措置について、経営戦略策定の要件化を検討

14

経済財政運営と改革の基本方針2015(平成27年6月30日閣議決定)(抄) 1/2

第3章「経済・財政一体改革」の取組—「経済・財政再生計画」—

公営企業・第三セクター関連部分

5. 主要分野ごとの改革の基本方針と重要課題

[3] 地方行政改革・分野横断的な取組等

(地方行政改革の基本的な考え方等)

分野横断的な取組を進めるとともに、地域の活性化と頑張る地方を支援する仕組みの充実、国と地方で基調を合わせた歳出改革・効率化、地方自治体の経営資源の有効活用を進める。その際、財源保障機能を適切に働かせ、住民生活の安心・安全を確保することを前提として、上記の観点から地方交付税制度の改革に取り組む。

(国と地方を通じた歳出効率化・地方自治体の経営資源の有効活用)

- ・地方財政をめぐる厳しい状況を踏まえ、公営企業については、計画期間内に廃止・民営化や広域的な連携等も含めた抜本的な改革の検討を更に進め、経営戦略の策定等を通じ、経営基盤強化と財政マネジメントの向上を図る。また、第三セクターについても、「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」を踏まえた取組を推進するとともに、優良事例の全国展開を図る。
- ・2018年度(平成30年度)までの集中改革期間に、自治体の行政コストやインフラの保有・維持管理情報等(公共施設等総合管理計画の策定、地方公会計の整備、公営企業会計の適用拡大※)、地方交付税の各自治体への配分の考え方・内訳の詳細・経年変化など)の「見える化」を徹底して進め、誰もが活用できる形での情報開示を確実に実現する。また、業務改革を推進するため、民間委託やクラウド化等の各地方自治体における取組状況を比較可能な形で開示する。

※ 平成27年1月に総務大臣から各地方団体に対し、平成27年度～31年度までの5年間で、特に、下水道事業及び簡易水道事業について、公営企業会計への移行の完了を要請しているところであるが、当該記載は、「経済・財政再生計画」の集中改革期間(平成28年度～30年度)において、その取組を徹底して進める、という趣旨である。

PPP/PFI 関連部分

4. 歳出改革等の考え方・アプローチ

[1] 公的サービスの産業化

(民間資金・民間ノウハウの活用)

- ・ 上下水道、公営住宅、空港などの社会資本や公共施設の整備・運営に関しては、公費負担の抑制につながる場合には、多様なPPP/PFI手法について、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討することにより、民間の資金・ノウハウの活用を大幅に拡大する。その導入の状況を踏まえつつ、適用範囲を拡大していく。
- ・ PPP/PFIと通常の公共施設整備・運営とのイコールフットINGを徹底するとともに、地方公共団体等に周知する。また、質の高いサービスを効率的に提供する優良事例を全国展開する。

5. 主要分野ごとの改革の基本方針と重要課題

[2] 社会資本整備等

(民間能力の活用等)

民間の資金・ノウハウを活用し、効率的なインフラ整備・運営やサービス向上、民間投資の喚起による経済成長を実現するため、「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」の実行を加速する。このため、日本版「資本のリサイクル」として、コンセッションや公的不動産の利活用、公共施設の集約化や複合利用、公共施設集約に伴う余剰地の売却再投資などの公的ストックの有効活用、包括的民間委託や上下水道など複数分野の一体的な管理委託など、多様なPPP/PFI手法の積極的導入を進め、民間ビジネスの機会を拡大する。

PPP/PFIの飛躍的拡大のためには、公的負担の抑制につながることを前提としつつ、PPP/PFI手法について、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討することが必要である。具体的には、国や例えば人口20万人以上の地方公共団体等において、一定規模以上で民間の資金・ノウハウの活用が効率的・効果的な事業については、多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するよう促す仕組みを構築するとともに、その状況を踏まえつつ、適用拡大していく。その一環として、通常の公共施設整備・運営とのイコールフットINGの更なる確保等コンセッションをはじめとするPPP/PFIの円滑な導入に資する環境整備を進めるとともに、それらの地方公共団体等への周知を図る。また、会計・税務等の高度な専門家チームの派遣やPFI手続の一層の簡素化を行うなど、地方公共団体の案件形成促進に向けて事業フェーズに応じた切れ目ない支援を図る。さらに、PPP/PFI手法の開発・普及等を図る地域プラットフォームについて、全国的な体制整備を計画的に推進し、地域の産官学による連携強化、優良事例の全国への普及、地方公共団体や民間の能力向上等を図る。PPP/PFIを活用して行う地方創生の深化について検討する。

16

総務省による地方公営企業の改革に向けた取組①

○公営企業は住民生活に身近な社会資本を整備し、サービスを提供する役割を果たしており、将来にわたりその本来の目的である公共の福祉を増進していくためには、経営環境の変化に適切に対応し、そのあり方を絶えず見直していくことが不可欠。

＜公営企業を取り巻く環境＞

- 人口減少 □料金収入の減少 □施設等の老朽化・大量更新期の到来 □災害・危機管理対策
- 財政健全化法の施行 □地方公会計の整備促進 □地方分権改革

経営状況の把握・経営管理

地方公営企業会計の制度等の見直し

- 資本制度の見直し

(平成24年4月から)

→経営の自由度を高め、議会・住民によるガバナンスを強化。

- 地方公営企業会計基準の見直し

(平成26年度予算・決算から)

→損益、資産等の正確な把握。

経営改革

- 公営企業の抜本改革

(平成21年度～25年度)

→事業の廃止や民営化・民間譲渡、地方独立行政法人制度、指定管理者制度、PFI事業、民間委託等の事業手法の導入等を検討「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成21年7月8日自治財政局公営企業課長等通知)

資金不足比率が経営健全化基準以上である会計は大幅に減少(平成20年度:61会計→平成25年度:18会計)

17

総務省による地方公営企業の改革に向けた取組②

公営企業を取り巻く経営環境が厳しさを増している中で、必要なサービスを将来にわたり安定的に継続するためには、平成26年度以降においても、自らの判断と責任に基づき、公営企業の経営健全化等に不断に取り組むことが必要。

経営状況の把握・経営管理

□ 公営企業会計の適用拡大

→ 平成27年度から平成31年度までの5年間で集中取組期間として、下水道事業及び簡易水道事業を中心に、公営企業会計の適用を推進（「公営企業会計の適用の推進について」平成27年1月27日総務大臣通知等）

- ・ 経営、資産等の正確な把握による経営管理の向上
- ・ 弾力的な経営の実現 等

経営改革

□ 経営戦略の策定等

→ 公営企業の中長期的な基本計画である「経営戦略」の策定、同計画に基づく徹底した効率化・経営健全化等を推進（「公営企業の経営に当たっての留意事項」平成26年8月29日自治財政局公営企業課長等通知）。

- 経営戦略の策定に当たっては、
- ・ 投資の合理化、財源の見直し、その他効率化等の経営見直し
 - ・ 広域化とともにPPP/PFI（公共施設等運営権方式を含む。）や指定管理者制度、民間委託など民間の資金・ノウハウの活用等を積極的に検討。

財務の健全性とインフラ更新の両立の実現

持続可能なサービス提供の実現へ

18

地方公営企業の抜本改革等の取組状況（平成26年4月1日現在）

事業廃止 (平成16年度(※)からの実施数)		民営化・民間譲渡 (平成16年度(※)からの実施数)		PFI (導入数)		指定管理者制度 (導入数)		公営企業型 地方独立行政法人(導入数)	
368事業(240事業)		272事業(118事業)		59事業(15事業)		776事業(172事業)		43法人(32事業)	
県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等
35(19)	333(221)	42(20)	230(98)	29(5)	30(10)	121(24)	655(148)	25(18)	18(14)
宅地造成	92 (66)	介護	143 (67)	下水道	23 (7)	介護	217 (50)	病院	43 (32)
観光施設その他	58 (31)	病院	30 (13)	病院	15 (3)	観光施設その他	178 (47)		
介護	55 (33)	観光施設その他	25 (8)	水道	10 (4)	駐車場	157 (23)		
病院	49 (26)	交通	24 (7)	観光施設その他	4 (0)	病院	74 (18)		
簡易水道	35 (25)	ガス	19 (5)	工業用水道	2 (1)	港湾整備	34 (7)	包括的民間委託 (導入数)	
駐車場	22 (18)	電気	9 (5)	港湾整備	2 (0)	下水道	33 (2)		
と畜場	11 (8)	市場	8 (5)	市場	1 (0)	市場	36 (18)	87事業	
水道	8 (5)	駐車場	5 (3)	宅地造成	1 (0)	と畜場	24 (3)		
交通	7 (5)	と畜場	4 (3)	駐車場	1 (0)	簡易水道	8 (1)	県・政令市等	市町村等
電気	7 (4)	宅地造成	3 (2)			宅地造成	7 (0)	11	76
下水道	9 (8)	工業用水道	1 (0)			水道	4 (1)	水道	42
市場	7 (6)	港湾整備	1 (0)			工業用水道	2 (1)	工業用水道	2
港湾整備	5 (3)					交通	2 (1)	下水道	35
工業用水道	2 (2)							簡易水道	7
有料道路	1 (0)							港湾整備	1

(※) 平成16年度から調査開始（「地方公営企業の経営の総点検について」(平成16年4月13日付け総務省自治財政局公営企業課長通知)に基づくもの）

(※) () 内の数値は、平成21年4月2日から平成26年4月1日の実績で内数。

(※) 包括的民間委託については、平成24年4月2日から平成26年4月1日の実績。

<平成21～25年度までの「集中取組期間」の実績>

事業規模に占める資金不足額の割合が経営健全化計画の策定を要する基準以上である会計

平成20年度: 61会計 → 平成25年度: 18会計 (▲70.5%)

19

平成25年度決算に基づく健全化判断比率等の概要(確報値)

平成26年11月28日公表

資金不足比率

経営健全化基準以上である会計

156会計(H19)→61会計(H20)→49会計(H21)→38会計(H22)→36会計(H23)→20会計(H24)→18会計(H25)

- 全6, 872公営企業会計(※24年度決算:全6, 806公営企業会計)
- 資金の不足額がある公営企業会計は60会計(※24年度決算:69会計)

◆ 経営健全化基準以上である公営企業会計数

	都道府県	政令市	市区町村	一部事務組合等	合計	H19年(参考)
水道事業	0 / 25	0 / 19	0 / 1,211	0 / 95	0 / 1,350	3 / 1,406
簡易水道事業	0 / 1	0 / 5	1 / 796	0 / 4	1 / 806	6 / 937
工業用水道事業	0 / 41	0 / 9	0 / 95	0 / 9	0 / 154	0 / 150
交通事業	0 / 3	2 / 20	1 / 60	0 / 3	3 / 86	17 / 97
電気事業	0 / 25	0 / 5	0 / 44	0 / 3	0 / 77	1 / 64
ガス事業	0 / 0	0 / 1	1 / 27	0 / 0	1 / 28	0 / 35
港湾整備事業	0 / 34	0 / 4	0 / 40	0 / 6	0 / 84	0 / 73
病院事業	0 / 39	0 / 16	1 / 478	0 / 77	1 / 610	53 / 668
市場事業	0 / 9	1 / 18	0 / 132	0 / 10	1 / 169	9 / 178
と畜場事業	0 / 1	0 / 7	0 / 36	0 / 9	0 / 53	3 / 65
宅地造成事業	0 / 52	0 / 21	1 / 376	2 / 7	3 / 456	27 / 539
下水道事業	0 / 45	0 / 29	1 / 2,500	0 / 23	1 / 2,597	13 / 2,741
観光施設事業	0 / 5	0 / 4	6 / 270	0 / 1	6 / 280	22 / 350
その他事業	0 / 15	0 / 0	1 / 70	0 / 37	1 / 122	2 / 145
合 計	0 / 295	3 / 158	13 / 6,135	2 / 284	18 / 6,872	156 / 7,448

(注)分母は事業種類別の公営企業会計数である。

20

3. 公営企業会計の適用拡大

- 地方公営企業会計制度の見直し
- 公営企業会計の適用状況
- 公営企業会計の適用の推進

21

地方公営企業会計制度等の見直しの全体像

I 資本制度の見直し

改正済(※1)
(H24.4.1から適用)

※1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第1次一括法)
(平成23年法律第37号)により地方公営企業法を改正

II 地方公営企業会計基準の見直し

改正済(※2)
(H26予算決算から適用)

※2 地方公営企業法施行令等の一部を改正する政令(平成24年政令第20号)により地方公営企業法施行令等を改正

○ 会計基準の見直し

- 1 借入資本金
- 2 補助金等により取得した固定資産の償却制度等
- 3 引当金
- 4 繰延資産の見直し
- 5 たな卸資産の価額
- 6 減損会計
- 7 リース取引に係る会計基準
- 8 セグメント情報の開示
- 9 キャッシュ・フロー計算書
- 10 勘定科目等の見直し
- 11 組入資本金制度の廃止(資本制度の見直しの積み残し)

○ 会計変更に伴う経過措置等

III 財務規定等の適用範囲の拡大等

○ 簡易水道事業・下水道事業等への財務規定等の適用拡大

平成26年8月ロードマップを提示。
平成27年1月頃、要請予定。

22

地方公営企業法の適用範囲(現行)

地方財政法第5条第1号に規定する公営企業

<法適用事業>

(地公企法の規定を適用する事業)

<当然適用事業>

(地公企法2①②)

【全部適用事業】

- 水道
- 工業用水道
- 交通(軌道)
- " (自動車)
- " (鉄道)
- 電気
- ガス

【財務規定等適用事業】

- 病院

<任意適用事業>

(地公企法2③)

自主的適用

<法非適用事業>

(地公企法の規定を適用しない事業)

- 交通(船舶)
- 簡易水道
- 港湾整備
- 市場
- と畜場
- 観光施設
- 宅地造成
- 公共下水道
- その他下水道
- 介護サービス
- 駐車場整備
- 有料道路
- その他
- (有線放送等)

※ ●のついたものは、地財法第6条に規定する特別会計設置義務のある公営企業

23

地方公営企業の法適用状況

公営企業全体8,703事業のうち、法適用事業は、平成25年度は前年度に比べ37事業の増加となり、3,033事業(事業数全体の34.9% H24比0.6ポイント増)となっている。

事業別・法適用事業数割合

(単位:事業)

事業 区分 年度	法適用企業			法非適用企業			計			法適用 企業の 割合
	24	25(a)	増減	24	25	増減	24	25(b)	増減	(a)/(b) (%)
水道	1,377	1,377	0	745	734	△ 11	2,122	2,111	△ 11	65.2%
うち簡易水道	23	25	2	745	734	△ 11	768	759	△ 9	3.3%
工業用水道	153	154	1	0	0	0	153	154	1	100.0%
交通	55	53	△ 2	38	38	0	93	91	△ 2	58.2%
電気	26	28	2	39	51	12	65	79	14	35.4%
ガス	29	28	△ 1	0	0	0	29	28	△ 1	100.0%
病院	643	642	△ 1	0	0	0	643	642	△ 1	100.0%
下水道	502	538	36	3,131	3,101	△ 30	3,633	3,639	6	14.8%
その他	211	213	2	1,775	1,746	△ 29	1,986	1,959	△ 27	10.9%
合計	2,996	3,033	37	5,728	5,670	△ 58	8,724	8,703	△ 21	34.9%

24

公営企業会計の適用の推進について(背景)

公営企業は、地域の住民サービスを担う企業であり、経済性の発揮と公共の福祉の増進が必要。その財務は、民間企業の会計基準と同様の公営企業会計について、事業の特性や規模等を考慮し、すべての事業に適用してはならず、下水道事業、簡易水道事業等は地方公共団体が任意(条例)でその適用を決定(地方公営企業法第2条。現在、下水道事業においては15.2%、簡易水道事業においては19.7%の団体が適用(平成25年度公営企業決算))。

現下の人口減少等による料金収入の減少、施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大など厳しさを増す経営環境を踏まえ、地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むために、公営企業会計の適用を推進。

公営企業会計の適用関係(地方公営企業法)

水道事業
工業用水道事業
軌道事業
自動車運送事業
鉄道事業
電気事業
ガス事業

病院事業

簡易水道事業
下水道事業
船舶事業
港湾整備事業
市場事業
と畜場事業
観光事業
宅地造成事業 等

① 地方公営企業法全部適用

財務(公営企業会計)、組織、職員の身分取扱い等、法の規定のすべてが当然に適用される

② 地方公営企業法一部適用

財務(公営企業会計)規定のみ適用される(各団体の判断ですべて適用することも可能)

③ 地方公営企業法任意適用

各団体の判断で、法の全部(①)か一部(②)を条例で適用することが可能

公営企業会計の特徴と適用の主なメリット

経営、資産等の正確な把握による経営管理の向上

発生主義を導入し、民間企業と同様の精度の高い財務諸表(貸借対照表(BS)、損益計算書(PL)、固定資産台帳等)を作成することにより、公営企業の経営、資産等を正確に把握することが可能。

- より計画的な経営基盤の強化、財政マネジメントの向上等が可能。
- 経営に要する経費の的確な原価計算により、さらに適切な料金算定が可能。
- 経営の透明性が向上し、他団体との比較可能性も確保され、議会・住民のガバナンスが向上。

弾力的な経営を行うことが可能

予算を超える弾力的な支出、効率的・機動的な資産管理等が可能となり、経営の自由度が向上。

- 住民ニーズへの迅速な対応が可能となり、経営の効率化、住民サービスの向上等につながる。

25

公営企業会計の適用の推進について(要請)

適用推進の要請に至るまでの経緯

平成25年度 「地方公営企業法の適用に関する研究会」における検討等

○公営企業会計の適用推進が必要。住民生活に密着し資産規模が大きい下水道事業及び簡易水道事業は特に必要性が高い。ロードマップを示すべき。

平成26年6月 「経済財政運営と改革の基本方針2014」

○財政マネジメント強化、PPP/PFI推進支援等のため、簡易水道事業、下水道事業等に対して同会計の適用を促進する。

平成26年8月 「公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ」の発出

○公営企業適用促進のスケジュール(平成27年1月頃に正式な要請を行う等)、範囲等について、地方公共団体に周知。

平成27年1月 「地方公営企業法の適用に関する実務研究会」報告書の取りまとめ

○「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」の作成。

公営企業会計の適用の推進について(要請) (平成27年1月27日付 総務大臣通知)

※併せて、適用に取り組むに当たっての留意事項を通知(自治財政局長通知)

○計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等をより的確に行うため、公営企業会計の適用に取り組むことを要請。

●平成27年度から平成31年度までを公営企業会計適用の「集中取組期間」とする。

●下水道事業及び簡易水道事業を「重点事業」と位置付け。

- ・都道府県及び人口3万人以上の市区町村等については公共下水道、流域下水道、簡易水道事業の移行が必要。人口3万人未満の市町村についてもできる限り移行が必要。
- ・その他の事業も実情に応じて移行が望ましい。

○総務省が講じる支援措置等について周知。

- 公営企業会計適用についてのマニュアルの策定を周知。地方財政措置の拡充、アドバイザーの派遣、研修の実施等を周知。
- ・経営改革の推進、都道府県が講じることが望まれる支援措置等を助言。

26

公営企業会計の適用推進に係る支援措置等①

平成27年度から平成31年度までの5年間(集中取組期間)において、現在、公営企業会計が適用されていない事業について、重点事業(下水道事業及び簡易水道事業)を中心に、その適用を要請。
適用に当たり、地方公共団体の事務負担や経費負担を軽減し、円滑化するため、以下の支援を実施。

1. マニュアルの公表

- 公営企業会計の適用に関する具体的な業務の処理手順・留意点や、固定資産台帳の整備に関する考え方・標準的な水準等について取りまとめた「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」を公表。
- 併せて、移行事務の着手と全体像等を簡潔にまとめた「地方公営企業法の適用に関する簡易マニュアル」を公表。

2. 地方財政措置(平成27年度～平成31年度)

- 公営企業会計の適用に要する経費の財源に充当するための公営企業債(公営企業会計適用債)を措置。
 - ・発行対象事業 : 地方公営企業法非適用事業
 - ・発行対象経費 : 公営企業会計の適用に直接必要な経費
(基礎調査・基本計画等策定経費、資産評価・資産台帳作成経費、財務会計システム導入経費等)
※公営企業会計の適用に係る事務に従事する職員の給料等は原則として含まれない。
 - ・充当率等 : 地方債の充当率100%、民間等資金、償還年限10年以内
- 下水道事業及び簡易水道事業に係る公営企業会計適用債の元利償還金に対し、建設改良費に係る下水道事業債及び簡易水道事業債に準じた普通交付税措置を講じる。
 - 例) 下水道事業(処理区域内人口密度25人/ha未満で分流式下水道) : 49%
 - 簡易水道事業 : 50%
 - ※従前の特別交付税による財政措置は廃止するが、下水道事業について、公営企業会計の適用に係る事務に平成26年度までに着手している団体については、引き続き当該財政措置の対象とする経過措置を設ける。

27

公営企業会計の適用推進に係る支援措置等②

3. 先行事例の紹介等

- 各地方公共団体が、類似する団体の法適用にかかる取組等を参照できるように、先行して地方公営企業法を任意適用した団体の事例を取りまとめた「地方公営企業法の適用に関する先行事例集」を公表。
- 要請や法令、マニュアル等の具体的な考え方、取り扱い等について取りまとめた「地方公営企業法の適用に関する質疑応答集」を公表。

4. アドバイザー派遣

- 公営企業等の経営改善（公営企業会計の適用を含む。）等の取組を支援するため、希望する市町村等に対して、総務省が委嘱した地方公営企業等経営アドバイザーを派遣し、個別具体的な助言を実施。
- 下水道事業及び簡易水道事業を中心に公営企業会計の適用に取り組む団体を重点的に支援。

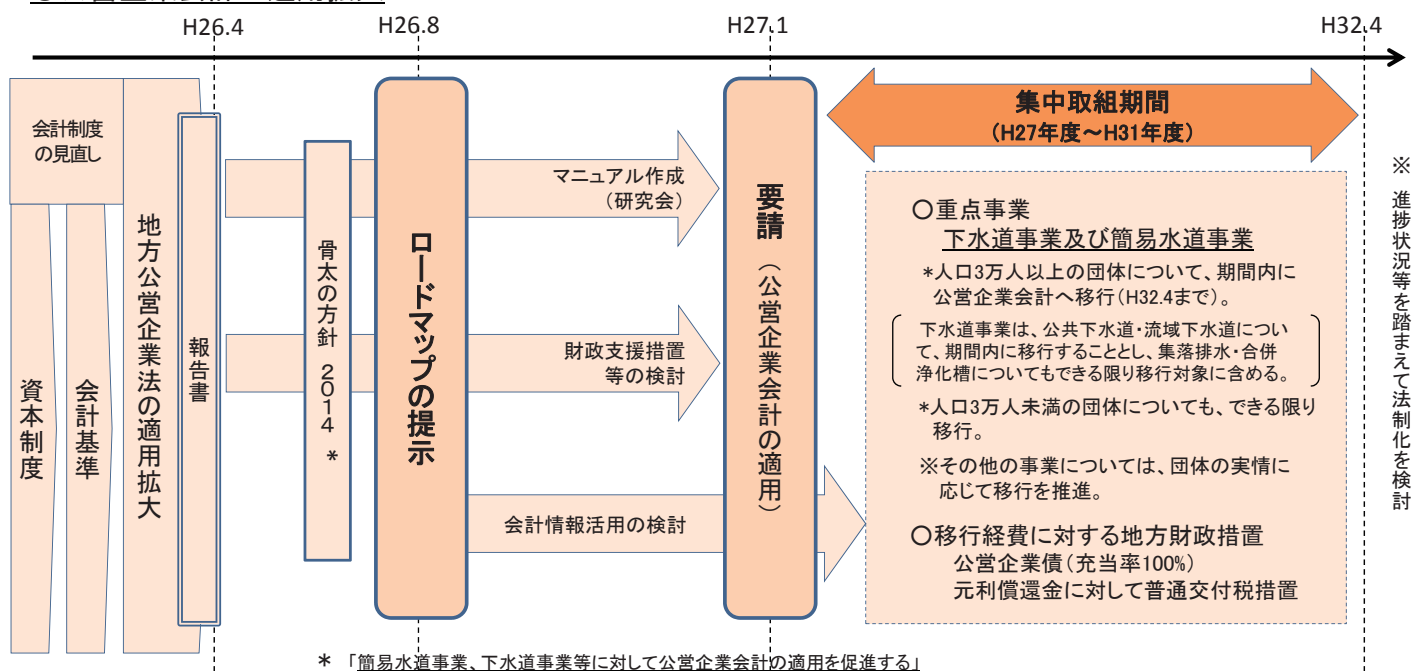
5. 研修等の実施

- 公営企業会計への移行等を支援するため、各種研修を実施予定。
例：本年7月上旬に全国市町村国際文化研修所（JIAM）、来年2月に市町村職員中央研修所（JAMP）において研修を実施予定。
- 地方公共団体金融機構において、都道府県等が主宰する市区町村を対象とした公営企業会計への移行等に関する研修会等に専門家を派遣する予定。

28

公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ（平成26年8月発出）

○公営企業会計の適用拡大



○地方公会計の整備促進



29

公営企業会計適用による経営上の効果(整備手法見直し)

○適切なコスト計算が実施可能となり、より効率的な整備手法の選択につなげることができた。

概要・背景

- 公営企業会計適用前は正確なコストの算定が困難であったが、適用後に減価償却費を含むコストを算定すると、人家がまばらな市街化調整区域において、公共下水道の整備を推進することで、汚水処理原価が大幅に上昇することが判明した。
- 3年前に平均20%程度の下水道使用料の値上げを行ったばかりであり、さらなる大幅値上げは避けたい事情があった。

事例

- 公営企業会計を適用して、減価償却費等を含む適正な損益計算を行った結果、正確なコストが把握可能となった。そこで、他の選択肢がないか検討したところ、市町村設置型浄化槽は安いコストで整備可能ながことが判明した。
- 公共下水道のまま整備を進めた場合と市町村設置型浄化槽で進めた場合の汚水処理原価の比較は以下のとおり。

公共下水道のまま整備を進めた場合	市町村設置型浄化槽で進めた場合
251.3円⇒283.8円	251.3円⇒258.1円

(注) 公共下水道は50年、浄化槽は30年を耐用年数とした減価償却費をコスト計算に含めた。

効果

- より効率的な整備手法を選択することで、住民負担の大幅増加を回避することにつながった。
- 公共下水道に比して浄化槽の耐用年数は短いものの、将来の人口減少に伴う世帯数や処理水量の減少を考慮すれば、耐用年数の長い投資よりも、耐用年数の短い投資のほうが、環境変化に弾力的に対応しやすくなる。
- 市町村設置型浄化槽等の推進にPFI方式を活用することで、概ね1ヶ月以内に設置完了となるため、供用開始まで5～10年を要する公共下水道よりも早期に適正な汚水処理の実現につながった。

30

公営企業会計適用による経営上の効果(セグメント分類)

○セグメントごとの経営実態を把握することで、事業の負担のあり方の検討につなげることができた。

概要・背景

- 全体として赤字となっている下水道事業会計について、公営企業会計適用後にセグメント情報を作成したところ、雨水処理事業の収支は均衡しているが、汚水処理事業で赤字が発生していることが明らかとなった。

事例

- 下水道事業に公営企業会計を適用し、決算書の注記で求められている「セグメント情報」について、右表のように「汚水処理事業」と「雨水処理事業」とに分け、経営実態の把握、一般会計繰入金の金額等について把握した。
- その結果、損益ベースにおいて、汚水処理事業で赤字が発生していることが判明した。

	汚水処理事業	雨水処理事業	合計
営業収益	15,000	5,000	20,000
営業費用	20,000	4,000	24,000
営業損益	△5,000	1,000	△4,000
営業外収益	9,000	0	9,000
営業外費用	4,500	1,000	5,500
経常損益	△500	0	△500
<内訳(一部)>			
他会計繰入金	4,000	5,000	9,000
減価償却費	10,000	2,500	12,500

効果

- 公営企業会計を適用し、料金による経費負担を原則とする汚水処理事業と、公費を経費の財源とすることが原則の雨水処理事業とに分けてセグメント情報を把握することにより、両事業の経営実態を明らかにすることが可能となった。
- 赤字が生じている汚水処理事業について、中長期的視点で赤字解消を図る必要があることから、それをどのように実現していくか、「経営戦略」策定等による経営基盤強化の必要性を強く認識するに至った。

31

4. 経営戦略の策定

○ 経営戦略の策定

○ 公営企業の広域化・民間活用

32

「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付通知)の概要

1. 基本的な考え方

- 平成21年度から集中的に推進してきた公営企業の抜本改革の取組は、予定どおり平成25年度末で一区切り。
- 人口減少、施設老朽化等、経営環境が厳しさを増す中で、サービスの安定的な継続のためには、平成26年度以降も、不断の経営健全化等が必要。(事業の意義・必要性がない場合には廃止し、採算性に応じて民営化・民間譲渡等を検討。)
- 中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤強化と財政マネジメントの向上に取り組むことが必要。
- 損益・資産等の的確な把握のため、地方公営企業法の適用による公営企業会計の導入が必要。特に、簡易水道・下水道は、基本的に必要。

2. 計画的経営の推進 ～「経営戦略」の策定～

- ・ 将来にわたり事業を安定的に継続するため、「経営戦略」を企業ごとに策定し、これに基づく計画的な経営が必要。〈期間：10年以上を基本〉

(「経営戦略」の主な内容)

- ・ 企業及び地域の現状と将来見通しを踏まえたもの
- ・ 「投資試算」(施設・設備投資の見通し)、「財源試算」(財源の見通し)等で構成される「投資・財政計画(収支計画)」
- ・ 「投資試算」等の支出と「財源試算」が均衡するよう、施設・設備のサイズダウン、効率的配置、PPP/PFIをはじめとする民間的経営手法の導入や事業の広域化等の取組、財源面の見直しを検討
- ・ 組織、人材、定員、給与について、効率化・合理化の取組を検討
- ・ ICTの活用、資金不足比率、資金管理・調達、情報公開、防災対策等

※ 3～5年に一度見直しを行う等、適切な事後検証、更新等を行う

3. 公営企業の経営に係る事業別の留意事項

「経営戦略」の策定等に当たっての、水道事業、下水道事業をはじめとする事業ごとの留意点。

4. 「資金不足等解消計画」策定上の留意事項

5. 「経営健全化計画」策定上の留意事項

地方債同意等基準に定める「資金不足等解消計画」や、健全化法に基づき、資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業が策定する「経営健全化計画」は、「経営戦略」の考え方等を基本として策定。

6. その他

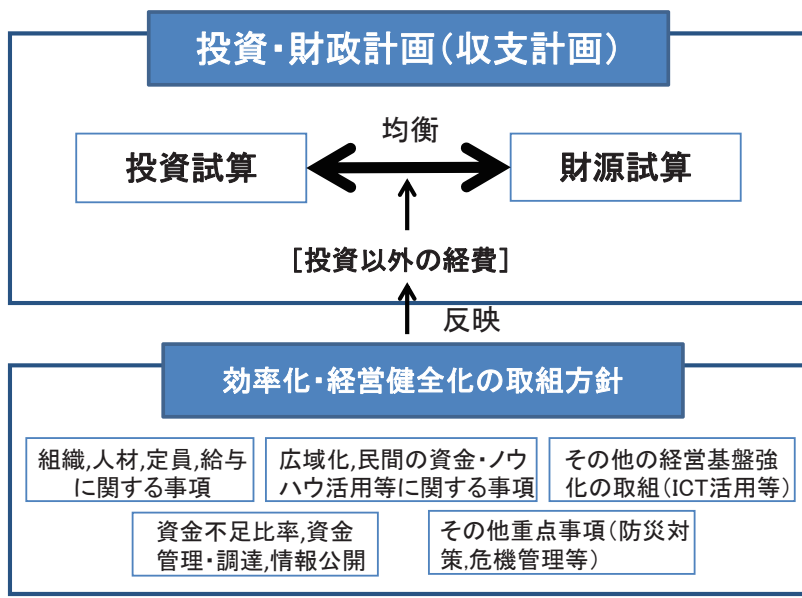
- ・ 市町村の公営企業に対する都道府県の支援、消費税の適正な転嫁、「インフラ長寿命化基本計画」等との関係等を記載。
- ・ 総務省においては、必要な支援を継続的に行っていく予定。

33

「経営戦略」についての基本的な考え方と構成

- 「経営戦略」は、各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画。
- 「経営戦略」は、「投資試算」(施設・設備投資の見通し)等の支出と「財源試算」(財源の見通し)を均衡させた「投資・財政計画」(収支計画)が中心。
- 組織効率化・人材育成、広域化、PPP/PFI等の効率化・経営健全化の取組方針を記載。

経営戦略[イメージ]



経営戦略の特徴(想定)

- ① 特別会計ごとの策定を基本とすること。
- ② 企業及び地域の現状と、これらの将来見通しを踏まえたものであること。
- ③ 計画期間は10年以上を基本とすること。
- ④ 計画期間中に必要な住民サービスを提供することが可能となっていること。
- ⑤ 「投資試算」をはじめとする支出と「財源試算」により示される収入が均衡した形で「投資・財政計画」が策定されていること。
- ⑥ 効率化・経営健全化のための取組方針が示されていること。

34

「投資・財政計画」策定までの流れ（投資試算等と財源試算の整合性検証）

- 「投資試算」等の支出と「財源試算」にギャップがある場合には、以下のようにギャップ解消に取り組むことが必要。
- 投資以外の経費について、必要かつ合理的な額の確保を前提とした上で、更なる効率化に取り組むことが必要。

投資試算の再検討

- ダウンサイジング、スペックダウン
- 予防保全型維持管理を含む適切な維持管理による長寿命化
- 過剰投資・重複投資の精査
- 新たな知見や新技術の導入
- 優先順位が低い事業の先送り、取りやめ
- 民間資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI の導入等)
- 広域化の推進 等

財源試算の再検討

- 内部留保額の見直し
- 料金の見直し 等

両面から
均衡点を探る

取組を反映

投資以外の経費の効率化

給与・定員の見直し、広域化の推進、民間のノウハウの活用(指定管理、民間委託等)、ICTの活用等による更なる効率化

<留意点>

地域の現状や将来像を踏まえた検討、公営企業の技術担当部局や一般会計の企画・財政担当部局をはじめとする地方公共団体全体の関係部局との連携、議会・住民への十分な説明等が必要。

35

公営企業の経営戦略の策定支援と活用等に関する研究会(概要)

趣旨目的

公営企業は、飲料水・工業用水の提供や下水の処理、公共輸送の確保、医療の提供をはじめ、地域において住民の暮らしを支える重要な役割を担っている。これまでのところ、経営全体としては黒字基調で推移しているが、高度経済成長期以降に急速に整備された社会資本が大量に更新時期を迎えつつあり、人口減少に伴う収入減等も見込まれる等、取り巻く経営環境は厳しさを増している。

このため、総務省は、「経済財政運営と改革の基本方針 2014」(平成26年6月24日閣議決定)等を踏まえて、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け自治財政局公営企業課長等通知)において、各公営企業が中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、同計画に基づき経営基盤の強化に取り組むこと等を要請している。

一方で、公営企業が適切な「経営戦略」を策定し、それを活用して経営基盤強化に取り組むためには、経営状況の的確な把握、投資の合理化についての具体的なあり方の検討等の課題も存在しており、各公営企業がより円滑に取り組むための支援が必要である。

これらのことを踏まえて、「公営企業の経営戦略の策定支援と活用等に関する研究会」を開催し、関係者の意見を伺いながら、公営企業の中長期的な経営と「経営戦略」の活用のあり方等について検討を行うこととする。

委員名簿(敬称略、委員は五十音順)

座長 堀場 勇夫	青山学院大学経済学部教授	関口 智	立教大学経済学部教授
石原 俊彦	関西学院大学大学院教授	滝沢 智	東京大学大学院教授
井手 秀樹	慶応義塾大学商学部教授	沼尾 波子	日本大学経済学部教授
大滝 精一	東北大学大学院教授	原田 賢一郎	北海道大学大学院教授
奥野 信宏	中央大学総合政策学部教授	水田 雅博	京都市公営事業管理者上下水道局長
神尾 文彦	野村総合研究所社会システムコンサルティング部長	渡部 厚志	松江市上下水道事業管理者上下水道局長
倉本 宜史	甲南大学マネジメント創造学部講師		

スケジュール等

平成26年11月10日(月)に第1回研究会を行い、平成27年4月8日に成果を取りまとめた。
研究会ホームページ(総務省ホームページ内)

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/koueikigyoku_keiseisanyak/index.html

36

公営企業の経営戦略の策定支援と活用等に関する研究会 報告書(平成27年3月) 概要

第1. 現状認識と基本的な考え方

- 公営企業は、経営環境が厳しさを増す中で、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、同計画に基づく経営基盤強化に取り組むこと等により、必要な住民サービスを安定的に継続することが必要。
- 中小規模を中心とした公営企業における「経営戦略」の策定と活用に関する課題となる論点ごとに対応策等を検討・整理。

第2. 「経営戦略」策定に当たっての課題への対応

①経営状況の的確な把握 ～指標を活用した経営分析～

- 「経営戦略」策定に適切に取り組むためには、経営指標を活用して経営の現状や課題等を把握するとともに、これらの情報を議会・住民等に対して分かりやすく説明することが必要。このような取組は「経営戦略」策定の促進にもつながる。
- 指標の公信力や団体間での比較可能性を確保するためには、総務省が決算統計等を基に全国の公営企業の指標を算出することが必要。各公営企業は指標により明らかにした経営状況や課題を分析することが求められる。
- その上で、総務省は、各公営企業の指標と分析結果について、関係者が分かりやすく、また、更なる検討を行うことが可能な形で公表することが必要。
- 総務省は、本研究会の成果も活用して、適切な指標や当該指標を算出するための基礎数値の把握方法、指標の集約・公表方法、指標の分析方法等について、適切な形で取りまとめることが必要。

②投資の合理化 ～人口減少時代に対応した投資のあり方～

- 施設・設備の老朽化が進む中で、必要な住民サービスの確保と経営の健全化を両立するために、地方公共団体は投資の合理化に取り組むことが必要。
- 投資を合理化するためには、「経営戦略」を策定する中で、施設・設備の現状把握と将来必要な住民サービスの予測等を踏まえて、確保することが可能な料金も勘案しつつ、様々な手法の中から最適なものを選択することが必要。

③料金のあり方についての考え方、留意点等

- 住民サービス提供の継続と健全経営の維持を両立させるためには、十分な効率化・経営健全化に取り組んだ上で、適切な料金のあり方等について検討することが必要。
- 検討に当たっては、料金算定手法、料金体系等について適切なものを選択するとともに、議会・住民等の理解が得られるように取り組むことが必要。

第3. 公営企業会計適用による経営上の効果

- 公営企業会計を適用することで、経営・資産等の現状などを適切に把握することができ、コスト計算、更新投資の推計、セグメント分類等に具体的な効果を発揮し、よりの確な「経営戦略」の策定とそれに基づく経営基盤強化に有効。
- 総務省は、中小規模の地方公共団体を中心に、各団体の取組を推進するために、適切な支援を継続的に行うことが求められる。

第4. 「経営戦略」策定の先進事例等

- 地方公共団体の「経営戦略」策定の取組を促進するためには、先行的な取組事例を分かりやすい形で紹介することが有効。研究会としてヒアリングを行った京都市、松江市、会津若松市、石狩市の事例等を取りまとめ、併せて、計画的な経営への取組が不十分であったために、経営に何らかの支障を来した、「避けるべき事例」についても紹介。

第5. 公営企業の広域化と民間の資金・ノウハウ等の活用

- 地方公共団体が「経営戦略」を策定し、それに基づく経営基盤強化に取り組むに当たり、広域化や民間の資金・ノウハウ等の活用についても積極的に検討し、公営企業の実情に応じた適切な手法を導入することは、特に有効。
- 地方公共団体は、「公営企業の経営のあり方等に関する調査研究会 ～公営企業の広域化・民間活用の推進について～」の研究成果も踏まえて、積極的な検討に取り組むことが必要。
- その際、必要な住民サービスが、中長期にわたり、確実・適切に確保されることが必要であり、そのための検討や準備が必要。

第6. その他(今後の対応等)

- 地方公共団体は、本研究会の成果も活用して、「経営戦略」の策定と活用を通じた経営基盤の強化に取り組むことが必要。都道府県は、市区町村が円滑に取り組むことができるように、積極的に支援することを期待。
- 総務省においては、本研究会の提言も踏まえて、各地方公共団体の取組を支援することが必要。特に、指標を活用した経営状況の把握や公営企業会計の適用推進等については、適切な取組が必要。
- また、各団体の取組状況等を踏まえて、制度の運用、地方財政措置を含む支援等のあり方等について、継続的な調査・検討を行うことが必要。

37

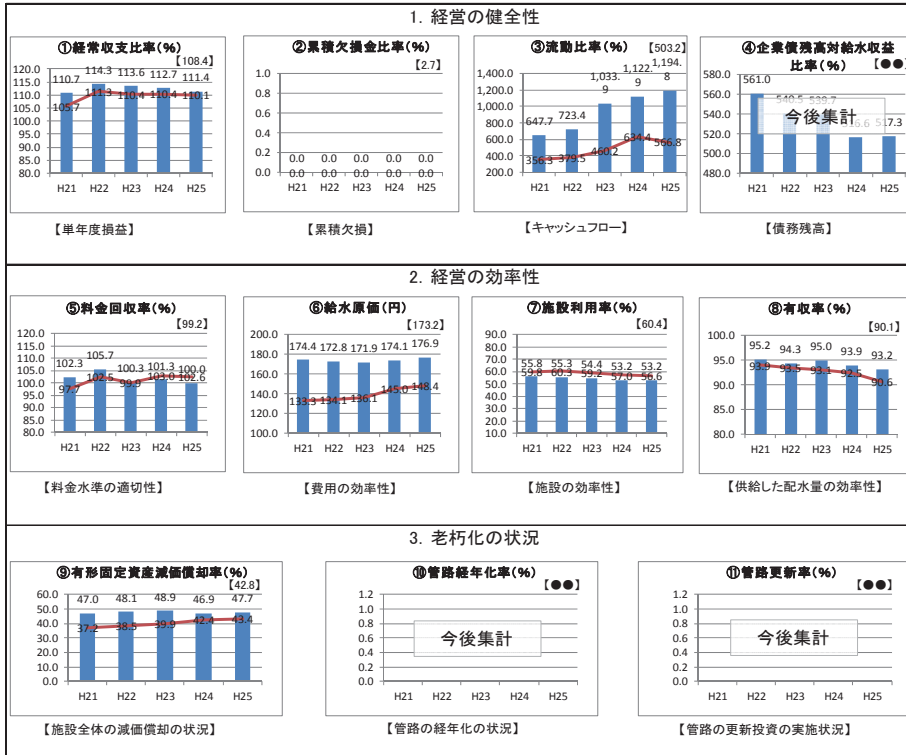
「経営比較分析表」の公表イメージ

水道事業 経営比較分析表

都道府県名	団体名	事業名	類似団体	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
A県	B市	末端給水事業	-	-	-
給水人口(人)	資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20㎡当たり家庭料金(円)	
-	-	-	-	-	

〈参考〉公表イメージ

■ B市
— 類似団体平均
【】平成25年度全国平均
団体分析欄



1. 経営の健全性について

2. 経営の効率性について

3. 老朽化の状況について

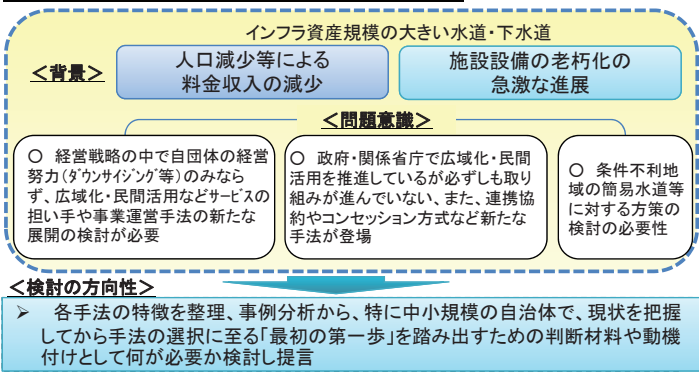
全体総括

38

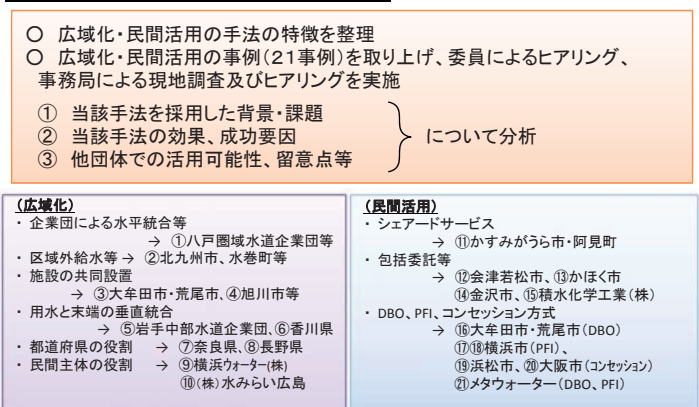
公営企業の経営のあり方等に関する調査研究会 報告書の概要 ～ 公営企業の広域化・民間活用の推進(人口減少社会における公営企業の新たな展開等について)～

H27.3
自治総合センター

I 背景、現状に対する問題意識、検討の方向性



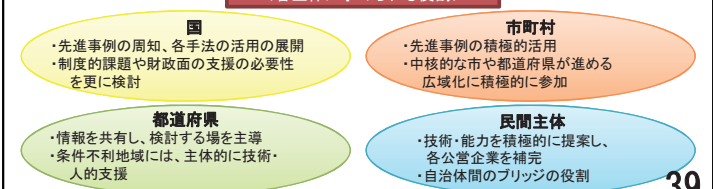
II 各手法及び対応事例の分析について



III 事例分析を踏まえた提言等

- (1)市町村等による水平連携
- 企業間等が統合効果が最も大きい、「できることから相互協力」が重要
(「施設の共同化」、水質データ管理・施設管理・システムの共同化等の緩やかな連携も有効な手段)
 - 用水供給と末端給水の統合については、水融通によるダウンサイジングや経費削減など事業ベースで統合効果が大きく、用水供給主体からの働きかけが有効
 - 区域外給水等については、経営体力、施設の供給能力に余力がある団体は、施設の有効活用による収入の確保、周辺市町村は料金が安くなるなど、win-winの効果あり。政令市等からの働きかけを期待
 - 施設の共同設置については、その効果の検証や国の支援のあり方も含めて今後具体的な推進方策を検討する必要
- (2)都道府県による支援
- 都道府県が広域連携等の検討の場を設ける必要
 - 特に条件不利地域の簡易水道については、主体的に技術支援・人的支援等、事務の代替執行制度の活用を検討
- (3)民間主体(民間事業者・第三セクター)を活用した広域化等
- 民間主導の連携における自治体間のブリッジとしての役割、小規模で専門職員も少ない自治体の事務・人材を補充するサポーターの役割を期待
 - 第三セクターの活用は、人口減少時代に新たな意義がある一方、出資比率を工夫した官のガバナンス、資金調達の際に安易に損失補償を行わないことや天下り等の批判を招かない対応が必要
- (4)包括的民間委託等による効率化(民間活用)
- サービスの品質確保、ガバナンス、ノウハウの維持等の懸念
 - サービス品質確保のために契約で要求水準の設定、第三者等によるモニタリング、官のノウハウ継続のために、広域化による体制の強化や都道府県との連携が必要
 - 小規模な自治体で、事業をまとめて規模を大きくして委託すれば、民間も参入メリットあり
 - DBO、PFIは、性能発注による民間のインセンティブの向上とノウハウの活用、長期及び包括的な委託による長期のライフサイクルコストの軽減効果
 - コンセッション方式は、今後事例を積み重ねる中で、具体的な活用を更に進める必要

＜各主体に求められる役割＞



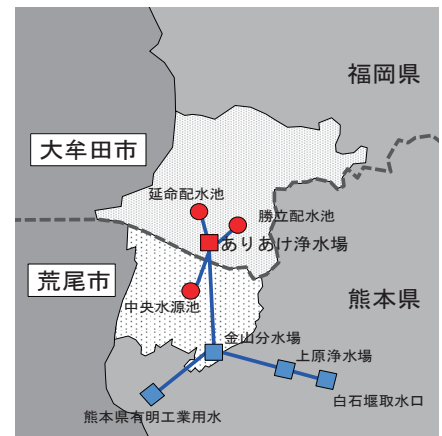
39

浄水場の共同設置(大牟田市・荒尾市) 【事例】

1. 団体の概要

団 体 名	大牟田市	荒尾市
人 口	123,105人	55,381人
面 積	81.55km ²	57.15km ²
事 業 区 分	上水道(末端)	上水道(末端)
普 及 率	92.2%	87.9%
施設利用率	69.2%	65.9%
有 収 率	93.9%	89.9%
職員数(上水)	51人	15人
営 業 収 益	2,505,779千円	724,024千円
営 業 費 用	2,202,856千円	685,102千円

※ 表中の計数は平成25年3月末時点



2. 事業の概要

手 法	DBO方式による浄水場の共同設置
事 業 内 容	大牟田市・荒尾市共同浄水場の設計・建設及び維持管理 共同浄水場外の水道施設の維持管理 (大牟田市水道事業の井戸、配水池、ポンプ場、水質モニター等)
検討等期間	平成15年～平成19年3月
事 業 期 間	設計・建設期間:平成21年6月～平成24年3月 維持管理期間:平成24年4月～平成39年3月



ありあけ浄水場 (荒尾市HPより)

40

民間的経営手法等の導入事例

PFI事業

- 横浜市水道事業「川井浄水場再整備事業」
- 岡崎市水道事業「男川浄水場更新事業」
- 横浜市下水道事業「改良土プラント増設・運営事業」
- 東京都下水道事業「森ヶ崎水再生センター常用発電事業」
- 埼玉県嵐山町下水道事業「町管理型合併処理浄化槽整備事業」
- 福井県鯖江市その他事業「鯖江駅周辺駐車場整備事業」

指定管理者制度

- 宮城県黒川地域行政事務組合「公立黒川病院」
- 山形県上山市下水道事業「上山市浄水センター」

独立行政法人制度

- 山形県・酒田市病院事業「経営統合と地方独立行政法人制度導入」

民間委託

- 福島県三春町上下水道事業「上下水道施設等の包括的業務委託」
- 群馬県太田市上下水道事業「上下水道施設等の包括的業務委託」
- 神奈川県箱根地区水道事業「水道施設等の包括的業務委託」
- 京都市バス事業「営業所業務委託」
- 福岡市地下鉄事業「駅業務委託」
- 茨城県守谷市下水道事業「下水道施設の包括的業務委託」
- 北海道旭川市下水道事業「下水道施設の包括的業務委託」

民間譲渡

- 広島県呉市バス事業
- 群馬県藤岡市・高崎市ガス事業
- 山梨県石和町国民健康保険峡東病院
- 名古屋市西部医療センター城西病院

民間企業との共同出資

- 広島県水道事業「水道三セク会社の設立」

広域化等の推進

- 北九州市水道事業「水巻町との水道事業統合」
- 岩手中部水道企業団「水道事業の垂直統合」
- 山形県置賜地域「医療機能の再編・ネットワーク整備」
- 北海道旭川市下水道事業ほか「下水道の広域処理」

先進的経営管理

- 北海道石狩市「持続可能な水道事業運営(管路更新)」
- 青森県八戸市バス事業ほか「圏域路線バス上限運賃化実証実験」
- 静岡市下水道事業「アセットマネジメント手法の導入」

法適化

- 宮崎県宮崎市簡易水道事業
- 茨城県美浦村電気事業
- 岩手県紫波町下水道事業
- 山口県下松市下水道事業
- 北海道安平町簡易水道事業
- 埼玉県病院事業
- 富山県高岡市下水道事業

資産の有効活用等

- 北海道函館市軌道事業「市電におけるネーミングライツの売却」
- 横浜市下水道事業「改良土プラント増設・運営事業」(再掲)
- 東京都下水道事業「森ヶ崎水再生センター常用発電事業」(再掲)

新技術の活用

- 高知県梶原町電気事業「売電収入を財源とした循環型まちづくり」
- 新潟県電気事業「発電事業用メガソーラーの設置」
- 横浜市電気事業「風力発電の取組」
- 富山県黒部市下水道事業「バイオマスエネルギー利活用施設」

防災対策の充実、国際交流・海外展開

- 東京都、埼玉県、川崎市水道事業「非常時における水の相互融通」
- 名古屋市上下水道事業「事業継続計画(地震対策編)の策定」
- 東京都水道事業ほか「水道事業体の国際展開」

地域おこし協力隊の活用促進について

平成27年11月19日

総務省地域力創造グループ地域自立応援課

地域おこし協力隊について

地域おこし協力隊とは

○**制度概要**：都市地域から過疎地域等の**条件不利地域に住民票を移動**し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「**地域協力活動**」を行いながら、その**地域への定住・定着を図る**取組。

○**実施主体**：地方公共団体

○**活動期間**：**概ね1年以上3年以下**

○**総務省の支援**：概ね次に掲げる経費について、**特別交付税により財政支援**

①地域おこし協力隊員の活動に要する経費：隊員1人あたり400万円上限

（報償費等200万円〔※〕、その他の経費（活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、定住に向けた研修等の経費など）200万円）

※平成27年度から、隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で最大250万円まで支給可能とするよう弾力化することとしている（隊員1人当たり400万円の上限は変更しない。）

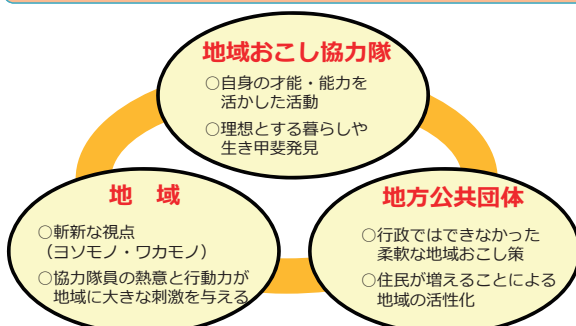
②地域おこし協力隊員等の起業に要する経費：最終年次又は任期終了翌年の起業する者1人あたり100万円上限

③地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：1団体あたり200万円上限



地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～



隊員数、取組団体数の推移

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
隊員数	89名	257名	413名	617名	978名	1,511名 (1,629名)
団体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体

※各年度の特別交付税ベース

※26年度の隊員数のカッコ内は、名称を統一する「田舎で働き隊」の隊員数（118名）とあわせた隊員数である。

隊員の
約4割は
女性

隊員の
約8割が
20歳代と30歳代

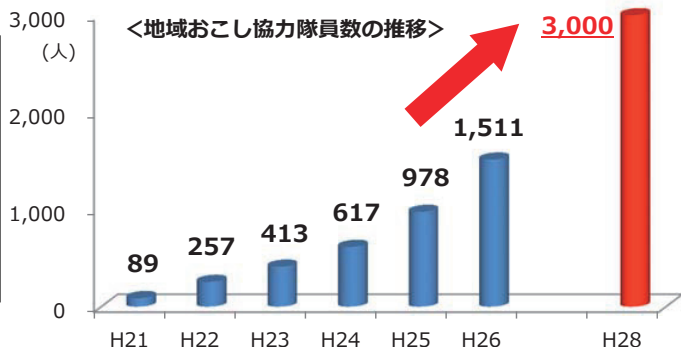
任期終了後、
約6割が
同じ地域に定住
※H27.3末調査時点

安倍内閣総理大臣指示（地域おこし協力隊員を3年間で3倍に）

－島根県・鳥取県視察後の会見（平成26年6月14日）－

地域おこし協力隊の若い皆さん、彼らが本当に地域で知恵を出して、そして、汗を流して、地域の皆さんと一緒に地域の活性化に大きな役割を果たしている。

地域おこし協力隊員を、3年間で今の1000人を3000人にすることを総務大臣に指示。



「まち・ひと・しごと創生総合戦略」 （平成26年12月27日閣議決定、目標年次2020年）

Ⅲ. 2. 政策パッケージ

（2）地方への新しいひとの流れをつくる

（ア）地方移住の推進

④「地域おこし協力隊」と「田舎で働き隊」の統合拡充

「地域おこし協力隊」と「田舎で働き隊」については、「地域おこし協力隊」の名称に統一し、募集情報の一元化、合同募集説明会・マッチング会の開催、合同研修の実施、隊員間の交流促進などを合同で行うなど、一体的な運用を実施する。

付属文書 アクションプラン

（2）－（ア）－④

統合後、2016年に3000人、2020年に4000人をめどに拡充。

「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」

－ローカル・アベノミクスの実現に向けて－
（平成27年6月30日閣議決定）

Ⅲ. 地方創生の深化に向けた政策の推進

2. 地方への新しいひとの流れをつくる

（1）地方移住の支援

【具体的取組】

◎地方居住の気運の醸成

・「『そうだ、地方で暮らそう！』国民会議」行動宣言に基づき、地方居住推進に向けた国民的な気運を高めるための運動を展開する。また、都市農村交流を推進する。
更に、「地域おこし協力隊」を拡充する。

地域おこし協力隊員の定住状況等に関する調査結果概要（27年9月公表）

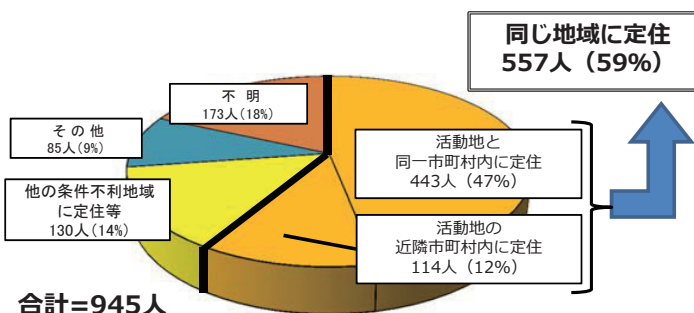
○平成27年3月31日までに任期終了した地域おこし協力隊員の定住状況等について調査を実施。

任期終了した隊員は累計で945人
女性は1／3、20代・30代が約8割

- ・男性624人（66％）：女性321人（34％）
- ・20代 353人（37％）、30代 367人（39％）

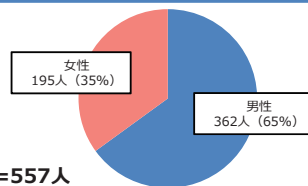
任期終了後、約6割の隊員が同じ地域に定住

前回調査時（平成25年6月末時点）において、同じ地域に定住したとの回答があった方の大多数（98％）は、現在も引き続き同じ地域に定住。

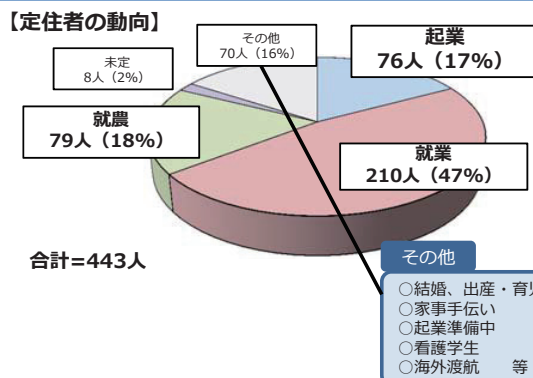


定住者の約4割は女性
各世代で男性よりも女性の定住傾向が高い

【定住者男女比】



同一市町村内に定住した者の約2割は起業
前回調査時(9%)から大幅に増加



地域おこし協力隊の受入団体の要件

「3大都市圏内の都市地域」以外の全ての自治体で受入可能

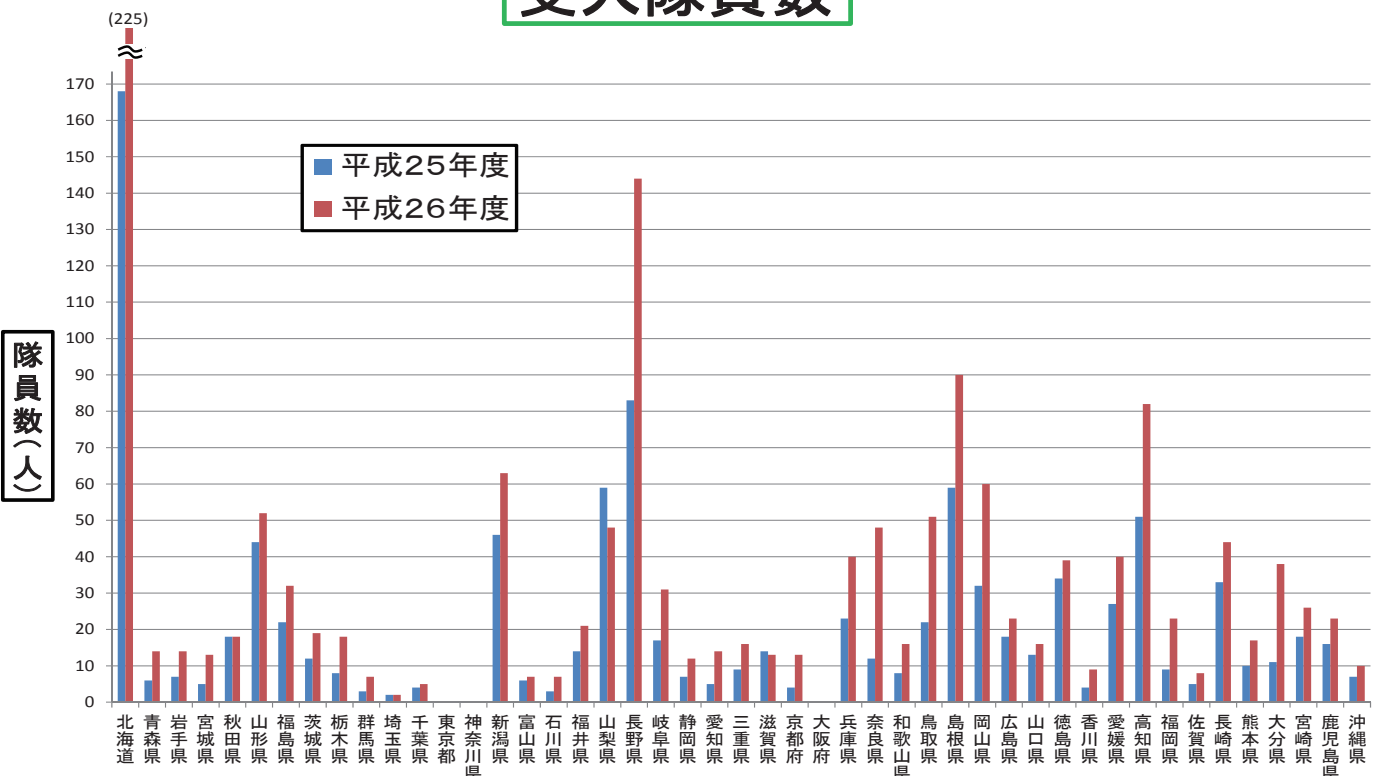
	3大都市圏内	3大都市圏外
都市地域		
条件不利地域		

- ◆「3大都市圏」：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部。
- ◆「都市地域」：次の「条件不利地域」に該当しない市町村。
- ◆「条件不利地域」：次の①～⑦のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村とする。
 - ①過疎地域自立促進特別措置法（みなし過疎、一部過疎を含む）②山村振興法 ③離島振興法 ④半島振興法
 - ⑤奄美群島振興開発特別措置法 ⑥小笠原諸島振興開発特別措置法 ⑦沖縄振興特別措置法

4

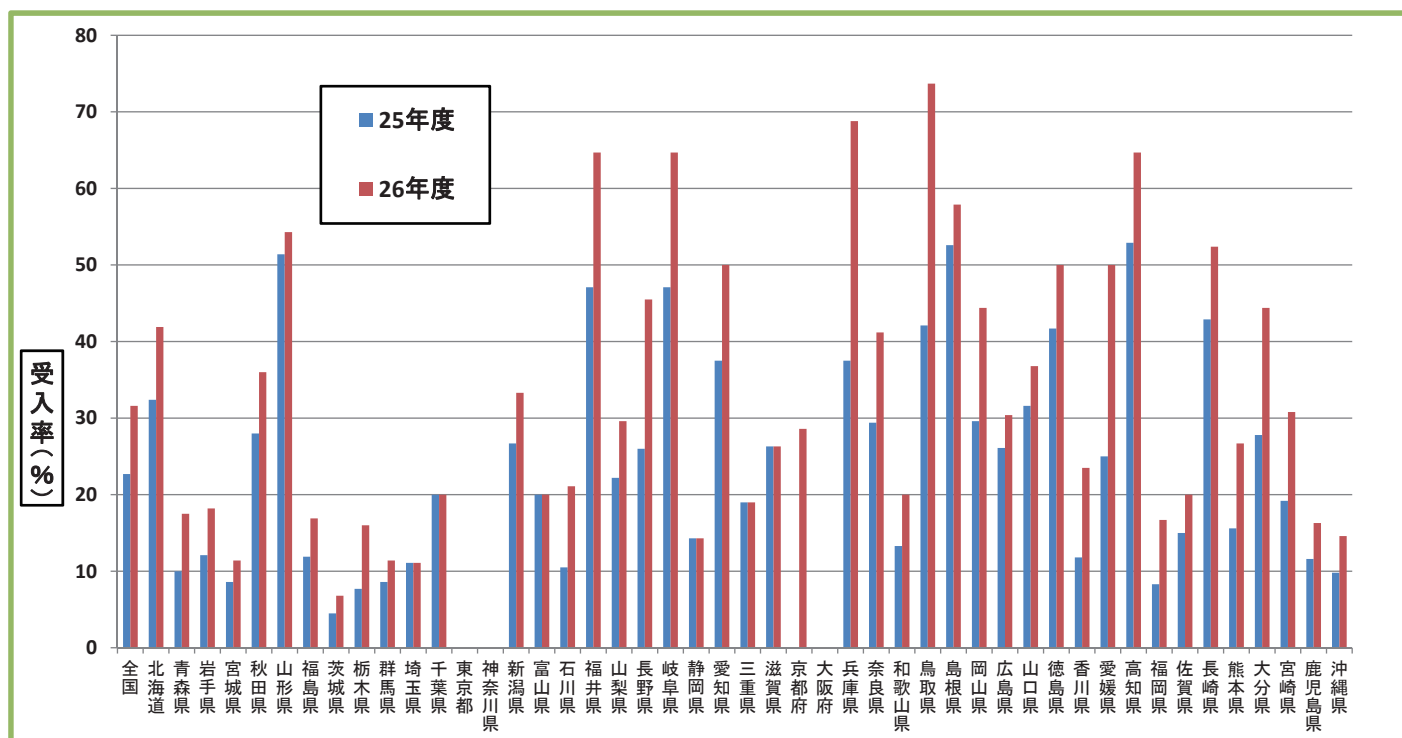
都道府県別の受入隊員数（平成26年度特交ベース）

受入隊員数



5

都道府県別の隊員受入市町村の割合 (受入可能市町村数(全国計 1,382団体)に占める受入市町村の割合)



※隊員受入市町村の割合は、各都道府県別に、3大都市圏外の市町村数及び3大都市圏内の条件不利地域に該当する市町村数(特別交付税措置の対象となる市町村数)のうち、現に隊員を受け入れている市町村数の占める割合である。
特別交付税の対象の可否については、総務省HP「特別交付税措置に係る地域要件確認表」(http://www.soumu.go.jp/main_content/000334521.pdf)を参照

(参考) 地域おこし協力隊の活躍先①

○隊員数1,511名 444自治体(7府県437市町村) (平成26年度特交ベース)

都道府県名	市町村名	隊員数	都道府県名	市町村名	隊員数	都道府県名	市町村名	隊員数	都道府県名	市町村名	隊員数	都道府県名	市町村名	隊員数	都道府県名	市町村名	隊員数				
北海道 (225)	釧路市	4	青森県 (14)	愛別町	3	青森県 (14)	新得町	12	山形県 (52)	五城目町	3	山梨県 (48)	大野市	1	山梨県 (48)	売木村	5				
	夕張市	4		東川町	3		清水町	1		東成瀬村	2		勝山市	1		天龍村	5				
	留萌市	5		南富良野町	1		芽室町	1		米沢市	3		鯖江市	2		泰阜村	5				
	芦別市	2		占冠村	4		更別村	3		鶴岡市	2		越前市	2		喬木村	5				
	赤平市	2		和寒町	2		大樹町	1		酒田市	1		池田町	6		豊丘村	3				
	士別市	2		剣淵町	2		陸奥町	5		新庄市	2		南越前町	2		大鹿村	4				
	名寄市	4		下川町	7		浦幌町	3		寒河江市	1		越前町	1		南木曾町	2				
	根室市	1		美深町	5		鶴居村	1		村山市	5		高浜町	1		木祖村	2				
	滝川市	2		音威子府村	2		中標津町	2		長井市	5		若狭町	3		玉滝村	5				
	砂川市	3		中川町	4		青森市	3		尾花沢市	2		高山村	2		木曾町	4				
	深川市	5	幌加内町	3	郷ヶ沢町	2	西川町	3	東吾妻町	1	麻績村	11									
	富良野市	1	小平町	1	深浦町	2	朝日町	2	秩父市	2	生坂村	3									
	登別市	2	苫前町	2	野辺地町	1	大江町	2	館山市	4	朝日村	2									
	石狩市	4	羽幌町	3	佐井村	2	金山町	2	勝浦市	1	筑北村	5									
	松前町	3	初山別村	5	田子町	2	最上町	3	柏崎市	2	池田町	3									
	福島町	2	天塩町	5	南部町	2	舟形町	4	小千谷市	7	小谷村	17									
	木古内町	3	中頓別町	2	一関市	2	真室川町	3	十日町市	21	高山村	1									
	七飯町	2	利尻町	2	二戸市	2	鮭川村	1	妙高市	4	山ノ内町	2									
	鹿部町	2	利尻富士町	1	八幡平市	5	戸沢村	1	上越市	2	木島平村	12									
	八雲町	3	津別町	5	西和賀町	2	川西町	6	佐渡市	16	小川村	4									
	厚沢部町	8	滝上町	3	金ヶ崎町	2	遊佐町	4	魚沼市	3	中津川市	1									
	乙部町	2	西興部村	4	岩手県 (14)	普代村	1	新潟県 (63)	阿賀町	2	新潟県 (63)	伊那市	4	新潟県 (63)	恵那市	1					
今金町	2	厚真町	6	登米市		2	津南町		1	大町市		1	山梨市		7						
せたな町	1	洞爺湖町	1	栗原市		1	伊達市		11	粟島浦村		5	飯山市		1						
二セコ町	2	安平町	2	七ヶ宿町		6	只見町		2	小矢部市		1	小海町		2						
真狩村	2	むかわ町	2	宮城県 (13)	加美町	4	福島県 (32)	西会津町	3	富山県 (7)	南砺市	3	長野県 (144)	北相木村	1	岐阜県 (31)	郡上市	3			
留寿都村	3	平取町	5		能代市	2		三島町	1		立山町	3		箕輪町	3		下呂市	3			
横丹町	1	新冠町	6		男鹿市	1		金山市	3		七尾市	2		飯島町	3		七宗町	1			
赤井川村	4	浦河町	4		湯沢市	5		棚倉町	2		輪島市	1		中川村	1		白川村	6			
由仁町	1	横似町	3		由利本荘市	1		鮫川村	2		穴水町	2		高森町	1		東白川村	2			
秩父別町	1	新ひだか町	2		にかほ市	1		小野町	2		能登町	2		阿南町	3		白川村	3			
北竜町	1	上士幌町	6		上小阿仁村	2		茨城県★	2		福井市	1		阿智村	2						
沼田町	3	鹿追町	3		藤里町	1		茨城県★	2		小浜市	1		平谷村	2						
	</																				

(参考) 地域おこし協力隊の活躍先②

都道府県名	市町村名	隊員数	都道府県名	市町村名	隊員数	都道府県名	市町村名	隊員数	都道府県名	市町村名	隊員数	都道府県名	市町村名	隊員数	都道府県名	市町村名	隊員数	都道府県名	市町村名	隊員数						
静岡県 (12) ※伊豆市、 西伊豆町は 静岡県との 共同実施	静岡県★	(3)	奈良県 (48)	淡路市	9	島根県 (90)	江府町	6	山口県 (16)	山口市	5	高知県 (82)	松野町	2	佐賀県 (8)	大刀洗町	2	宮崎県 (26)	佐伯市	2						
	浜松市	5		佐用町	1		浜田市	3		岩国市	1		鬼北町	3		上毛町	1		臼杵市	2						
	島田市	2		香美町	2		雲南市	2		長門市	3		室戸市	6		築上町	2		竹田市	18						
	南伊豆町	2		新温泉町	1		飯南町	8		周南市	1		安芸市	3		佐賀市	2		豊後高田市	7						
	松崎町	2		奈良県★	18		川本町	3		周防大島町	2		宿毛市	2		唐津市	3		宇佐市	3						
	西伊豆町	1		奈良市	8		美郷町	26		田布施町	2		土佐清水市	7		武雄市	1		由布市	1						
愛知県 (14)	新城市	4		曽爾村	3		邑南町	17		阿武町	2		四万十市	6		江北町	2		国東市	4						
	設楽町	3		吉野町	7		津和野町	18		吉野川市	1		香美市	2		長崎市	8		都城市	1						
	東栄町	5		十津川村	2		海士町	7		美馬市	3		東洋町	2		島原市	1		小林市	6						
	豊根村	2		下北山村	1		西ノ島町	2	三好市	3	田野町		6	対馬市	6	日向市	1									
三重県 (16)	尾鷲市	5		川上村	7		知夫村	2	勝浦町	2	勝浦町		2	安田町	1	杵岐市	4		えびの市	7						
	熊野市	7		東吉野村	2		龍岐の島町	2	上勝町	8	上勝町		8	馬路村	1	五島市	7		高原町	3						
	志摩市	1	新宮市	4	高梁市		5	佐那河内村	2	佐那河内村	2		本山町	7	西海市	4	新富町		3							
滋賀県 (13)	大台町	3	和歌山県 (16)	紀美野町	4		岡山県 (60)	新見市	7	香川県 (9)	神山町		5	長崎県 (44)	大豊町	5	鹿児島県 (23)		雲仙市	2	鹿儿島県 (23)	西米良村	4			
	湖南市	4		かつらぎ町	2			備前市	3		那賀町		5		土佐町	1			東彼杵町	3		高千穂町	1			
	東近江市	2		高野町	2			瀬戸内市	3		牟岐町		2		大川村	1			波佐見町	3		鹿屋市	4			
	愛荘町	2		日高川町	2	赤磐市		1	美波町		3	いの町	4		小値賀町	2		西之表市	2							
	甲良町	2		那智勝浦町	2	真庭市		8	海陽町		1	仁淀川町	6		新上五島町	2		薩摩川内市	11							
多賀町	3	鳥取市		7	美作市	11		上坂町	4		中土佐町	2	中土佐町		2	玉名市		2	南さつま市	1						
京都府 (13)	京都市★	4	鳥取県 (51)	倉吉市	1	広島県 (23)		和気町	5		愛媛県 (40)	さぬき市	2		熊本県 (17)	佐川町		7	沖縄県 (10)	三島村		2				
	福知山市	2		岩美町	4			新庄村	2			小豆島町	4			越知町		4		山鹿市		1	三島村	2		
	宮津市	3		若桜町	3			西栗倉村	11			直島町	1			津野町		2		菊池市		1	南大隅町	2		
	南山城村	2		智頭町	5			久米南町	2			琴平町	2			四万十町		6		上天草市		1	肝付町	1		
	伊根町	2		八頭町	4			吉備中央町	2			今治市	10			黒潮町		1		天草市		1	天草市	1		
兵庫県 (40)	洲本市	6		徳島県 (39)	三朝町			2	徳島県 (39)			竹原市	2			徳島県 (39)		宇和島市		4		福岡県 (23)	大牟田市	1	徳島県 (39)	沖縄県★
	豊岡市	2			琴浦町			1				府中市	2	新居浜市				1		柳川市			4	美里町		1
	篠山市	4			北栄町			2		三原市		1	大洲市	2			八女市	6		和水町	3		沖縄市	1		
	養父市	2			大山町		3	庄原市		4		伊予市	4	筑後市			1	南小国町		1	うるま市		2			
	丹波市	2			南都町		2	廿日市市		1		西予市	8	大川市			1	高森町		1	国頭村		1			
	南あわじ市	5			日南町		8	安芸太田町		8		上島町	2	うきは市			4	甲佐町		2	渡名喜村		1			
大分県 (38)	朝来市	6			日野町		3	神石高原町		5		那珂川町	1	内子町			4	日田市		1	山都町		2	久米島町		2
																							合計			1511
																					表中の★は、都道府県が					

表中の★は、都道府県が直接実施している自治体を示す。

【参考】

平成25年度 隊員数978名 318自治体(4府県314市町村)
平成24年度 隊員数617名 207自治体(3府県204市町村)

平成23年度 隊員数413名 147自治体(3府県144市町村)
平成22年度 隊員数257名 90自治体(2県88市町村)
平成21年度 隊員数 89名 31自治体(1県30市町村)

8

地域おこし協力隊～取組事例～①

兵庫県南あわじ市

【概要】

・島外から沼島に人を呼び込むために観光周遊漁船の運行等、観光客へのおもてなしや、主産業である水産業にも従事している。

【活動内容】

・地域のボランティア団体と共に観光客の要望に合わせた観光コースの提案、案内を実施し、地元の漁師と共に観光用の周遊漁船を運行に携わり、地域と観光客をつなげるパイプ役もつとめる。
・空き家を改修して整備した総合観光案内所を、観光案内窓口としてだけでなく、絵の展示会等地元の人々の交流の場としても活用。

【ポイント】

・協力隊員が地域の消防団に加入し消防操法大会に出動する等の活動を通じて地域に溶け込み、地域を巻き込んだプロジェクトを実現。



長野県麻績村

【概要】

・伝統工芸の復興、農業支援、子育て支援を柱として、それぞれのチームに分かれて地域おこし活動に取り組む。

【活動内容】

・途絶えてしまった草木染めや紙漉き、機織り等の伝統工芸の復興、製品化への取組
・遊休農地を再生させ、収穫した農作物を原料としたジャムや油等の6次産業化を目指す
・教育委員会に隊員を配置しての子育て支援活動

【ポイント】

・一度は消えてしまった伝統工芸の復興や遊休農地を活用した観光や特産品開発
・隊員のほぼ全員が消防団・女性消防団に参加し、交流を深めている。



岐阜県白川村

【概要】

・活用策が見いだせずそのままになっていた廃校を活用した取組や、空き家の改修をワークショップの題材として活用するなど移住者獲得に向けた取組を実施。

【活動内容】

・廃校を活用したうどん打ち教室等の開催や大学の合宿の誘致等を行い、地域の人と共に廃校の活用を進める。
・空き家の解体、間取り決め、左官・大工作業等の改修作業を、地域の人々の協力のもと行うワークショップとして活用することで、地域の人々と移住を検討している人々との交流の場を創出。

【ポイント】

・移住者獲得のために「住まい」「雇用」等の情報を整理しつつ、移住者参加型のワークショップを実施。
・青年会活動等にも参加し地域との交流を深めている。



広島県府中市

【概要】

・空き家の活用を軸にした移住・定住支援活動や地元の産業である木工を通した「木育」活動を展開。

【活動内容】

・移住相談や空き家の管理に加え、将来空き家になる可能性のある物件の所有者や地域を対象とした勉強会等の実施により空き家の数を減らす取り組みも行っている。
・伝統ある「府中家具」を身近に感じてもらうために地域のNPO法人と共同して木のおもちゃを保育所などに配布する「木育」活動を実施。

【ポイント】

・市場にのらない山間部等の空き家情報に
・周辺環境や地域の情報を組み込み紹介する等、
・移住希望者の側に立った相談業務、
・物件の管理等に主体的に取り組むNPO法人を設立。



9

地域おこし協力隊～取組事例～②

岡山県美作市

【概要】

- ・11名の隊員が荒廃した農山村集落の活性化に尽力。

【活動内容】

- ・限界集落であった梶並地区の空き家をデザイナーの隊員がリノベーションし、山村シェアハウス、古民家バンクを開設。
- ・草木染・さおり織・木地師・炭焼き・ミツマタ等の伝統技術を利用した新ブランド「民芸新時代」の立ち上げ。
- ・県立林野高校の梶並分校として、年間を通じて地域学の授業を開催

【ポイント】

- ・荒廃した農山村集落に眠っていた資源に隊員の強みを活かして新しい息吹を吹き込む。



鳥取県八頭町

【概要】

- ・20代の男女4名の隊員が山々に囲まれた集落で体験会、野菜の直売など幅広く活動。

【活動内容】

- ・駅前に野菜の直売所、地元産の食材を使った地産地消カフェをオープン。
- ・地場産品の東京のイベントでのPR、関東・関西方面への宅配サービス。
- ・地域外の子どもを対象に米や野菜の種まきや収穫体験を通しての地元民との交流会の開催。
- ・地元のお母さん・子ども達と特産品の開発。

【ポイント】

- ・地元の人を巻きこんで、集落の魅力づくりに取り組む。



長崎県壱岐市

【概要】

- ・島の文化の継承と資源の掘りおこしのため、4名の隊員が活動。

【活動内容】

- ・20代の女性隊員が伝統の海女漁に従事し、海女の先輩より漁の仕方、獲物の処理法を学び、「壱岐の海女ブランド」の立ち上げに取り組む。
- ・海女文化を継承し記録に残すため、ウェブを活用し島内外に情報発信を行う。
- ・禁漁期は漁協直営直売所での販売支援やウェブを活用した商品販売。
- ・地域の食資源調査を行い、商品開発のためのワークショップを島民と連携して行う。

【ポイント】

- ・海人族由来の伝統の潜水漁を通じて、島の文化の継承、島内外への情報発信を積極的に行っている。



埼玉県秩父市

【概要】

- ・国の伝統的工芸品に指定された「秩父銘仙」の振興。

【活動内容】

- ・隊員自ら機織りを実演。市内小学校へ出前授業を行う。
- ・広報誌「はたと秩父」を発行するほか、ブログ・フェイスブック等SNSを通じて地元のイベントや「秩父銘仙」の魅力を発信。

【ポイント】

- ・後継者不足の課題を抱える地域の伝統芸能の担い手となり、技術を学び自ら後継者を目指している。



10

地域おこし協力隊～取組事例～③

北海道下川町

【概要】

- ・一の橋地区の集落対策を目的に4名の協力隊員が活動。

【活動内容】

- ・地域食堂(駅カフェイテノハシ)にて、自家ハウスで栽培したトマト、レタス、シイタケ等の採れたて野菜を使ったランチの提供や、栄養士の協力のもと、健康弁当を高齢者に配食するサービスを展開。
- ・シイタケの菌床栽培施設の運営及び技術指導。
- ・小麦粉やトマトなどの地産素材を使った石窯ピザ販売などのコミュニティビジネスを創出。

【ポイント】

- ・地域資源を最大限に活用し、集落の維持と自立活性化を目指している。



奈良県川上村

【概要】

- ・5名の隊員が吉野林業の中心地川上村で活動。村内にとどまらず近隣町村の隊員と連携事業を展開。

【活動内容】

- ・「吉野の森満腹ツアー(1泊2日)」を開催し、伐採見学だけでなく、作業体験や吉野杉の酒樽での酒造見学等を実施。地域の魅力を実感できる滞在プランの企画に携わる。
- ・空き家を利用した農家民宿の開業を目指す活動。
- ・遊休農地化を防ぐため、ピーマンや白菜などの地元野菜を販売する朝市を開催。

【ポイント】

- ・吉野杉や自然を活かし、村の魅力づくりに取り組む。



島根県邑南町

【概要】

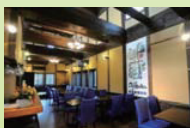
- ・「A級グルメ立町」の実現に向けて、11名の隊員が野菜等の栽培から、地元の食材を使った料理の提供までのプロデュースを目指す「耕すシェフ」として活動し、起業・就業を目指す。

【活動内容】

- ・ジャガイモ、タマネギなど20種類以上の野菜を作りながら、実際に町観光協会の地産地消直営イタリアンレストラン「ajikura(味蔵)」にて石見和牛や自然放牧牛乳等地元でしか味わえない製品とあわせて調理・研究を行い、将来は町内で食に関する起業を目指す。

【ポイント】

- ・協力隊に取り組むに当たり、町が隊員の具体的な活動・目標などのコンセプトを予め明確にし、その上で隊員の募集、事業展開を行っている。



長崎県対馬市

【概要】

- ・「生物多様性保全」「デザイナー」「有害鳥獣対策」「レザークラフト」「地域資源プロデュース」「民間伝承保全」の6分野で8名の隊員が専門的に活動。

【活動内容】

- ・ツシマヤマネコの生息環境である水田を維持するため減農薬・無農薬で米作りに取組む団体の活動に協力
- ・ツシマヤマネコや対馬馬をモチーフにデザインしたポロシャツや手ぬぐい等の制作、販売
- ・市のパンフレットの英訳等、近年増えてきた英語圏の観光客への対馬の情報発信
- ・有害鳥獣(イノシシ、シカ)の皮を使ったレザー製品開発

【ポイント】

- ・都市部の専門性あふれる人材獲得のため、市が具体的に活動内容を絞り込んで公募。



11

地域おこし協力隊～「任期終了後」の活躍事例

北海道喜茂別町

40代女性

起業

【定住状況】

・任期終了した8名の隊員のうち6名が定住。（平成25年7月1日時点）

【活動内容】

・隊員期間中は農産加工品の製造販売に携わっていた。
・任期終了後に地元の各家庭で自家用としても作られているソバを活用した商品を作る会社を設立し、町のPRにも寄与している。また、ソバを一般家庭からも調達する仕組みを作ることで、多くの人が関われる仕組みを作るなど、つながりの創造を目指している。

【ポイント】

・地元の身近な産品を活かした食品加工の株式会社の設立により自治体のPRにも寄与。



新潟県十日町市

30代男性

就業

【定住状況】

・任期終了した15名の隊員のうち9名が定住。（平成25年7月1日時点）

【活動内容】

・隊員期間中は農産物直販・体験交流事業・移住促進等の幅広い業務を行うとともに、地域のイベントへの参加や小学校の環境教育への協力等を行っていた。
・任期終了後は地元のNPO法人の事務局長として、移住促進事業やエコツーリズムを行うなど、さらに幅広い活動を実施している。

【ポイント】

・地元の人から信頼を得て、地域のNPO法人の事務局長に就任し、隊員時に行っていた活動を継続。



香川県善通寺市

30代男性

就農

【定住状況】

・任期終了した2名の隊員のうち2名が定住。（平成25年7月1日時点）

【活動内容】

・耕作放棄地の増加に歯止めをかけるため、農業のノウハウを学ぶ研修を農業法人にて実施。
・隊員活動中は、地域行事への参加・協力をし、地域活動のサポートも実施。
・任期終了後、善通寺にしかないブランドの強化、推進を目指し、独立してキウイの栽培を行っている。

【ポイント】

・就農し、隊員時に研修で学んだことやノウハウを活かしながら活動。



沖縄県沖縄市

40代男性

就業

【定住状況】

・任期終了した2名の隊員のうち1名が定住。（平成25年7月1日時点）

【活動内容】

・隊員活動中は、商店街の活性化に向け、交流広場の運営や商店街連合会の事務局業務などを担いながら、商店街のイベントの企画を実施。
・任期後は、隊員としての活動が商店街の内外から評価され、「中心市街地活性化協議会タウンマネージャー」に着任。市の活性化基本計画にもとづく事業の提案や関係者の調整など、マネジメントを行っている。

【ポイント】

・任期中の隊員活動の実績をもとにした、活動地での就業。



12

地域おこし協力隊員の活動事例紹介サイト

◎ J O I N 地域おこし協力隊ポータルサイト「地域おこし協力隊員インタビュー」

<http://www.ijujoin.jp/chiikiokoshi/report/index.html>

特集：地域おこし協力隊員インタビュー



特集Vol.24
山形朝日町
着ぐるみをまとった
楽しくおかしな
活動の日々
日本一ゆる～い協力隊員として
お手堅な町おこしを模索中

佐藤 恒平さん（その1）

大学時代の地域づくり研究が協力隊との縁に。
町の実情を受け入れ姿勢から見出す「新しい可能性」

Q. 地域おこし協力隊に応募したきっかけを教えてください。

僕は、学生時代にデザイン分野での地域活性化の研究をしており、朝日町でも研究をさせていたでいた。大学を卒業後に、神奈川で就職してサラリーマンをしているときのこと、自治体の方から「地域おこし協力隊としてうちと契約しないか？」という電話があったんです。会社には迷惑をかけたしまったのですが、愚痴のアドバイスなどもあり決断しました。



ふるさと博覧会（東京）にて朝日町のPRメンバー達と（左から
佐藤さん）

Q. 朝日町に地域おこし協力隊として着任してみてどうですか。

Q. 実際の活動やお仕事の
教えていただけますか

主な活動は二つ。ひとつは着ぐるみ
アート。町のホームページで配信して
では着ぐるみの「緑色ウサギ」と一
方々にものように紹介したいとい
うんです。そうすると、出演者と着
ぐるみコンテンツを作ろうという意図が
あります。

もうひとつはデザインの業務。映像
ブックデザインをしています。最近で
等身しています。特に今は国内唯一
10町のパワースポット「空無神社」

将来の展望としては、まだまだ先
のようになりたいです。全国的に注
意が多いんですが、音頭はなかなか
なんです。だからこそ「だれでも気持
す。どこにでもありそうな着ぐるみ
です。

Q. 地域おこし協力隊を形
アドバイスをお願いし

着任まに受け入れ側の自治体とし
をすることをおすすめします。例え
期の中で何をしたいのか。「誰
でいて、逆に頼っていない人も存在
ニーズと人的ネットワークの確立」。自分
方なのか。こういった部分を話し
合い仕事やりやすくなります。

「経験者のモデルになるような3年後
えた活動モデルづくりあげてほしい。
もなくて、山形の講演会で質問した



地域おこし協力隊
日本を元気にする60人の挑戦



↑ 隊員（現役・OB）、自治体
が取り組み・経験を紹介

13

JOIN 地域おこし協力隊 隊員希望者登録システム

◎ JOIN 地域おこし協力隊 隊員希望者登録システム URL

http://www.iju-join.jp/chiikiokoshi_matching/



閲覧

※JOINから発行される
ID・パスワードが必要

自治体

連絡

隊員希望者に対して
直接連絡することが可能

登録

※登録の日の翌日から1年間

登録者
600名以上

隊員希望者

- 性別 ○年齢 ○現在の住所地 ○活動してみたい地域 ○活動したい内容
- 活動に活かすことができると思う自身の経験、ノウハウ、スキルなど
- 活動開始希望時期 ○活動するにあたっての質問や不安など

16

地域おこし協力隊員の公募&導入後の運用チェックリスト

地域サポート人ネットワーク全国協議会作成

- ・『地域おこし協力隊』をはじめとした外部人材の公募にむけたチェックリスト
- ・『地域おこし協力隊』をはじめとした外部人材導入後の運用に関するチェックリスト

⇒ <https://www.iju-join.jp/chiikiokoshi/data/checklist.pdf> からダウンロード可能

『地域おこし協力隊』をはじめとした外部人材導入後の運用に関するチェックリスト

作成：地域サポート人ネットワーク全国協議会

「地域おこし協力隊」などの外部人材の導入は全国的に広がっていますが、なかには隊員や地域に問題が生じたケースも見られます。本チェックリストは地域サポート人ネットワーク全国協議会の「知恵の会」メンバーが各地の取り組みをもとに「地域おこし協力隊」など外部人材を導入後、ぜひ押さえておきたい項目を具体的に挙げたものです。導入後、年度初めや担当者の交代など、運用の節目に本リストを用いて、サポートの状況や運用の方法など確認していただき、十分な体制をお作りいただきたいと思います。

なお、本チェックリストは行政・地域・協力隊と3者の立場から改めて確認できるようにチェック欄を3つ用意しております。行政の中で利用する際も他の立場からの見え方を念頭に検討いただければ幸いです。またこれは「地域おこし協力隊」を主として想定して作成しておりますので、「無償支援員」など他の外部人材については適宜、応用して活用下さい。

関係者間の認識の共有について

行政	地域	協力隊
1		
2		
3		
4		
5		

隊員の活動について

6		
7		
8		
9		
10		

隊員の活動サポートについて

11		
12		
13		
14		
15		

隊員の将来的な展望について

16		
17		

チェックリスト各項目の解説

関係者間の認識の共有について

1. 市町村長以下行政全体で改めて「地域おこし協力隊」の意義や狙い、活動内容などが十分共有できているか？

担当課や担当者は「地域おこし協力隊」の趣旨を十分に理解した上で導入していると思いますが、この活動は担当課のみではなく部署横断的な対応が必要となります。また、人事異動や市町村長の交代など、行政内部で担当者の入れ替わりもあるかと思いますが、本事業の趣旨や活動内容などを行政内部でも十分に共有しておくことが重要です。

2. 受け入れ地域による「地域おこし協力隊」への理解・目的の理解は十分進みましたか？

「地域おこし協力隊」は導入される地域に「地域おこし協力隊」の趣旨や目的が十分に理解されているか？受け入れ地域の中で、導入の趣旨・目的に十分な「共通」理解があるか確認して下さい。この確認は導入後も繰り返し行う必要があります。もし、十分に理解されていないようであれば、担当課により事業の説明会を実施することも効果的です。

3. 受け入れ地域の主体性や当事者意識は醸成されていますか？

「地域おこし協力隊」が導入された地域でも、活動を隊員任せにせず、地域が主体性を持って活動出来ていますか？協力隊の導入後、これまで地域で行ってきた様々な仕事を隊員に「丸投げ」してしまうケースが見られます。導入前と同様に、導入後も地域の主体性が醸成されるよう積極的に働きかけを行ってください。

4. 受け入れ地域と行政のコミュニケーションは十分にとれていますか？

受け入れ地域と行政との間で十分コミュニケーションをとることで、隊員の活動に関する様々な問題を未然に防ぐことができます。些細な問題であっても、隊員と地域の間に隔たりのなかで大きな問題となりがちです。気づいた時には手遅れとならないよう、日頃から地域の方々と密にコミュニケーションを取り、問題を解消するよう心がけが重要です。

5. 受け入れ地域と隊員の連携状況について、把握やフォローなどはされていますか？

外部人材を導入した経験のない地域では、隊員を十分に活かしてあげないケースもあります。地域の中で隊員がどのような役割を果たしているか、行政がしっかりと把握しておくことが重要です。もし、受け入れ地域と隊員の間に問題が生じてしまったときには、まずは問題に至るプロセスを関係者間で共有しながら整理、共有することが重要です。

協力隊の活動について

6. 隊員は孤立していませんか？

地域おこし協力隊の活動は、隊員が独力で切り拓く面があります。だからといって隊員任せにすることが必要です。隊員の活動も、無償支援員など他の外部人材や NPO 組織など既に地域で活動を展開している組織・団体と連携を図りながら、ネットワークを広げていくことで、大きな伸びを示すようになります。もし、活動エリアにそのような連携する相手が見当たらない場合には、隊員を複数人配置するなど、仲間とともに活動できる環境を整えていく必要もあるでしょう。隊員の個性や地域との関係性が活かせるよう体制や配置人数の見直しも柔軟に図りましょう。

17

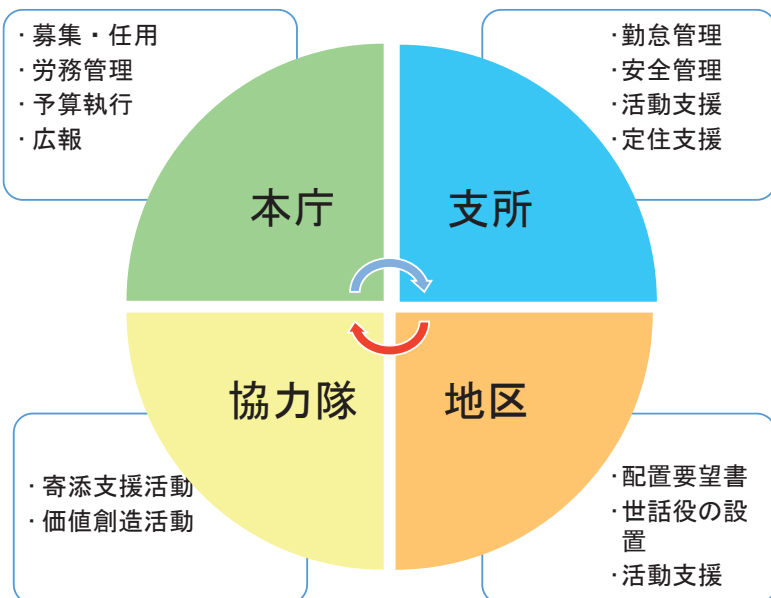
地域おこし協力隊受入態勢事例～新潟県十日町市～

【ポイント】

- ・新潟県十日町市では、平成21年度より地域おこし協力隊を受入れ（累計41名（現役17名 OB・OG24名）※H27.5.1時点）
- ・地区による協力隊応募者向けプレゼンの実施、世話役の設置など、地区が主体的に協力隊を受け入れるために、本庁と支所が役割分担の下、地区と密接に連携して受入態勢の構築を図っている。

役割分担

概要



○地区への協力隊配置要件として

- ①協力隊を必要とする具体的なニーズがあること
 - ②協力隊と地区（住民）をつなぐ人材（世話役）がいること
 - ③地区内で協力隊の住居を用意できること
- を満たした上で、地区が配置要望書を提出する。

○日報による労務管理により、日常的に本庁担当者とのコミュニケーションを行う。

○年間スケジュールを協力隊・地区・支所・本庁で共有する。

○首長、部課長にも積極的に現場に出てもらい、協力隊と地区の活動の様子に関心を持ってもらう。

18

地域おこし協力隊受入態勢事例～兵庫県朝来市～

【ポイント】

- ・兵庫県朝来市では、平成26年度から地域おこし協力隊を受入れ（平成26年度は6名の隊員が活動）
- ・「地域おこし協力隊」と「地域」と「地方公共団体」の3者が想いを共有することが大切にされており、3者で実施するフォローアップ研修、受入れの手引きの作成、行動原則の作成など3者のマッチングのための創意工夫が凝らされている。

地 域

- 協力隊と一緒に解決したい地域課題を明確にする。
- 協力隊の3年後の自立のイメージを描き、とことん協働する覚悟を持つ。
- 地域の習慣、文化、行事などを協力隊に説明する。
- 定期的に意思疎通の場を設ける。



地域活動への参加

地 域 お こ し 協 力 隊

- 出来ることから主体的に活動する。
- 地域の方、所属部署と相談・連携して一人で抱え込まない。
- 行動原則を作成する。
- 協力隊相互の連携の機会を持ち、各自の活動の助け合い、チームとしての活動に取り組む。



チーム活動

朝 来 市

- 協力隊導入の目的を明確にして、地域・市役所内に周知する。
- 地域内の活用できる空家の情報を必要に応じて提供する。
- 3者でフォローアップ研修を実施し、活動計画づくりを行う。
- 受入れの手引きを作成して3者の役割を具体的に例示する。
- 協力隊の活動を地域の方々に発表する場をつくる。
- 市長・副市長との意見交換の場をつくる。



3者の想いのマッチング

19

各地域での研修機会の充実を

- 総務省主催による初任者研修やステップアップ研修、受入自治体向け研修のほか、都道府県単位又はブロック単位でも同様に各種研修等を実施している例もある。
- 隊員の円滑な地域協力活動の実施や任期終了後の定住・定着の支援に加え、**隊員同士の交流の機会**を確保する観点からも、こうした研修等をさらに充実させていく必要がある。

長野県

◎ 長野県では、地域おこし協力隊の活用促進や活躍を支援するため、以下の研修等を県独自で実施。

○ 初任者研修、スキルアップ研修・任期終了に向けた研修の開催

新任隊員向けの研修や、起業・就農に必要な知識を学ぶことによって定住につなげるための研修を開催。



○ 地域おこし協力隊交流会

地域おこし協力隊の地域間の交流、情報交換、ネットワークづくり、市町村担当者の情報交換のための交流会を開催。



○ 市町村担当職員による意見交換会

市町村担当職員同士が意見交換を行うことにより制度への理解を深め、今後の積極的な活用促進を図るとともに、協力隊の未導入市町村へ導入促進を図るため意見交換会を開催。



中国ブロック

◎ 中国ブロックでは、中国地方知事会中山間地域振興部会の主催により、中国ブロックで活動する隊員同士の交流やスキル向上を目的とした「地域おこし協力隊研修会」を開催。

（平成26年度の実施内容）

【日時】 平成26年11月18日（日）10:00～17:00

【会場】 ホテルサンルート徳山（山口県周南市）

【参加者】 中国ブロックの隊員、自治体職員等

【実施内容】

- ・有識者による基調講演
- ・各県の隊員の活動事例紹介
- ・分科会（隊員向け・自治体職員向け）
- ・情報交換会

※翌日は周南市の取組視察ツアーを開催



20

国等における地域おこし協力隊関連研修一覧（27年度）

研修名	対象者	開催時期	会場	問い合わせ先
初任者研修 (JIAM・総務省共催)	委嘱後概ね1年以内の 初任隊員	H27.4.22～24 【開催済】	全国市町村国際文化研修所 (JIAM) (滋賀県大津市)	全国市町村国際文化研修所 (JIAM) TEL：077-578-5932
初任者研修 (JAMP・総務省共催)	委嘱後概ね1年以内の 初任隊員	H27.5.20～22 【開催済】	市町村職員中央研修所 (JAMP) (千葉県千葉市)	市町村職員中央研修所 (JAMP) TEL：043-276-3126
初任者研修 (総務省主催)	委嘱後概ね1年以内の 初任隊員	H27.12.17～18	国立オリンピック記念 青少年総合センター (東京都渋谷区)	総務省地域自立応援課 TEL：03-5253-5394
ステップアップ研修 (総務省主催)	主として2年目、3年目 の隊員	H28.1.27～28	国立オリンピック記念 青少年総合センター (東京都渋谷区)	総務省地域自立応援課 TEL：03-5253-5394
ステップアップ研修 (JIAM・総務省共催)	主として2年目、3年目 の隊員	H28.2.9～10	全国市町村国際文化研修所 (JIAM) (滋賀県大津市)	全国市町村国際文化研修所 (JIAM) TEL：077-578-5932
起業・事業化研修 (総務省主催)	任期後、起業を目指す 主として3年目の隊員	H27.12～H28.1 (予定)	都内（予定）	総務省地域自立応援課 TEL：03-5253-5394
起業・事業化研修 (JOIN主催)	任期後、起業を目指す 主として3年目の隊員	H27.12.2～3	A P 浜松町 (東京都港区)	(一社) 移住・交流推進機構 (JOIN) TEL：03-3510-6581

21

平成28年度地方財政対策の概要について



平成28年 2 月 5 日
総務省自治財政局財政課
財政企画官 和田 雅 晴

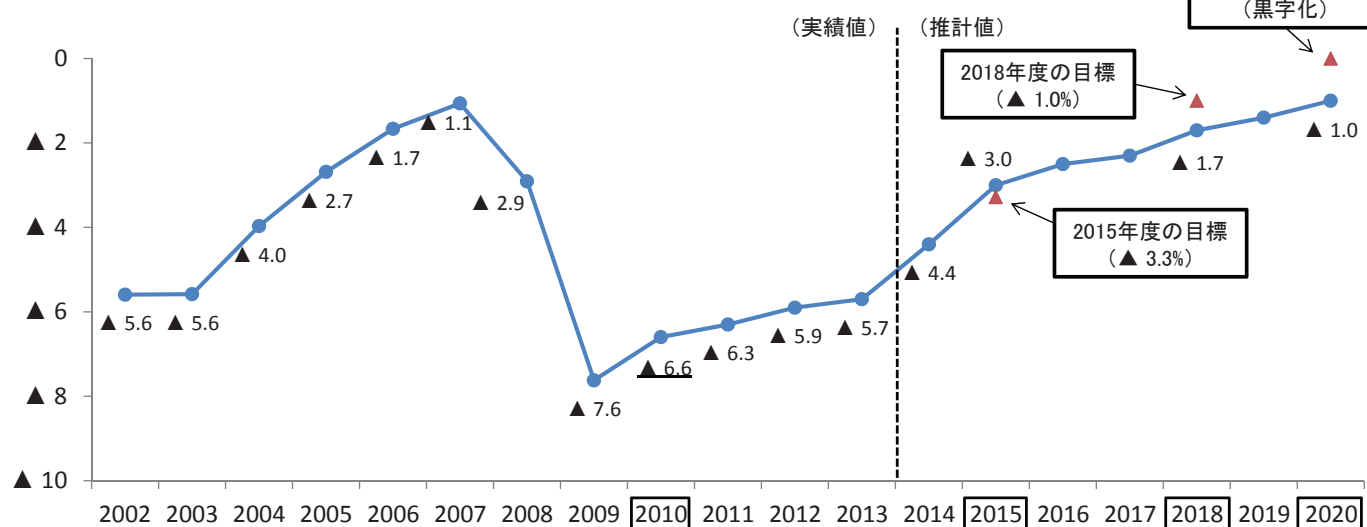
国・地方プライマリーバランスの財政健全化目標

財政健全化目標

国・地方を合わせたプライマリーバランスについて、2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDP比を半減、2020年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。

国・地方のプライマリーバランス(対GDP比)の推移

(「中長期の経済財政に関する試算」(平成27年7月22日内閣府)の「経済再生ケース」)



	2010年度	2013年度	2015年度(見込)	2020年度(目標)	2020年度(見込)
プライマリーバランス (対GDP比)	▲31.7兆円 [▲6.6%]	▲27.8兆円 [▲5.7%]	▲15.4兆円 [▲3.0%]	黒字化	▲6.2兆円 [▲1.0%]

経済財政運営と改革の基本方針2015（改革工程について）（抄）

（平成27年6月30日閣議決定）

第3章 「経済・財政一体改革」の取組－「経済・財政再生計画」

3. 目標とその達成シナリオ、改革工程

（改革工程の明確化）

（1）集中改革期間と中間評価

計画の中間時点(2018年度)において、目標に向けた進捗状況を評価する。集中改革期間における改革努力のメルクマールとして、2018年度(平成30年度)のPB赤字の対GDP比▲1%程度を目安とする。国の一般歳出については、安倍内閣のこれまでの取組を基調として、社会保障の高齢化による増加分を除き、人口減少や賃金・物価動向等を踏まえつつ、増加を前提とせず歳出改革に取り組む。社会保障関係費については、高齢化要因も考慮し、安倍内閣におけるこれまでの増加ペースを踏まえつつ、消費税率引上げに伴う充実を図る。ただし、各年度の歳出については、一律でなく柔軟に対応する。地方においても、国の取組と基調を合わせ取り組む。

これらの目安^{*}に照らし、歳出改革、歳入改革それぞれの進捗状況、KPIの達成度等を評価し、必要な場合は、デフレ脱却・経済再生を堅持する中で、歳出、歳入の追加措置等を検討し、2020年度(平成32年度)の財政健全化目標を実現する。

*** 国の一般歳出の水準の目安については、安倍内閣のこれまでの3年間の取組では一般歳出の総額の実質的な増加が1.6兆円程度となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018年度(平成30年度)まで継続させていくこととする。地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度(平成30年度)までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。**

5. 主要分野ごとの改革の基本方針と重要課題

[3] 地方行財政改革・分野横断的な取組等

これまで地方においても様々な改革努力を行ってきたが、地方歳出の多くが法令により義務付けられている経費や国の補助事業であることから、制度の見直しなど、国の歳出改革を確実に実行していくことが地方の歳出改革にとっても不可欠である。一方で次世代に持続可能な地方財政制度を引き渡していくため、人口減少等を踏まえ、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行う。

その際、従来の仕組みを踏襲することへの危機意識を国・地方ともに共有し、「公的サービスの産業化」、「インセンティブ改革」、「公共サービスのイノベーション」を内容とした歳出改革・効率化と利用者のニーズを踏まえたサービス向上の両立に取り組む必要がある。そのため、人口減少等の社会構造の変化を踏まえ、歳出増加を前提とせず、国・地方ともに徹底的な抑制や債務の圧縮に取り組む必要がある。

（時間軸）

地方自治体の歳出改革・効率化の取組の加速のための仕組み構築や官民連携による優良事例の創出・全国展開など主要な改革については、2018年度(平成30年度)までの集中改革期間中に集中的に取組を進める。「世界最先端IT国家創造宣言」に基づき、2021年度(平成33年度)までをめどに、国において政府情報システムのクラウド化と運用コスト低減(3割減)を目指す。ストック情報(固定資産台帳を含む地方公会計、公共施設等総合管理計画等)を集中改革期間内に整備し開示する。

（地方行財政改革の基本的な考え方等）

分野横断的な取組を進めるとともに、地域の活性化と頑張る地方を支援する仕組みの充実、国と地方で基調を合わせた歳出改革・効率化、地方自治体の経営資源の有効活用を進める。その際、財源保障機能を適切に働かせ、住民生活の安心・安全を確保することを前提として、上記の観点から地方交付税制度の改革に取り組む。

一方で、別枠加算や歳出特別枠といったリーマンショック後の歳入・歳出面の特別措置について、経済再生に合わせ、危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく。

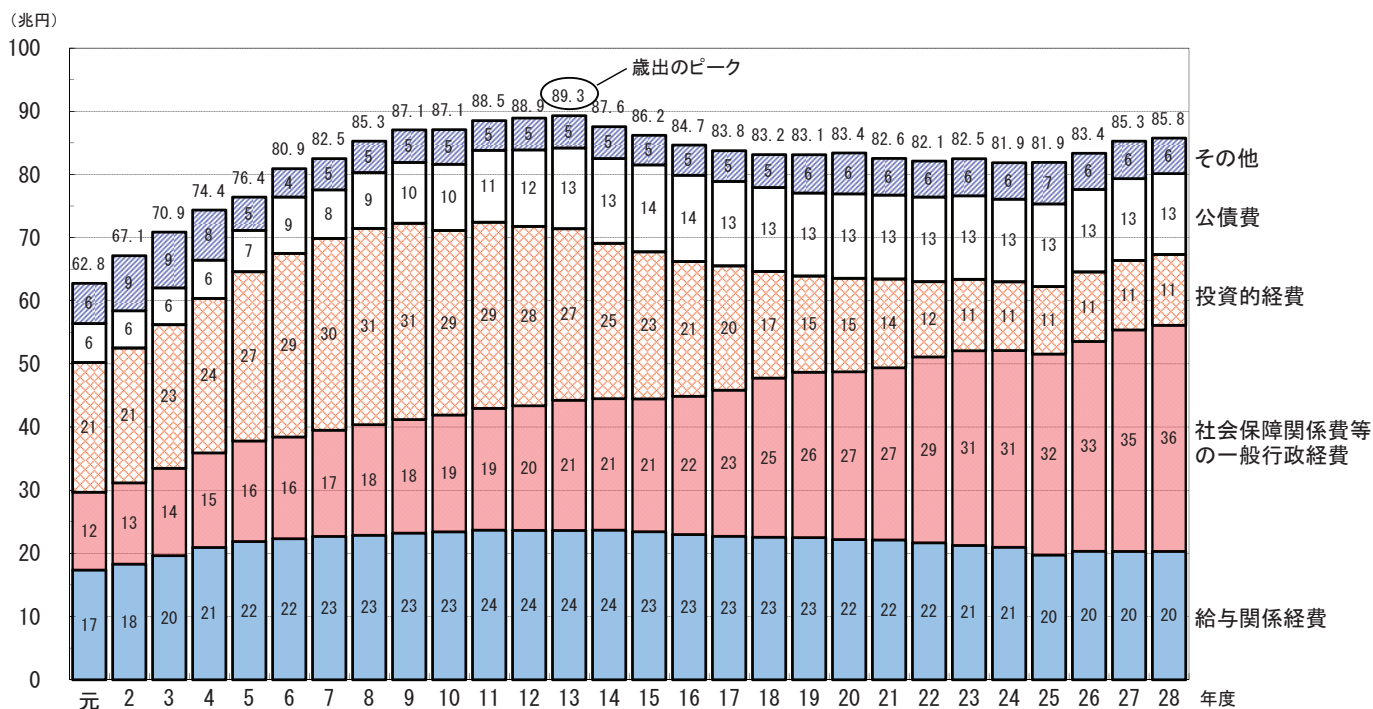
（地域の活性化と頑張る地方を支援する仕組み）

地方自治体が自ら地域の活性化や歳出改革・効率化及び歳入改革などの行財政改革等に創意工夫を行うインセンティブを強化するとともに、頑張る地方を従来以上に支援する仕組みへシフトする観点から以下の取組を一体として行う。さらに、地方の税収増が見込まれる中、「税制抜本改革法」を踏まえ、地域間の税源の偏在を是正する方策を講ずるとともに、地方自治体が自主性を発揮できるよう課税自主権の拡充を図る。

頑張る地方を支援できるよう、地域の活性化、歳出改革・効率化及び歳入改革などの行財政改革、人口減少対策等の取組の成果を一層反映させる観点から計画期間中のできるだけ早期に地方交付税をはじめとした地方財政制度の改革を行う。

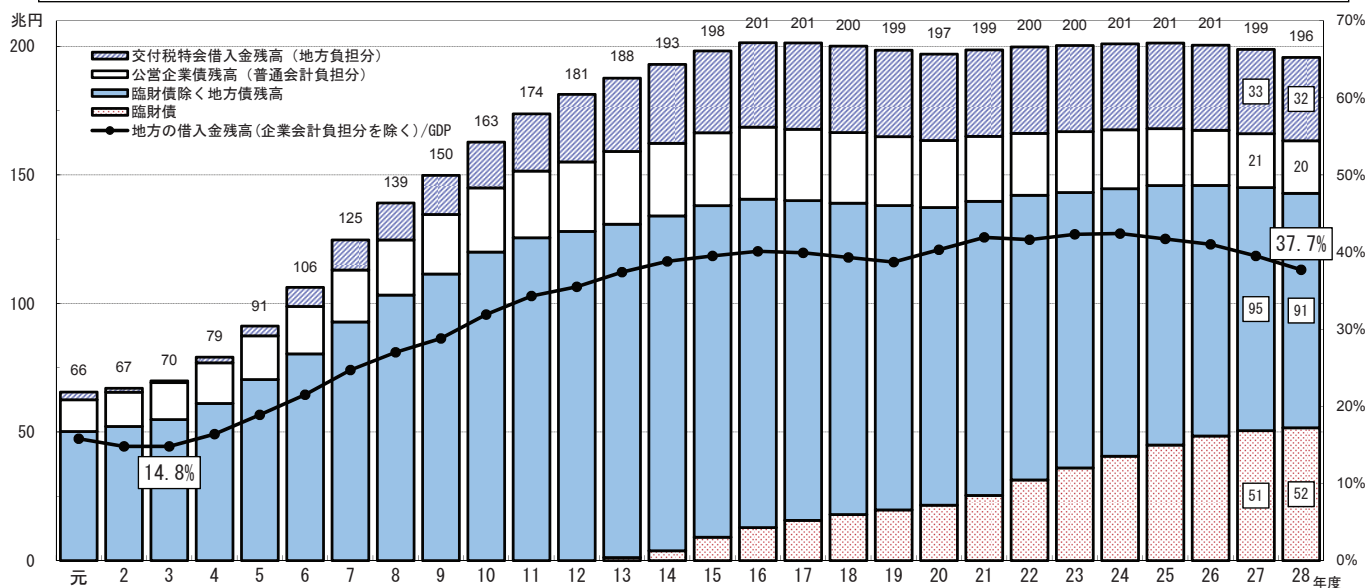
地方財政計画の歳出の推移

近年の地方財政計画の歳出は、高齢化の進行等により社会保障関係費（一般行政経費に計上）が増加する一方で、行政改革等により、給与関係経費や投資的経費が減少していることから、全体としては抑制基調にある。



地方財政の借入金残高の状況

○ 地方財政は、28年度末見込で約200兆円もの巨額の借入金残高を抱えている。



※1 地方の借入金残高は、平成26年度までは決算ベース、平成27年度は実績見込み、平成28年度は年度末見込み。

※2 GDPは、平成26年度までは実績値、平成27年度は実績見込み、平成28年度は政府見通しによる。

※3 表示未満は四捨五入をしている。

(参考) 公営企業債残高 (企業会計負担分) の状況

(単位: 兆円)

年度	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
公営企業債残高	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	33	32	32	31	30	30	29	28	27	26	25	25	24

平成28年度地方財政対策のポイント①

1. 通常収支分

(1) 一般財源総額の確保と質の改善

- ・ 一般財源総額について、平成27年度を0.1兆円上回る61.7兆円を確保
- ・ 地方税が増収となる中で、地方交付税総額については、前年度とほぼ同程度の額を確保しつつ、赤字地方債である臨時財政対策債の発行を大幅に抑制

一般財源総額 61.7 兆円 (+0.1 兆円、前年度 61.5 兆円)

一般財源総額 (水準超経費除き) 60.2兆円 (+0.1兆円、同 60.2兆円)

- ・ 地方税 38.7兆円 (+1.2兆円、前年度37.5兆円)
- ・ 地方譲与税・地方特例交付金 2.6兆円 (▲0.2兆円、同 2.8兆円)
- ・ 地方交付税 16.7 兆円 (▲0.1兆円、同 16.8兆円)
- ・ 臨時財政対策債 3.8兆円 (▲0.7兆円、同 4.5兆円)

(2) 重点課題対応分（仮称）の創設等

- ・ 地方の重点課題である高齢者支援や自治体情報システム改革等に取り組むために必要な経費を重点課題対応分（仮称）として地方財政計画の歳出に計上

重点課題対応分（仮称） 0.25兆円

- ・ 自治体情報システム構造改革推進事業 0.15兆円
- ・ 高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくりの推進 0.05兆円
- ・ 森林吸収源対策等の推進 0.05兆円
- ・ まち・ひと・しごと創生事業費は引き続き1兆円を確保
- ・ 公共施設等の老朽化対策のための経費を充実 (+0.15兆円)

平成28年度地方財政対策のポイント②

(3) 地方財政の健全化

- ・ 地方税・地方譲与税等が大きく伸び (28)41.3兆円、+1.0兆円)、リーマンショック以前の水準にまで回復
- ・ これに伴い、折半対象財源不足が大幅に減少し (28)0.5兆円、▲2.4兆円)、臨時財政対策債の発行も大幅に抑制 (28)3.8兆円、▲0.7兆円)。特会借入金も着実に償還 (28)0.4兆円)。
- ・ 平時モードへの切替えを進めるため、歳出特別枠については、必要な歳出を0.4兆円確保した上で、同額を減額。別枠加算 (27)0.23兆円) についても、前年度とほぼ同程度の交付税総額を確保した上で、廃止

2. 東日本大震災分

○ 震災復興特別交付税

復興・創生期間においても、復旧・復興事業等について通常収支とは別枠で整理し、地方の所要の事業費及び財源を確実に確保 (28)0.5兆円)

平成28年度地方財政対策のポイント③

主な歳入歳出の概要

通常収支分

(単位:兆円、%)

区 分		28年度 A	27年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B
歳 入	地方税・地方譲与税等	41.3	40.3	1.0	2.4
	地方交付税	16.7	16.8	▲0.1	▲0.3
	国庫支出金	13.2	13.1	0.2	1.1
	地方債	8.9	9.5	▲0.6	▲6.7
	臨時財政対策債	3.8	4.5	▲0.7	▲16.3
	臨時財政対策債以外	5.1	5.0	0.1	1.9
	その他	5.7	5.6	0.1	1.4
	計	85.8	85.3	0.5	0.6
	一般財源総額	61.7	61.5	0.1	0.2
	(水準超経費除き) 「一般財源」	60.2	60.2	0.1	0.1

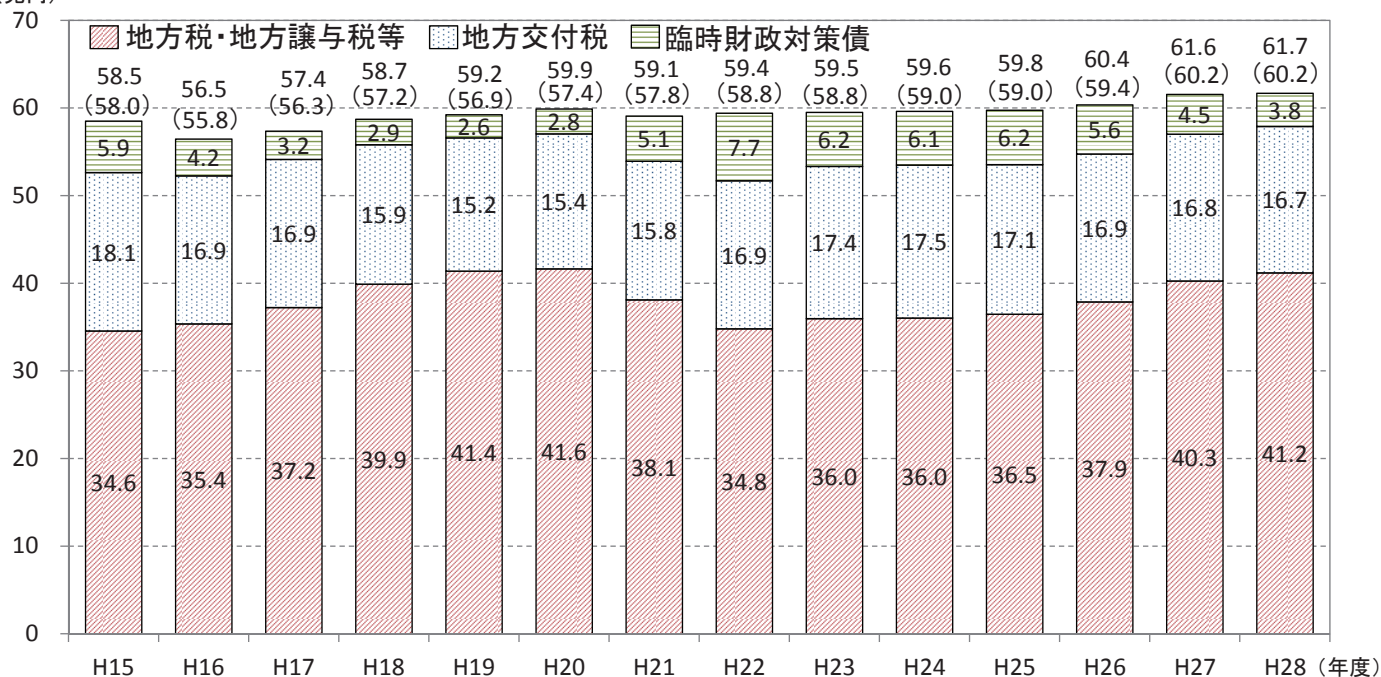
※精査中のものであり、今後、異動する場合がある。

※表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

区 分		28年度 A	27年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B
歳 出	給与関係経費	20.3	20.3	▲0.0	▲0.0
	一般行政経費	35.8	35.1	0.7	2.1
	うち 補助分	19.0	18.5	0.5	2.5
	うち 単独分	14.0	14.0	0.0	0.3
	うち まち・ひと・しごと創生 事業費	1.0	1.0	0.0	0.0
	うち 重点課題対応分(仮称)	0.3	—	0.3	皆増
	地域経済基盤強化・雇用等対策費	0.4	0.8	▲0.4	▲47.3
	公債費	12.8	13.0	▲0.1	▲1.1
	維持補修費	1.2	1.2	0.1	5.1
	投資的経費	11.2	11.0	0.2	1.9
	うち 緊急防災・減災事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
	うち 公共施設等最適化 事業費	0.2	0.1	0.1	100.0
	その他	4.0	3.9	0.0	1.1
	計	85.8	85.3	0.5	0.6

地方一般財源総額

(兆円)



※ 地方財政計画ベース

※ 三位一体改革において、平成18年度に、国税から地方税へ約3兆円の税源移譲が行われた

※ ()書きの数値は、水準超経費除きの交付団体ベース

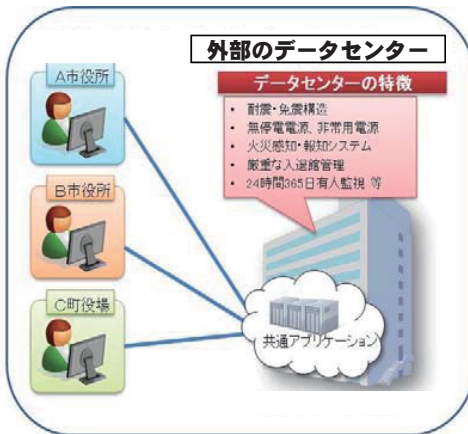
※ 平成24年度以降の地方税・地方譲与税等は、復旧・復興事業及び全国防災事業の一般財源充当分を含んだ額

自治体情報システム構造改革推進事業

1. 自治体クラウドの推進 (コスト構造改革)

自治体クラウドの導入に必要な以下の経費を計上。

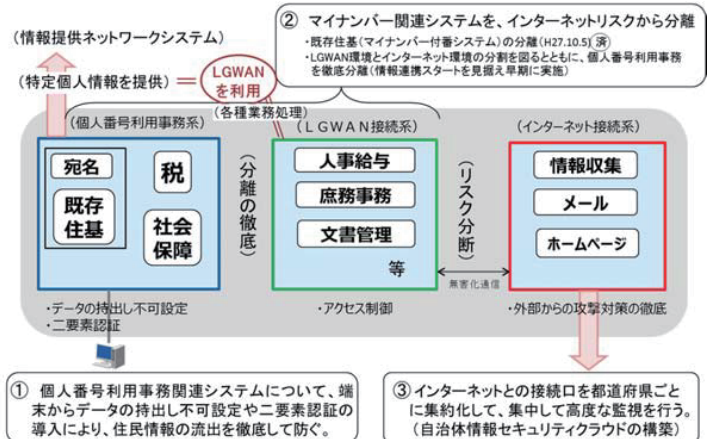
- ・業務システムの標準化及びハードウェア整備等に係る経費
- ・データ移行作業に係る経費
- ・途中解約等システム移行に係る経費（自治体情報セキュリティクラウドを含む。）等



2. 情報セキュリティ構造改革

マイナンバーの情報連携が始まる平成29年7月までに都道府県や市区町村が行う所要のセキュリティ対策について、以下の経費を計上。

- ・住民情報の流出徹底防止に係る経費
- ・LGWAN接続系とインターネット接続系の分割に係る経費
- ・自治体情報セキュリティクラウドの運用・管理に係る経費 等

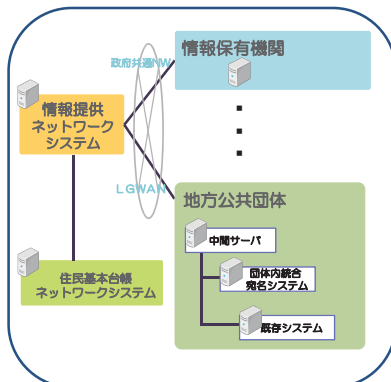


自治体情報システム構造改革推進事業

3. マイナンバー制度の基盤 になる住基ネット等の運用

マイナンバー制度における行政機関等の間の情報連携の実施に向け、以下の経費を計上。

- ・住民基本台帳ネットワークシステムの運用経費
- ・中間サーバ、団体内統合宛名システムの運用経費 等

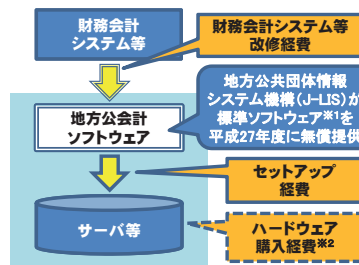


4. 地方公会計システムの 整備・運用

統一的な基準による地方公会計に係るシステムの整備・運用に必要な以下の経費を計上。

- ・地方公会計システムの稼働に必要な財務会計システム等改修経費
- ・地方公会計ソフトウェアのセットアップ経費
- ・ハードウェア購入経費（一部事務組合等に係るものに限る。）
- ・ハードウェア及びミドルウェアの保守経費

地方公会計システムのイメージ



※1 ソフトウェアの稼働に必要な前提ミドルウェア(基本版)も含む。
※2 一部事務組合等のみが対象であり、都道府県及び市区町村のハードウェア購入経費は平成20～24年度の普通交付税において措置済み。

5. デジタル方式に移行した消防救急無線システムの運用

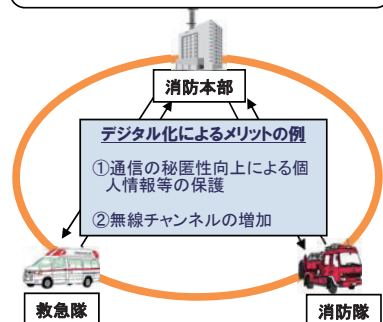
平成28年5月末(※)までに消防救急無線がアナログ方式からデジタル方式に移行することから、以下の経費を計上。

- ・デジタル化したシステムの運用に係る経費

(※) 周波数割当計画(平成12年郵政省告示第746号)により規定

消防救急無線とは

消防本部等に設置された無線基地局と消防・救急車両に装備された無線機等との間で、消防本部から消防隊・救急隊への指令、消防隊・救急隊から消防本部への報告等に使用される、消防救急活動に必要な不可欠な無線通信網。



高齢者の生活支援等の地域の暮らしを支える仕組みづくりの推進

人口減少や高齢化が著しい地域においては、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持することが重要であり、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、地域住民が主体となって、地域の課題解決のための持続的な取組体制の確立（地域運営組織の形成）を図る必要がある。このことから、高齢者の生活支援等の地域の暮らしを支える仕組みづくりとして、地域運営組織の持続的な運営等に必要な費用について所要の財政措置を講ずる。

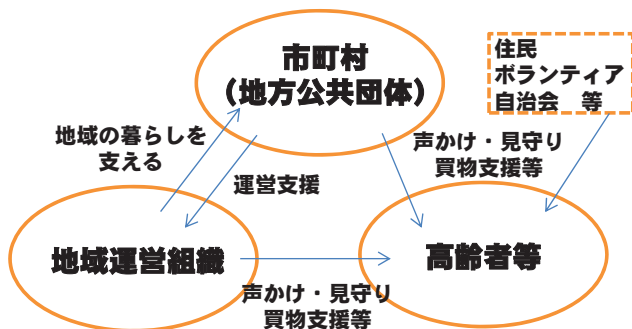
地域運営組織とは

地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織。（全国には概ね小学校区を単位に1,600を超える組織がある。）

地域課題の多様化・広域化により、自治会・町内会では対応が困難な課題について、既存の自治会・町内会を補完しつつ、住民自治を充実させるための新たな仕組み。

活動事例（島根県雲南市）

市内全域で概ね小学校区を単位とする任意の住民組織「地域自主組織」が結成され、小規模多機能自治の活動として、高齢者の見守り事業、配食事業等を実施している。



平成28年度における措置（市町村500億円）

(1) 地域運営組織の運営支援のための経費

地域の生活や暮らしを守るための組織である地域運営組織が持続可能な活動を継続できるよう、地域運営組織の運営に係る所要の経費について地方交付税措置を講ずる。

(2) 高齢者等の暮らしを守る経費

地域における住民同士の支え合いによる高齢者支援の取り組み（高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、弁当配達・配給食等）に係る所要の経費について、地方交付税措置を講ずる。

森林吸収源対策等の推進

背景

- 我が国は2020年度の温室効果ガス削減目標を2005年度比で3.8%減とすることを国際約束しており、目標達成のためには、国・地方を通じた適切な森林整備により、森林の温室効果ガス吸収量を増加させる取組が不可欠
- また、平成27年12月に国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において、温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択
- 平成28年度税制改正大綱において、温室効果ガス削減目標の達成に向けて、市町村が主体となった森林・林業施策を推進することとされた



今後市町村が主体となった森林整備等が円滑に実施されるよう、森林整備の実施に必要な地域の主體的な取組が求められる

森林吸収源対策等の推進

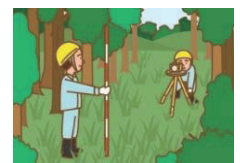
平成28年度事業費 500億円

(1) 林地台帳の整備の推進

- ・ 森林整備に必要な基礎情報を林地台帳として整備

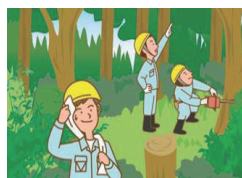


(2) 森林所有者の確定、境界の明確化、施業の集約化の促進



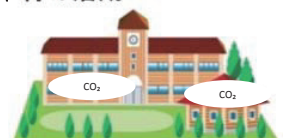
(3) 林業の担い手対策

- ・ 新規に就業しようとする若者等に対する研修、定住促進
- ・ 就業者へのキャリアアップ研修や福利厚生充実 など



(4) 間伐等により生産された木材の活用

- ・ 公共施設への木材利用
- ・ 木質バイオマスエネルギーへの活用の推進 など



まち・ひと・しごと創生の推進①

- 地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」について、平成28年度においても引き続き1兆円を確保

1. 地方交付税における算定

- 「まち・ひと・しごと創生事業費」(1兆円)については、平成27年度に引き続き「地域の元気創造事業費」(4,000億円程度、うち100億円程度は特別交付税)及び「人口減少等特別対策事業費」(6,000億円程度)において措置

2. 地域の元気創造事業費の算定方法

- 地域の元気創造事業費については、現行の算定方法を基本的に継続

算 定 額 等

- 平成28年度 普通交付税3,900億円程度

	行革努力分	地域経済活性化分	計
道府県分	750億円程度	225億円程度	975億円程度
市町村分	2,250億円程度	675億円程度	2,925億円程度
計	3,000億円程度	900億円程度	3,900億円程度

(注)地域経済活性化分については、左記のほか、特別交付税で100億円程度を配分

「行革努力分」の指標について

- ・ 以下の指標を用いて、各地方公共団体の行革努力の取組を反映

	指標(道府県分、市町村分共通)
人件費関係	職員数削減率、ラスパイレス指数、人件費削減率
その他	人件費を除く経常的経費削減率、地方債残高削減率

「地域経済活性化分」の指標について

- ・ 以下の指標を用いて、各地方公共団体の地域経済活性化の成果を反映

	指標(道府県分)	指標(市町村分)
産業関係	第一次産業産出額、製造品出荷額、小売業年間商品販売額、延べ宿泊者数	農業産出額、製造品出荷額、小売業年間商品販売額
雇用関係	若年者就業率、女性就業率、従業者数、事業所数	若年者就業率、女性就業率、従業者数、事業所数
その他	一人当たり県民所得	一人当たり地方税収、転入超過率

※各地方公共団体の伸び率と、全国伸び率の差に応じて、需要額の割増しを行う。

まち・ひと・しごと創生の推進②

3. 人口減少等特別対策事業費の算定方法

- 人口減少等特別対策事業費については、現行の算定方法を基本的に継続

算 定 額 等

- 平成28年度 普通交付税6,000億円程度

	取組の必要度	取組の成果	計
道府県分	1,670億円程度	330億円程度	2,000億円程度
市町村分	3,330億円程度	670億円程度	4,000億円程度
計	5,000億円程度	1,000億円程度	6,000億円程度

指標について

- ・ 以下の指標を用いて、各地方公共団体の「取組の必要度」及び「取組の成果」を反映
 ・ 各指標の算定上のウェイトについては、「人口増減率」とその他の指標を4:6で設定。その上で、その他の指標については、個々の指標のウェイトを均等に設定

取組の必要度 (以下の指標について、数値が悪い団体の需要額を割増し)	取組の成果 (以下の指標について、全国の伸び率との差に応じて需要額を割増し)
・人口増減率 ・転入者人口比率 ・転出者人口比率 ・年少者人口比率 ・自然増減率 ・若年者就業率 ・女性就業率 ・有効求人倍率 ・一人当たり各産業の売上高(*)	・人口増減率 ・転入者人口比率 ・転出者人口比率 ・年少者人口比率 ・自然増減率 ・若年者就業率 ・女性就業率

(*) 第一次産業(農業)産出額、製造品出荷額、小売業年間商品販売額、卸売業年間商品販売額の合計

公共施設等の老朽化対策の推進

16

地方財政計画において、公共施設等の老朽化対策に係る地方財政措置を拡充。

1. 公共施設等最適化事業費の拡充

- 公共施設等総合管理計画の策定状況（※）を踏まえ、以下のとおり増額。

平成27年度 (内訳)	1,000億円		平成28年度 (内訳)	2,000億円
集約化・複合化事業	450億円	→	集約化・複合化事業	1,250億円
転用事業	100億円		転用事業	120億円
除却事業	450億円		除却事業	630億円

※平成27年10月時点では全団体のうち6.3%が公共施設等総合管理計画を策定済みであり、平成28年度にほぼすべての団体において策定予定。

- それぞれの事業に充当可能な地方債措置は以下のとおり。

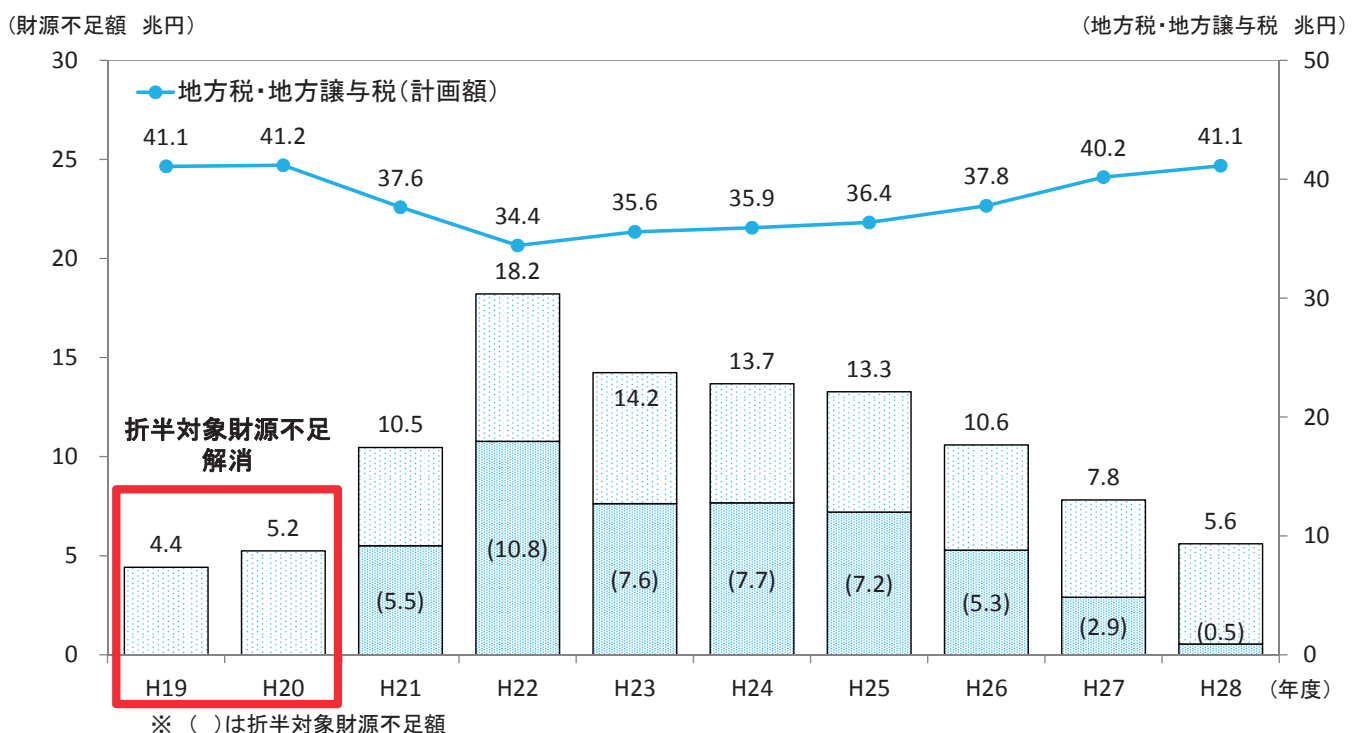
公共施設最適化事業債(集約化・複合化事業)	地域活性化事業債(転用事業)	除却事業に係る地方債
【期間】 平成27年度からの3年間 【充当率等】 地方債充当率：90% 交付税算入率：50% 【平成28年度地方債計画計上額】 1,130億円（平成27年度は410億円） ※ 全体として施設の延床面積が減少する事業に限る ※ 広域連携により事業を実施する場合も対象	【期間】 平成27年度からの3年間 【充当率等】 地方債充当率：90% 交付税算入率：30% 【平成28年度地方債計画計上額】 110億円（平成27年度は90億円） ※ 広域連携により事業を実施する場合も対象	【期間】 平成26年度以降当分の間 【充当率】 地方債充当率：75% （資金手当） 【平成28年度地方債計画計上額】 480億円（平成27年度は340億円）

2. 公共施設等の維持補修費の増額

- 地方公共団体の決算の状況等を踏まえ、増額（1兆2,200億円程度（+600億円））。

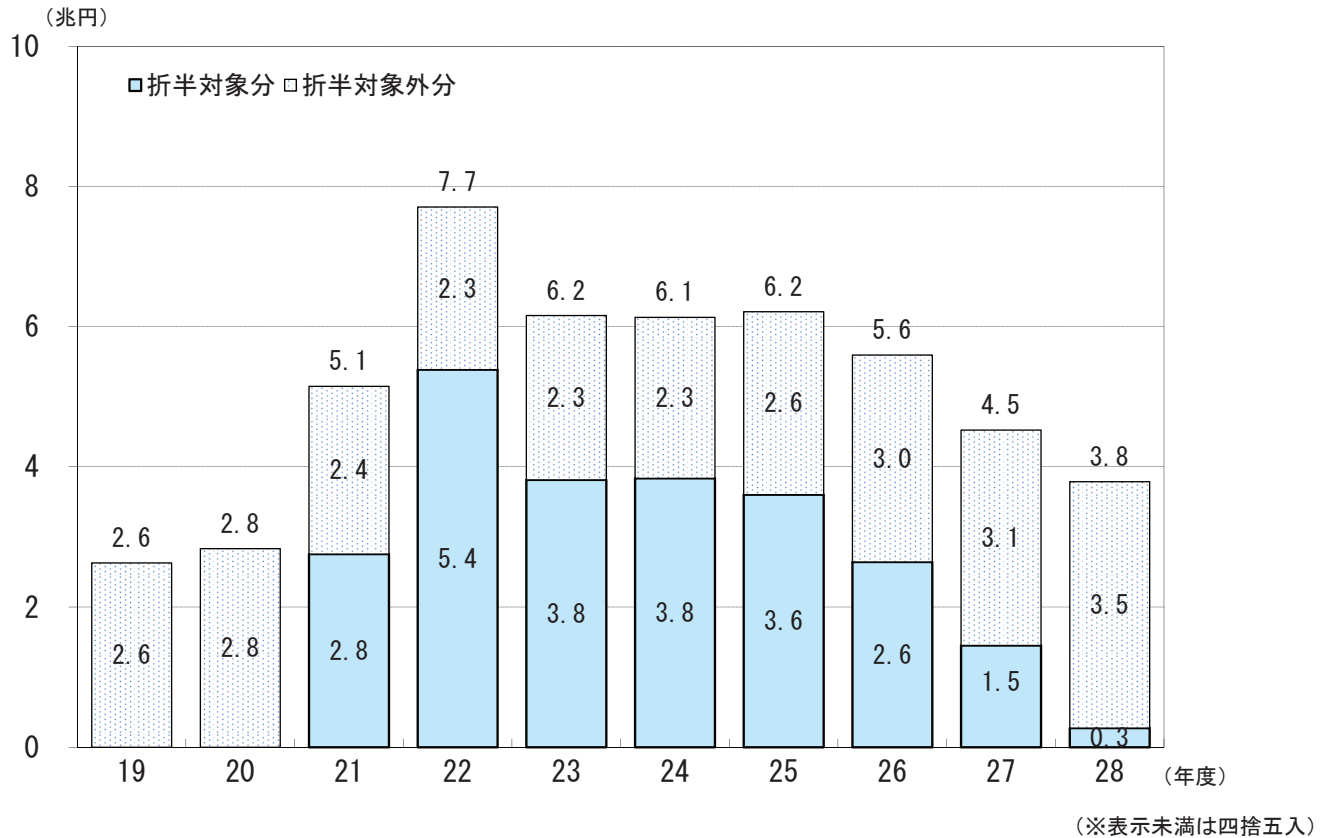
地方の財源不足額と地方税収

○ 近年は巨額の財源不足が続いている状況



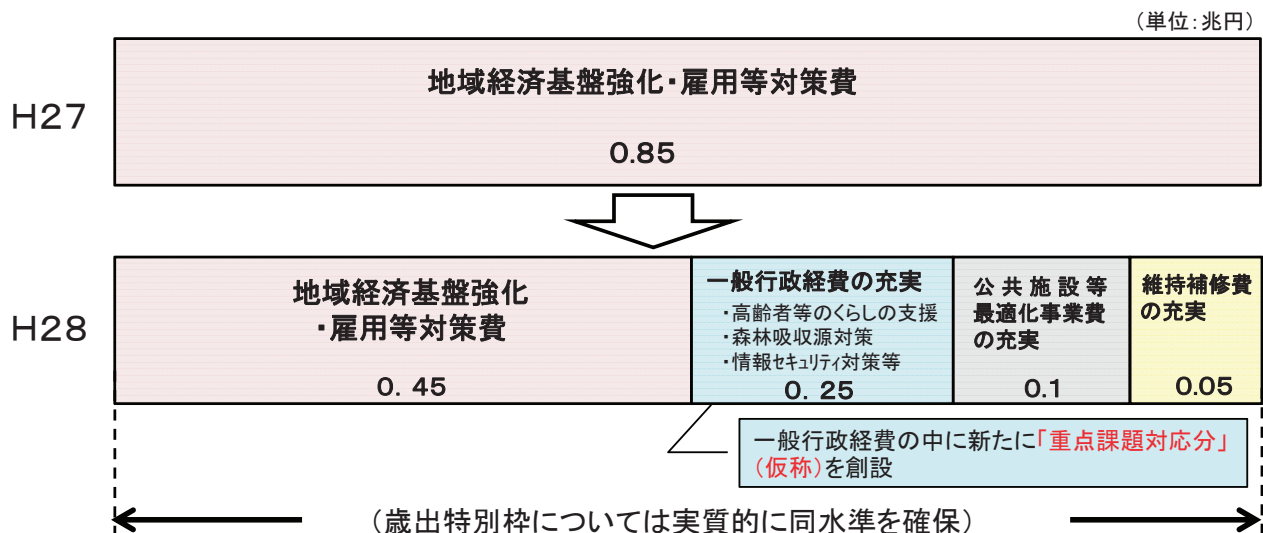
17

臨時財政対策債の発行額（計画ベース）



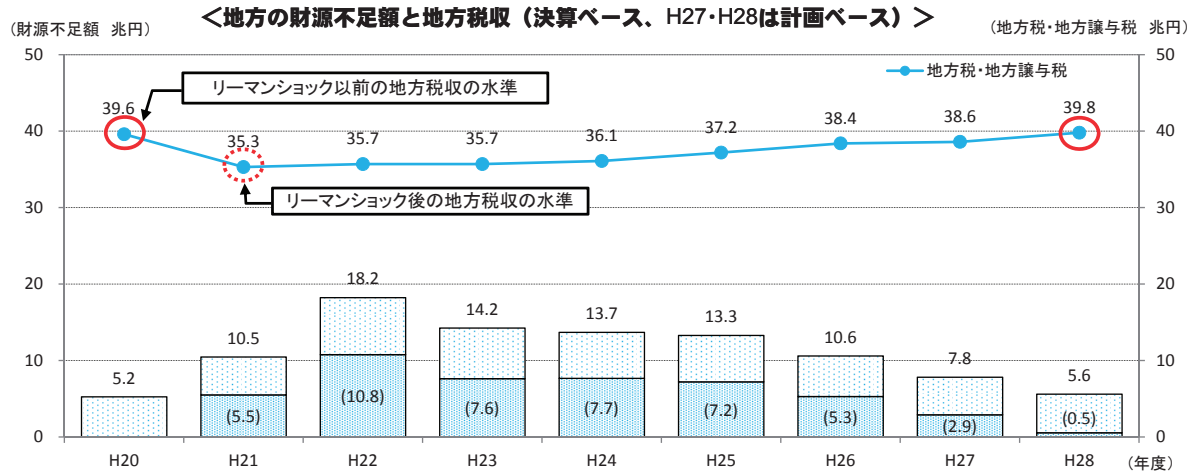
歳出特別枠の見直し

- 経済再生に合わせ平時モードへの切替えを進める観点から、メリハリを効かせた歳出の重点化・効率化。
- 地方の重点課題に対応するための経費（高齢者等のくらしの支援等）及び公共施設の老朽化対策について重点的に歳出を確保(0.4兆円)した上で、同額を歳出特別枠から減額。実質的に前年度水準を確保。



地方税収の動向等を踏まえた別枠加算の見直し

- アベノミクスの成果による景気回復等に伴い、28年度の地方税・地方譲与税収は、リーマンショック以前の水準にまで回復。
- 別枠加算については、交付税総額について前年度と同程度の額を確保した上で、平時モードへの切替えの観点から廃止。



※ ()は折半対象財源不足額

※ 地方税・地方譲与税は、地方消費税引上げによる増収分を除き、法人住民税法人税割の交付税原資化による減収分を加えた額

＜別枠加算の推移＞

(単位: 億円)

H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
10,000	14,850	10,500	10,500	9,900	6,100	2,300	0

参 考 資 料

平成28年度地方財政収支の見込み

(単位:兆円)

歳出	給与関係経費	一般行政経費	地域経済基盤強化・雇用等対策費	投資的経費	公債費	その他
85.8兆円 (85.3兆円)	20.3 (20.3)	35.8 (35.1)	うち まち・ひと・しごと創生事業費 1.0(1.0) うち 重点課題対応分 0.3(-)	11.2 (11.0)	12.8 (13.0)	5.2 (5.1)

歳入	国庫支出金	地方債等	地方税・地方譲与税等	臨時財政対策債(償還分)	地方交付税	臨時財政対策加算 0.3 (1.5) 臨時財政対策債 折半分 0.3 (1.5)
85.8兆円 (85.3兆円)	13.2 (13.1)	10.9 (10.6)	41.2 (40.3)	3.5 (3.1)	16.7 (16.8)	

※ 別枠加算は廃止 - (0.2)

国・地方で折半

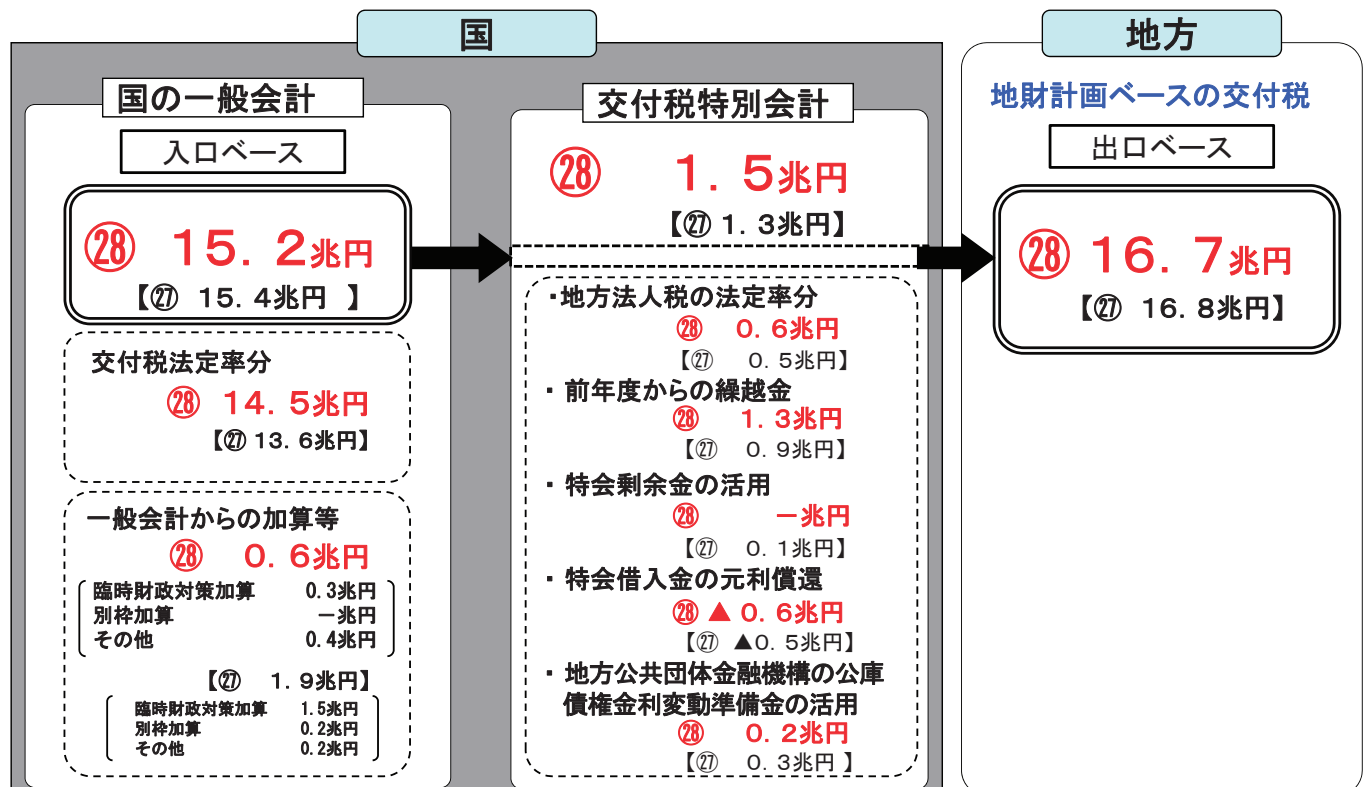
※()内は平成27年度当初の数値

地方一般財源総額 ⑳61.7兆円(㉑61.5兆円)

<参考> 折半対象財源不足額 ㉑0.5兆円(㉑2.9兆円)

臨時財政対策債発行額 ㉑3.8兆円(㉑4.5兆円)

平成28年度 地方交付税の姿



(※)表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある

(※)【 】内は㉑当初予算数値である

地方行政サービス改革の取組状況の見える化・比較可能な形での公表

平成27年11月27日
経済財政諮問会議
高市議員提出資料

各団体の取組について、統一した様式で、見える化を実施

<公表項目>

民間委託の実施状況、指定管理者制度等の導入状況（施設区分別）、窓口業務の状況、総務事務センターの設置状況、クラウド化の実施状況、公共施設等総合管理計画の策定状況、地方公会計の整備について取組状況の見える化（H28～）。

民間委託に係る歳出効率化の成果について、窓口業務、総務事務に係る業務改革モデルプロジェクトにおいて把握手法を検討・確立（H28～）。当該把握手法を活用して、民間委託が進んでいない分野についても、住民一人あたりコストの見える化（H29～）。同コストの経年比較により取組状況を検証。

<公表イメージ>

〇〇県（◆◆市）（平成28年4月1日現在）

(1) 民間委託

	直営(※)	今後の対応方針【直営(※)を選択した団体のみ回答】	【参考】 類似団体 委託割合	全国 委託割合
本庁舎の清掃				
本庁舎の夜間警備				
...				

※直営で専任職員を置いている場合

類似団体
との比較

全国平均
との比較

(2) 指定管理者制度等

	公の 施設数	指定管理者 施設数	導入率	民間委託 施設数	導入率	施設管理に対する考え方	【参考】 市定管理を導入割合	民間委託導入割合
体育館							類似団体	全国
...							類似団体	全国

(3) 窓口業務

総合窓口の設置		窓口業務の民間委託	
設置状況	予定時期	委託状況	
【参考】 設置割合 (類似団体)		【参考】 委託割合 (類似団体)	
設置割合(全国)		委託割合(全国)	

(4) 総務事務センター

設置状況	委託状況
対象部署	対象業務
市長部局 企業局 教育委員会 その他	給与 旅費 福利厚生 財務会計

「設置予定無し」及び「市長部局未設置団体」は「未設置の理由」を、「設置予定あり」の団体は「設置予定時期」を記述してください。
【人口が5万人未満の団体は回答不要】

(5) クラウド化

実施済み	実施予定	検討中	未実施
類型	実施時期	検討状況	実施しない理由
自治体クラウド 単独クラウド			

(6) 公共施設等総合管理計画

策定済み	策定予定	策定予定時期
【参考】 策定割合(都道府県)	策定割合(全国)	

(7) 地方公会計の整備

統一した基準による財務書類の作成状況(一般会計等財務書類)	作成済み	作成予定	作成完了予定年度
【参考】 作成割合(都道府県)	作成割合(全国)		

地方行政サービス改革の取組状況の見える化・比較可能な形での公表

平成27年11月27日
経済財政諮問会議
高市議員提出資料

各団体の取組について、比較可能な形で公表

<比較項目>

民間委託、指定管理者制度等、クラウド化等の取組状況について比較可能な形で公表（H28～）。

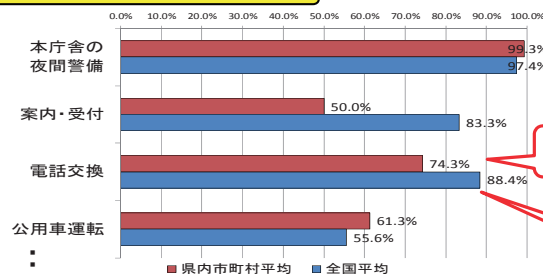
→ 都道府県間・指定都市間の比較、各都道府県内の市区町村の取組割合と全国平均の比較 等

<公表イメージ>

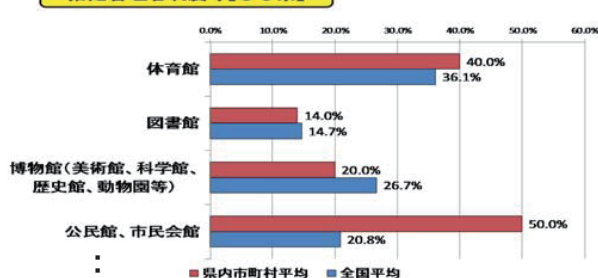
県内市町村の取組割合と、全国平均を比較可能

市区町村の実施状況を日本地図でプロット比較

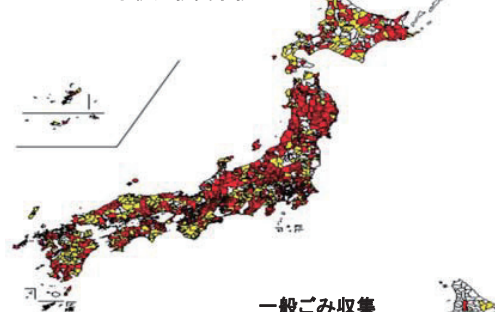
民間委託の実施状況【●●県】



指定管理者制度等【●●県】



学校用務員事務



一般ごみ収集



白	委託有り
黄色	専任職員無し等
赤	委託無し

トップランナー方式の導入について①

- 基本方針2015に基づき、歳出の効率化を推進する観点から、歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなものを地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する取組を推進
- その際、財源保障機能を適切に働かせ、住民生活の安心・安全を確保することを前提として取り組む。

取組の概要

- 地方行政サービス改革に係る調査によって把握することとしている地方団体の業務改革のうち、単位費用に計上されている全ての業務(23業務)についてトップランナー方式の検討対象とする。
※ 法令等により国が基準を定めている業務や産業振興・地域振興等の業務はトップランナー方式になじまないことから対象としない。
- このうちできる限り多くの業務(16業務)について平成28年度に着手。地方団体への影響等を考慮し、複数年(概ね3～5年程度)かけて段階的に反映。
※ 地方団体の人口規模の違い等の地域の実情を踏まえて算定。
- 残る業務について、平成29年度以降、課題等を検討し、可能なものから導入。

【平成28年度に着手する取組】

対象業務	基準財政需要額の算定項目		基準財政需要額の算定基礎とする業務改革の内容
	都道府県	市町村	
◇学校用務員事務 (小学校、中学校、高等学校、特別支援学校)	高等学校費 特別支援学校費	小学校費、中学校費、 高等学校費	民間委託等 (現行：直営、一部民間委託等)
◇道路維持補修・清掃等	道路橋りょう費	道路橋りょう費	
◇本庁舎清掃 ◇案内・受付 ◇公用車運転 ◇本庁舎夜間警備 ◇電話交換	包括算定経費	包括算定経費	
◇一般ごみ収集	—	清掃費	
◇学校給食(調理) ◇学校給食(運搬)	—	小学校費、中学校費	
◇体育館管理 ◇プール管理 ◇競技場管理	その他の教育費	その他の教育費	指定管理者制度導入、 民間委託等 (現行：直営、一部民間委託等)
◇公園管理	その他の土木費	公園費	
◇庶務業務 (人事、給与、旅費、福利厚生等)	包括算定経費	包括算定経費	庶務業務の集約化
◇情報システムの運用 (住民情報、税務、福祉関連等の情報システム)	—	戸籍住民基本台帳費、 徴税費、包括算定経費	情報システムのクラウド化

※ 下線の項目については、既に業務改革を前提とした経費水準としており、平成28年度から経費区分を給与費から委託料等に見直し。

トップランナー方式の導入について②

【平成29年度以降導入を検討するもの】

検討対象業務	基準財政需要額の算定項目		業務改革の内容	課題等
	都道府県分	市町村分		
◇図書館管理	その他の教育費	その他の教育費	指定管理者制度導入等	○地方団体から以下の意見がある。 ・教育機関、調査研究機関としての重要性に鑑み、司書、学芸員等を地方団体の職員として配置している。 ・福祉分野は業務の専門性が高く、直営を選択している。 ○実態として指定管理制度の導入が進んでいない。 ○社会教育法等の一部改正法(2008年)の国会審議において「社会教育施設における人材確保及びその在り方について、指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮し、検討すること」等の附帯決議あり。
◇博物館管理	その他の教育費	—		
◇公民館管理	—	その他の教育費		
◇児童館、児童遊園管理	—	社会福祉費		
◇青少年教育施設管理	その他の教育費	—		
◇公立大学運営	その他の教育費	その他の教育費	地方独立行政法人化	○地方団体から以下の意見がある。 ・小規模な公立大学については、法人化にコストがかかることから効率化が困難となる可能性がある。 ・学部によって、民間との共同研究等による外部資金の獲得等、効率化可能な程度が異なる。
◇窓口業務 (戸籍業務、住民基本台帳業務、税証明業務、福祉業務等)	—	戸籍住民基本台帳費、 徴税費、社会福祉費、 高齢者保健福祉費、 保健衛生費	総合窓口・ アウトソーシングの活用	

基準財政収入額の算定に用いる徴収率の見直し

平成27年11月27日
経済財政諮問会議
高市議員提出資料

○ 地方税の実効的な徴収対策を行う地方自治体の徴収率を標準的な徴収率(※)として基準財政収入額の算定に反映

※ 基準財政収入額 = 標準的な課税見込額 × 標準的な徴収率 × 0.75等

取組の概要

《現行》

- 全国の平均的な徴収率を標準的な徴収率として算定

《見直し後》

- 上位3分の1の地方自治体が達成している徴収率(※)を標準的な徴収率として算定

※ 過去5年平均

⇒ 実効的な徴収対策の一層の取組を促進

＜対象税目＞

基準財政収入額の算定において徴収率を設定している以下の税目

- ・個人住民税(均等割) ・個人住民税(所得割) ・不動産取得税 ・ゴルフ場利用税
- ・鉱区税 ・固定資産税 ・事業所税

＜実施時期＞

平成28年度から実施(地方自治体への影響等を考慮し、5年間で段階的に反映)

地方財政の全面的な「見える化」① ～決算情報の「見える化」の徹底～

平成27年11月27日
経済財政諮問会議
高市議員提出資料

現状と課題

- 全ての都道府県・市区町村の決算情報については、「財政状況資料集」(※)をはじめとして、総務省ホームページにおいて公表。
※各団体の歳入歳出決算の生データや17種類の各種財政指標等、それらの経年比較・類似団体比較、自らの分析結果等を網羅的にとりまとめたもの(Excelファイル形式)
- 「財政状況資料集」において、**住民一人当たりコストは、人件費、普通建設事業費、公債費のみ掲載**されており、**性質別・目的別で項目が網羅されていない**。

今後の対応

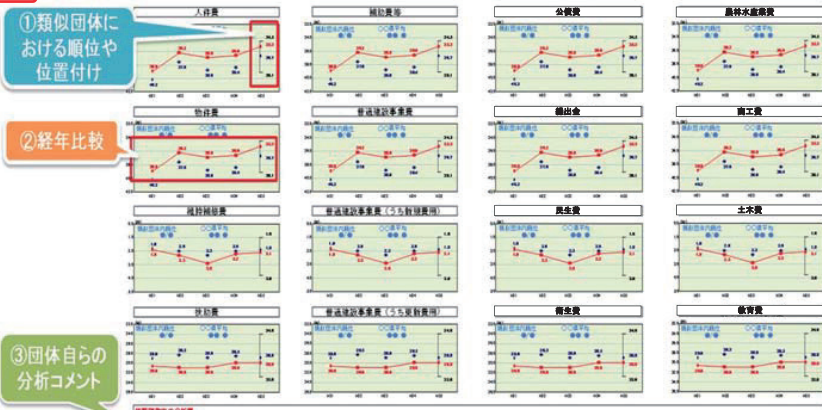
決算情報の「見える化」の徹底

- 財政分析においては、他団体と一律に比較するのではなく、**①当該団体における経年比較や②類似団体との比較が重要**
- 上記を踏まえた上で、**住民一人当たりコストに** **イメージ** **歳出入決算分析表**

について、**性質別・目的別で網羅的に「見える化」(H27決算～)**
＜性質別＞ ※下線部の項目が新規追加するもの
人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、普通建設事業費(新規整備・既存更新)、公債費、繰出金

＜目的別＞
議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、教育費

- ⇒ これにより、例えば、維持補修費、普通建設事業費(新規整備・既存更新)等の性質別、民生費、衛生費、教育費等の目的別の内訳が「見える化」
- ⇒ さらに、経年比較や類似団体の中での順位等に加え、各団体の分析コメントを付すことにより、財政分析の内容も「見える化」



※ この他、利用者目線からホームページを大幅改善

- ① 過去10年間の決算情報の生データを全面的に「見える化」
- ② データ検索機能や分析のためのグラフ作成機能の追加 等

※ 上記データは実際の地方公共団体のものではない

地方財政の全面的な「見える化」② ～新たな課題への積極的な対応～

現状と課題

- 公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっているが、「財政状況資料集」には、公共施設等の老朽化度合いを示す指標、施設類型毎のストック情報や固定資産台帳が含まれていない。



今後の対応

新たな課題への積極的な対応

公共施設等の老朽化対策という課題に積極的に対応していくため、地方公会計(固定資産台帳)のデータを経年比較、類似団体比較等に活用することで、「財政状況資料集」の内容を大幅に充実

- ① **資産老朽化比率の追加** (固定資産台帳の整備に合わせてH29決算までに順次)
地方公会計により把握可能となる「資産老朽化比率」を新たな財政分析指標として追加
- ② **新たな分析手法の導入**
新たな分析手法として、将来負担比率と資産老朽化比率の「組合せ分析」を導入
- ③ **「施設類型毎のストック情報」や「土地情報」の追加**
固定資産台帳により把握可能となる道路、学校、公営住宅等の施設類型毎の一人当たり面積や資産老朽化比率といったストック情報を追加するとともに、同台帳により土地情報も「見える化」

これまで分らなかったストック情報も全面的に「見える化」

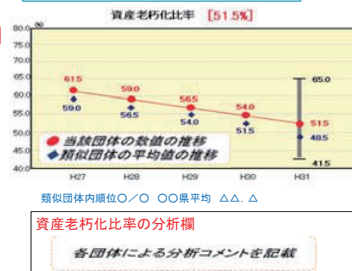
- ⇒ 公共施設等全体及び施設類型毎の資産老朽化比率や保有量の「見える化」
- ⇒ 自治体が保有する未利用地や売却可能地をはじめとする土地情報の「見える化」

※ 公共施設等総合管理計画の進捗度合いについては、資産老朽化比率に加え、例えば、公共施設の一人当たり床面積等の経年比較や横比較により把握可能（進捗度合いの把握のために他に有効な方法があるからに検討）

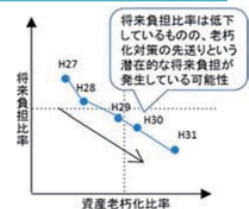
※ 社会経済情勢の変化を踏まえ、横比較の対象団体(類似団体)のあり方についても研究

イメージ

① 資産老朽化比率の追加

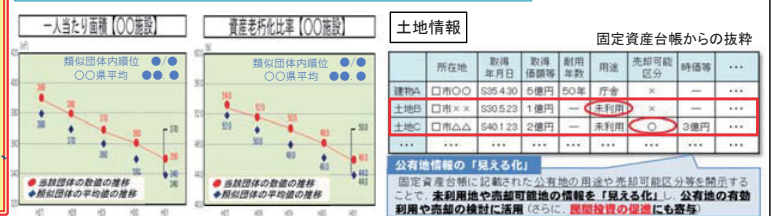


② 新たな分析手法の導入



⇒ 地方債現在高や退職手当支給予定額等を対象とした「将来負担比率」を「資産老朽化比率」と組み合わせて分析することにより、公共施設等の除却・更新といった老朽化対策の必要性が見える化され、将来負担をより総合的に把握することが可能

③「施設類型毎のストック情報」や「土地情報」の追加

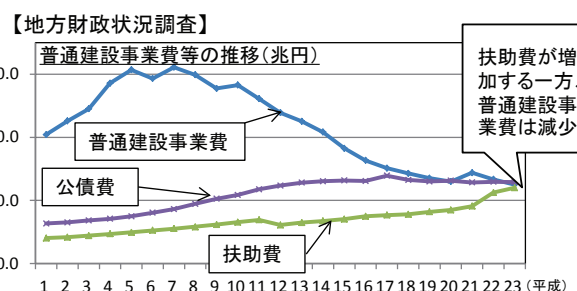
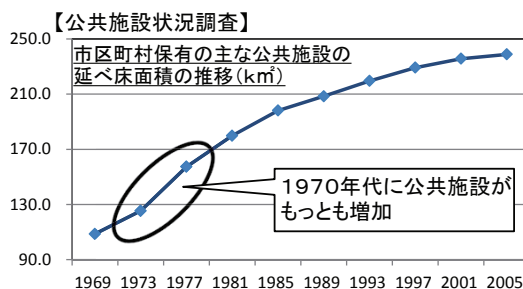


※ 上記データは実際の地方公共団体のものではない

公共施設等総合管理計画の策定促進

- ・過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- ・人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- ・市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

各地方公共団体が、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」の策定が必要。



「公共施設等総合管理計画」の策定（平成26年4月22日総務大臣通知により策定要請） ※平成26～28年度の3年間で策定

＜公共施設等総合管理計画の内容＞

1. 所有施設等の現状
- ・公共施設等の現況及び将来の見通し
 - ・中長期的な経費や充当可能な財源の見込み 等
2. 施設全体の管理に関する基本的な方針
- ・計画期間：10年以上
 - ・全ての公共施設等を対象
 - ・今後の公共施設等の管理に関する基本的な方針を記載 等

公共施設等総合管理計画の策定事例（北海道石狩市）

- 計画期間 平成26年度から平成45年度までの**20年間**
- 中長期的な視点でのマネジメント(公共施設部門について抜粋)
- ・保有する公共施設の全体面積を、人口減少や人口構造の変化を見据え、**20%縮減**。
 - ・新規の施設整備事業については**単独施設の**新規整備は行わず、施設の複合化・集約化、廃止・統廃合を基本とする。

※ 今後、**全ての団体で公共施設等総合管理計画を策定予定**。そのうち、平成28年度までに都道府県及び指定都市は全団体、市区町村においても99.2%の団体において計画の策定が完了する予定。

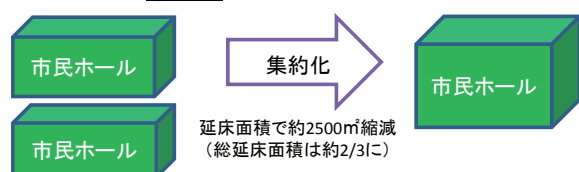
<公共施設等総合管理計画の策定に対する地方財政措置>

- I. **集約化・複合化事業**(公共施設最適化事業債の創設)【充当率等】充当率:90%、交付税算入率:50%【期間】平成27年度からの3年間
※全体として施設の延床面積が減少する事業に限る
- II. **転用事業**(地域活性化事業債の拡充)【充当率等】充当率:90%、交付税算入率:30%【期間】平成27年度からの3年間
- III. **除却費に地方債の充当を認める特例措置を創設**【充当率等】充当率:75%(資金手当)【期間】平成26年度以降当分の間
※平成26年3月 地方財政法改正済み
- IV. **計画策定に要する経費に対する特別交付税措置**【措置率】交付税措置率:50%【期間】平成26年度からの3年間

<活用例> I. 集約化・複合化の取組(公共施設最適化事業債)

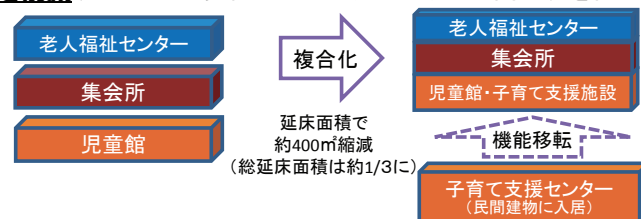
①【集約化事業】

資産の効率利用及び総量縮減の観点から、老朽化している市民ホールと、施設機能が類似し、近接して立地している市民ホールを1つに**集約化**



②【複合化事業】

老人福祉センターに、点在する児童館等やこれまで借上げていた子育て支援施設を**複合化**することで、**維持管理コストを削減**するとともに多目的での利用により世代間交流を促進



<活用例> II. 転用の取組(地域活性化事業債)

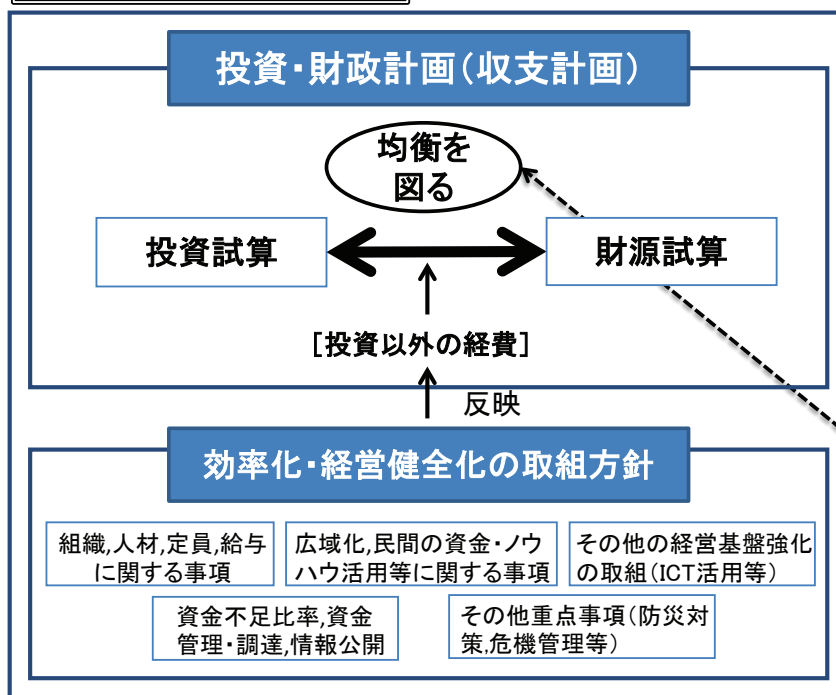
・廃校となった小学校を、障がい児支援施設と生涯学習施設に転用することで有効活用



公営企業の「経営戦略」の策定について

- 「経営戦略」は、各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画。
- 「経営戦略」は、「投資試算」(施設・設備投資の見通し)等の支出と「財源試算」(財源の見通し)を均衡させた「投資・財政計画」(収支計画)が中心。計画期間は10年以上を基本とする。

経営戦略[イメージ]



投資試算の再検討

- ダウンサイジング、スペックダウン
- 予防保全型維持管理を含む適切な維持管理による長寿命化
- 過剰投資・重複投資の精査
- 新たな知見や新技術の導入
- 優先順位が低い事業の先送り、取りやめ
- 民間資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFIの導入等)
- 広域化の推進 等

両面から
均衡点を探る

財源試算の再検討

- 内部留保額の見直し
- 料金の見直し 等

平成 28 年度地方財政対策のポイント

総務省自治財政局
平成 27 年 12 月 24 日

1. 通常収支分

(1) 一般財源総額の確保と質の改善

- ・ 一般財源総額について、平成 27 年度を 0.1 兆円上回る 61.7 兆円を確保
- ・ 地方税が増収となる中で、地方交付税総額については、前年度とほぼ同程度の額を確保しつつ、赤字地方債である臨時財政対策債の発行を大幅に抑制

一般財源総額 61.7 兆円(+0.1 兆円、前年度 61.5 兆円)

一般財源総額(水準超経費除き) 60.2 兆円(+0.1 兆円、同 60.2 兆円)

- ・ 地方税 38.7 兆円(+1.2 兆円、前年度 37.5 兆円)
- ・ 地方譲与税・地方特例交付金 2.6 兆円(▲0.2 兆円、同 2.8 兆円)
- ・ 地方交付税 16.7 兆円(▲0.1 兆円、同 16.8 兆円)
- ・ 臨時財政対策債 3.8 兆円(▲0.7 兆円、同 4.5 兆円)

(2) 重点課題対応分(仮称)の創設等

- ・ 地方の重点課題である高齢者支援や自治体情報システム改革等に取り組むために必要な経費を重点課題対応分(仮称)として地方財政計画の歳出に計上

重点課題対応分(仮称) 0.25 兆円

- ・ 自治体情報システム構造改革推進事業 0.15 兆円
- ・ 高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくりの推進 0.05 兆円
- ・ 森林吸収源対策等の推進 0.05 兆円
- ・ まち・ひと・しごと創生事業費は引き続き1兆円を確保
- ・ 公共施設等の老朽化対策のための経費を充実(+0.15 兆円)

(3) 地方財政の健全化

- ・ 地方税・地方譲与税等が大きく伸び(㊸41.3 兆円、+1.0 兆円)、リーマンショック以前の水準にまで回復
- ・ これに伴い、折半対象財源不足が大幅に減少し(㊸0.5 兆円、▲2.4 兆円)、臨時財政対策債の発行も大幅に抑制(㊸3.8 兆円、▲0.7 兆円)。特会借入金も着実に償還(㊸0.4 兆円)。
- ・ 平時モードへの切替えを進めるため、歳出特別枠については、必要な歳出を 0.4 兆円確保した上で、同額を減額。別枠加算(㊸0.23 兆円)についても、前年度とほぼ同程度の交付税総額を確保した上で、廃止

2. 東日本大震災分

○ 震災復興特別交付税

復興・創生期間においても、復旧・復興事業等について通常収支とは別枠で整理し、地方の所要の事業費及び財源を確実に確保(㊸0.5 兆円)

主な歳入歳出の概要

通常収支分

(単位: 兆円、%)

区 分		28年度 A	27年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B
歳 入	地方税・地方譲与税等	41.3	40.3	1.0	2.4
	地 方 交 付 税	16.7	16.8	▲ 0.1	▲ 0.3
	国 庫 支 出 金	13.2	13.1	0.2	1.1
	地 方 債	8.9	9.5	▲ 0.6	▲ 6.7
	臨時財政対策債	3.8	4.5	▲ 0.7	▲ 16.3
	臨時財政対策債以外	5.1	5.0	0.1	1.9
	そ の 他	5.7	5.6	0.1	1.4
	計	85.8	85.3	0.5	0.6
歳 出	一般財源総額	61.7	61.5	0.1	0.2
	(水準超経費除き)「一般財源」	60.2	60.2	0.1	0.1
	給 与 関 係 経 費	20.3	20.3	▲ 0.0	▲ 0.0
	一 般 行 政 経 費	35.8	35.1	0.7	2.1
	う ち 補 助 分	19.0	18.5	0.5	2.5
	う ち 単 独 分	14.0	14.0	0.0	0.3
	う ち まち・ひと・しごと創生事業費	1.0	1.0	0.0	0.0
	う ち 重点課題対応分(仮称)	0.3	—	0.3	皆増
	地域経済基盤強化・雇用等対策費	0.4	0.8	▲ 0.4	▲ 47.3
	公 債 費	12.8	13.0	▲ 0.1	▲ 1.1
	維 持 補 修 費	1.2	1.2	0.1	5.1
	投 資 的 経 費	11.2	11.0	0.2	1.9
	う ち 緊急防災・減災事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
	う ち 公共施設等最適化事業費	0.2	0.1	0.1	100.0
	そ の 他	4.0	3.9	0.0	1.1
	計	85.8	85.3	0.5	0.6

※精査中のものであり、今後、異動する場合がある。

※表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

平成 28 年度地方財政対策の概要

総務省自治財政局
平成 27 年 12 月 24 日

I 平成 28 年度の地方財政の姿

1 通常収支分

① 地方財政計画の規模	85兆7,700億円程度	(前年度比+ 5,000億円程度、+0.6%程度)
② 地方一般歳出	69兆9,200億円程度	(同 + 6,100億円程度、+0.9%程度)
③ 一般財源総額	61兆6,792億円	(同 + 1,307億円、+0.2%)
・水準超経費除き	60兆2,292億円	(同 + 607億円、+0.1%)
④ 地方交付税の総額	16兆7,003億円	(<u>㉔</u> 16兆7,548億円、▲ 546億円、▲ 0.3%)
⑤ 地方税及び地方譲与税	41兆1,344億円	(<u>㉔</u> 40兆1,773億円、+ 9,571億円、+ 2.4%)
⑥ 臨時財政対策債	3兆7,880億円	(<u>㉔</u> 4兆5,250億円、▲ 7,370億円、▲16.3%)
⑦ 財源不足額	5兆6,063億円	(<u>㉔</u> 7兆8,205億円、▲2兆2,142億円、▲28.3%)

2 東日本大震災分

(1) 復旧・復興事業

- | | | |
|-------------|----------------|--|
| ① 震災復興特別交付税 | 4,802 億円 | (<u>㉔</u> 5,898 億円、▲1,096 億円、▲18.6%) |
| ② 規模 | 1 兆 7,900 億円程度 | (<u>㉔</u> 2 兆 60 億円、▲2,200 億円程度、▲10.8%程度) |

(2) 全国防災事業

- | | | |
|----|----------|---------------------------------------|
| 規模 | 1,310 億円 | (<u>㉔</u> 4,905 億円、▲3,595 億円、▲73.3%) |
|----|----------|---------------------------------------|

Ⅱ 通常収支分

地方が地方創生等の重要課題に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税等の一般財源総額について、平成27年度を0.1兆円上回る額を確保

1 地方財源の確保

一般財源総額 61兆6,792億円（前年度比 +1,307億円、+0.2%）

一般財源（水準超経費除き）の総額 60兆2,292億円（同 +607億円、+0.1%）

※ 一般財源比率（臨時財政対策債を除く一般財源総額が歳入総額に占める割合） 67.5%程度（^㉗66.9%）

・ 地方税	38兆7,022億円（前年度比+1兆2,103億円、+ 3.2%）
・ 地方譲与税	2兆4,322億円（同 ▲ 2,532億円、▲ 9.4%）
・ 地方交付税	16兆7,003億円（同 ▲ 546億円、▲ 0.3%）
・ 地方特例交付金	1,233億円（同 + 44億円、+ 3.7%）
・ 臨時財政対策債	3兆7,880億円（同 ▲ 7,370億円、▲16.3%）

地方債総額 8兆8,607億円（前年度比 ▲ 6,402億円、▲6.7%）

臨時財政対策債 3兆7,880億円（同 ▲ 7,370億円、▲16.3%）

臨時財政対策債以外 5兆 727億円（同 + 968億円、+ 1.9%）

・ 通常債	4兆2,827億円（前年度比 + 868億円、+ 2.1%）
・ 財源対策債	7,900億円（同 + 100億円、+ 1.3%）

2 地方交付税の確保

- ・ 地方交付税総額（出口ベース） 16兆7,003億円（前年度比 ▲546億円、▲0.3%）
- ・ 交付税の別枠加算については、地方税収の動向等を踏まえ、平時モードへの切替えの観点から廃止

【一般会計】	15兆1,578億円
① 地方交付税の法定率分等	14兆3,295億円
・ 所得税・法人税・酒税・消費税の法定率分	14兆5,106億円
・ 国税減額補正精算分（ ^㉔ 、 ^㉕ ）	▲1,811億円

② 一般会計における加算措置	8,283 億円
・ 折半対象以外の財源不足における補填（既往法定分等）	5,536 億円
・ 臨時財政対策特例加算	2,747 億円
【特別会計】	1兆5,425 億円
① 地方法人税の法定率分	6,365 億円
② 特別会計における加算措置等	7,060 億円
・ 交付税特別会計借入金償還額	▲ 4,000 億円
・ 交付税特別会計借入金支払利子	▲ 1,584 億円
・ 平成 27 年度からの繰越金	1兆2,644 億円
③ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	2,000 億円

（参考）地方交付税の推移（兆円）

	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓
地方交付税	15.2	15.4	15.8	16.9	17.4	17.5	17.1	16.9	16.8	16.7

3 重点課題対応分（仮称）の創設

地方の重点課題である高齢者支援や自治体情報システム改革等に取り組むために必要な経費を地方財政計画の歳出に計上

○ 重点課題対応分（仮称）	2,500 億円（皆増）
・ 自治体情報システム構造改革推進事業	1,500 億円（皆増）
・ 高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくりの推進	500 億円（皆増）
・ 森林吸収源対策等の推進	500 億円（皆増）

4 まち・ひと・しごと創生事業費の確保

地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から平成 27 年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」について、平成 28 年度においても引き続き 1 兆円を確保

※ 地方創生の深化のための新型交付金（地方創生推進交付金）については、まち・ひと・しごと創生事業費とは別に同交付金の地方負担に応じて地方財政措置を適切に講じる

5 公共施設の老朽化対策の推進

- ・ 平成 28 年度中に「公共施設等総合管理計画」を策定するよう要請しており、平成 28 年度にはほぼすべての団体で策定されることなどを踏まえ、「公共施設等最適化事業費」を増額
- ・ 公共施設等の維持補修費を増額

- 公共施設等最適化事業費 2,000 億円（+1,000 億円、㉔1,000 億円）
- 維持補修費 1 兆 2,200 億円程度（+600 億円程度、㉔1 兆 1,601 億円）

6 歳出特別枠の確保

地方の重点課題に対応するための歳出や公共施設の老朽化対策に係る歳出を重点的に確保（4,000 億円）した上で、同額を歳出特別枠（地域経済基盤強化・雇用等対策費）から減額（実質的に前年度水準を確保）

- 地域経済基盤強化・雇用等対策費 4,450 億円（㉔ 8,450 億円）

7 地方財政の健全化

- ・ 地方税・地方譲与税等が大きく伸び、リーマンショック以前の水準まで回復
- ・ これに伴い、折半対象財源不足が大幅に減少し、臨時財政対策債の発行も大幅に抑制（前年度比 ▲7,370 億円）
- ・ 交付税特別会計借入金を償還 4,000 億円（同 +1,000 億円）

- ・ 地方税・地方譲与税等 41 兆 2,577 億円（前年度比 + 9,615 億円、+ 2.4%）
- ・ 折半対象財源不足 5,494 億円（同 ▲2 兆 3,565 億円、▲81.1%）
- ・ 臨時財政対策債の発行額
 - 折半ルール分 2,747 億円（同 ▲1 兆 1,782 億円、▲81.1%）
 - 元利償還金分等 3 兆 5,133 億円（同 + 4,412 億円、+ 14.4%）
- ・ 地方債依存度 10.3% 程度（同 ▲0.8%程度）
- ・ 地方の借入金残高 196 兆円程度（平成 28 年度末見込み）（東日本大震災分を含む）
※199 兆円程度（平成 27 年度末見込み）

8 財源不足の補填

平成28年度における財源不足 5兆6,063億円 (㉔ 7兆8,205億円)

うち折半対象財源不足 5,494億円 (㉔ 2兆9,059億円)

- 平成26年度から平成28年度までの間において適用することとされている国と地方の折半ルールに基づき以下のとおり財源不足を補填

【折半対象以外の財源不足】	5兆 569億円
① 財源対策債の発行	7,900億円
② 地方交付税の増額による補填	7,536億円
・ 一般会計における加算措置（既往法定分等）	5,536億円
・ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	2,000億円
③ 臨時財政対策債の発行（既往債の元利償還金分等）	3兆5,133億円

【折半対象財源不足】	5,494億円
① 地方交付税の増額による補填（臨時財政対策特例加算）	2,747億円
② 臨時財政対策債の発行（臨時財政対策特例加算相当額）	2,747億円

9 平成28年度の社会保障の充実

消費税・地方消費税の引上げに伴う社会保障の充実分等の所要額を計上

- 社会保障の充実分等の事業費（公費負担）
- ・ 社会保障の充実分 1兆3,548億円 (㉔ 1兆3,517億円)
 - ・ 社会保障4経費の公経済負担増分 3,684億円 (㉔ 3,537億円)

10 退職手当債の延長

退職手当の負担が引き続き大きい地方公共団体があることから、退職手当債の措置を延長（10年間、地方財政法を改正）

Ⅲ 東日本大震災分

○ 震災復興特別交付税

復興・創生期間においても、復旧・復興事業等について通常収支とは別枠で整理し、地方の所要の事業費及び財源を確実に確保

○ 震災復興特別交付税	4,802億円
	(前年度比 ▲1,096 億円、▲18.6%)
○ 震災復興特別交付税により措置する財政需要	
① 直轄・補助事業の地方負担分	3,547 億円
② 地方単独事業分	894 億円
・ 単独災害復旧事業	376 億円
・ 中長期職員派遣、職員採用等	518 億円
③ 地方税等の減収分	361 億円
・ 地方税法等に基づく特例措置分	279 億円
・ 条例減免分	82 億円

※ 平成 28 年度の所要額は、4,802 億円であるが、予算額は年度調整分 1,324 億円を除いた 3,478 億円（平成 27 年度予算額：5,898 億円）となる。

※ 震災復興特別交付税の平成 23～28 年度分の累計額は 4 兆 1,121 億円

自治体情報システム構造改革推進事業

自治体情報システムにおける自治体クラウドの推進、情報セキュリティ対策、マイナンバー関連システムの運用、地方公会計システムの整備・運用、デジタル方式に移行した消防救急無線システムの運用に要する経費を地方財政計画に計上（1,500億円程度）。

1. 自治体クラウドの推進（コスト構造改革）

- 自治体クラウドの導入に必要な業務システムの標準化及びハードウェア整備等に係る経費や、データ移行作業、途中解約等システム移行に係る経費（自治体情報セキュリティクラウドを含む。）を計上。

2. 情報セキュリティ構造改革

- マイナンバーの情報連携が始まる平成29年7月までに、都道府県や市区町村が行う、住民情報の流出徹底防止やLGWAN接続系とインターネット接続系の分割等所要のセキュリティ対策を講じるための経費等や、今次導入される自治体情報セキュリティクラウドの運用・管理等に係る経費を計上。

3. マイナンバー制度の基盤になる住基ネット等の運用

- マイナンバーの付番等に用いる住民基本台帳ネットワークシステムの運用経費や中間サーバ・団体内統合宛名システムの運用経費といった情報連携に向けて必要となるシステムの運用に係る経費を計上。

4. 地方公会計システムの整備・運用

- 統一的な基準による財務書類等を作成するために必要となる地方公会計システムの整備・運用に係る経費を計上。

5. デジタル方式に移行した消防救急無線システムの運用

- 平成28年5月末までに消防救急無線がアナログ方式からデジタル方式に移行することから、デジタル化したシステムの運用に係る経費を計上。

高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくりの推進

- 人口減少や高齢化が著しい地域においては、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持することが重要であり、将来にわたって地域住民がくらし続けることができるよう、地域住民が主体となって、地域の課題解決のための持続的な取組体制の確立（地域運営組織※の形成）を図る必要がある。
- このことから、高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくりとして、地域運営組織の持続的な運営等に必要な費用を地方財政計画に計上。

【平成28年度における措置（市町村 500億円程度）】

（１）地域運営組織の運営支援のための経費

地域の生活やくらしを守るための組織である地域運営組織が持続可能な活動を継続できるよう、地域運営組織の運営に係る所要の経費を計上。

（２）高齢者等のくらしを守る経費

地域における住民同士の支え合いによる高齢者支援の取組（高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、弁当配達・配給食、雪下ろし等）に係る所要の経費を計上。

※ 地域運営組織

地域の生活やくらしを守るため、地域でくらす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。地域課題の多様化・広域化により、自治会・町内会では対応が困難な課題について、既存の自治会・町内会を補完しつつ、住民自治を充実させるための新たな仕組みとして、主に小学校区で形成。

森林吸収源対策等の推進

- 地球温暖化対策について、我が国は2020年度の温室効果ガス削減目標を2005年度比で3.8%減とすることを国際約束しており、その達成のためには、温室効果ガス排出抑制対策に加え、国・地方を通じた適切な森林整備により、森林の温室効果ガス吸収量を増加させる取組が不可欠
- また、平成27年12月に国連気候変動枠組条約締約国会議(COP21)において、温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択された
- このため、平成28年度税制改正大綱も踏まえ、今後市町村が主体となった森林整備等が円滑に実施されるよう、森林整備の実施に不可欠な地域の主体的な取組に要する経費について、従来の森林・林業振興対策に加え、所要額を地方財政計画に計上

平成28年度事業費 500億円程度

森林吸収源対策等の推進

- (1) 林地台帳の整備の推進
 - ・ 森林整備に必要な基礎情報を林地台帳として整備
- (2) 森林所有者の確定、境界の明確化、施業の集約化の促進
- (3) 林業の担い手対策
 - ・ 新規に就業しようとする若者等に対する研修、定住促進
 - ・ 就業者へのキャリアアップ研修や福利厚生の実施 など
- (4) 間伐等により生産された木材の活用
 - ・ 公共施設への木材利用
 - ・ 木質バイオマスエネルギーへの活用の推進 など

主な地方財政指標積算基礎（通常収支分）

（単位：億円）

区分		平成28年度 （見込）	平成27年度
歳入合計	①	857,700 程度	852,710
地方税	②	387,022	374,919
地方譲与税	③	24,322	26,854
地方特例交付金	④	1,233	1,189
地方交付税	⑤	167,003	167,548
地方債	⑥	88,607	95,009
うち臨時財政対策債	⑦	37,880	45,250
復旧・復興事業分	⑧	▲ 79	—
全国防災事業分	⑨	▲ 589	▲ 275
主な地方財政関係指標	一般財源総額 ②+③+④+⑤+⑦+⑧+⑨	616,792	615,485
	一般財源比率 $\frac{②+③+④+⑤+⑧+⑨}{①}$	67.5% 程度	66.9%
	地方債依存度 $\frac{⑥}{①}$	10.3% 程度	11.1%

（参考）

○ 地方の借入金残高 196兆円程度（平成28年度末見込み）
（東日本大震災分を含む）

※平成27年度末見込み 199兆円程度

○ 交付税特別会計借入金残高 32.4兆円（平成28年度末見込み）
※平成27年度末見込み 32.8兆円

1. 平成28年度地方財政収支見通しの概要(通常収支分)

項 目			平成28年度 (見込)	平成27年度	増減率 (見込)
歳入	地 方 税		387,022 億円	374,919 億円	3.2 %
	地 方 譲 与 税		24,322 億円	26,854 億円	▲ 9.4 %
	地 方 特 例 交 付 金		1,233 億円	1,189 億円	3.7 %
	地 方 交 付 税		167,003 億円	167,548 億円	▲ 0.3 %
	地 方 債		88,607 億円	95,009 億円	▲ 6.7 %
	う ち 臨 時 財 政 対 策 債		37,880 億円	45,250 億円	▲ 16.3 %
	復 旧 ・ 復 興 事 業 分 一 般 財 源 災 害 事 業 分		▲ 79 億円 ▲ 589 億円	- 億円 ▲ 275 億円	- 114.2 %
	歳 入 合 計	約	857,700 億円	852,710 億円	約 0.6 %
歳出	「 一 般 財 源 」		616,792 億円	615,485 億円	0.2 %
	(水 準 超 経 費 を 除 く)		602,292 億円	601,685 億円	0.1 %
	給 与 関 係 経 費	約	203,300 億円	203,351 億円	約 ▲ 0.0 %
	退 職 手 当 以 外	約	185,800 億円	185,291 億円	約 0.3 %
	退 職 手 当	約	17,500 億円	18,060 億円	約 ▲ 3.3 %
	一 般 行 政 経 費	約	358,000 億円	350,589 億円	約 2.1 %
	う ち 補 助 分	約	190,100 億円	185,490 億円	約 2.5 %
	う ち 単 独 分	約	140,400 億円	139,964 億円	約 0.3 %
	う ち ま ち ・ ひ と ・ し ゴ と 創 生 事 業 費		10,000 億円	10,000 億円	0.0 %
	う ち 重 点 課 題 対 応 分 (仮 称)		2,500 億円	- 億円	皆増
	地 域 経 済 基 盤 強 化 ・ 雇 用 等 対 策 費		4,450 億円	8,450 億円	▲ 47.3 %
	公 債 費	約	128,100 億円	129,512 億円	約 ▲ 1.1 %
	維 持 補 修 費	約	12,200 億円	11,601 億円	約 5.1 %
	投 資 的 経 費	約	112,100 億円	110,010 億円	約 1.9 %
	う ち 直 轄 ・ 補 助 分	約	57,700 億円	57,252 億円	約 0.8 %
	う ち 単 独 分	約	54,300 億円	52,758 億円	約 3.0 %
	う ち 緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 費		5,000 億円	5,000 億円	0.0 %
	う ち 公 共 施 設 等 最 適 化 事 業 費		2,000 億円	1,000 億円	100.0 %
	公 営 企 業 繰 出 金	約	25,100 億円	25,397 億円	約 ▲ 1.0 %
	う ち 企 業 債 償 還 費 普 通 会 計 負 担 分	約	15,900 億円	16,247 億円	約 ▲ 2.1 %
	水 準 超 経 費		14,500 億円	13,800 億円	5.1 %
	歳 出 合 計	約	857,700 億円	852,710 億円	約 0.6 %
	(水 準 超 経 費 を 除 く)		約 843,200 億円	838,910 億円	約 0.5 %
	地 方 一 般 歳 出	約	699,200 億円	693,151 億円	約 0.9 %

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

2. 平成28年度地方財政収支見通しの概要(東日本大震災分)

(1) 復旧・復興事業

項 目		平成28年度 (見込)	平成27年度	増減率 (見込)
歳入	震災復興特別交付税	4,802 億円	5,898 億円	▲ 18.6 %
	国庫支出金	約 12,600 億円	13,717 億円	約 ▲ 8.0 %
	地方債	333 億円	355 億円	▲ 6.2 %
	一般財源充当分	79 億円	- 億円	皆増
	計	約 17,900 億円	20,060 億円	約 ▲ 10.8 %
歳出	直轄・補助事業費	約 16,400 億円	18,024 億円	約 ▲ 8.8 %
	地方単独事業費	1,254 億円	1,683 億円	▲ 25.5 %
	うち地方税等の減収分見合い歳出	361 億円	730 億円	▲ 50.5 %
	計	約 17,900 億円	20,060 億円	約 ▲ 10.8 %

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

(2) 全国防災事業

項 目		平成28年度 (見込)	平成27年度	増減率 (見込)
歳入	地方税	720 億円	708 億円	1.7 %
	一般財源充当分	589 億円	275 億円	114.2 %
	国庫支出金	- 億円	1,524 億円	皆減
	地方債	- 億円	2,397 億円	皆減
	雑収入	1 億円	1 億円	0.0 %
	計	1,310 億円	4,905 億円	▲ 73.3 %
歳出	全国防災対策費に係る 直轄・補助事業費	- 億円	3,922 億円	皆減
	公債費	1,310 億円	983 億円	33.3 %
	計	1,310 億円	4,905 億円	▲ 73.3 %

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

(参 考)

平成28年度地方財政収支見通しの概要 (通常収支分と東日本大震災分の合計)

項 目		平成28年度 (見込)	平成27年度	増減率 (見込)
歳入	地方税	387,742 億円	375,627 億円	3.2 %
	地方譲与税	24,322 億円	26,854 億円	▲ 9.4 %
	地方特例交付金	1,233 億円	1,189 億円	3.7 %
	地方交付税	171,805 億円	173,446 億円	▲ 0.9 %
	震災復興特別交付税以外	167,003 億円	167,548 億円	▲ 0.3 %
	震災復興特別交付税	4,802 億円	5,898 億円	▲ 18.6 %
	地方債	88,940 億円	97,761 億円	▲ 9.0 %
	うち臨時財政対策債	37,880 億円	45,250 億円	▲ 16.3 %
	歳入合計	約 876,900 億円	877,675 億円	約 ▲ 0.1 %
「一般財源」		622,982 億円	622,366 億円	0.1 %
歳出	給与関係経費	約 203,300 億円	203,351 億円	約 ▲ 0.0 %
	退職手当以外	約 185,800 億円	185,291 億円	約 0.3 %
	退職手当	約 17,500 億円	18,060 億円	約 ▲ 3.3 %
	一般行政経費	約 358,000 億円	350,589 億円	約 2.1 %
	うち補助分	約 190,100 億円	185,490 億円	約 2.5 %
	うち単独分	約 140,400 億円	139,964 億円	約 0.3 %
	うちまち・ひと・しごと創生事業費	10,000 億円	10,000 億円	0.0 %
	うち重点課題対応分(仮称)	2,500 億円	- 億円	皆増
	地域経済基盤強化・ 雇用等対策費	4,450 億円	8,450 億円	▲ 47.3 %
	公債費	約 128,100 億円	129,512 億円	約 ▲ 1.1 %
	維持補修費	約 12,200 億円	11,601 億円	約 5.1 %
	投資的経費	約 112,100 億円	110,010 億円	約 1.9 %
	うち直轄・補助分	約 57,700 億円	57,252 億円	約 0.8 %
	うち単独分	約 54,300 億円	52,758 億円	約 3.0 %
	うち緊急防災・減災事業費	5,000 億円	5,000 億円	0.0 %
	うち公共施設等最適化事業費	2,000 億円	1,000 億円	100.0 %
	公営企業繰出金	約 25,100 億円	25,397 億円	約 ▲ 1.0 %
	うち企業債償還費普通会計負担分	約 15,900 億円	16,247 億円	約 ▲ 2.1 %
	水準超経費	14,500 億円	13,800 億円	5.1 %
	大東 震災 日本 復旧・復興事業費	約 17,900 億円	20,060 億円	約 ▲ 10.8 %
	全国防災事業費	1,310 億円	4,905 億円	▲ 73.3 %
歳出合計		約 876,900 億円	877,675 億円	約 ▲ 0.1 %
地方一般歳出		約 717,100 億円	717,043 億円	約 0.0 %

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

(参 考 1)

地方財政計画の伸び率等の推移

(単位：％)

年 度	対 前 年 度 伸 び 率			
	地方財政計画	地方一般歳出	地 方 税	地 方 交 付 税
昭和 5 6 年度	7. 0	5. 5	1 3. 4	7. 9
5 7	5. 6	4. 5	1 1. 7	7. 0
5 8	0. 9	0. 2	▲ 0. 1	▲ 4. 9
5 9	1. 7	0. 3	6. 8	▲ 3. 9
6 0	4. 6	3. 5	1 0. 6	1 0. 9
6 1	4. 6	4. 3	6. 9	4. 0
6 2	2. 9	2. 9	0. 6	0. 6
6 3	6. 3	5. 7	9. 4	7. 5
平成 元 年度	8. 6	7. 1	8. 1	1 7. 3
2	7. 0	6. 7	7. 5	1 0. 3
3	5. 6	7. 4	6. 1	7. 9
4	4. 9	5. 9	4. 1	5. 7
5	2. 8	4. 4	1. 6	▲ 1. 6
6	3. 6	4. 6	▲ 5. 7	0. 4
7	4. 3	3. 6	3. 6	4. 2
8	3. 4	2. 3	0. 1	4. 3
9	2. 1	0. 9	9. 6	1. 7
1 0	0. 0	▲ 1. 6	3. 9	2. 3
1 1	1. 6	1. 8	▲ 8. 3	1 9. 1
1 2	0. 5	▲ 0. 9	▲ 0. 7	2. 6
1 3	0. 4	▲ 0. 6	1. 5	▲ 5. 0
1 4	▲ 1. 9	▲ 3. 3	▲ 3. 7	▲ 4. 0
1 5	▲ 1. 5	▲ 2. 0	▲ 6. 1	▲ 7. 5
1 6	▲ 1. 8	▲ 2. 3	0. 5	▲ 6. 5
1 7	▲ 1. 1	▲ 1. 2	3. 1	0. 1
1 8	▲ 0. 7	▲ 1. 2	4. 7	▲ 5. 9
1 9	▲ 0. 0	▲ 1. 1	1 5. 7 (6. 5)	▲ 4. 4
2 0	0. 3	0. 0	0. 2	1. 3
2 1	▲ 1. 0	0. 7	▲ 1 0. 6	2. 7
2 2	▲ 0. 5	0. 2	▲ 1 0. 2	6. 8
2 3	0. 5	0. 8	2. 8	2. 8
2 4	▲ 0. 8	▲ 0. 6	0. 8	0. 5
2 5	0. 1	▲ 0. 1	1. 1	▲ 2. 2
2 6	1. 8	2. 0	2. 9	▲ 1. 0
2 7	2. 3	2. 3	7. 1	▲ 0. 8
2 8	0. 6	0. 9	3. 2	▲ 0. 3

(注 1) () 内は、税源移譲分を除いた伸率(平成18年度の地方税に所得譲与税を含めて伸率を算出)である。

(注 2) 平成24年度以降は通常収支分の伸率である。

(参 考 2)

地 方 債 等 関 係 資 料

年 度	地 方 債 額 計 画 額 (億円)	対 前 年 度 増 減 額 (億円)	地 方 債 度 依 存 度 (%)	地方の借入金 残 高 (兆円)
昭和56年度	42,700	▲1,576	9.6	43
57	38,100	▲4,600	8.1	47
58	50,011	11,911	10.5	52
59	47,602	▲2,409	9.9	55
60	39,500	▲8,102	7.8	57
61	44,290	4,790	8.4	61
62	53,900	9,610	9.9	64
63	60,481	6,581	10.4	66
平成元年度	55,592	▲4,889	8.8	66
2	56,241	649	8.4	67
3	56,107	▲134	7.9	70
4	51,400	▲4,707	6.9	79
5	62,254	10,854	8.1	91
6	103,915	41,661	13.1	106
7	113,054	9,139	13.7	125
8	129,620	16,566	15.2	139
9	121,285	▲8,335	13.9	150
10	110,300	▲10,985	12.7	163
11	112,804	2,504	12.7	174
12	111,271	▲1,533	12.5	181
13	119,107	7,836	13.3	188
14	126,493	7,386	14.4	193
15	150,718	24,225	17.5	198
16	141,448	▲9,270	16.7	201
17	122,619	▲18,829	14.6	201
18	108,174	▲14,445	13.0	200
19	96,529	▲11,645	11.6	199
20	96,055	▲474	11.5	197
21	118,329	22,274	14.3	199
22	134,939	16,610	16.4	200
23	114,772	▲20,167	13.9	200
24	111,654	▲3,118	13.6	201
25	111,517	▲137	13.6	201
26	105,570	▲5,947	12.7	201
27	95,009	▲10,561	11.1	199程度 (見込)
28	88,607	▲6,402	10.3	196程度 (見込)